ISSN 0385-4566

千葉商大紀要

第59巻　第3号

2022年3月

論　説

墓参における伝統の創造と現世利益
—東京都23区民の生活意識調査から— ……荒　川　敏　彦（1）

教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討
—実習中に求められる「道徳的態度」について（1）—
……相　良　麻　里（21）
相　良　陽一郎

英語聴解で学習困難を持つ児童を識別するための研究……酒　井　志　延（37）
土　屋　佳雅里

日本の近代期における外来野菜の導入過程と主産地形成との関わり（Ⅰ）
—北海道のタマネギ生産地域を事例に—……田　野　　宏（53）

漢学の革命と革命の漢学
—遠藤隆吉の「漢学の革命」をめぐって—……趙　　軍（71）

NFT（ノンファンジブルトークン）の損失に対する損益通算・雑損控除の適用
—NFTの「生活に通常必要でない資産」該当性— ……泉　　絢　也（91）

SPI模試にみる大学入学前教育の成果と課題
—eラーニングの取り組みの評価— ……大　塚　茂　晃（117）

日本における市民マラソン大会の動向と今後の展望に関する考察
……山　田　耕　生（129）

貧困問題から格差問題へ
—ベトナムの貧困・格差政策の動向—……グエン　トゥイ（143）

その他

2021年学外研究活動報告 ……（161）

千葉商科大学国府台学会

（通巻193号）

執　筆　者　紹　介

荒　川　敏　彦	宗教社会学	商経学部	教　　授
酒　井　志　延	英語教育学	商経学部	教　　授
相　良　陽一郎	心理学	商経学部	教　　授
田　野　　宏	農業経済地理学	商経学部	教　　授
趙　　軍	中国近現代史	商経学部	教　　授
泉　　絢　也	租税法	商経学部	准　教　授
大　塚　茂　晃	金融論	商経学部	准　教　授
山　田　耕　生	観光学	サービス創造学部	准　教　授
グェン　トゥイ	経済学	人間社会学部	専任講師
相　良　麻　里	教育学	東京家政大学	助　　教
土　屋　佳雅里	英語教育学	東京成徳大学 子ども学部	助　　教

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 1-20

〔論　説〕

墓参における伝統の創造と現世利益
――東京都 23 区民の生活意識調査から――

荒　川　敏　彦

1. 墓参をめぐるせめぎ合い

墓参りは，日本の伝統的な祖先祭祀のあり方とみなされ，じっさい現代でも多くの人が盆や彼岸や命日に墓参している。

では，墓参りはどのように意味づけられているのだろうか。まず想定されるのは，先祖や故人の供養や冥福の祈りを捧げる機会としてであろう。墓所が死者を葬る場である以上，それは当然のことと思われる。しかしそれと同時に，死者への手向けとは逆方向のベクトル，すなわち生者の現世利益を祖先などの故人に願う場ともなっている。故人のための供養と意味づける立場からすれば，自分や家族の健康や受験合格や商売繁盛などを願う現世利益的な祈願など不敬きわまりない所業と思えるかもしれない。だが，現実には多くの人が墓前で現世利益的な祈願をしているのである。

別稿で筆者は，墓参での現世利益的な祈願に言及した際，朝日新聞に連載の 4 コマ漫画「ののちゃん」を引用したことがある(1)。あらためて引用しよう。そこでは以下のような場面が描かれていた。8 月 14 日掲載の，お盆の墓参りを背景とした漫画である。

〔家族で墓参りに来た場面〕
ののちゃん：御先祖さまにおねがいしていいの？
おばあさん：この際ええやろ。
ののちゃん：御先祖さま　御先祖さま　来年のお正月のお年玉ガッポリよろしくお願いします。
お母さん：なにをおねがいしたんや？
ののちゃん：ナイショ。
おばあさん：わかった！　クリスマスのプレゼントやろ。
〔ののちゃんが再び墓前に向かってしゃがみ，祈り直す〕
おばあさん：ちごうてたらしい。

わずか 4 コマに，墓参をめぐる異なる視点が描き込まれている。たとえば冒頭で，小学 3 年生ののののちゃんが，祖母に墓前で「おねがい」をすることの是非を問いかけている場面。

(1)　いしいひさいち「ののちゃん」no.4645（2010 年 8 月 14 日『朝日新聞』朝刊）。荒川敏彦，2021，「不安のなかの緊張――2006 年と 2020 年の東京都 23 区民「生活意識」調査の比較から」『千葉商大紀要』第 58 巻 3 号，3 頁。

供養の意味を踏まえれば，墓参は故人を供養するためのものであり，自己の利害のために願い事をするのは不謹慎ではないかと考えられたのだろう。是非を問われた祖母の「この際ええやろ」という回答の「この際」は墓参に来た「ついで」という意味かもしれないが，いずれにせよ現世利益の祈願をすることに許可を与えている。

当初は墓前での祈願を躊躇したののちゃんであるが，おばあさんから許可が出た途端，お年玉に関する「現金な」願い事をなす。興味深いことに，そこでは抽象的な「御先祖さま」に願いが捧げられている。具体的な顔の浮かぶ御先祖は登場しない。

何を願ったのか尋ねる母に，ののちゃんは「ナイショ」と答える。願いの内容を口に出すと祈願の効果がなくなるのではないかと懸念されたのかもしれないが，お年玉の「出所」にその願いを明かすのはさすがにためらわれたのだとも考えられる。あるタブーを犯すことによって祈願の効果が消失するのではないかという意識や，当の相手（母）に伝えるのが憚られるほど現金なお願いを御先祖様に依頼して，願いの宛先を「迂回」するという手段としての祈願が見られる。

母も祖母も，ののちゃんの願いの中身が現世利益の祈願に他ならないことは重々承知である。祖母が（本来はキリスト教の）クリスマスのプレゼントのお願いかと予測したことで，それがあったかと気づいたののちゃんが，再び墓前にクリスマスについても追加で祈るというストーリーである。お盆の墓参りであれば，祖先の供養，祖先祭祀という観点から正月のお年玉という関連が「自然」であろうが，祖母はクリスマスプレゼントに関連した願い事だと予測したのだった――クリスマスのプレゼントというのもキリスト教から随分離れた話ではあるが。

墓前に捧げる「おねがい」の内容が，故人の冥福でないのはもちろん，家族の平安を見守ってほしいというものでもなく，お年玉ガッポリやクリスマスプレゼントといった，自分の現世利益であることは自明とされている。

わずか4コマに，墓参は誰のために，また何のためにするのか，墓前で現世利益を「おねがい」することの是非，祈願の宛先（誰に捧げるか），祈願の効果に関するタブー意識など，墓参をめぐる折り重なる諸問題が凝縮されている。

このように複雑な，墓参における現世利益的な祈願は，現代日本社会においてどのような意識との関連でなされ，位置づけられているのだろうか。本稿では，古来からの「伝統」と言われる墓参行為におけるせめぎあいの一端を可視化すべく，2006年1月と2020年1月に実施した東京都23区民を対象に調査したデータをもとに考察してみたい(2)。

2. 墓参という伝統における変容と継続

2020年調査（以下，20年調査）では，この3年間に墓参りをしたと回答した人は82.7%に上った(3)。この数字だけからも，盆と彼岸には墓参りに行くものだ――多くの人びとがそう考えているであろうことが推測されよう。

2.1　代行サービス――墓参りへの強い意識

現代では「お墓参り代行サービス」が企業サービスとして種々登場している。それは，供養としての墓参をないがしろにする風潮のように見えるかもしれない。しかし逆に，墓

参の「伝統」に従おうとする意識の強さを示す一例だと見ることもできる。

「墓参りには行くものだ」と思いながらも，墓地から遠く離れて生活している人や，仕事に追われて盆休みも取れない，彼岸に田舎に行くこともできない人は少なくない。そうした人のために墓参りを「代行」することが，サービス業として成立している。いわば「代参」であるが，かつての代参は親しいご近所や知り合いに依頼するものだったろう。菩提寺への依頼は現代でも普及している。それをタクシー会社や墓参業者に依頼するという点が現代的である。

これは，（テンニースの）ゲマインシャフト的な事柄をゲゼルシャフト関係で遂行する事態であるが，そこには近隣関係の変容や，寺院や霊園等との関係のあり方の変容が反映しているだろう。代参を頼めるほど親密な近隣関係（遠方にある実家近くの隣近所関係）を築いている人が，いまどの程度いるであろうか。墓参を義務として果たそうとするなら，「業者」のサービスに頼ろうとするのも無理からぬところだろう(4)。自らが遂行できないのであれば墓参りを断念するという選択肢は採られていないのである。たとえ見ず知らずの業者であったとしても，とにかく誰かが墓参することが大切だと考えられている。墓を放置することへの忌避感，罪悪感，故人・先祖に申し訳ない，あるいは恥ずかしいことだ，親戚筋に顔向けできない，といった意識があるものと思われる。この 3 年以内に墓参りをした人が 8 割を超えていることにも，墓参を欠かさずに実施しようとする義務意識の強さを見ることができる。

2.2　ハレの周期性

「代行サービス」のビジネスとしての成立は，墓参りに関する強固な需要を示唆する。

---

(2)　生活意識研究会による東京 23 区民調査は，質問内容をできるだけ同一にして 2006 年 1 月と 2020 年 1 月の 2 回実施された。調査概要は以下の通りである。この 2 つの調査結果の概観的な比較については，前掲拙稿「不安のなかの緊張」を参照。

〈06 年調査〉調査対象集団：東京都 23 区在住の 20 歳から 79 歳までの住民男女
標 本 抽 出：二段無作為抽出法
標　本　数：1,200 サンプル（有効回収票 724 票，回収率 60.3％）
実 査 方 法：調査員による訪問留め置き法
調 査 期 間：2006 年（平成 18 年）1 月 13 日から同年 1 月 22 日までの 10 日間

〈20 年調査〉調査対象集団：東京都 23 区在住の 20 歳から 79 歳までの住民男女
標 本 抽 出：層化二段無作為抽出法
標　本　数：5,100 サンプル（有効回収票 1,701 票，回収率 33.4％）
実 査 方 法：郵送配布・郵送回収
調 査 期 間：2020 年（令和 2 年）1 月 17 日から同年 1 月 31 日までの 15 日間

(3)　前掲拙稿「不安のなかの緊張」，3 頁。しかも墓参をする傾向は，年々上昇してきている。全国調査である NHK の「『日本人の意識』調査」では「年に 1，2 回程度は墓参りしている」と回答した割合は，1973 年（第 1 回）から，以後 5 年ごとの調査で，62.0％→ 64.8％→ 67.7％→ 65.0％→ 69.7％→ 67.5％→ 67.6％→ 68.4％→ 72.0％→ 70.9％（第 10 回，2018 年）と，行きつ戻りつしながらも緩やかな上昇傾向を見せている。NHK 放送文化研究所，2020，『現代日本人の意識構造（第九版）』NHK 出版，（付録Ⅰ）21 頁。単純比較はできないが，この全国的な墓参の上昇傾向と照らせば，20 年調査で過去 3 年以内に墓参したと回答した人が 82.7％いるデータはうなずけるものと言えよう。

(4)　それを「便利」になったと意識するかどうかは，また別の問題としてある。

しかし同時にそれと逆行するように，墓参りが習慣化されているにもかかわらず(5)そこに不安が潜在している面もうかがえる。

現代では，あらゆることがインターネットで検索されるといってもよい時代である。何か知りたいことがあればすぐにネットで検索し，すでにどこかで誰かが自分と同様の疑問について質問しており，他の誰かによって答えが出されているのを発見することも多いだろう。その例に漏れず，「伝統」とされる墓参についても関連する事柄がインターネット上で検索されている。

墓参に関連する言葉がインターネットで検索される事態は，何を意味するだろうか。お盆や彼岸に墓参りすることは，ほとんど習慣化した「伝統的」行為といえる。インターネットで検索されるということは，その事柄が何ほどか意識されたこと，そこに不明なことや曖昧なこと，確信をもちたい要素があることを示している。言いかえれば，そこには何某かの不安がある。墓参が定期的にネット検索にかけられるとすれば，それは墓参に関する「時期」や「作法」について不安のあることが推測されるだろう。

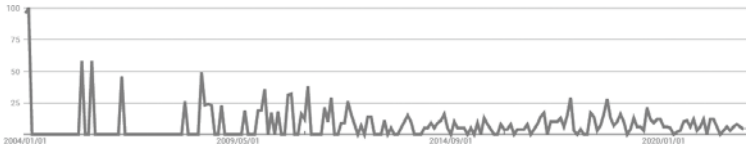
そこで代表的な検索サイト Google で「墓参（り）」の語の検索状況を見てみると，検索される頻度や時期の明白な傾向は読み取れない(6)。もちろんグーグルでの検索回数はユーザーの偏りもあろうし，墓参の伝統が染みついている人にとっては「墓参」の語を検索する必要はほとんどないだろう。

その一方で，伝統的に墓参の時期とされる「盆」や「彼岸」については，はっきりとした検索の傾向を見ることができる（図 1）。グラフが重なって若干分かりにくいが，「盆」と「彼岸」の語が定期的に検索のトレンドになっていることが一目瞭然である。「盆」が検索されるピークはピンポイントで毎年 8 月であり，「彼岸」が検索されるのも 3 月と 9 月が突出している(7)。ここから，広く社会的に，故人を偲ぶないし供養する意識が定期的に喚起され，墓参りがくり返され，その習慣が確認されていることがわかる。半年周期で訪れる墓参の機会は，現代社会におけるハレとケの生活リズムを形成していると言えるだろう。

高速に回転する現代的生活（ケ）を送りながら，一年の内で定期的に巡ってくる非日常（ハレ）の到来のリズムをかろうじて確保して日常を一端切断し，その後ふたたび高速回

(5)　習慣化されている「からこそ」と言いたいところではあるが，墓参の慣例と墓参に関する不安を「だからこそ」という論理でつなげるかについては，ここでは保留しておく。

(6)　参考までに 2004 年 1 月から 2022 年 1 月の「墓参」の検索に関するグーグルトレンドの調査結果を示す（2022 年 1 月 19 日調査）。盆や彼岸の周期性とは対照的に，検索が増える時期に傾向は見られない。



(7)　したがって，検索では当然ある関連語，盆であれば「覆水盆に返らず」や彼岸であれば『彼岸過迄』（漱石）や『善悪の彼岸』（ニーチェ）など著作の検索もカウントされてしまうが，ピークの出現傾向から，それらの影響は相対的に無視できるほど小さいと考えられる。「覆水盆に返らず」が毎年 8 月に集中して検索される理由はないからである。ちなみに，図 1 でほとんど判別できないほど横軸に沿ってわずかにデコボコしているのが「墓参」の検索トレンドであり，検索回数の相対的比率が小さいことが分かる。

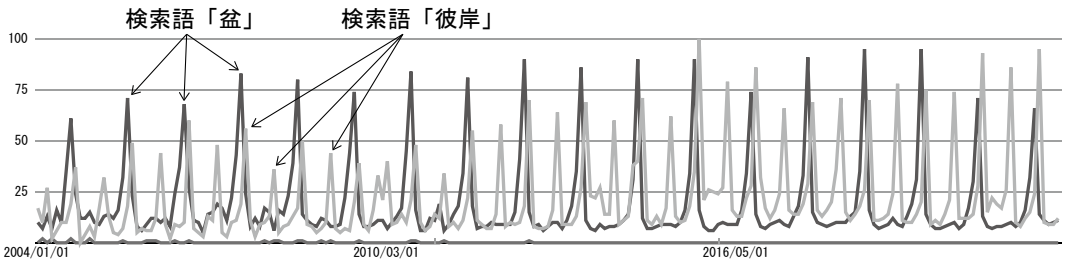


図１ 「盆」と「彼岸」の検索傾向（2004 年１月～2022 年１月，グーグルトレンドによる）

転する日常へと還っていく。そのくり返しのなかで，「伝統」とされる墓参りの形態が多様化してきているのである(8)。それは墓参の意味づけの多様化にも通じているだろう。その新たな意味づけの一つとして，「代行サービス」の出現や埋葬文化の変容がある。

そのなかで本稿にとって重要なのは，墓参りが現世利益的な願い事・祈願をする機会ともなっているという一面である。墓前での現世利益的な祈願は，墓参りという非日常を，日常につなぎとめる意味をもつ。もちろんその祈願の宛先は非日常的なものに向けられてはいるのだが，そうであるなら，墓参での祈願は日常と非日常とを融合する行為だと言えるだろう。

3. 祈願の宛先における齢と時代――加齢効果による祈願減少と時代効果による祈願増加

先の４コマ漫画で，ののちゃんは「御先祖さま」に「おねがいごと」をしていた。ののちゃんシリーズでは，おばあさんがいい味を出しているのだが，祖父は思い出としても出てこない。漫画の設定として，ののちゃんにとって祖父は遠い存在とされているのかもしれない。祖父母や親や兄弟や子どもなどきわめて近しい者を亡くした場合，墓の前では生前の具体的な姿が目に浮かんでくるだろう。墓に何が「いる」「ある」と観念するかは大きな問題だが，亡くなった近親者の「霊」がいると考える場合も多いと思われる。

では，墓前で現世利益的な願い事をすることと，自然の霊や守護霊，神や仏の存在についてどう観念しているかということとは，いかなる関係にあるのだろうか。東京都 23 区民を対象にした 20 年調査では，次の図２，図３，図４のような結果が得られた。

---

(8) また注目しておきたいのは，墓参は広く認知された習俗的行為であって，特定の「宗教」的行為という印象が薄いという点である。寺院墓地である場合などでは，仏教との関わりを強く意識させるだろうが，行政が管理する霊園なども多い。個人化の進む現代において，墓参の意味づけは，ますます多様化する条件を増やしていると言えるだろう。問芝志保は，2010 年代に出版された「先祖・墓参り本」53 冊を分析して，それらの書籍から垣間見えてくる墓参りに対する多様な考え方について次のようにまとめている。「先祖・墓参り本は，自己のルーツ・おかげ・守護者としての先祖や，災因としての先祖，先祖そのものあるいは先祖との媒介としての墓，先祖への感謝を示すための墓参り，供養対象としての墓の最重要視といった，先祖観・墓観を提示している。それらの観念は主に先祖供養が『日本古来の慣行』であることによって保証されている。また墓は，家族や子孫の繁栄と結びつく自家だけのパワースポットとして特別な場所となっている。こうした観念が，今日における墓参りの実施率の高さを支えているのではなかろうか。」（強調は引用者） 問芝志保，2020，「2010 年代のスピリチュアル市場における先祖供養と墓参り」山中弘編『現代宗教とスピリチュアル・マーケット』弘文堂，104 頁。

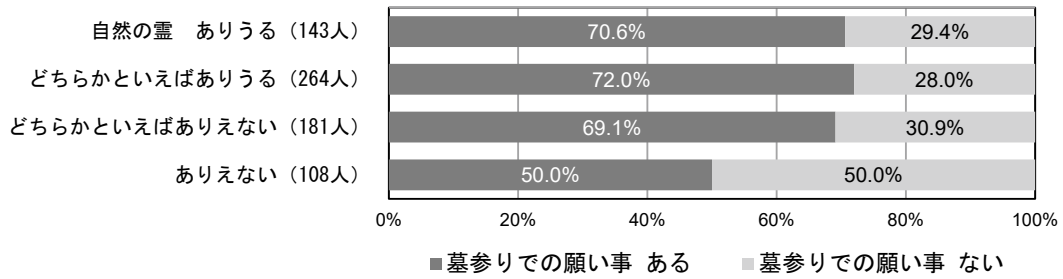


図 2　自然の霊の存在×墓参祈願（P＜.01）

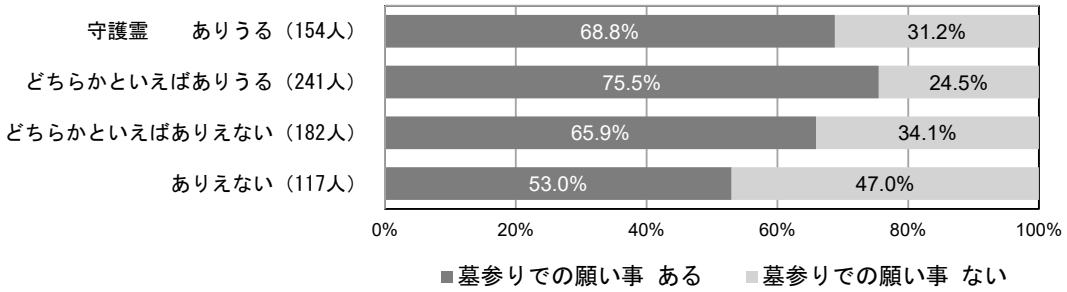


図 3　守護霊の存在×墓参祈願（P＜.01）

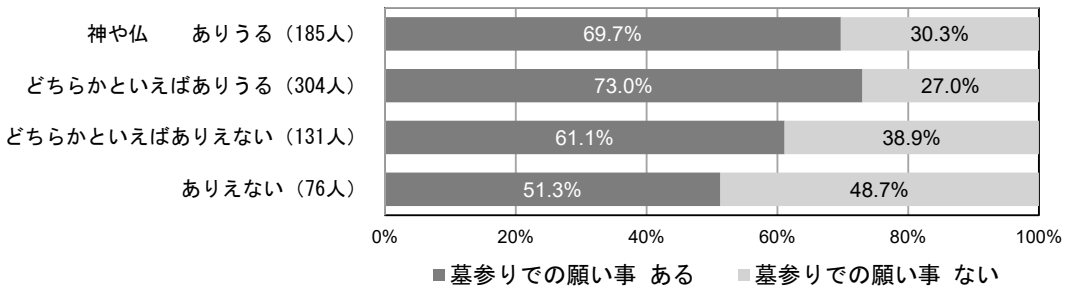


図 4　神や仏の存在×墓参祈願（P＜.01）

自然の霊，守護霊，神や仏が「ありうる」「どちらかといえばありうる」と存在の可能性を肯定する人の方が，墓参りで自分や家族のためにお願い事をする傾向が見られる。もちろん，だからといってその守護霊などに向けて祈願しているのかどうかは，この結果からは分からない。しかし，それら超人知的存在の可能性を肯定することと，じっさいに墓前で祈願することとのあいだには親和的な関係があると言える。

ところで 20 年調査は，2006 年に行った同様の調査の継承である。そこで 14 年後に超人知的な存在についての意見はどう変わったか／変わらなかったか，自然の霊と守護霊について，その推移を年代ごとに，回答時期別に分けて確認しておこう（図 5，図 6）[9]。

図 5，図 6 をみると，自然の霊や守護霊について[10]，（2006 年時点の 20 代と 30 代が 14 年後にとった意見を除き）軒並み 14 年後にはそれらの存在可能性を支持する割合が減っている（各世代について，1 行目の「新」年代と 2 行目の「＋14」との比較）。それに対

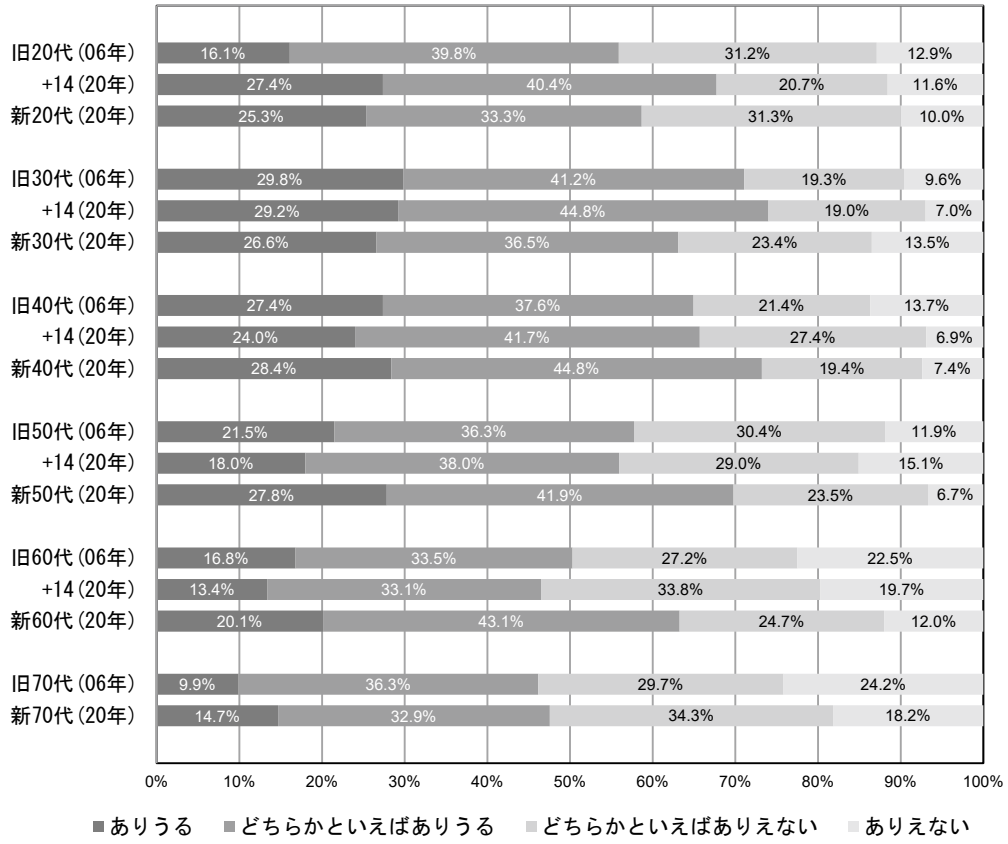


図５　14 年後の変化（1）自然の霊の存在可能性

して，2020 年調査時点での「新」年代は，（20 代と 30 代を除き）今度は逆に 14 年前の同年代の人たちよりも，超人知的存在を肯定する傾向が増しているのが分かる（1 行目の「旧」年代と 3 行目の「新」年代との比較）。

2006 年時点での 20 代（20 歳～29 歳）は，14 年後には 30 代半ばから 40 代前半となり，また 30 代（30 歳～39 歳）は 14 年後には 40 代半ばから 50 代前半となっている。つまり 2006 年時に 20 代 30 代だった層は，職場や地域社会などで 2020 年調査時の社会を中核的に担っている年代になっている。

---

(9)　図 5 と図 6 では 2006 年調査を「旧○○代」と記し，その年代の 14 年後の年代を「＋14」と表示した。たとえば 2006 年に 20 代であった 20 歳～29 歳の人は，14 年後には 34 歳～43 歳になっているので，該当する年齢の対象者を「＋14」として「旧」年代の下に表示した（2 行目）。3 行目には 2020 年調査時点での世代を「新○○代」と記し配置した。たとえば 2020 年調査時点の 20 歳～29 歳は，「新 20 代」と記した。2 つの調査は同一人物を対象とした追跡調査ではないが，ある年代の経年的変化の大まかな傾向は把握できるだろう。以下の「14 年後の変化」についても同様に記載する。

(10)　2006 年調査において「神や仏の存在可能性」についての意見と「年代」とに有意な関係が見られなかった（つまり「旧」年代について有意な差が見られなかった（P＞.05））ため，ここでは対象としなかった。それ以外は，いずれも有意差が見られる（P＜.01）。

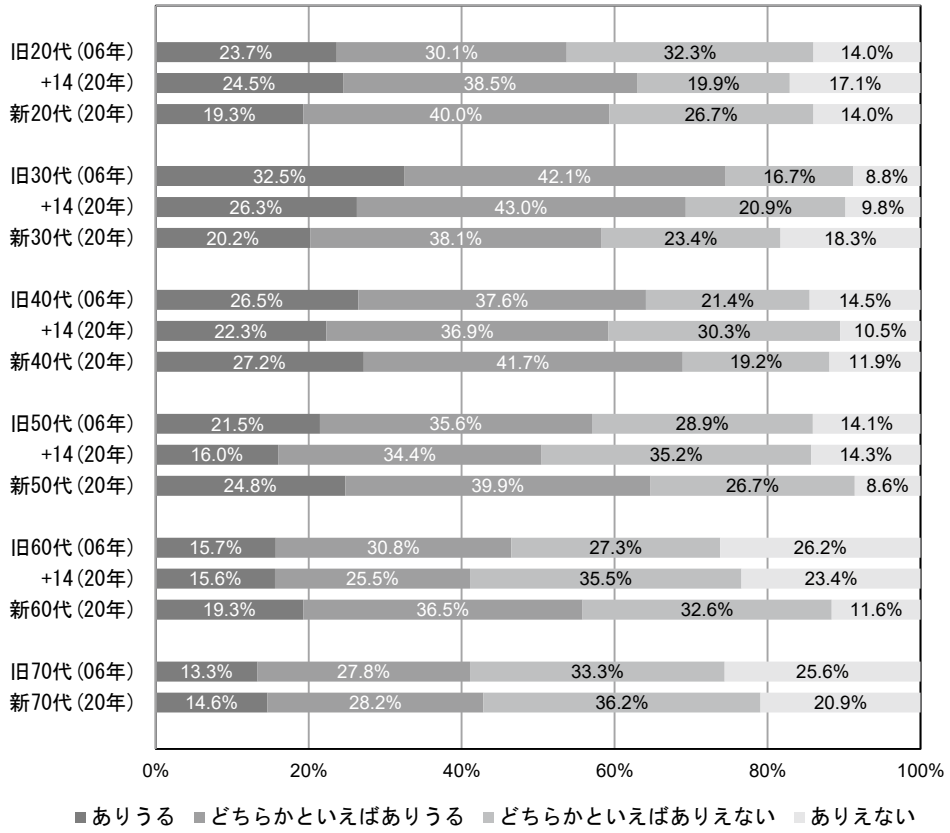


図 6　14 年後の変化（2）守護霊の存在可能性

その間の超人知的存在への意見の推移を見てみると，14 年後に社会の中核的存在となった彼ら／彼女らは，その存在を肯定する割合が大きくなっており，それよりも年上の 50 代半ばをすぎた後には，超人知的存在を肯定する割合が逆に小さくなった。

その一方で，2020 年調査の対象者は，14 年前に同年代であった人たちよりも超人知的存在を肯定する割合が大きい。これを 2006 年と 2020 年で比較するなら，旧 30 代を除き，14 年後の「新」年代の方が超人知的存在を肯定する割合が大きくなっている（1 行目の「旧」年代と 3 行目の「新」年代比較）。各年代でいずれも肯定する割合が大きくなっていることから，特定の年代に特有な現象というよりも，その時代（2020 年 1 月頃）の時代的な効果だと言えるだろう。

すなわち，時が経つにつれて（齢を重ねるにつれて）超人知的存在の可能性を肯定する人の割合が減少したのに対して，時を隔てた同年代で比較すると 20 年調査時の方が存在可能性を肯定する割合が大きくなっている。加齢効果は世代ごとに異なって明確ではないが，時代効果については確認できるだろう。

こうした傾向は，墓参での祈願の傾向と共通している。図 7 について，加齢効果で見ると，旧 20 代と旧 30 代において祈願する割合を押し下げ，旧 40 代以上においては祈願する割合を大きくする傾向が見られる。他方，時代効果で見ると，超人知的存在の可能性（図

5，図6）と同様，墓参祈願（図7）においても，14年後の同世代はどの年代も祈願する割合が大きくなる傾向が見られる。

超人知的存在の可能性についての意見よりも，具体的な行為としての墓参祈願は生活環境の変化によって左右される度合いが大きいと考えられる。社会的にみて30代から40代になると，家政の中心的な役割を担うことが多くなろう。旧20代の人は30代半ばを過ぎる14年後に祈願する割合が小さくなっており，逆に旧40代以上は50代半ばを超えた14年後に墓前で祈願する割合を大きくする傾向（加齢効果）が見られる。ここには，年齢が上がるにつれて変化する家族内・社会的な立場の変化があり，また近親者を亡くす経験をする人も次第に増えてくる年代であることが関わっているように思われる。

その一方で，2006年から2020年への時代の変化が及ぼす効果に注意してみると，年代を問わずに祈願する割合が上がる傾向をはっきりと確認できる（時代効果）。

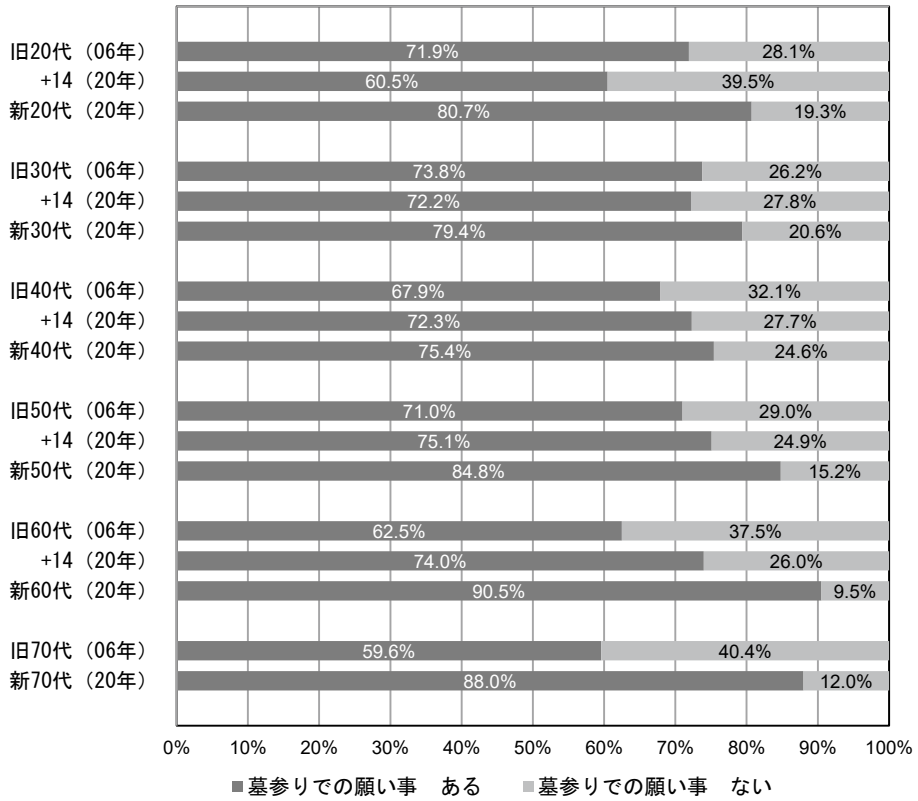


図7　14年後の変化（3）墓参祈願（P＜.01）

世代論的観点からの分析は，その社会意識を捉える上で重要である。たとえば1970年代のオカルト・ブームのとき何歳であったか，1995年のオウム真理教による地下鉄サリン事件と一連の報道を何歳頃に体験したかという視点は，宗教的意識の形成と持続について考察するポイントとなろう。本稿では扱えなかったが，今後の課題としたい。

同時に，年を経るにつれて宗教的な観念に対する意識も変化するという，「加齢」に伴

う効果にも注意する必要がある。ある年齢層は一つのことしか経験しないわけではないし，年齢とともに新たな人生経験を積み重ねているはずである。戦争や巨大災害や巨大事故など，年代的特徴を超えてその「時代」が及ぼす影響もあろう。

以上の検討は，2006 年と 2020 年の二時点の比較にすぎない。しかしこの二時点において，一つの年代層の加齢効果と時代効果とが，減少と増大の相反する傾向を示した。これは大きな社会意識のなかの，泡の如きわずかな一面ではある。だが宗教的また社会的な意識と行動は，こうした相反する傾向の相互増幅や相殺や緊張を内に含みながら，重畳的に形成され変容していくものだろう。一見変化がなさそうに見えても，その根底では相異なる諸動向がせめぎ合い，均衡をとっていることがある(11)。このことは，超人知的な存在への観念のありか，および（墓前のみならず）祈願の宛先をどう観念するか，そして祈りや願いという「人間的」行為のあり方と深く関わっているように思われる。

4. 墓参の意味づけ――伝統主義の後退と墓参祈願

墓参りは，その実施方法などを少しずつ変化させながらも「伝統」として息づいていることは確かだろう。では，伝統的なことを重んじる考え方と，墓参りで現世利益的なお願い事をするということとはどう関係するだろうか。

ふたたび 14 年前と 20 年調査との変化を確認しておくと，守護霊や神仏など超人知的存在についての意見で見られたのとは異なり，2006 年調査の「旧」年代とその 14 年後である「＋14」とのあいだでも，また「旧」年代と 14 年後の「新」年代とのあいだでも，ともに伝統主義的な態度が後退している姿を見ることができる（図 8，P＜.05）(12)。

この伝統主義の後退を踏まえて，伝統主義と墓参りでの現世利益的祈願との関連について見てみよう（図 9 = 06 年調査，図 10 = 20 年調査）。

図 9，図 10 に見られるように，2006 年調査ではそこまで強くなかった傾向が，20 年調査ではいっそう顕在化した。すなわち，習慣やしきたりを遵守することでリスクを回避しようとする伝統主義的態度が強いほど，墓参りの際に願い事をする割合が高くなっている。2006 年調査から 2020 年調査にかけて伝統主義的態度が相対的に減少する一方で（図 8），墓参りの際に自分や家族のために願い事をする割合は高まったのである。これは，コアな伝統主義層とコアな墓参祈願者層とが親和的であることを示すだろう。それらの人びとにおいては，墓参りでの現世利益的な願い事は「伝統」と目されているものと考えられる。

(11) 筆者は 2006 年調査と 2020 年調査の単純集計結果を概観した際，両調査の単純集計結果が驚くほど一致していることを指摘した上で，けれどもその一致は 14 年間で何も変わらなかったのではなく，その「変わらなさ」の背後にある社会的な緊張関係，せめぎ合いに注目する必要があると述べた。複数の潮流が重なり合った結果として，一見すると「変わらない」状態が見えているにすぎないことが，本稿の検討から見えてきたように思う。前掲拙稿「不安のなかの緊張」参照。

(12) ただし 20 代の「旧」と「新」には差はない。つまり時代が変わっても 20 代の傾向は変わっていない。

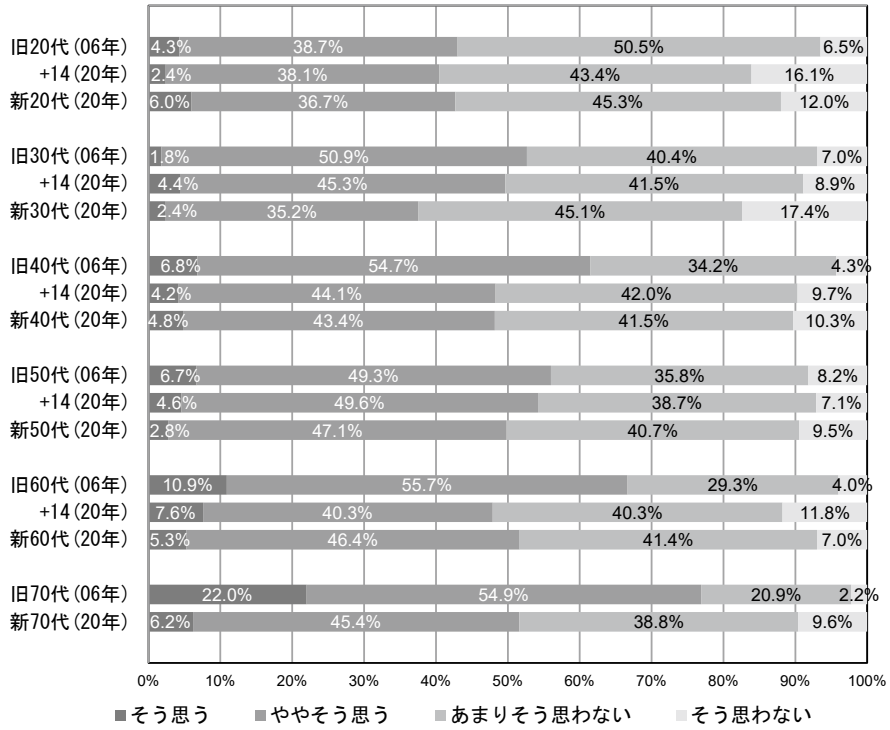


図 8　14 年後の変化（3）伝統主義的傾向の時代的推移（P＜.05）
（習慣やしきたりに従った方が間違いがない）

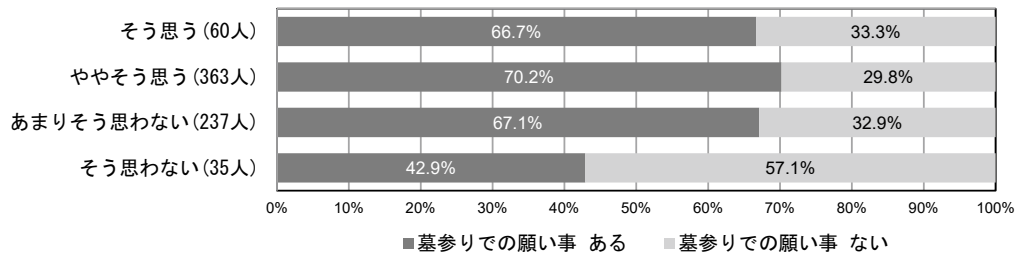


図 9　伝統主義×墓参祈願（2006 年調査）（P＜.05）
（世間の習慣やしきたりに従う方が間違いがない）

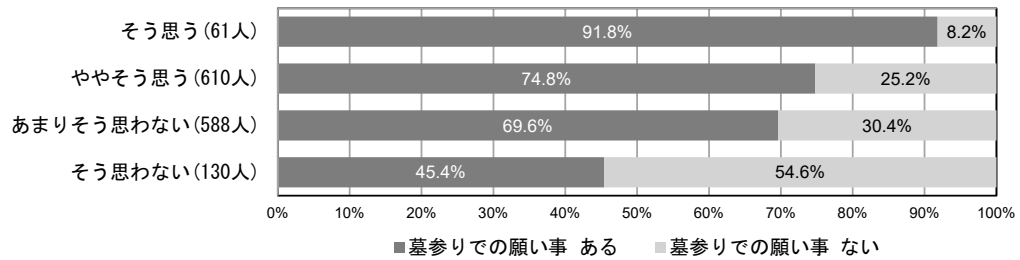


図 10　伝統主義×墓参祈願（2020 年調査）（P＜.01）
（世間の習慣やしきたりに従う方が間違いがない）

5. 現世利益と祈願の習慣化――お墓は最強のパワースポット？

墓参りにおける現世利益的な願い事・祈願の背景には，そもそも常日頃から折に触れて神仏などに祈ったり，お祓いを受けたり，お守りを所持したりするという，祈願の習慣化があるのだろうか。

20 年調査では，「願いが叶うまでの禁欲（酒断ち，茶断ちなど)」「パワースポットに行くこと」「絵馬を奉納する」「お守りを持つこと」「お経をとなえたり，お祈りをしたりすること」「悪いことが起きたとき，お祓いをしてもらうこと」について，その行為に効果があると思うかどうかを尋ねた。効果への意見と墓参りで願い事をするかどうかとの関連をグラフ化したものが図 11 である。

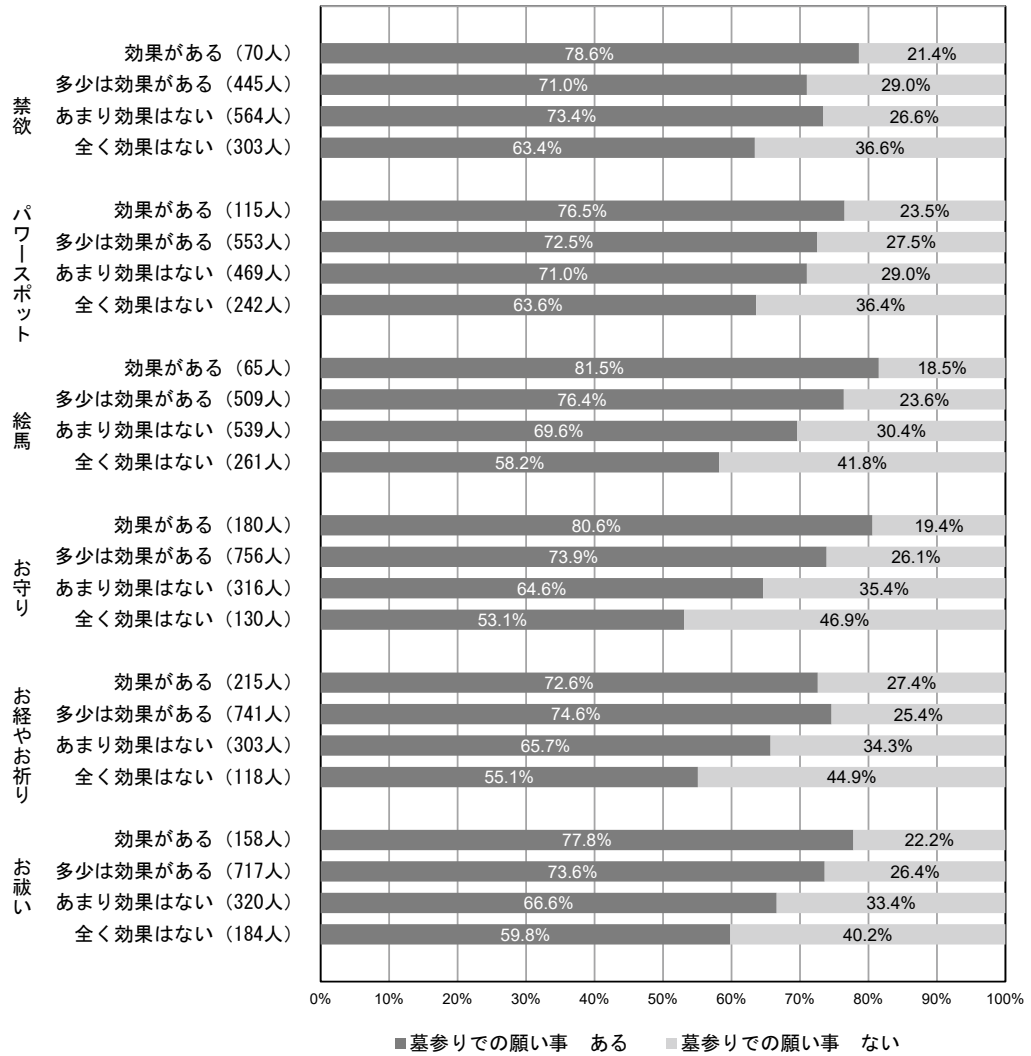


図 11　効果への意見×墓参祈願（パワースポット効果のみ P<.05，他はすべて P<.01）

いずれの行為についても，その効果を肯定する人ほど（効果を否定する人よりも）墓参りの際に現世利益的な願いをする傾向が見られる。もちろん墓とは何か，墓や先祖をどのように考えているかにもよるが，効果を肯定的に思う人が墓前で現世利益的な祈願をするのは自然な発想であろう。そこには，それら呪術的とも言える行為の効果への期待と実践の結びつきを見ることができる。効果を肯定する層においては，日常生活のさまざまな機会で習慣としてこれらの行為を実践していることも推測される。

また，近年では「信仰なしの宗教心」や「スピリチュアルだが宗教ではない」という視点との関連で，パワースポットも注目されるようになった。20 年調査でもパワースポットに行くことについて効果があると回答した割合は，「効果がある（8.2％）」「多少は効果がある（38.8％）」を合わせて全体の 47.0％に上る。

比較のため例示すると，お守りの所持の効果を肯定する人は合計 67.7％，お経やお祈りの効果の肯定は 65.5％であった[13]。それら「伝統」あるものには及ばないにせよ，パワースポットの効果について肯定する人は少なくはない（ただし肯定層と否定層との差は他に比して大きくはない[14]）。とくに 20 代から 50 代まではどの年代でも肯定者が 50％を超えており[15]，単に「若者」のみがパワースポットに関心を寄せているわけでもないことは注目すべきだろう[16]。

スピリチュアル市場における先祖供養と墓参りの言説を考察した問芝志保によれば，「先祖・墓参り本」の過半数で「先祖供養や墓参りによる現世利益への言及があった」という[17]。墓参りに行く人の多さ（82.7％）や墓前で祈願する人の多さ（70.4％）を考えると，墓参りにおける現世利益的な祈願は，子どもの頃の経験や墓参で見かけた祈願する人の経験，映画や小説など多様な回路の影響があると考えられる。すでに触れたように毎年「盆」と「彼岸」がネット検索でトレンド入りしていることや，墓参りの新たなあり方の登場（代行サービス）なども踏まえるなら，書籍やインターネット等に見られるメディア上の言説が墓参りの意味づけや振る舞い方に影響を及ぼしている局面を探ることは重要だろう。

問芝は分析のなかで，墓参りによって得られる現世利益として「天国のおばあちゃんがお小遣いをくれる」といった現世利益の典型的な事例や，「墓は子孫にとって最強のパワースポット」といった現代的な語彙が用いられた事例もあげている[18]。「墓参りが一番大切」「盆や彼岸には必ずお参りしましょう」という事例などは「伝統」的な観念と密接につながった言説と言える。

---

(13) 20 年調査全体の単純集計結果は，生活意識研究会編，2021，『現代日本社会における呪術的意識と行為をめぐる秩序化のダイナミズム――2020 年 1 月東京都 23 区民調査・中間報告書』（科学研究費補助金中間報告書）を参照（効果認識については 21 頁）。

(14) 図 10 に示したクロス分析で他の行為と墓参祈願との関連が P<.01 で有意なのに対し，パワースポットのみ P<.05 で有意差が認められる点については，今後さらなる検討が必要であろう。

(15) パワースポットに行くことについて「効果がある」と「多少は効果がある」を合わせた割合は，20 代 57.4％，30 代 57.9％，40 代 59.0％，50 代 53.8％，60 代 38.9％，70 代 23.9％であった。（P<.01）

(16) 年代別の効果意識については，前掲拙稿「不安のなかの緊張」8 頁のグラフを参照。パワースポットについては，岡本亮輔，2021，『宗教と日本人――葬式仏教からスピリチュアル文化まで』中央公論新社，136-138 頁も参照。

(17) 問芝前掲書，97 頁。

(18) 問芝前掲書，97 頁。

墓参を現世利益の源泉として重視する観念が，（ののちゃんのように）子どもの頃からの墓参の習慣によって形成される場合もあれば，仕事などの諸事情によって墓参の習慣が途絶えて意義が希薄化する場合もあろうし，ふたたびメディアによって現世利益的な意味が喚起される場合もあろう。問芝も指摘するように，墓参りが「日本古来の伝統」という観点でその意義が保証されている一面は，図 9 やとくに図 10 で示した伝統主義的態度と墓参祈願との関連の強さからも垣間見える。その「伝統」がどのようにして「維持」されているのか，その「維持」に内在するダイナミズムの分析は今後の課題としたい。

6. 未来への不安と墓参祈願

そもそも現世利益の祈願は，どのような背景でなされるだろうか。ひとつには，未来への期待や不安によってつき動かされていると考えられるだろう。その願い事が墓参りの際になされる理由となると墓参り固有の要素が加わってくるのだが，現世利益の祈願が未来への思いとの関わりでなされることは確かなことと思われる。

はじめに，今後の人生についてどう考えるかの意見について，年代別分布を確認しておこう（図 12）。若年層ほど「今までもよりもよい人生になると思う」と未来に希望を持っており，ほぼ年代が上がるにつれてその希望が縮小していく傾向が明らかである。若者が希望をもつのは一般に好ましいことと言えようが，「なるようにしかならないので，考えていない」と回答する割合も，若年層が多い。

それ以外の選択肢は，年代が上がるにつれて増加するという傾向が見える。とくに「今までと変わらない」と考える割合は年代が上がるにつれて増える傾向が顕著である。また割合としては大きくはないが，「今までよりも悪くなると思う」と回答した人も，年代が上がるにつれて増加している。

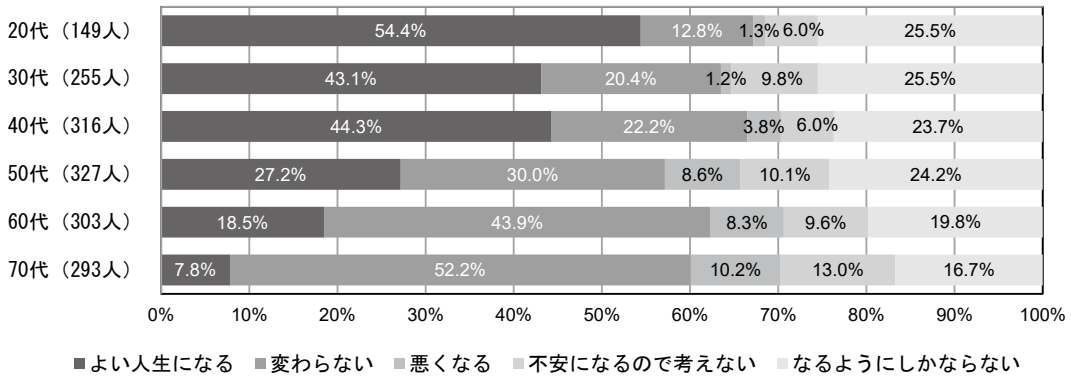


図 12　年代×今後の人生（P<.01）

では，未来に対してどのような態度を取る人が，墓参祈願をする傾向があるのだろうか。その関係をグラフにしたのが図 13 である（P<.05）。

墓参祈願をもっとも実施する傾向があるのは，「今までよりも悪くなる」と思う「悲観派」であった。この結果は，墓参での願いが，ののちゃんのようなある種「気楽」なものだけ

でなく，というよりもむしろ多くが，不安を抱えて強い思いで真剣になされている可能性を示唆するだろう。この悲観派を頂点として，一つの傾向を見ることができる。図 13 を上から順に見ていこう。

未来は今までよりもよくなると考える「楽観派」から，今までと変わらないとする「不変派」，そして今より悪化すると考える「悲観派」へと，楽観度が減少し悲観度が上昇するにつれて，墓参で祈願する割合は大きくなる傾向が見られる（もちろんここには若年層の多い楽観派，高齢層の多い悲観派という要因が深く関わっているだろう）。また，悲観派を墓参祈願の頂点として，不安になるので考えない「不安逃避派」，さらに，なるようにしかならないので考えないという「断念派」へと，未来志向から距離を取るほど墓参で祈願する人の割合は減っていく傾向がある。

未来を明るく想定できる環境や心境にある人（若年層に多い）は，墓前で先祖に未来での好転を祈る必要が薄いだろう。楽観派と墓参祈願をする割合がほぼ同一なのは，「なるようにしかならない」と考えて未来については特に思い煩わない断念派の人である（これもわずかに若年層が多い）。先の図 7 に見られるように，2020 年調査の結果（とくに図 7 における各年代 3 行目の「新○代」）を年代別に見ると，年代が上がるにつれて墓参で願い事をする割合が高くなっていることを確認できる。

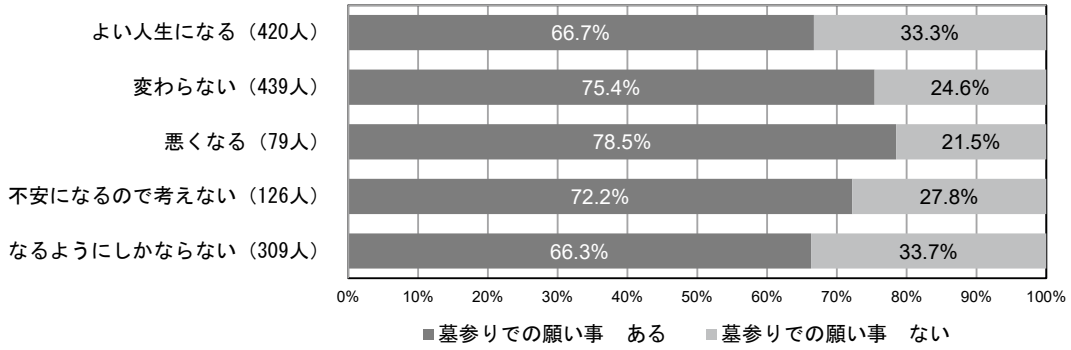


図 13　今後の人生×墓参祈願（P<.05）

図 7 と図 13 を踏まえるなら，墓参での現世利益的な祈願には，自分のライフステージの位置（年代）に影響を受けながらも，自分や家族の未来について不安を感じ，何とかその心配事を解消していこうとする人びとの思いが込められていると見ることができる。墓参での祈願行為は，現代社会において次々と増殖し続けるリスクに対面する一つの対処法として感得されているのかもしれない。日々の生活，職業生活，老後の心配，死の不安，死後の不安，大規模災害等々，保険ではまかないきれないほどリスクは多様で，到底安心は得られないのである。書店で一つの棚を占領するほど多数出版されている祈願や開運や占いに関する書籍の数々は，その需要の現れと見ることも可能である。

7. 支持政党と現世利益――今後の課題として

最後に，今後の課題となりうる論点を提示しておきたい。20 年調査では支持政党を尋

ねている。本稿は墓参りにおける現世利益的な祈願の様相にかんする検討を主題とするので，支持政党について男女別で分け，墓参祈願との関連を示したのが図 14 である[19]。

図 14 を見ると，まず自民党の支持者数（実数）が圧倒的に多いことが目につく。その自民党支持層では，墓参での願い事をしている割合に男女差はない[20]。圧倒的な人数を誇る自民党支持層は，男女とも等しく，（母数が少ない国民民主党を除くと）他のどの政党よりも墓参で現世利益的な祈願をする傾向が強い[21]。

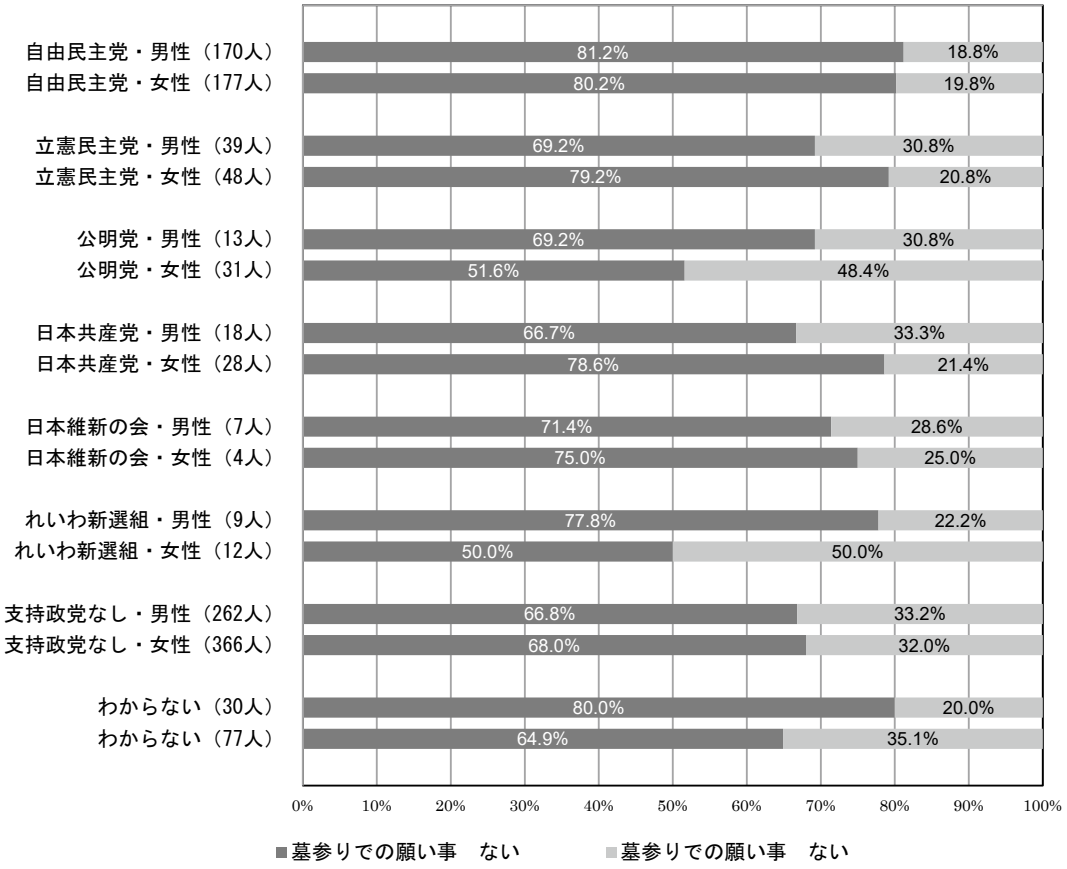


図 14　支持政党（男女別）×墓参祈願

また男女別という観点で見たとき，特徴的なのは公明党支持層とれいわ新選組支持層である。公明党支持層は男性よりも女性の方が，墓参祈願をしない傾向が顕著である。これ

(19) ここでは支持の男女合計が 10 人未満の政党はグラフから省略した。具体的には，国民民主党（計 7 人），社会民主党（計 2 人），NHK から国民を守る党（計 9 人），その他の政治団体（計 9 人）である。

(20) それは，20 年調査において性別と墓参祈願とのあいだに有意な差がないこと（P＞.05）と関連するだろう。

(21) 墓参祈願の 1 位は自民党支持・男性の 81.2%，2 位は自民党支持・女性の 80.2%で，3 位は「わからない・男性」の 80.0%，4 位は立憲民主党支持・女性の 79.2%，5 位が日本共産党・女性の 78.6%であった。

については，公明党の支持基盤である創価学会においては日々の唱題が重視され，特別な日の墓参りは推奨されていないことが影響しているものと思われる。そうであれば男性の公明党支持層も同様であるはずだが，明らかに女性の方に墓参祈願が少ない傾向が見られる。墓参りでの祈願を忌避する傾向が男性よりも女性に強く表れている点は，特定宗教との関わりで形成された「信仰」が及ぼす作用の性差として別途検討する必要があろう。また，れいわ新選組も同様に女性の方が墓参祈願をしない傾向が顕著であるが，こちらについての背景は不明である。

他方で，支持が明確でない「浮遊層」に着目してみると，支持政党なし層は男女とも差がないが，わからないと回答する層は男性の方に墓参祈願をする傾向が見える(22)。支持政党なしという回答よりも，わからないという回答の方に何らかの自覚的な意思が働いている可能性がある。

墓参祈願にかかわる問題は，広く世界像や人生観に関わる部分を含んでいることも考えられ，習慣やメディアの影響などとも交差しつつ，それが政治とどのように関連するかは興味深い論点として，今後の検討課題にしたい。

8. 現代社会における墓参祈願の姿

本稿では，墓参りが供養とは異なる現世利益的な祈願の機会となっていることに注目し，関連する意識や行為について，主として 2020 年に実施した調査のデータをもとに検討してきた。代行サービスを利用してでも墓参を欠かすまいとする心性や，その一方で伝統的な墓参の時期としての盆や彼岸についてネットでしきりに検索して調べられている状況は，墓参が伝統として継続される一方で，その内実の変容をうかがわせる。

盆と彼岸は定期的にめぐってくる。墓参の伝統は周期的に更新され，それは人びとが日常から離れる機会を提供するだろう。その一方で，墓前での現世利益的な祈願はそのハレの場面にケの日常的利害の問題を持ち込む行為でもある。ハレとケの周期性と境界の流動化をここに見ることもできよう。

墓参りで祈願するとき，その祈願の宛先と関連しうる自然の霊や守護霊，神や仏の観念は，先祖の「霊」と同一ではないが，通底するものがある。2020 年調査では，それらの存在可能性を肯定するほど，墓参に際して祈願する傾向が見られた。しかし，2006 年と 2020 年の調査結果を比較すると，2006 年時点の各年代層が 14 年後には墓参祈願の傾向をより減少させていた（加齢効果）。その一方で，2020 年にその年代になった人びとは 14 年前の層よりも墓参祈願をする傾向を強めている（時代効果）。2006 年と 2020 年の単純な比較では，ただ墓参祈願の上昇（時代効果）しか見えてこないが，年齢を重ねるにつれて態度が変容する傾向も見逃してはならないだろう。

また墓参が伝統として浸透し，7 割を超える人びとが墓前で祈願していることも考えるなら，伝統主義と墓参祈願との関連が問題となる。2006 年と 2020 年とを比較すると，伝統主義的態度は減少してきている。しかしその一方で，墓参祈願をする割合は増大しても

(22) 浮遊層と一括りにしては見えなくなってしまうこの傾向が何を意味するかは今後の課題である。

いるのである。それは現代社会において，不安の解消や救いの願いを聞き届けてくれる対象が稀少になっていることの現れかもしれない。そのような事態は，未来について楽観視する人よりも悲観する人ほど墓参祈願をするという傾向に現れている。現世利益の願いとは，現代社会における不安の解消やリスク回避のための機会とみなされていると考えられる。それはただひたすら利益を求めてなされる強欲な願いとは別種のものと考えるべきだろう。

禁欲やパワースポットに行くこと，お守り，お経を唱える，お祓いなどが効果をもつかどうかの意見との関連では，それらの効果を肯定する人の方が墓参で祈願をするという傾向が明確である。お墓は最強のパワースポットだといった言説も，墓参りの「伝統」を担保にしてその信憑性を獲得している。伝統がどのようなダイナミズムを潜在させているかが，重要な論点として浮かび上がってくる。

最後に，支持政党との関連を瞥見してみた。墓参およびそこでの現世利益的祈願が「伝統」であるのなら，「伝統」を標榜しそれに棹さす自民党の支持層が男女ともっとも墓参祈願をする傾向が強いのは理解できる。同じ与党を構成する公明党の支持層のうち，とくに女性支持者の墓参祈願傾向がきわめて低いのは，支持母体である創価学会の墓参り不要論に影響されたと考えられる。支持政党がなかったり，わからない，無回答と答える人のあいだにも男女間で一定の傾向が見られる点は興味深く，その背景は不明であるとしても「浮遊層」として一括しては見えてこない緊張関係が潜んでいることを示唆している。

本稿で注目した，墓参りにおける自分や家族のためになされる祈願行為は，教団との関わりで習慣づけられているものではなく，「伝統」として観念されている墓参りをくり返すなかで，家族やメディアなどの影響を受けつつ習慣化した文化的実践と言える。その実践は，墓参という日常から区別される非日常世界に，現世利益という日常の思いを持ち込みながら，日常と非日常とを融合させている場を構成している。墓参祈願は，自己ないし家族という狭い範囲での現世利益を求める行為である(23)。一定の共同性において形成された「伝統」的行為(24)が周期的に反復され安定して継承されているかに見えるなかに，いかなるダイナミズムがあるのか，引き続き検討していきたい。

〔参考文献〕

荒川敏彦，2010，「墓参りと現世利益」竹内郁郎・宇都宮京子編『呪術意識と現代社会――東京都 23 区民調査の社会学的分析』青弓社。

――――，2021，「不安のなかの緊張――2006 年と 2020 年の東京都 23 区民「生活意識」調査の比較から」『千葉商大紀要』第 58 巻 3 号。

いしいひさいち，2010，「ののちゃん」no.4645（2010 年 8 月 14 日『朝日新聞』朝刊）。

(23) しかし墓参の「伝統」が「日本古来の」と形容されるとき，そこではナショナルなものが想起され，一気に巨大な「共同性」への関連が想念される契機も含まれている。もちろん，墓参りの実践においてナショナルなものが関連してくるというより，その実践を表象するメディアの言説が問題となるだろうが，墓参りの伝統が現代のメディアと無縁でないこともたしかである。

(24) しばしば墓参りは「日本古来の伝統」と表象される。

岡本亮輔，2021，『宗教と日本人――葬式仏教からスピリチュアル文化まで』中央公論新社。
生活意識研究会編，2021，『現代日本社会における呪術的意識と行為をめぐる秩序化のダイナミズム――2020 年 1 月東京都 23 区民調査・中間報告書』（科学研究費補助金［課題番号 18H00929］中間報告書）。
島薗進，2020，『新宗教を問う――近代日本人と救いの信仰』筑摩書房。
問芝志保，2020，「2010 年代のスピリチュアル市場における先祖供養と墓参り」山中弘編『現代宗教とスピリチュアル・マーケット』弘文堂。

※本稿は科学研究費補助金（基盤研究（B）：18H00929，研究代表者：荒川敏彦）による研究成果の一部である。

（2022.1.31 受稿，2022.3.4 受理）

〔抄　録〕

墓参の伝統は盆と彼岸を軸に周期的に更新され，人びとが日常から離れる機会となっている。その一方で，墓前での現世利益的な祈願は非日常のなかに日常的利害の問題を持ち込む行為でもある。本稿では，墓参りが供養とは異なる現世利益的な祈願の機会にもなっていることに注目し，関連する意識や行為についての東京都 23 区民調査のデータをもとに検討した。調査結果では，自然の霊や守護霊，神や仏の存在可能性を肯定するほど，墓参祈願の傾向が見られた。これについて 2006 年と 2020 年の調査結果を比較すると，加齢効果として墓参祈願の傾向を減少させる一方で，時代効果としては墓参祈願の傾向を強めている。また伝統主義的態度は 2006 年から 2020 年にかけて減少傾向にあるが，逆に墓参祈願をする割合は増大している。

また，未来について楽観視する人よりも悲観する人ほど墓参祈願をする傾向があり，現世利益の願いが，現代社会における不安の解消やリスク回避のための機会にされている様子が浮かび上がった。それはただひたすら利益を求めてなされる強欲な願望とは別種のものだろう。パワースポットを含め，呪術的な行為の効果を肯定する人の方が墓参祈願をする傾向が明確である。支持政党との関連では，自民党の支持層が男女とも最も墓参祈願をする傾向が強い。

本稿で注目した，墓参りにおける自分や家族のためになされる祈願行為は，教団との関わりで習慣づけられているものではなく，「伝統」として観念されている墓参りをくり返すなかで，家族やメディアなどの影響を受けつつ，日常と非日常とを融合させて習慣化された文化的実践と言える。一定の共同性において形成された「伝統」的行為の反復に，いかなるダイナミズムがあるかの解明が今後の課題である。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 21–36

〔論　説〕

教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討
―実習中に求められる「道徳的態度」について（1)―

相　良　麻　里　　相　良　陽一郎

大学における教員養成課程において，教育実習生は事前教育を受けているにもかかわらず，実際の実習場面では予想外の困難に出会い，戸惑ったという報告が多い（相良，2007; 2009)。その原因として，従来の事前・事後教育ではあまり重視されてこなかったコミュニケーション・スキルの不足があるのではないかと考えられたが（相良，2010; 2011; 相良・相良，2012)，実際の教育実習における成績評価（他者評価）と実習生自身の自己評価をもとに，ENDCOREs（藤本・大坊，2007; 主にコミュニケーション・スキルを測定する尺度)，KiSS-18（菊池，2014; 主にソーシャル・スキルを測定する尺度)，そしてソーシャルスキル自己評定尺度（相川・藤田，2005; コミュニケーション・スキルとソーシャル・スキルの両面を測定する尺度）を用いて教育実習生のスキルを測定し，検討した結果（相良・相良，2013～2015)，不足しているのはコミュニケーション・スキルではなく，主にソーシャル・スキルなのではないかという可能性が高まっている。一般的にコミュニケーション・スキルとはコミュニケーションを円滑に行うために必要となる能力のことである（藤本ら，2007)。またソーシャル・スキルとは，対人場面において適切かつ効果的に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動と，そのような対人行動の発現を可能にする認知過程との両方を包含する概念であり，基本的にはコミュニケーション・スキルを包含する概念である（相川ら，2005)。

さらに相良・相良（2016）は，ここで問題となっているソーシャルスキルとはどのようなものなのか，より広い観点から検討する必要があると考え，実習生の日常生活スキルと教育実習結果の関係について検討した。日常生活スキルとは，ライフスキルとも呼ばれるもので，「効果的に日常生活を過ごすために必要な学習された行動」（Brooks, 1984)，あるいは「人々が現在の生活を自ら管理・統制し，将来のライフイベント（人生における重要な出来事）をうまく乗り切るために必要な能力」（Danish, Petitpas & Hale, 1995）などと定義されている。また世界保健機関（WHO, 1997）はライフスキルを対人場面で展開されるソーシャル・スキルを内包した心理社会的能力と位置づけ，「日常生活で生じる様々な問題や要求に対して，建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義している。従って日常生活スキル（ライフスキル）とは，コミュニケーション・スキルやソーシャル・スキルを含む，より広義な概念であるといえる（島本・石井，2006)。この日常生活スキルと教育実習結果を分析した結果，新たにリーダーシップや感受性のほか，自己肯定感（self-affirmation）のスキルが重要であることが示された（相良ら，2016)。

自己肯定感とは，「自己に対して前向きで，好ましく思うような態度や感情」であり，いわゆる自尊感情（self-esteem; Rosenberg, 1965）に含まれるものである（田中・滝沢，2010)。そして近年，この自己肯定感は学校教育場面の問題と結びつけて論じられることが多くなっている（吉森，2015)。子どもの自己肯定感の低下が様々な問題事象の原因で

あるという指摘である。また，行政府や地方自治体においても児童・生徒の自己肯定感についての検討が多数なされている。例えば平成 27 年に公表された教育再生実行会議の第七次提言においても，これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力（求められる人材像）として，自己肯定感を醸成していくことの重要性が指摘されており（教育再生実行会議，2015），平成 28 年の専門調査会においても繰り返し自己肯定感についての検討がなされている（教育再生実行会議，2016）。

ところで，自己肯定感に類似した概念として「自己受容性（self-acceptance）」がある。自己受容とは，もともと Rogers（1951）が来談者中心療法の中で提案した自己意識のあり方で，簡単に言えば「ありのままの自己を受け入れること」であるが，臨床心理学的実践の中で非常に重要な概念のひとつである。実際 Rogers（1961）は，来談者中心療法に関する多くの研究から得られた帰結として，自己の受容こそが心理療法の向かう方向のひとつであると強調している。一般的に成功した臨床実践においてクライエントは自己に対する否定的な態度が減少し，肯定的な態度が増加する。これはつまり，クライエントがやむを得ず渋々と躊躇いながら受容するだけでなく，本当に自分自身を好きになるということである。これは決して誇張的・自己主張的な自己愛ではなく，自分自身になることに静かな喜びを持つことと言える（ロジャーズ，2005b: 83）。

また臨床実践以外においても自己受容性は重視されており，成熟したパーソナリティーや心理的健康の一指標と考えられる（Rogers，1951; 板津，1994; 鈴木，2010; 春日，2015）だけでなく，自己受容が良好な対人関係を築くことにつながるという（川岸，1972; 板津，1994; 2006; ロジャーズ，2005a; 2005b）。つまりあらゆる人にとって，心理的な健康状態を維持する上でも，自己実現を目指す上でも，適切な社会関係を築く上でも，自己受容した状態で臨むことは，たいへん重要なのである。

ただし，自己肯定感と自己受容の相違については，研究者により見解が大きく異なるため，簡単に定義することが難しい（田中ら，2010）。自己受容したとしても必ずしも自己を肯定的に捉えるとは限らないし，自己肯定感を持っていても必ずしも自己受容した結果とは言えない場合もあり得る。しかしロジャーズの言うように，本当の自己受容をするならば，その結果として自己肯定感を持つことになるであろうし，それは内発的・自然発生的に適応的な態度や行動の発現に結びつくはずである。また，自己受容することが結果的に他者受容につながり，それが円滑な社会相互作用に結びつくこともすでに述べた通りである。

上記の指摘を受け，相良・相良（2017～2019）では，自己肯定感と自己受容性の両面から教育実習の成否を捉えるべく，自己肯定意識尺度（平石，1990）・自己受容性測定スケール（宮沢，1987）・自己受容尺度（板津，1994）といった複数の尺度を用いて検討を行った結果，単なる（消極的な）自己受容や自己肯定ではなく，本当の意味での自己受容性（後述の⑦）が重要であることが示唆された。また，それに付随して，日々の生活が非常に楽しく充実感を感じる傾向（後述の⑧）も重要であることも示された。

さらに相良・相良（2020）においては，自己受容性を含む自尊感情（Rosenberg, 1965）という側面から同様の検討を行った結果，本当の意味での自己受容性（⑦）が他者受容を経て良好な対人相互作用につながりやすいこと，そしてそれが高い客観的評価に結びつきやすいことが改めて示されたほか，自己有能感（後述の⑨）に代表される自尊感情の認知

的・評価的な側面が，教育実習の成否に関わる重要な要因と認められた。実際の成功経験や目標の達成経験などによって得られる自己有能感（Tafarodi & Swann, 1995）は，単に主観的な自己評価では終わらず，他者からの客観的評価につながるのである。また事前指導として，充分に準備をさせ，教育実習の計画やイメージ作りを入念に行わせると，実習生の不安を取り除き，心に余裕が生まれることがあり，それが結果的に本人の自己有能感となって，教育実習の成功につながる可能性についても示唆された（相良ら，2020）。

その後相良・相良（2021）では，実際の教育実習における成績評価（他者評価）に用いられてきた尺度を改良し，改めて実習生の持つ「親性」という側面から検討を行った結果，自律性（後述の⑤）が教育実習における重要な要因であると改めて確認できただけでなく，いわゆる「父性」の肯定的側面が大きく関わっていることが示された。

親性（父性・母性）とは古くから心理学や教育学などで論じられてきた概念であるが，一般的に父性原理とは，社会的に良しとされるもの，あるいは強いと見なされるものだけを認めることで，子どもの個を確立させ，鍛えることを目標にしたものといえる。一方，母性原理は，どのような子どもであろうと見捨てたりはせず，すべてを包み込んでひとつと捉え，その場の調和を図り，すべてのものが大切であると考えるものである（窪，2014）。ただし父性（男性性）・母性（女性性）とは，実際の性別に対応するものではない。男性であれ女性であれ，どのような人にも父性と母性の両方があり，両者はそれぞれ独立したパーソナリティの側面として存在するものと考えられている（松岡・花沢，1999）。

相良ら（2021）の結果では，父性の肯定的側面（周りの動きに煩わされることなく，リーダーシップを発揮すると同時に，現実吟味能力も高い傾向）が実習における高い客観的評価につながっており，これは厳格な教師像が本質的に備えている父性性が反映されたものとも解釈できる。逆にパーソナリティ側面としての母性の肯定的側面（育てはぐくみ，あるがままに受け入れる傾向）を強く示す実習生は，実習に関するあらゆる面で高い自己評価を示し，達成感・満足感を持つものの，必ずしもそれが実習校における客観的評価にはつながらないことが明らかとなった。父性と対照的に，どうしても主観的・感覚的にならざるを得ない母性傾向が影響しているものと思われる。ただし他者とのコミュニケーションや協力面での客観的評価において母性は高く評価されており，これは母性が持つ包容原理・共同体原理・臨機応変主義といった傾向が反映しているものと考えられた。つまり実際の性別とは関わりなく，母性の側面を強く示す実習生は，客観的にも主観的にもコミュニケーション面で有利であることが分かる。これは父性の側面を強く示す実習生が，他者とのコミュニケーション面で苦手意識を持ちやすいことと対照的であり，上記の自己受容性（後述の⑦）の問題とも関わっている点が興味深い。

これまでの一連の研究（相良，2007; 2009～2011; 相良ら，2012～2021）の結果をまとめると以下のようになる。様々なスキルのうち，①関係開始（既存のグループに気軽に入っていき，すぐに仲よくなれる能力・人と話すのが得意である能力・誰にでも気軽に挨拶できる能力），②表現力（自分の気持ちを表情でうまく表現できる能力・相手にしてほしいことを的確に指示できる能力・自分の感情や気持ちを素直に表現できる能力・自分の衝動や欲求を無理に抑えない能力），③問題対処（トラブルに対処できる能力・相手からの非難に対処できる能力・相手と上手に和解できる能力），④関係維持（周りの期待に応じた

ふるまいができる能力･人間関係を第一に考える能力･友好的な態度で相手に接する能力），⑤自律性（道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力・集団の先頭に立って皆を引っ張っていける能力・周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできる能力），⑥感受性（困っている人を見ると援助したくなる傾向・他人の幸せを自分のことのように感じられる傾向），⑦自己受容性（欠点も含めたありのままの自分を認め，好きになり，他者との関わりの中で絶えず努力し，自己の成長と発展を図ることができる能力），⑧充実感（生活が非常に楽しいと感じる傾向・充実感を感じる傾向），⑨自己有能感（自分には多彩な能力があり，多くのことをうまくこなす才能があると考える傾向）の各スキル（括弧内は具体的な能力：効果が大きいと思われる順に列記）については，教育実習中に実習校側で重視される可能性が高い。

ところで相良ら（2021）は，父性的側面を通して「⑤自律性」が重要な要因であると確認できたとしているものの，そこで使用された「母性-父性尺度」（吉田，1995）をよく見てみると，「頼りがいのある」「物事に動じない」「指導的な」「厳しさのある」といった質問項目からも分かるように，厳しく律するとともに強いリーダーシップを発揮する側面を中心とした尺度となっていた。これは伝統的に心理学の中で論じられてきた切断原理や個人主義といった父性的側面（窪，2014）を反映したものと考えられる。しかしそれ以外にも，正しいもの・道徳的なものを求めるという原理原則主義が本来の父性像には含まれるはずであり，実はそうした側面はあまり検討されていなかったように思われる。

ちなみに上記の「⑤自律性」に含まれている「道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力」という要素は，相良ら（2013）の結果を根拠としており，具体的には「コミュニケーション・スキル測定のための質問項目（ENDCOREs）」における「自己統制のメインスキル」内の「道徳観念のサブスキル」と，客観的評価軸（教授・学習の指導，生徒の指導，教師としての適性）の間に有意な正の相関が得られた［r=.259，r=.254，r=.189］ことを受けての結果である。これは言い換えれば，一般的に人間として善いこと・悪いことの判断基準をしっかり持って行動することが，教員として求められる資質のひとつと判断されていると解釈できる（相良ら，2013）。

そこで本研究では，先行研究における父性的側面および「⑤自律性」に共通して認められる「道徳性」が実習における他者／自己評価とどのような関係を示すかを改めて検討してみたい。もし本当に実習生の示す道徳性が教育実習における重要な要素として認識されているのであれば，道徳性の高さと他者評価（客観的評価）が関連を示すであろう。

なお道徳性については，教職に必要な資質としてしばしば取り上げられるものとなっている。例えば多くの地方自治体が「求める教師像」として「高い倫理観」を挙げていること（例えば千葉県教育委員会，2018），また中央教育審議会（2005）の答申においても「あるべき教師像」の中に「総合的な人間力（豊かな人間性や社会性，常識と教養，礼儀作法をはじめ対人関係能力，コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていること）」が挙げられていることを見ても，善悪の判断基準を持ち，ルール・マナーの遵守や，他者の尊重といった道徳的側面が重視されているのが分かる。特に，一部の教師による不祥事が後を絶たない現状や，近年様々な分野でコンプライアンス（（倫理）法令遵守）の強化が求められるような社会情勢の変化を鑑みるに，道徳的な資質をもった教師を育てること

は非常に重要であろう。

しかし従来の研究を見ても，道徳性という視点から教員養成課程の学生を対象とした研究は少なく，実証的な研究はほぼ皆無である（藤澤，2013）。そこで本研究では，実際の教育実習における成績評価（他者評価）および実習生が行う自己評価，そして実習生が示す道徳的態度がどのような関係を持つのか検討してみたい。

最終的には，これまで実施した結果（相良ら，2013〜2021）もあわせて検討することにより，教育実習場面で必要となるスキルとはどのようなものなのかを明らかにした上で，今後の大学の教員養成課程においてどのような事前・事後指導を行うべきなのかを考えることが本研究の目的である。

【方法】

調査対象者

東京都内の女子大学および女子短期大学において，「教育実習の研究」科目を履修する学生 157 名。

アンケート調査項目

アンケートは 2 種類の質問項目から構成されている。

1 つは教育実習生が自己評価を行うための 6 項目である（表 1）。調査対象者に自らの実習についての自己評価を客観的な観点から 100 点満点で求めるのと同時に，その理由も述べさせている。本研究では，6 つの自己評価項目に対する回答値（最大値は 100）を検討対象とした。この回答値が高いほど，調査対象者が自らの実習に関し成功感を抱いていることを示している。この項目は先行研究（相良ら，2021 など）と同一である。

表 1　アンケート調査における自己評価項目

あなたの教育実習は，客観的に見て成功でしたか，失敗でしたか。
以下に挙げた側面それぞれについて，100 点満点で採点してみましょう。
また，そのような点数になった理由もあわせて答えてください。

(1) 生徒がよく理解できる授業を行うことができた。	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)
(2) 学習指導案通りに授業展開ができた。	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)
(3) 教材研究を十分に行って生徒に提示できた。	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)
(4) 生徒とのコミュニケーションがうまくとれた。	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)
(5) 先生方とのコミュニケーションがうまくとれた。	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)
(6) 教育実習全ての面において	＿＿＿＿＿点	(100 点：大成功 ……	0 点：大失敗)

2 つめは，調査対象者の道徳的態度を測定するための 31 項目である。今回は手島・安保（2017）の作成した「道徳的態度尺度」を使用した（表 2）。これは，文部科学省（2015）作成の平成 27 年度改訂版「中学校学習指導要領　第 3 章　道徳」における「第 2　内容」および「中学校学習指導要領解説　道徳編」をベースに質問項目が作成されたもので，5 つの下位尺度から構成されている。なお手島ら（2017）によれば，下位尺度のうち，「ルール・マナーの遵守」以外の 4 尺度については向社会的行動尺度と有意な正の相関が認められており［r＝.21，r＝.23，r＝.07，r＝.31，r＝.21］，信頼性・基準関連妥当性も概ね認め

られたとされている［$\alpha = .89$，$\alpha = .90$，$\alpha = .81$，$\alpha = .84$，$\alpha = .81$］。

表 2 においては，全質問項目を下位尺度ごとにまとめて示したが，実際のアンケートでは項目番号順に連続して提示されている。調査対象者には，各項目の表現が自分にとってどれくらい重要だと感じるか，6 件法（非常に重要である（6 点），かなり重要である（5 点），どちらかと言えば重要である（4 点），どちらかと言えば重要でない（3 点），あまり重要でない（2 点），全く重要でない（1 点））で回答を求めた。

表 2　道徳的態度尺度（手島・安保，2017）

下位尺度	質問紙での項目番号	質問項目
自己の追求	1	物事を自主的に判断する。
	2	自律的な行動をとる。
	5	自己を見つめ，向上心を持って行動する。
	6	自分の個性を伸ばすような活動をする。
	7	充実した生き方を追求する。
	8	より高い目標を設定し，その達成を目指す。
	9	自己の目標に向かって，希望と勇気を持って行動する。
	10	困難や失敗を乗り越えて，着実に物事をやり遂げる。
	11	新しいものを創造することに努める。
	21	将来の生き方についての考えを深める。
集団・社会への貢献	19	社会の一員として，積極的にその形成に関わろうとする。
	20	社会全体の利益のために尽くす精神を持つ。
	22	働くことを通じて社会に貢献する。
	24	所属する集団の一員としての自覚を持つ。
	25	所属する集団の意義や目指す目的を十分に理解する。
	26	集団の中での自分の役割と責任を果たす。
	27	日本社会の一員としてその発展に貢献する。
ルール・マナーの遵守	3	節度を守り，節制に心がけて行動する。
	4	安全で調和のある生活をする。
	15	法や決まりを進んで守る。
	16	規律ある安定した社会の実現に努める。
	23	自分の父母や祖父母を尊敬し，愛情を持って接する。
他者の尊重	12	思いやりの心を持って人と接する。
	13	相手の個性や立場を尊重する。
	14	物事のさまざまな見方や考え方に寛容である。
	17	誰に対しても公平に接する。
	18	人を差別したり偏見を持って接したりしない。
畏敬の念	28	自然に対して謙虚に向き合うことの大切さを理解する。
	29	自然環境を保全する活動に参加したり，その考え方に共感したりする。
	30	自然のような人間の力を超えたものをおそれ敬う。
	31	生きとし生けるものに対する感謝と尊敬の心をもつ。

なお道徳的態度尺度は，以下の通り，5 つの下位尺度が設定されている。

自己の追求（10 項目）：「より高い目標を設定し，その達成を目指す」「充実した生き方を追求する」などの項目に代表される通り，向上心を持って自己の目標を追求する傾向を測定する尺度である。

集団・社会への貢献（7 項目）：「社会の一員として，積極的にその形成に関わろうとする」「社会全体の利益のために尽くす精神を持つ」などの項目に代表される通り，自身が所属

する集団に積極的に関わり，社会に貢献することを重視する傾向を測定する尺度である。

ルール・マナーの遵守（5 項目）:「法や決まりを進んで守る」「安全で調和のある生活をする」などの項目に代表される通り，社会のルールや規範の遵守を重視する傾向を測定する尺度である。

他者の尊重（5 項目）:「人を差別したり偏見を持って接したりしない」「相手の個性や立場を尊重する」などの項目に代表される通り，どんな相手でも分け隔てなく接し，他者を尊重することを重視する傾向を測定する尺度である。

畏敬の念（4 項目）:「自然のような人間の力を超えたものをおそれ敬う」「生きとし生けるものに対する感謝と尊敬の心をもつ」などの項目に代表される通り，あらゆる自然や生物に対する畏敬の念を抱くことを重視する傾向を測定する尺度である。

本研究では，各質問項目への回答値（1〜6 の値をとる）を，下位尺度ごとに合計したものを下位尺度得点，そして全項目の合計を道徳的態度得点とした。いずれも得点が高いほど当該の尺度があらわす傾向が強いことを示す。ただし下位尺度ごとに項目数が異なるため，それぞれの得点範囲は異なり，自己の追求は 10〜60，集団・社会への貢献は 7〜42，ルール・マナーの遵守と他者の尊重は 5〜30，畏敬の念は 4〜24 であり，道徳的態度得点（合計）は 31〜186 の値をとる。

教育実習の成績評価

各実習校から得られた教育実習成績評価表に基づいて分析を行う。ただし本研究の成績評価表は前回（相良ら，2021）から新たな評価基準に変更となっており，従来の相良ら（2020）まで使用していたものとは異なる。具体的には以下に示す 6 個の下位評価軸（必要な能力：Ⅰ〜Ⅵ）および総合評価に関する 5 段階評定（S〜D）で構成されたものである。もちろん評価主体は実習校の実習担当教員であり，評価対象は実習生であることは変わりない。

なお評価基準における下位評価軸（必要な能力）としては，以下の 6 項目が設定されている：（Ⅰ）学校教育についての理解（教職の意義や教員の役割，教務内容，子どもに対する責務を理解している），（Ⅱ）教科・教育課程に関する知識・技能（教科の内容・学習指導要領の内容を理解している），（Ⅲ）教育実践（教材を分析することができる；教材研究を生かした授業を構想し，子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる；教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を作成することができる；子どもの反応を生かし，授業を展開することができる；板書や発問，的確な話し方など授業を行う上での基本的技術を身につけている），（Ⅳ）コミュニケーション（子どもたちの発達段階を考慮して，適切に接することができる；挨拶，言葉遣い，服装，他の人への接し方など，社会人としての基本的事項が身についている；気軽に子どもと顔を合わせたり，相談にのったりするなど，親しみをもった態度で接することができる；子どもの声を真摯に受け止め，公平で受容的な態度で接することができる），（Ⅴ）他者との協力（他者の意見やアドバイスに耳を傾け，理解や協力を得て課題に取り組むことができる；保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している；集団において他者と協力して課題に取り組むことができる；集団において率先して自らの役割を見つけたり，与えられた役割をきちんとこなしたりすることができる），（Ⅵ）課題研究（自己の課題を認識し，その解決に向けて，学び続

ける姿勢をもっている；いじめ，不登校，特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に対応しようとしている）。

成績評価表においては，以上の 6 個の下位評価軸（Ⅰ～Ⅵ）および総合評価に関し，次の 5 段階で評価を求めている：S（非常に優れた資質・能力を有している），A（優れた資質・能力を有している），B（資質・能力を有している），C（資質・能力が不足している），D（教員としての資質・能力がない）。そこで本研究では，この総合評価結果を実習校における客観的評価の指標として分析の対象とした。またそれとは別に本研究では，5 段階評価の S を 5 点，A を 4 点，B を 3 点，C を 2 点，D を 1 点と数値化し，6 個の下位評価軸（Ⅰ～Ⅵ）の合計点を成績評価得点として分析対象とした。成績評価得点の範囲は 6～30 で，この得点が高いほど，実習校における客観的評価が高かったと解釈できる。

手続き

「教育実習の研究」授業におけるレポート課題として，上記に述べたようなアンケートに回答することが求められた。回答に際しては，アンケートの回答結果が今後の授業運営や学生指導に活かされること，また研究活動における基礎資料とされることが告げられた。

具体的には，2021 年 7 月の「教育実習の研究」授業時に履修者に対し調査の説明がなされ，実習が前期中に終了する場合は 2021 年 8 月末までに，実習が後期になる場合は実習終了後 2 週間以内に，アンケートに回答して提出するように求めた。最終的に 157 名が期限内に提出したが，4 名には未回答部分があったため除外し，残る 153 名を調査対象とした。

【結果】

今回得られた結果のうち，客観的評価である総合評価（5 段階）と道徳的態度尺度による下位尺度得点（自己の追求，集団・社会への貢献，ルール・マナーの遵守，他者の尊重，畏敬の念）および合計点（道徳的態度得点）の関係を表 3 に示した。調査対象とした 153 名を総合評価で分類すると，S 評価が 16 名，A 評価が 94 名，B 評価が 41 名，C 評価が 2 名であり，D 評価の者はいなかった。表 3 では総合評価別に各得点の平均および標準偏差が示されている。なお，今回 C 評価だったものが 2 名と非常に少なく，各指標の平均値も B 評価のものと大きく違わなかったことから，B 評価の結果とプールし，「B＋C 評価」

表３　評価段階ごとの道徳的態度尺度得点

下位尺度	総合評価		
	S 評価［n＝16］	A 評価［n＝94］	B＋C 評価［n＝43］
自己の追求	50.75（5.09）	51.16（4.91）	51.56（4.37）
集団・社会への貢献	34.19（4.69）	35.03（4.56）	35.09（4.25）
ルール・マナーの遵守	26.63（2.55）	26.53（2.79）	26.72（2.51）
他者の尊重	28.00（2.03）	28.70（1.78）	28.00（2.18）
畏敬の念	20.25（2.38）	19.89（3.12）	20.33（2.83）
道徳的態度得点（合計）	159.81（14.62）	161.32（13.41）	161.70（13.05）

セル内の数値は各尺度得点の平均。括弧内は標準偏差。

として示している。

各得点ごとに，評価段階（S，A，B＋C）を独立変数（級間要因）とする一元配置分散分析を行ったところ，下位尺度得点および合計点のいずれにおいても有意な主効果は見られなかった［$F(2,\ 150)<1;\ <1;\ <1;\ 2.41;\ <1;\ <1$，全て $n.s.$］。

次に表４で，成績評価得点（下位評価軸Ⅰ～Ⅵの合計点）および自己評価項目（1～6）と道徳的態度尺度の関係を検討するため，相関係数の一覧を示した。表中では，無相関検定に基づく有意な相関には＊印が付してある。なお表最下行の成績評価得点は，左から２列目の成績評価得点と同じものであるため，両者の相関係数が１となっている。

表４　成績評価得点および自己評価と道徳的態度尺度の相関係数

		自己評価項目					
道徳的態度尺度および下位尺度	**成績評価得点**	(1) 生徒がよく理解できる授業を行うことができた。	(2) 学習指導案通りに授業展開ができた。	(3) 教材研究を十分に行って生徒に提示できた。	(4) 生徒とのコミュニケーションがうまくとれた。	(5) 先生方とのコミュニケーションがうまくとれた。	(6) 教育実習全ての面において
自己の追求	−.045	.031	.063	.204*	.177*	.210**	.122
集団・社会への貢献	−.098	.021	−.036	.089	.089	.100	.017
ルール・マナーの遵守	−.046	−.038	.044	.088	−.045	.116	−.001
他者の尊重	.036	−.047	.021	.297**	−.010	.096	−.012
畏敬の念	−.045	−.059	−.038	.144	−.006	.061	−.008
道徳的態度得点（合計）	**−.063**	**−.010**	**.014**	**.195***	**.081**	**.159***	**.046**
成績評価得点	**1.000**	**.274****	**.257****	**.248****	**.178***	**.318****	**.305****

*$p<.05$，**$p<.01$

なお総合評価（S，A，B＋C）と成績評価得点（下位評価軸Ⅰ～Ⅵの合計点）の関係を確認するため，成績評価得点に関し，総合評価を独立変数（級間要因）とする一元配置分散分析を行ったところ，主効果が有意となり［$F(2,\ 150)=203.93,\ p<.001$］，多重比較による下位検定の結果，全ての組み合わせにおいて0.1％水準の有意差（S＞A＞B＋C）が得られた。つまり，高い総合評価を得た実習生ほど，成績評価得点においても高い評価を得ていることがわかる。これは総合評価と成績評価得点の結果に矛盾がない（実習校の指導教員が適切な評価をなさっている）ことが確認できたことになる。

【考察】

道徳性と客観的評価（他者評価）の関係について

総合評価に関する結果（表３）では，下位尺度を含めた道徳的態度に関するあらゆる尺

度において，総合評価（S，A，B＋C）の主効果は認められなかった。また，成績評価の下位評価軸Ⅰ～Ⅵの合計点である成績評価得点と道徳的態度尺度の関係を見ても（表4の左から2列目），下位尺度を含めた道徳的態度に関するあらゆる尺度において，有意な相関は認められなかった[r＝－.045，r＝－.098，r＝－.046，r＝.036，r＝－.045，r＝－.063]。

従って，残念ながら今回の結果からは，道徳的態度は客観的評価と関連があるとは言えないことが分かる。つまり教育実習における評価基準の中で，今回測定したような道徳的態度の高さは必ずしも評価の対象とはなっていないと解釈できる。それどころか，有意な差ではないものの，表3や表4からも分かるように，客観的評価が高いものほど道徳的態度得点が低くなる傾向があり（ただし他者の尊重は除く），今回測定した道徳的態度がマイナスに評価されている可能性も否定できない。

冒頭でも述べたように，教職は道徳性が求められる仕事であり，教員としての適性を吟味する場である教育実習において実習生が道徳的態度を示すことは重要であると考えられることや，相良ら（2013）の結果では道徳性の効果が確認されていたことなどを考えると，今回の結果は予想に反したものであった。このような結果となった理由として，1）今回使用した道徳的態度尺度（手島ら，2017）が，教育実習での評価にそぐわないものだった可能性，2）今回使用した客観的評価尺度が，相良ら（2013）のときとは異なっていること，3）今回の調査対象者の道徳性が非常に高かったため，道徳的態度尺度が天井効果により検出力を失っていた可能性，4）個々の実習生に道徳的態度の高低はあるものの，教育実習場面では観察可能な行動として表れにくい可能性，などが考えられる。

1）については，前述の通り，今回使用した道徳的態度尺度（手島ら，2017）はもともと文部科学省（2015）作成の「中学校学習指導要領　第3章　道徳」および「中学校学習指導要領解説　道徳編」をベースに質問項目が作成されたものであり，教育実習場面にそぐわない内容であるとは考えにくい。1つの可能性として，学習指導要領にあるのは生徒に対して求められる種類の道徳性であり，教員に求められる道徳性とは異なるのかもしれない。しかし具体的な質問項目（表2）を見る限り，生徒や教員といった立場を超えて，社会に生きる人間として重要な道徳的態度が列記されており，これらが教職（あるいは教育実習場面）に不適切な要素となるようには思えない。強いて言えば，教育実習における実習生は指導教員からの指導内容について，自分独自の価値観に基づいて吟味したり取捨選択したりすることはあまり好まれないという現状が反映しているのかもしれない。それが（有意ではないが）自己の追求の負の相関[r＝－.045]や他者の尊重の正の相関[r＝.036]に表われている可能性もある（表4）。それでも，他の下位尺度（集団・社会への貢献，ルール・マナーの遵守，畏敬の念）が（有意ではないが）負の相関を示していることは説明できない。よって，1）の可能性は排除できるものと考えられる。

次に2）については，現時点で判断することは難しいが，従来の評価基準の曖昧さや恣意性を排除し，教員としての資質を端的に評価できる客観的な基準となること目標として作成されたのが現在の客観的評価尺度であり，少なくとも相良ら（2021）においては充分な成果を上げていることや，実習生の自己評価項目とは高い正の相関を示していること（後述）などを考慮すると，客観的評価尺度の変更が大きな影響を与えているとは考えにくい。ただし，道徳性に関しては特異的に検出力が下がっている可能性も否定できないため，この点については今後も引き続き検討していく必要があろう。

3）については，各指標のプロット図を見てみると，最大値を示すデータがある程度認められるものの，それは客観的評価の高いものだけでなく，一様に分布していることから，必ずしも天井効果は認められない。重要なのは，客観的評価が高いものの中にも道徳的態度が高いものと低いものがおり，客観的評価が低いものの中にも道徳的態度が高いものと低いものが混在する点である。これは天井効果ではなく，両者の連関性が低いことを示している。

ただし4）については，考慮する必要がある。前述の通り，今回使用した道徳的態度尺度は，各項目について調査対象者がどのくらい重要と感じるかを回答させるもので，そうした心理的傾向（態度）が行動として表れるかどうかは分からないからである。特に通常とは異なる特殊な場面である教育実習において実習生は，普段の考え方とは必ずしも一致しない行動をとることも多いであろう。また，実習生は普段は学生であり被養育者であるが，教育実習場面では教員であり指導者の役割を演ずることが求められる。こうした特殊状況が，通常の態度とは異なる振る舞いをさせる可能性がある。その結果，今回の道徳的態度尺度が客観的評価とは結びつかなかったのかもしれない。さらに極端なことを言えば，全ての実習生は教員として望まれる道徳的態度を示すことができたからこそ無事実習を終えることができたと考えれば，その意味で差がつかなかったのも当然と言える。つまり，道徳的でない振る舞いをした実習生は，その時点で実習中止になっている（つまり今回のデータには含まれない）のかもしれない。

いずれにせよ，先行研究においてたびたび現れる「⑤自律性」に道徳性を含めるか否かについては，現段階では結論を出すことができないため，今後も引き続き検討していく必要があろう。前述の通り，他の先行研究においても，道徳性という視点から教員養成課程の学生を対象とした実証的な研究が非常に少ないのは，既存の道徳的態度尺度を使用すると有意な結果が得られないために研究発表に至らない調査が多い可能性もある。そうした面も含めて慎重に判断していかなくてはならない。

自己評価項目と客観的評価の関係について

調査対象者が自らの実習についての自己評価を客観的な観点から行った自己評価項目（1〜6）と，成績評価の下位評価軸Ⅰ〜Ⅵの合計点である成績評価得点（客観的評価）の関係をみると（表4の最下段），全ての項目で有意な正の相関が見られた［r=.274，r=.257，r=.248，r=.178，r=.318，r=.305］。従って，従来の研究（相良ら，2014など）と同様，今回の調査対象者も優れたメタ認知的モニタリング能力（三宮，2008）を示し，自らの実習成果を正しく認識できていたために，自己評価と客観的評価が一致していたものと考えられる。つまり教育実習に関する自己評価として「うまくできた」と感じている実習生は，実習校側による成績評価も高く，逆に「あまりうまくできなかった」と感じている実習生は成績評価も低かったと言える。こうした自己評価と他者評価の一致は，これまでも繰り返し確認できた現象であるが，前述の通り，従来の相良ら（2020）まで使用していた客観的評価基準とは異なる基準を用いた今回の調査でも，従来と同様の結果が得られたことから，今回使用した客観的評価基準の妥当性を示す1つの根拠となろう。

道徳性と自己評価項目の関係について

調査対象者が自らの実習についての自己評価を客観的な観点から行った自己評価項目（1〜6）と道徳的態度得点（合計）の関係に注目すると（表 4 の下から 2 段目），自己評価項目の（3）と（5）が有意な正の相関［r=.195，r=.159］を示した。つまり道徳的態度得点が高いほど，教材研究を十分に行って提示でき，先生方とうまくコミュニケーションがとれたと感じる傾向にあることが分かる。

さらに道徳的態度の下位尺度得点との相関を見てみると，自己の追求と（3）・（4）・（5）が［r=.204，r=.177，r=.210］，そして他者の尊重と（3）が［r=.297］，それぞれ有意な正の相関を示している。つまり，向上心を持って自己の目標を追究することが重要だと考えている実習生は，教育実習で教材研究を十分に行って提示でき，生徒や他の先生方とうまくコミュニケーションがとれたと感じていること，そして他者を尊重することを重視する実習生ほど教材研究を十分に行って生徒に提示できたと感じていることをそれぞれ示している。

上記の結果については納得できる点も多い。教材研究については自分が納得できるレベルのものができるまで努力すること（＝自己の追究）が必要であろうし，自分とは異なる立場であり異なるものの見方をするであろう生徒にも分かりやすい（＝他者の尊重）ような教材を作成することは重要であろう。また，他者と満足なコミュニケーションをとるには，まずは優れた自己受容（＝自己の追究），そしてその結果としての他者受容が必要であること（相良ら，2016）はすでに述べたとおりである。

教育実習に関する効果的な事前・事後指導とは

残念ながら，今回の調査からは明確な結論が得られなかった。従って今回の結果だけから，教育実習に関する効果的な事前・事後指導について検討することは難しい。

第一に，教職に必須と考えられた道徳的態度については，必ずしも教育実習場面で重視されるとは言えないことが分かった。ただし，この結果が何に起因するものか，今回のデータだけでは判断できないため，今後引き続き検討していくことが必要である。少なくとも，今回使用したような道徳的態度得点は，教育実習の成績評価を予測する尺度とはならないため，事前・事後指導の中に道徳的態度に関する内容を含めるのは時期尚早と考える。

第二に，相良ら（2021）から変更となった新たな客観的評価基準を用いて今回も調査を行ったところ，部分的には従来のものと一致する結果が得られたことから，新たな客観的評価基準の妥当性がある程度示された。ただし，完全に計画された実験状況で行われた確認ではないため，この点についても引き続き考慮していく必要があろう。

第三に，実習生はかなりの確度で自身のパフォーマンスに対する客観的評価を予測できることが，改めて示された。これについては従来の結果から繰り返し示されてきたことであるが，こうしたメタ認知的モニタリング能力は，適切な事前・事後指導があって初めて身につくものであると考えられるため，今後も迷いなく従来同様に適切な事前・事後指導を行っていく必要があると考えられる。

【参考文献】

相川充・藤田正美　2005　成人用ソーシャルスキル自己評定尺度の構成．東京学芸大学紀要（第1部門，教育科学），**56**，87–93.

Brooks, D.K., Jr. 1984 *A life-skills taxonomy: Defining elements of effective functioning through the use of the Delphi technique*. Doctoral dissertation, University of Georgia, Athens, USA.(1)

千葉県教育委員会　2018　千葉県･千葉市教員等育成指標について．（平成30年3月7日）https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shihyou/documents/sihyoukakuteian.pdf

中央教育審議会　2005　新しい時代の義務教育を創造する（答申）．（平成17年10月26日）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05102601/all.pdf

Danish, S.J., Petitpas, A.J., and Hale, B.D. 1995 Psychological interventions: A life development model. In S.M. Murphy（Eds.）, *Sport Psychology interventions*. Champaign, IL: Human Kinetics. Pp. 19–38.(1)

藤本学・大坊郁夫　2007　コミュニケーション・スキルに関する諸因子の階層構造への統合の試み．パーソナリティ研究，**15**，347–361.

藤澤文　2013　大学生の規範意識、道徳的認知、行動基準の関連．鎌倉女子大学紀要，**20**，11–19.

平石賢二　1990　青年期における自己意識の発達に関する研究（I）：自己肯定性次元と自己安定性次元の検討．名古屋大學教育學部紀要　教育心理学科，**37**，217–234.

板津裕己　1994　自己受容性と対人態度との関わりについて．教育心理学研究，**42**，86–94.

板津裕己　2006　自己受容性と共感性との関わりについて．高崎健康福祉大学紀要，**5**，33–45.

春日由美　2015　自己受容とその測定に関する一研究．南九州大学人間発達研究，**5**，19–25.

川岸弘枝　1972　自己受容と他者受容に関する研究：受容測度の検討を中心として．教育心理学研究，**20**，170–178.

菊池章夫　2014　さらに／思いやりを科学する：向社会的行動と社会的スキル．川島書店.

窪龍子　2014　日本社会における「父性原理」再考．実践女子大学人間社会学部紀要，**10**，1–20.

教育再生実行会議　2015　これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）．（平成27年5月14日）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai7_1.pdf

教育再生実行会議　2016　日本の子供たちの自己肯定感が低い現状について（文部科学省提出資料）．（平成28年11月14日）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/chousakai/dai1/siryou.html

文部科学省　2015　中学校学習指導要領解説　道徳編．（平成27年7月）https://doutoku.mext.go.jp/pdf/junior_high_school_02.pdf

松岡治子・花沢成一　1999　褥婦とその夫の母性度・父性度とマタニティ・ブルーズ得点との関連について．日本女性心身医学会雑誌，**4**(**1**)，22–28.

宮沢秀次　1987　青年期の自己受容性の研究．青年心理学研究，**1**，2–16.

Rogers, C.R.　1951　*Client-centered therapy: Its current practice, implications, and theory*. Boston: Houghton Mifflin.（ロジャーズ，C.R.（著）　保坂亨・諸富祥彦・末武康弘（訳）　2005a　クライアント中心療法（ロジャーズ主要著作集 2）. 岩崎学術出版社.）

Rogers, C.R.　1961　*On Becoming a Person: A Therapist's View of Psychotherapy*. Boston: Houghton Mifflin.（ロジャーズ，C.R.（著）　諸富祥彦・末武康弘・保坂亨（訳）　2005b　ロジャーズが語る自己実現の道（ロジャーズ主要著作集 3）．岩崎学術出版社.）

Rosenberg, M. 1965 *Society and the adolescent self-image*. Princeton, NJ: Princeton. University Press.(2)

相良麻里　2007　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：短期大学に関して．子保研年報，**19**，12–19.

相良麻里　2009　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実践的指導力の基礎（1）．東京家政大学研究紀要，**49**，21–26.

相良麻里　2010　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実践的指導力の基礎（2）．東京家政大学博物館紀要，**15**，1–10.

相良麻里　2011　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：コミュニケーションの問題に関連して．東京家政大学博物館紀要，**16**，1–7.

相良麻里・相良陽一郎　2012　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：教育実習生の自己評価に関して．千葉商大紀要，**49**(**2**)，135–147.

相良麻里・相良陽一郎　2013　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるコミュニケーション能力について．千葉商大紀要，**50**(**2**)，83–102.

相良麻里・相良陽一郎　2014　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるソーシャル・スキルについて．千葉商大紀要，**51**(**2**)，233–250.

相良麻里・相良陽一郎　2015　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められるソーシャル・スキルについて（2）．千葉商大紀要，**52**(**2**)，35–49.

相良麻里・相良陽一郎　2016　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる日常生活スキルについて．千葉商大紀要，**53**(**2**)，9–26.

相良麻里・相良陽一郎　2017　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己肯定感について．千葉商大紀要，**54**(**2**)，1–18.

相良麻里・相良陽一郎　2018　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己受容性について（1）．千葉商大紀要，**55**(**2**)，71–86.

相良麻里・相良陽一郎　2019　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自己受容性について（2）．千葉商大紀要，**56**(**3**)，29–47.

相良麻里・相良陽一郎　2020　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる自尊感情について．千葉商大紀要，**57**(**3**)，21–39.

相良麻里・相良陽一郎　2021　教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討：実習中に求められる「親性」について．千葉商大紀要，**58**(**3**)，15–34.

三宮真智子　2008　メタ認知：学習力を支える高次認知機能．北大路書房.

島本好平・石井源信　2006　大学生における日常生活スキル尺度の開発．教育心理学研究，**54**，211–221.

鈴木潤也　2010　自己受容概念の再考：「ありのまま」の自己受容についての検討．青山心理学研究，**10**，49–61.

Tafarodi, R.W., and Swann, W.B., Jr.　1995　Self-liking and self-competence as dimensions of global self-esteem: initial validation of a measure. *Journal of Personality Assessment,* **65**(**2**), 322–342.

田中道弘・滝沢真智子　2010　過去に対する自己肯定感尺度作成の試み．埼玉学園大学紀要　人間学部篇，**10**，341–346.

手島啓文・安保英勇　2017　道徳的態度尺度の開発と信頼性・妥当性の検討．北海道心理学研究，**39**，30.

WHO（編）　川畑徹朗他（訳）　1997　WHO ライフスキル教育プログラム．大修館書店．Pp. 11–30. [(1)]

吉田圭吾　1995　治療者における母性と父性：治療者の個性と技法選択を巡って．心理臨床学研究，**12**(**4**)，308–321.

吉森丹衣子　2015　大学生版自己肯定感尺度の作成：カウンセリングの立場を重視して．国際経営・文化研究，**19**，105–115.

(1)島本・石井（2006）による引用
(2)吉森（2015）による引用

（2022.1.11 受稿，2022.2.21 受理）

【抄　録】

これまでの一連の研究から，教育実習において重視される様々なスキルが明らかとなってきたが，これまであまり明確に捉えられていなかった「道徳性」という面から改めて検討を行った。具体的には，今年度新たに教育実習を終了した実習生 157 名を対象とし，道徳的態度尺度（手島・安保，2017）と，実習に関する自己評価および他者評価（実習校から得られた成績評価）の関係について検討を行った。その結果，教職に必須と思われた道徳性が教育実習場面では必ずしも重視されているとは言えないことが示唆された。これを受け，今後の大学の教員養成課程においてどのような事前・事後指導を行うべきなのか検討を加えた。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 37–52

〔論　説〕

英語聴解で学習困難を持つ児童を識別するための研究

酒　井　志　延，土　屋　佳雅里

1. はじめに

1.1　研究の背景

日本の学校で実施されている一律指導は，多くの子どもたちのためには良いかもしれない。しかし，躓きかねない子どもを不幸にしかねない可能性がある。これについて，発達障害の研究の第 1 人者である竹田契一（2017）は「子どもによって躓きの原因は異なり，なぜそこで躓くのか，どのような手立てをすれば解決できるのかを丁寧に見ることが重要だ…一律的な指導が子どもの状態を悪化させることもあるため，学習ニーズに応じた指導の実践が英語教育においては喫緊の課題である」と述べている。発達障害のうち特に学習障害（Learning Difficulty: LD）は「聞く・話す・読む・書く」などに著しい困難が生じる障害であるが，知的な遅れがなく，他の子どもと同様な日常生活が送れるため，その障害を見逃されがちである。よって，現実には，学習障害を持つ児童（以下，LD 児童）は英語学習の初期から躓いていることがあるが，日本国内に LD 児童を対象とした英語の躓きテストはないことなどから，その実態は明らかにされにくい。そのため，LD 児童の存在は躓いていても教員などに気づかれるまでに時間がかかり，対応が遅れるために，学習の遅れが重篤化しやすい。しかも，LD 児には知的な発達遅れはないので，学習を怠けているだけだとみなされたりして，精神的に痛みを受けがちである。また，先行研究では母語で既に躓きが生じている場合，外国語習得時にも類似の躓きを抱えることが指摘されている。たとえばアルファベット書字が困難な児童が，漢字も全く書けない事例や，英語の文字と音の操作に弱さが表れる中学生が，小学校時代にかな文字の読み習得に困難があった事例などが報告されている（村上，2016，pp. 199–200）。しかし，英語の音声に関して日本語母語話者の児童を対象にした小学校段階で学習障害を調査する研究はない。

1.2　英語学習に困難を感じる児童を発見する研究計画

学習困難を抱えている LD 児童を発見できれば，その児童に対してのカウンセリングを行うことができる。それにより，その児童の持つ困難性は発達障害かもしれず，あるいは精神的な問題によるものかもしれないが，特定することにより，適切な指導が可能となる。そのような試みは，すべての児童に等しく教育の機会を提供し，学ぶ側の多様性に十分配慮したユニバーサルデザイン授業の実現に貢献できる。ただ，中学校や高校であれば，アルファベットを使って英語学習に困難を感じている学習者を特定することができるが，小学校では，英語教育における文字指導（読むこと・書くこと）は外国語科（5 年生，6 年生）から導入されるため，アルファベット文字を使った調査が容易ではない。そこで，英語音声を用いる調査方法を使い，さらに，英語の専門知識を持たない教員でも小学校の中学年

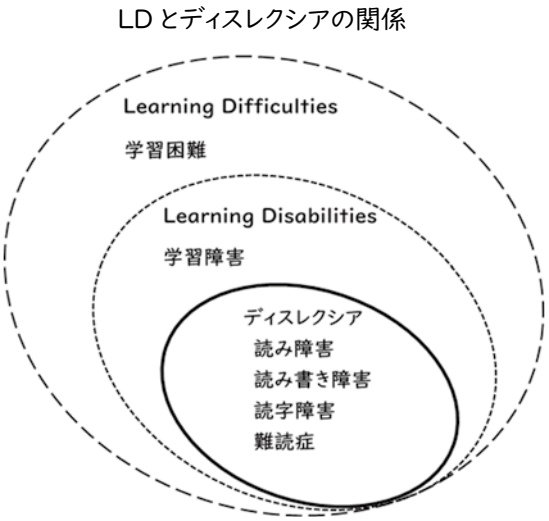


図 1 「LD とディスレクシア」（上野，2006）をもとに作図

（3 年生，4 年生）から英語の躓きを予測し，発見できる調査法の開発は喫緊の課題であると考えた。

本研究では，上野（2006，p. 31）が図 1 で示すように，学習に困難を感じている児童は，大きく「学習困難」の集合があり，その中に「学習障害」の集合があり，そして「ディスクレシア」の集合があると考えている。そこで，調査においては，まず，「学習困難」の集合の把握から始めていくことにした。そして，次の段階で，ディスクレシアが特定できるような研究を進めていく考えである。

2. 予備調査

2.1　予備調査について

英語力を測るために，文字を書かせたり，アルファベット文字を識別させたりするテストは多い。しかし，文字指導は小学校では高学年が該当する外国語科から導入されるため，文字指導を行わない中学年が該当する外国語活動での調査には向かない。そのため，本研究では，英語を聞き取り，理解し，定着させる力が弱いと思われる児童を探し出すことに注力する。ただ，学習が遅れがちになるのは，多様な理由があるので，最初から音声認識が弱い児童を同定する調査は困難である。そこで，本研究では，多くの児童が正解できると予想できる英単語を音声で聴かせることにより，該当する単語のイラストを選ばせ，正解できない学習困難者を区別する聴解語彙力テストを開発することにした。

2.2　予備調査の設計

開発するテストで使う英単語の選出は，酒井他（2014）を参考にした。その研究では，小学生用として出版されている英語辞書 4 冊のうち 3 冊以上で掲載されている単語 829 語を対象とし，全国の小学校の校長宛に調査紙を送り，外国語活動に従事する教員に，自分が指導している語と指導していない語に分けて返送を依頼した。890 件の回答を得て，調査対象の 829 語を，使用しているという回答の多い順のリストを作成した。本研究では，そのリストから各学年で調査する語彙として，児童が語彙を認識しているかを判断するための絵にしやすい語を 10 語ずつ選んだ（表 1）。次に示す語の後にあるパーセンテージは，使用しているという回答の頻度（使用頻度）を表している。

そして，予備調査における各学年の聴解語彙テストの問題数は，次の構成とした（表 2）。

問題は，図 2 のように，パワーポイントのスライドにある 5 問の選択肢の絵が示され，

表１　小学校学年別　選出した 10 語及び使用しているという回答の頻度

対象学年（使用頻度）	選出した 10 語：使用しているという回答の頻度
3 年生（75%まで）	yellow：88.6%，basketball：88.4%，pencil：88.3%，box：85.8%，family：85.2%，soccer：82.4%，peach：77.8%，elephant：76.8%，chair：75.9%，strawberry：75.9%，watermelon：73.2%（75%までに絵にできる適切な語がなかったので使用）
4 年生（70%まで）	lemon：73.0%，camera：72.8%，cherry：72.5%，hospital：72.5%，sandwich：72.3%，rabbit：72.1%，carrot：71.4%，mouth：70.3%，night：70.0%
5 年生（61%まで）	telephone：69.4%，mouse：68.8%，pumpkin：68.1%，calendar：67.0%，butterfly：66.7%，vegetable：66.7%，guitar：65.8%，kangaroo：63.0%，children：62.5%，mountain：61.3%
6 年生（50%まで）	cow：60.4%，newspaper：59.5%，grapefruit：59.3%，spider：59.3%，bicycle：58.0%，airplane：56.5%，gorilla：55.9%，onion：53.7%，umbrella：52.3%，rainbow：50.0%

表２　学年別の聴解語彙テスト問題数

学年	聴解語彙テスト問題数（内訳）
3 年生	15 問（3 年生用単語 10 語＋ 4 年生用単語 5 語）
4 年生	20 問（3 年生用単語 5 語＋ 4 年生用単語 10 語＋ 5 年生用単語 5 語）
5 年生	20 問（4 年生用単語 5 語＋ 5 年生用単語 10 語＋ 6 年生用単語 5 語）
6 年生	20 問（5 年生用単語 10 語＋ 6 年生用単語 10 語）

スライド 1 枚につき 3 問（あるいは 2 問）ずつの英語音声が流される。児童は，その音声が示す絵を選択する方式である。1 問につき英語音声は 2 回ずつ流される。

1 枚のスライドで，3 問または 2 問を選ぶ方式にしたのは，絵にできる単語が少なかったことと，望月テスト（1998）が，6 問のうち 2 問を選ばせる方式を使っていることを参考にした。この方式が有効かどうかは，予備テストの結果で検討することにした。

予備テストで流す英語音声は，20 年に渡り小学校英語教育に従事している土屋が，Google 翻訳の音声を手本に練習し録音した。絵は著作権フリーの画像集を利用，また，画像集に無い絵は土屋が作画した。テストは担当する教員がコンピュータを操作してパワーポイントのスライドショーで提示し，クリックするだけで自動的に音声が流れて実施が可能となるように実用性を高くした。テストの実質所要時間は約 10 分である。予備調査は 2020 年 10 月中旬に，関東地方のある小学校において，3 年生 62 名，4 年生 57 名，5 年生 79 名，6 年生 76 名を被験者として実施した。



図２　聴解語彙テストのスライド例

2.3　予備調査の結果と改定

予備調査では，パワーポイントとマークシートでテストが実施できるか，選択した英単語が適切だったかを調べることが目的であった。結果として，若干のマークミスはあったが，調査具として 3 年生から 6 年生までパワーポイントのスライドで問題を与え，マークシートで解答させることができた。1 枚のスライドで，3 問または 2 問を選ぶ方式についての問題だが，特に，支障を感じなかった。予備テストを実施した学校では，英語が得意でない教員でもテストを実施することができた。この予備調査に基づいて改正したテストによる調査でもコンピュータ操作が得意でない教員も実施する可能性がある。そのような教員にとっては，スライドの枚数は少ない方が実施しやすく，クリックするだけで自動的に音声が流れて再生する設定が容易なため，改正したテストも同じ方法で実施することにした。ただ，問題内容は，改正されたテストで指摘があった。後に，別の視点から考察する。

選択した単語の正解率により，児童を上位層と下位層に分ける差についてだが，本研究で作成しているテストは，聴覚障害をもたない児童ならば，満点あるいはそれに近い得点をとることができると想定されるため，必然的に上位層が厚く，下位層が薄くなる。その結果，3 年生のテストは 15 点満点なので，ケアレスミス等の発生も考え，15 点と 14 点の 35 名（54.5%）を上位層とした。得点の低い層では，7 点と 8 点が 5 名しかいない。上位層と下位層を分ける線引きであるが，予備調査であるし，サンプルが少ないと信頼性が低くなるので，遅れがちな学習者の要因を幅広くとらえようと考え，9 名存在する 13 点を除き，下から 30% に近い 12 点以下の 18 名（29.0%）を下位層とした。

4 年生 5 年生 6 年生のテストは 20 点満点なので，4 年生は 19 点以上の 37 名（65.0%）を上位層，16 点以下の 11 名（19.2%）を下位層とした。5 年生は同様に，19 点以上の 50 名（63.3%）が上位層，15 名（19.0%）を下位層とした。6 年生は，19 点以上の 60 名（78.9%）を上位層，17 点以下の 10 名（13.2%）を下位層とした。つまり，このテストで多くの問題に正解できる児童と，正解を適切に選択できない少数の児童に分けることができた。この結果を，実施した学校の管理職に示したところ，「自分が日ごろ感じている，他の教科での理解度やコミュニケーションが上手く取れない面でも，この結果は納得」と述べた。この予備テストは適切に実施することができ，児童を上位層と下位層に分けることができたので，予備調査の目的は達成されたと言える。

このように，予備調査は実施できたが，上位層と下位層を分けることが難しいテスト項目や，絵が適切でないと思われたテスト項目があったため，予備調査で使用したテストを改定することにした。改定の方針であるが，上位層の正解率と下位層の正解率の差が 0.35 以上であるか以下であるかによって分けることにした。それで，上位層と下位層の差が 0.35 以上の語は，上位学年のテストに問題項目として追加する。逆に，上位層と下位層の差が 0.1 以下と低い語は，その学年から削除し，下位学年用のテストに追加する。しかし，英語の音声に慣れていない 3 年生は，学習者に差があり，上位層と下位層の差の低い語が多くなったし，3 年生では絵にできる語が限られていたため，削除する語の上位層と下位層の上位層と下位層の差を 0.05 以下にし，削除した代わりに別の単語を入れた。改定したテストの単語は，3 年生用は表 1 で，4 年生用は表 2 で，5 年生用は表 3 で，6 年生用は表 4 で確認できる。なお，調査した学校の要望により，マークシートの記入の仕方の説明もパワーポイントのスライドに組み込んだ。

3. 方法

3.1 目的

改定したテストが，英語の音声面から，上野（2006）にある「学習に困難を抱える」児童を見つける機能を有するかどうかを調べることである。本研究は，日本各地で教員が簡便に調査できるテストの開発をめざすので，検証は，(1) 改定したテストが上位層の児童と下位層の児童を識別することができる，(2) 改定したテスト結果が全国的に同様な傾向を示す，この 2 つによって行う。

3.2 実施期間と被験者

2020 年 12 月に，東北地方 1 校（3 年生 24 名，4 年生 23 名，5 年生 14 名，6 年生 20 名），関東地方 2 校，（3 年生 127 名，4 年生 124 名，5 年生 116 名，6 年生 109 名）関西地方 1 校（3 年生 70 名，4 年生 69 名，5 年生 70 名，6 年生 76 名），中国地方 1 校（3 年生 32 名，4 年生 31 名，5 年生 29 名，6 年生 23 名）の計 5 校 957 名であった。改定した聴解語彙テストは，実施する学校の担当者に必要数のマークシート問題を配布し，試験後に返送を依頼した。

4. 結果

4.1 正解率による児童の上位層と下位層について

上位層と階層を分けるために，学年ごとに，受験したすべての学校の児童を高得点から降順で並べた表を作った（表 3 から表 6）。上位層と下位層を識別するための上位層と下位層の差を計算する際に，すべての問題に解答しなかった児童は，調査拒否として計算から除外した。

表 3　上位層と下位層の差が小さい順　3 年生の結果

	上位層の正解率	下位層の正解率	上位層と下位層の差	全体の正解率
apple	99	92.9	6.1	98.4
sandwich	99	57.1	41.8	94.1
box	95.8	50	45.8	89.7
mouth	95.8	42.9	53	88.1
chair	80.1	14.3	65.8	67.9
peach	97.9	28.6	69.3	92.9
family	84.3	14.3	70.4	68.3
guitar	99	28.6	70.4	90.1
lemon	89	14.3	74.7	78.6
police	91.6	14.3	77.4	77.4
carrot	95.8	14.3	81.5	88.1

pencil	82.2	0	82.2	68.7
watermelon	90.6	7.1	83.4	78.2
rabbit	99	14.3	84.7	92.5
elephant	93.1	7.1	86.1	84.1

表 4　上位層と下位層の差が小さい順　4 年生の結果

	上位層の正解率	下位層の正解率	上位層と下位層の差	全体の正解率
family	88.7	66.7	22.0	79.8
box	99.4	55.6	43.9	96.8
tiger	100.00	55.6	44.4	98.0
pumpkin	100.00	55.6	44.4	96.8
eye	99.4	44.4	55.0	87.9
mountain	97.0	33.3	63.7	83.8
night	97.6	33.3	64.3	93.1
cherry	100.00	33.3	66.7	95.6
telephone	78.0	11.1	66.9	64.8
police	96.4	22.2	74.2	84.6
flower	97.6	22.2	75.4	89.5
chair	98.8	22.2	76.6	87.5
vegetable	82.7	0.00	82.7	69.2
hospital	83.3	0.00	83.3	66.8
lemon	94.6	11.1	83.5	87.5
elephant	95.2	11.1	84.1	84.6
rabbit	95.8	11.1	84.7	90.3
camera	95.8	11.1	84.7	86.2
carrot	98.2	11.1	87.1	87.5
mouth	95.2	0.00	95.2	82.2

表 5　上位層と下位層の差が小さい順　5 年生の結果

	上位層の正解率	下位層の正解率	上位層と下位層の差	全体の正解率
chicken	100.0	100.0	0.0	98.3
rainbow	97.0	85.7	11.3	93.0
mountain	100.0	85.7	14.3	96.9
onion	98.2	71.4	26.7	92.1
kangaroo	99.4	57.1	42.3	96.5
pumpkin	100.0	57.1	42.9	97.8
chair	97.6	42.9	54.7	88.7

airplane	71.1	14.3	56.8	58.1
calendar	100.0	42.9	57.1	95.2
umbrella	92.8	28.6	64.2	81.2
telephone	95.8	28.6	67.2	83.4
bicycle	82.5	14.3	68.2	71.2
watermelon	98.2	28.6	69.6	90.8
night	98.8	28.6	70.2	93.5
circle	84.9	14.3	70.7	72.1
carrot	99.4	28.6	70.8	89.5
mouth	92.8	14.3	78.5	82.5
vegetable	95.2	14.3	80.9	83.0
butterfly	97.0	14.3	82.7	89.1
nose	97.6	0.0	97.6	88.2

表６　上位層と下位層の差が小さい順　６年生の結果

	上位層の正解率	下位層の正解率	上位層と下位層の差	全体の正解率
nine	95.7	91.7	4.0	95.6
three	100.0	91.7	8.3	99.1
mouse	100.0	83.3	16.7	98.7
twelve	94.1	75.0	19.1	89.9
kangaroo	100.0	75.0	25.0	98.7
pumpkin	99.5	66.7	32.8	97.4
fire	99.5	66.7	32.8	96.9
table	99.5	66.7	32.8	95.6
grapefruit	100.0	66.7	33.3	97.8
telephone	93.5	58.3	35.2	90.8
rainbow	98.4	58.3	40.1	95.6
newspaper	99.5	50.0	49.5	96.1
watermelon	100.0	50.0	50.0	95.2
foot	84.3	33.3	51.0	77.2
umbrella	94.6	41.7	52.9	89.5
vegetable	98.9	41.7	57.3	93.0
bread	98.9	41.7	57.3	93.0
airplane	91.4	33.3	58.0	81.6
cow	88.7	16.7	72.0	75.4
butterfly	98.9	25.0	73.9	93.4

本研究で使うテストは受験生の多くがほぼ問題無く多くの問題に正解できると想定されるテスト項目で構成されているので，前述したように上位層が厚く，下位層が薄い。しかも，テストの構成が，3 年生，4 年生，5 年生では，上級のレベルの単語を 5 問ずつ入れているが，6 年生は，語彙リストが小学生用のものだったので，上級から語彙の追加はなかった。したがって，6 年生の平均点は高くなった。

3 年生は，15 点満点のうち，80% の正解率（12 点）以上を上位層（正解者 191 人），40%（6 点）以下を下位層（正解者 14 人）とした。英語の音声になじんできた 4 年生，5 年生は，20 点満点のうち，上位層を 85%の正解率（17 点）以上としたところ，4 年生は 168 人，5 年生は 166 人となった。一方，50%（10 点）以下の正解率を下位層としたところ，4 年生は 13 人，5 年生は 7 人であった。平均点が高い 6 年生は，20 点満点のうち，上位層を 90%（18 点）以上の正解率で 185 人，下位層は 70%（14 点）以下で 12 人となった。

改定したテストによる上位層と下位層の差は，表 3 より，3 年生のテストでは，apple 以外の単語が 0.3 以上であった。表 4 より，4 年生のテストでは，20 の単語のうち，4 つの family 以外は 0.3 以上であった。表 5 より，5 年生では，20 の単語のうち，chicken，rainbow，mountain，onion 以外は 0.3 以上であった。表 6 により，6 年生では，nine，three，mouse，twelve，kangaroo の上位層と下位層の差が 0.3 以下であるが，残りの 15 の単語は 0.3 以上であった。以上の結果，このテストは上位層と下位層を分ける機能を持つ可能性が高いと言える。そして上位層は，音声指導において，学習困難を感じない可能性が高い層と言える。しかし，下位層が抱える学習困難は音声指導に関してだけであるとは言い切れない。今後この層に対する，さらなる調査が必要である。

4.2　全国的な傾向についての調査

分析の観点として，「全国的な傾向があるか」「地域差」を知ることについて，本研究は，全国で使用できるテストの開発を目指していることと同時に，日本語母語話者で日本語の音韻体系を習得したと思われる児童に，英語の学習に共通する困難性があるのではないかと考えている。この検証のために，正解率が地域によって異なるかどうかを調べることにした。学年ごとに 5 つの学校の児童の解答で，正解率の低い語からの高い語への昇順の表を作った（表 7 から表 10）。

表 7　学校別　正答率の低い語の順番　3 年

	Swan 小学校	Train 小学校	Fox 小学校	Rainbow 小学校	Hood 小学校
1	family	chair	family	pencil	pencil
2	pencil	carrot	pencil	family	chair
3	chair	family	watermelon	chair	family
4	police	police	police	watermelon	lemon
5	watermelon	elephant	chair	lemon	watermelon
6	mouth	mouth	lemon	police	police
7	guitar	pencil	elephant	elephant	carrot

8	elephant	lemon	mouth	box	mouth
9	peach	rabbit	guitar	carrot	elephant
10	lemon	apple	box	guitar	box
11	box	box	rabbit	peach	guitar
12	carrot	guitar	sandwich	rabbit	peach
13	rabbit	peach	carrot	sandwich	apple
14	sandwich	watermelon	peach	mouth	rabbit
15	apple	sandwich	apple	apple	sandwich

表 8　学校別　正答率の低い語の順番　4 年

	Swan 小学校	Train 小学校	Fox 小学校	Rainbow 小学校	Hood 小学校
1	hospital	hospital	telephone	telephone	vegetable
2	vegetable	vegetable	hospital	hospital	telephone
3	flower	night	vegetable	vegetable	family
4	police	telephone	mouth	rabbit	hospital
5	family	family	eye	lemon	mouth
6	telephone	box	elephant	camera	mountain
7	mouth	flower	carrot	family	elephant
8	chair	chair	family	elephant	eye
9	mountain	elephant	police	mountain	chair
10	elephant	lemon	camera	carrot	police
11	camera	rabbit	mountain	chair	carrot
12	box	carrot	lemon	mouth	lemon
13	lemon	mouth	chair	police	camera
14	eye	eye	flower	night	night
15	rabbit	police	night	flower	rabbit
16	carrot	camera	rabbit	box	cherry
17	night	cherry	cherry	cherry	flower
18	cherry	tiger	pumpkin	tiger	pumpkin
19	tiger	pumpkin	tiger	pumpkin	tiger
20	pumpkin	mountain	box	eye	box

表 9　学校別　正答率の低い語の順番　5 年

	Swan 小学校	Train 小学校	Fox 小学校	Rainbow 小学校	Hood 小学校
1	airplane	bicycle	airplane	airplane	airplane
2	bicycle	airplane	bicycle	umbrella	circle
3	circle	mouth	circle	circle	bicycle

4	mouth	circle	vegetable	bicycle	mouth
5	telephone	umbrella	telephone	carrot	telephone
6	vegetable	watermelon	watermelon	mouth	umbrella
7	butterfly	chair	butterfly	onion	vegetable
8	nose	carrot	umbrella	vegetable	nose
9	umbrella	night	chair	rainbow	chair
10	chair	telephone	carrot	watermelon	night
11	night	butterfly	mouth	chair	calendar
12	carrot	vegetable	nose	telephone	butterfly
13	kangaroo	nose	onion	butterfly	rainbow
14	watermelon	pumpkin	night	nose	watermelon
15	pumpkin	calendar	calendar	calendar	carrot
16	mountain	kangaroo	kangaroo	kangaroo	pumpkin
17	onion	mountain	mountain	chicken	mountain
18	rainbow	onion	chicken	night	kangaroo
19	calendar	rainbow	rainbow	pumpkin	chicken
20	chicken	chicken	pumpkin	mountain	onion

表 10　学校別　正答率の低い語の順番　6 年

	Swan 小学校	Train 小学校	Fox 小学校	Rainbow 小学校	Hood 小学校
1	airplane	bicycle	airplane	airplane	airplane
2	bicycle	airplane	bicycle	umbrella	circle
3	circle	mouth	circle	circle	bicycle
4	mouth	circle	vegetable	bicycle	mouth
5	telephone	umbrella	telephone	carrot	telephone
6	vegetable	watermelon	watermelon	mouth	umbrella
7	butterfly	chair	butterfly	onion	vegetable
8	nose	carrot	umbrella	vegetable	nose
9	umbrella	night	chair	rainbow	chair
10	chair	telephone	carrot	watermelon	night
11	night	butterfly	mouth	chair	calendar
12	carrot	vegetable	nose	telephone	butterfly
13	kangaroo	nose	onion	butterfly	rainbow
14	watermelon	pumpkin	night	nose	watermelon
15	pumpkin	calendar	calendar	calendar	carrot
16	mountain	kangaroo	kangaroo	kangaroo	pumpkin

17	onion	mountain	mountain	chicken	mountain
18	rainbow	onion	chicken	night	kangaroo
19	calendar	rainbow	rainbow	pumpkin	chicken
20	chicken	chicken	pumpkin	mountain	onion

今回の調査では，全国5地区からの小学校に調査協力を依頼した。表7によると，3年生の正解率が低い単語として各学校の下位の3単語を見ると family がすべての学校に，pencil と chair が4校に共通している。正解率が高い単語として上位の3単語を見ると，apple と sandwich が4校に，peach と rabbit が2校ずつにある。表8によると，4年生の正解率が低い単語として各学校の下位3単語を見ると vegetable がすべての学校に，hospital が4校に，telephone が3校に共通している。正解率が高い単語として上位の3単語を見ると，pumpkin と tiger がすべての学校にある。表9によると，5年生の正解率が低い単語として各学校の下位の3単語を見ると airplane がすべての学校に，bicycle と circle が4校に共通している。下位の4単語までにすると，この2つの単語は全部の学校に共通する。正解率が高い単語として上位の3単語を見ると，chicken が4校に，rainbow が3校に共通している。下位の5単語まで広げると，mountain が前項に，kangaroo が4校に，rainbow が3校に共通している。表10によると，6年生の正解率が低い単語として各学校の下位の5単語を見ると 正解率が高い単語としてベスト5を見ると，three がすべての学校に，watermelon と grapefruit が4校に共通している。

以上の結果，改定したテストは，英語の音声面から，上野（2006）にある「学習に困難を抱える」児童を見つける機能を有する可能性が高いと言える。また，前記したように，英語の専門性を持たない教員でも10分程度でこのテストを行うことができ，トラブルの報告はなかったため，実用性はあり，解答を記号で求めるので，採点の信頼性は高いと言える。

ただし，単語についての妥当性だが，5年生，6年生の教科書は，調査したすべての学校で，全国の教科書採択のマーケットシェアが57.7%（2020年度）の教科書を使用していた。その点で，単語の識別がこの教科書を使用している児童に限定される可能性はあると言えるかもしれない。

5. 考察

5.1 実施の概要および判明したこと

本調査は，小学校で英語を指導している筆者の知り合いの教員に依頼し，その教員が管理職に掛け合い，全学年で実施する許可を得て，5校で実施できた。中には，管理職に実施を断られた学校も数校に上る。また，その知り合いの教員は全ての学年を指導しているわけではないため，知り合い以外の教員によって実施された本調査もあり，実施状況についての情報はほぼ無い。しかし，事前に，マークシート方式での調査の実施は，3年生には難しいという声はあった。実際，テストを実施したA先生は，「3年生で，学年と組を間違えていた児童のマークシートは，私が訂正しました」と述べた。同様に，実施したB

先生も，「ボランティアの高校生に手伝ってもらった」と述べた。テストは，個人の教員が自分のクラスで，見つけにくい学習に困難を抱えている児童を探し出す目的で使えるものにしたいため，誰でも使えるようにオープンにする。この調査では大量のデータを集めたかったため，マークシートを使用したが，個人の教員が自分のクラスで調査する場合には，マークシートを使う必要はないと言える。また，担当教員がパワーポイントのスライドをクリックするので，各テストで実施の時間差が生じるという意見もあるが，本テストを実施してみて，地域差がそれほどないことから，その問題は大きな問題と言えないであろう。

5.2　テストにおける単語の選定

学習の躓きを発見するために，音声を小学生に聞かせ，その音声が表す絵を選ばせるテストには先行研究が無いため，本調査は手探りだった。難しかったのが，単語の選定である。児童が認識できるような絵にできる単語は，具体的な名詞しかない。その点，音声に慣れてくる高学年になると，正解率が上がる。典型的な例は，family であろう。この単語は，予備調査では 3 年生で実施したところ正解率が低かったので，4 年生でも実施することにした。問題を聞いてもらったモニターの教員は，「family も，『ファムリ』みたいに聞こえますから，ファミリーと結びつかない可能性がある」と述べた。B 先生は，コメントとして，「気になったのは『family』の発音です。すごくいい発音なんで，一回目，どの学年の子達も『えっ何それ』という反応が出ました。/f/ が /t/ に近く聞こえて『タミリー』と聞こえたんだと思います。語尾から推察できた子もいたようですが，全体に語頭音がとれなくて戸惑ってる子がこの単語では極端に多い印象でした」と報告があった。改定した問題を使っての調査では，3 年生の全体の正解率が 68.0% で，上位層は 79.7%，下位層の正解率は 7.32%，上位層と下位層の差は 72.4 と高い。そして 4 年生では，全体の正解率が 79.8% で，上位層は 84.9%，下位層の正解率は 54.8%，上位層と下位層の差は 30.1 という結果であった。学年が進むにつれて，英語の音声に慣れることにより，正解率が上がったと言える。したがって，英語の音声に慣れていない段階では聞き取りにくい語と判定し，テストに入れることにした。

5.3　テスト構成

B 先生より，「1 枚の画像から 3 つ解答するという方法ですが。児童がやってみて，分からないものがあった時，とりあえずこれかなとマークしていた子達が後のものを聞いて『あっ，こっちだった』と訂正している姿が，どの学年でも見られました。1 問目と 3 問目では，選択肢の数が変わってくることになり，負荷が違ってしまうのではないかと感じました」とコメントが来た。テスト作成の時に，1 問ずつの解答にすべきかと考えたが，日本のようなテストで英語力を測ることが多い学校社会では，消去法を学ぶことも認知能力の発達につながり，それができない学習者は学習に遅れが出ると考え，また，データを見ると必ずしも各スライドで 3 問目の正解率が高いとは言えないので，現在の形式で問題が無いと判断した。

5.4　不正解の単語

本調査に関して意見を聞いた研究者から，児童が不正解とした単語について，「それは教わっていないだけではないのか」という意見があった。それに関して，chair を例に出して考えることにする。この単語は 3 年生用と 4 年生用のテストに含めた。3 年生の結果（表 3）では，全体の正解率が 67.6% で，上位層の正解率は 75.9%，そして下位層 24.4% であり，上位層と下位層の差が 51.6 であるのに対して，4 年生の結果（表 4）では，全体の正解率が 87.5% で，上位層 98.4%，下位層 23.1% で上位層と下位層の差が 75.3 と広がっている。同様に，3 年生用のテストと 4 年生用のテスト両方に使用した単語 box, carrot, elephant, family, lemon, mouth, police, rabbit を比較してみると，上位層はほぼ 80％の後半か 90％台の正解率（表 11）なのに対して，carrot, lemon, mouth, rabbit では，正解率が同じか，下がっている。この結果から考察すると，下位層は，聴解による英単語を定着する能力が低いことが推察できる。

5.5　上位層と下位層とで正解率に大きく差が出た単語

本調査で発見した上位層と下位層で正解率が大きく異なる語についてであるが，上位層の正解率が 70％を超え，下位層の正解率は 40% を下回り，上位層と下位層の正解率の差が 50.0 を超える語が該当すると考察した。そうすると，3 年生の結果では，付表 1 より chair,

表 11　同一単語の異学年（3rd と 4th）による比較

	上位層の正解率	下位層の正解率	上位層と下位層の差	全体の正解率
box（3rd）	95.8	50.0	45.8	89.7
box（4th）	99.4	55.6	43.8	96.8
carrot（3rd）	95.8	14.3	81.5	88.1
carrot（4th）	98.2	11.1	87.1	87.4
chair（3rd）	80.1	14.3	65.8	67.9
chair（4th）	98.8	22.2	76.6	87.4
elephant（3rd）	93.2	7.1	86.1	84.1
elephant（4th）	95.2	11.1	84.1	84.6
family（3rd）	84.3	14.3	70.0	68.3
family（4th）	88.7	66.7	22.0	79.8
lemon（3rd）	89.0	14.3	74.7	78.6
lemon（4th）	94.6	11.1	83.5	87.4
mouth（3rd）	95.8	42.9	53.0	88.1
mouth（4th）	95.2	0.0	95.2	82.2
police（3rd）	91.6	14.3	77.3	77.4
police（4th）	96.4	22.2	74.2	84.6
rabbit（3rd）	99.0	14.3	84.7	92.5
rabbit（4th）	95.8	11.1	84.7	90.3

lemon，watermelon，pencil，police，family の 5 単語が該当する。4 年生では，hospital，telephone，vegetable，chair の 4 語が該当する。5 年生では，airplane，circle，telephone，vegetable，bicycle が該当し，6 年生では，cow，butterfly，airplane，foot が該当する。聴解で語彙を聞きとる能力が低い原因として，音声を認識する力が弱いことや，聴解情報を処理する力が弱いこと等が考えられる。この能力の発達の遅れは，その後の読み書きに大きな差となって現れる可能性が高い。よって，同学年の他の大部分の児童と比較して，単語が正確に聞き取れていない児童ほど，今後の英語学習が難しくなる可能性が高まると考えられる。英語指導において，できるだけ，英語母語話者の音声に慣れさせようという試みは，この調査が示すように，英語学習において，学習に躓く可能性のある児童にとっては，辛い学習になりかねない。調査によって，そのような学習者を発見できたとしたら，どのような指導が適切であるかと村上加代子（英語教育ユニバーサルデザイン研究会会長）に尋ねたところ，自分の長年の経験から，研修会やセミナーでは以下の点を述べているという以下の回答があった。適切であると考えるので，これを提案する。

・音声をリピートさせる際，「早いと聞こえない」のであれば，スピードを落としてリピートさせる。その場合でも，聴解処理のスピードに弱さがある可能性があるため，授業において，「繰り返し言う」「音声はゆっくり再生する」ことを心がけると良い。
・リピートさせる際，「途中で音を忘れて最後まで言えない」「一部違う音に入れ替わる」など，再生そのものが正しくできない場合，聴解情報の記憶が弱い可能性がある。「ゆっくり言う」「短くリズムをつけて言う」「いくつかのまとまりに分けてつないで言う」など，「しっかり音を認識できる」ことができるような工夫が必要である。
・リピートはできていても，意味と結びついていない可能性がある。音声をイメージと結び付けるために，絵カード（視覚）や動作（体性感覚）など多感覚を用いて指導するなどの工夫が必要である。

6. 今後の教育のために

本研究における聴解語彙に関するテストを，別の教科書を使っている学校でも使用して結果を比較し，他の教科書の場合でも同様の結果が得られるかを検討すると同時に，聴解語彙に関して躓くのは名詞だけでないと想定できるため，動詞や形容詞についての聴解語彙テストができるかを考えていきたいと考えている。

このように，テストで英語の音声に対する聴解能力の発達具合が低い児童を発見し，その児童に適切な指導を実施することによって，英語学習で躓く可能性のある児童を一人でも減らしていきたいと考えている。また，学習困難にある児童を英語聴解テストで見つける研究であれば，国語の方が聞く，話す，読む，書く，計算する，推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すことを見つけやすいという考えもある。そのため，このテストの結果で，難しさを抱えている学習者を発見した場合，個人または数名の小さい規模で，国語や算数のテストを使用しての調査を実施し，それらの教科についても学習

した事項の定着について確認する。できていない場合は，その原因を探る総合的な研究を計画する予定である。

謝辞

本研究は，村上加代子代表の基盤研究（C）課題番号 20K00851『共生社会を目指す教育の実現のための学習障害児童への英語学習支援の統合的研究』（2020-2022）から多大な支援をいただいた。ここに感謝の意を表明する。

〔引用文献〕

上野一彦（2006）.『LD とディスクレシア』東京：講談社 .

酒井志延・相澤一美・安達理恵（2014）.「小学校外国語活動指導者意識調査結果」『言語教師教育』1(1), 31-47.

竹田契一（2017，8 月 18-19）.「LD・Dyslexia への英語教育の課題」全国英語教育学会第 43 回研究大会においての基調講演，島根大学

村上加代子（2016）.「日本の英語教育におけるディスレクシア生徒に関する一考察」『神戸山手短期大学紀要』55，67-76.

村上加代子（2018）.「読み書き困難のある小学生へのアルファベット・音韻認識・単語読み指導」『神戸山手短期大学紀要』61，39-53.

望月正道（1998）.「日本人英語学習者のための英語語彙サイズテスト」*The IRLT Bulletin*, 12, 27-53.

（2022.1.20 受稿，2022.2.25 受理）

〔抄　録〕

Learners with learning difficulties (LD) in English may stumble from the beginning of their learning. However, since there is no test in Japan to recognize stumbling blocks in English learning for children, it is difficult to clarify the actual situation. In addition, there is no research that investigates learning difficulties in English speech at the elementary school level. The preliminary survey was conducted to create the test for third-, fourth-, fifth-, and sixth- graders in which they listen to the sounds of English words and respond to the illustrations indicated by the words. Based on the results, the modified test was completed. The purpose of this study was to verify two things: (1) that the modified test can discriminate between upper- and lower-tier students, and (2) that the results of the modified test show a similar trend nationwide. The modified test was administered to 957 students in five schools nationwide in December 2020. As a result, the test can be said to be likely to have a function to detect children with "learning difficulties" in terms of English sounds. In addition, as the test can be administered in about 10 minutes by teachers who do not have expertise in English, and since there were no reports of problems, the test can be said to be practical.

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 53-70

〔論　説〕

日本の近代期における外来野菜の導入過程と主産地形成との関わり（Ⅰ）
―北海道のタマネギ生産地域を事例に―

田　野　　宏

Ⅰ　はじめに（問題の所在）

わが国の青果物の生産は，第二次世界大戦後（以下戦後または戦後期と記述），特に高度経済成長期以降，野菜生産出荷安定法の施行にともない，需要に対応できる野菜指定産地が全国各地に形成された。主に大消費地に向けられた単一作物に特化した遠郊園芸は，輸送園芸産地として農業地理学の分野において主産地形成と地域農業論の視点から，坂本（1977・1988）や松井（1978）をはじめとして多くの研究が行われてきている(1)。これらの研究は，昭和戦後期において導入された農業政策を時代の背景に掲げつつ，作物の導入，生産から市場販売に至るまでの流れを生産者と出荷組織とのかかわりや個別地域の動向をふまえて多面的な分析が行われており，現代農業の立地論的研究に多くの示唆に富む成果が生み出されてきた。

これらの主産地研究の多くは，扱われた時代が昭和戦後期におけるもので占められており，主産地の作物が選択される契機となった明治期～昭和戦前期の歴史的背景を考察した研究成果は少なく，歴史地理学の視点からの清水（2008・2009）(2)による一連の研究が注目に値する。この論文では，キャベツ生産地域を事例に日本における外来野菜の生産地域が近代期に成立する過程を食習慣の定着と関わらせて考察を行うと同時に，外来野菜の普及過程における結節点となった地方産地における種苗業者の果たした役割と重要性について論究している。こうした分野からの研究は，従来の地理学が供給サイドを重視しがちな研究に新しい視点を生み出した研究として評価できる。今日，日常的に消費される外来野菜の多くは，昭和戦後に本格的に形成される以前の大正～昭和戦前期において，都市の中産階級の出現による当時の食需要にあわせた供給体制の主産地化によるものが大きい。一例を挙げるならば，現在の大阪府南部における和泉地方で昭和期に認められたタマネギ生産地域はその典型的な事例である。

---

(1)　坂本英夫（1977）：『野菜生産の立地移動』大明堂，坂本英夫（1988）：『輸送園芸の地域的分析』大明堂，松井貞雄（1978）：『日本の温室園芸地域』大明堂

(2)　清水克志（2008）：「日本におけるキャベツ生産地域の成立とその背景としてのキャベツ食習慣の定着―明治後期から昭和戦前期を中心として―」地理学評論　81-1　pp. 1-24，清水克志（2009）：「近代日本における野菜種子流通の展開とその特質―盛岡市近郊の種苗業者の取引記録からの考察―」歴史地理学　51-5　pp. 1-22　これらの研究は，岩手県のキャベツを事例に，日本における外来野菜の生産地域が明治後期から昭和戦前期にかけて成立する過程を食習慣の定着とあわせて解明している。そして岩手県盛岡市における種苗業者の取引帳をもとに地方都市近郊に存立してきた地方種苗業者が野菜種子の販売，育種，採取部門における全国と地方とを結ぶ交点を形成していたことを明らかにしている。

ところでその青果物の供給体制であるが，現代日本における遠郊青果物産地の形成は当該作物の導入試作段階から市場への安定出荷に至るまでに幾度もの試行錯誤が行われ，その過程から得られたノウハウの蓄積によって成立している場合が多い。換言するならば，現代日本の輸送園芸産地の発展の背景には明治初期における外来野菜の導入を通じてそれらの野菜の試作・作付を開始した先覚的農民や作付の指導者，そしてその流通の開拓にたずさわった商人による先駆者的な生産と販売活動の延長線上にあるものと考えられる。したがって，現代の輸送園芸産地の成立と発展に結びつけた背景と作物導入の要因を近代期にさかのぼって考察することは，現代の地域農業を支える主産地形成における歴史的な全容を明らかにすることになると考える。

本稿はこうした上記の視点を背景に，近代期における地域固有の在来品種を基にした産地化が，昭和戦後期以降の現代における F1 品種中心の輸送園芸産地の形成と存在形態にどのようなかかわりをもって産地化の礎を築いたのか，また影響を与えたのかを，近代期に始まった都市生活者の消費需要を意識しつつ，あくまでも生産者すなわち供給サイドからの実態調査を通じて農業地理学の視点から考察したものである。具体的な対象野菜と生産地域は，現代の日本における代表的な洋風野菜であるタマネギを取り上げ，その生産量が全国で 50％を超える北海道，なかでも栽培の嚆矢となった札幌市近郊（旧札幌村，現在の東区）を中心に，岩見沢市方面への伝播と拡大を含めて紹介したい。わが国のタマネギ栽培は，季節により北海道産と本州以南産の二つに分けられる。前者は畑地への作付で寒冷地であることから春播き秋収穫形態をとり，北見市，富良野市，岩見沢市，札幌市等が主要な産地を形成している。後者は水田後作の秋播き翌年春収穫の形態で，佐賀県，兵庫県（淡路島），愛知県，長崎県等が代表産地である。北海道のタマネギ産地に関しては，坂本（1981）および筆者（1989，1992，1993ab）[(3)]が昭和戦後～平成時代までの主産地化の特色と立地について札幌市，岩見沢市，北見市における主要産地の実態調査を通じて明らかにしている。加えて筆者（1991，1998，2017，2018）[(4)]は本州以南の水田裏作型野菜として兵庫県と佐賀県のタマネギ栽培について作付形態の異なりとその特色について実態調査を通じた考察を行っている。

本稿（Ⅰ）では筆者がこれまで上記に紹介した現代のタマネギ産地が確立される以前の明治～昭和戦前の近代期に，札幌を中心にどのようにして外来野菜としてのタマネギが導入されて主産地化の素地を形成したのかを紹介する。特に明治初年，開拓の要地となった旧札幌村を事例にタマネギ導入の経緯，周辺地域への伝播過程，先覚者農民の動向，鉄道

(3)　北海道のタマネギ産地の研究に関しては，坂本英夫（1981）：北海道北見地方におけるタマネギ生産の立地　人文地理　33　pp. 405-424，田野宏（1989）：「北海道北見盆地におけるタマネギ生産地域の成立と展開」日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要（地理学）」24 号 pp. 41-52，田野宏（1992，1993a. b. 1994）：「北海道における輸送園芸産地の立地と展開―タマネギ生産地域の事例―」Ⅰ～Ⅳ　千葉商大紀要，30 巻―3 号，pp. 25-43，30 巻―4 号，pp. 47-73，31 巻―3 号 pp. 29-66，31 巻―4 号 pp. 47-81 を参照されたい。

(4)　本州以南のタマネギ産地の研究に関しては，田野宏（1991）：「淡路島三原平野における三毛作農業の展開と特色」日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要（地理学）」26 号 pp. 15-30，田野宏（1998）「九州における輸送園芸産地の立地と展開―佐賀県福富町の水田裏作型タマネギ生産―」千葉商大論叢　35 巻―4 号 pp. 35-64　田野宏（2017・2018）：「水田三毛作農業経営の成立と持続的展開―兵庫県南あわじ市の事例―（Ⅰ）・（Ⅱ）千葉商大論叢　54 巻―2 号 pp. 29-48，55 巻―2 号 pp. 71-94 を参照されたい。

と仲買商人の役割，そしてタマネギが好む土壌条件を沖積平野の自然堤防とその後背湿地の地形環境に作付条件を見出して，加えて歴史的，社会経済的条件をあわせて総合的に主産地化への動きを分析する。ただし，導入から主産地化までに至るには，明治，大正，昭和戦前・戦後の長期に渡るため，紙面の制約の関係から近代期における北海道産タマネギの流通，販売，国内，国外（輸出）他産物との生産の収益性比較等に関しては次稿（Ⅱ）で述べることにしたい。また次稿（Ⅱ）では近代期における札幌以外の産地，北見市，富良野市，岩見沢市への伝播の実情を概略するとともに，岩見沢市を中心として移民による入植時期の差異が現代のタマネギ栽培にどのような影響とかかわりを生み出しているのかを実態調査から報告する。本稿（Ⅰ）および次稿（Ⅱ）を通じて，近代日本における北海道産タマネギ品種の導入が，現代日本における輸送園芸産地の素地を作りその形成にどのように寄与したのかを明らかにするとともに，その先駆的役割について考察することにしたい。

Ⅱ　現代日本のタマネギ生産地域

わが国のタマネギ生産高は2018年の農水省作物生産統計によると約122万8千トンで，生産トン数において，1位のキャベツ（約149万9千トン），2位のダイコン（約143万4千トン）に次ぐ重量野菜として第3位の位置にあるメジャークロップとして，全国的な生産地域を形成している。なかでも，北海道は全生産量の60％以上を占める大産地として全国市場に出荷されている。北海道は寒冷地であることから，Ⅰ章で述べた通り春播き秋収穫の1年単作型の作付形態を示す。主要な産地を生産高順位で紹介すると，網走支庁（主に北見市），上川支庁（主に富良野市），空知支庁（主に岩見沢市）がこれに続く(5)。図1は現代日本の都道府県別タマネギ生産高である。北海道全体でみるとその生産は他県産を圧倒している。これに対して北海道に次ぐ本州以南の生産地は，佐賀県，兵庫県，愛知県，長崎県等がこれに続いている。その作付形態は北海道とは異なり，水田（稲作）の裏作の形を取っており，水稲収穫後の秋から翌年の春までの期間にタマネギの作付～収穫が行われている。このため，年間を通しての市場出回りは春から秋にかけての本州以南産が北海道に代わってみられることになる。季節による生産分業体制が北海道産と府県産の間で整えられていることになる。

産地別にみた栽培形態の違いは，この他に経営規模の大きさにその特色を見ることができる。寒冷地で1年単作型の北海道産は，1戸当たりの生産面積が近年では農家戸数の減少とともに規模拡大が進み，3～5haレベルを超える経営農家が多く存在する。これに対して水田裏作型の本州以南諸県の温暖地では，経営規模は0.5～1.5haレベルの零細農家が多く，水稲＋タマネギ（または他の野菜）の組み合わせによる複合経営が一般的である。

本州以南のタマネギに関しては，戦前・戦後期の一時期は大阪府南部における泉州タマネギの存在が全国的に有名であった。しかし，第二次世界大戦後の高度経済成長期以降に

(5)　各支庁内の市別にタマネギ作付面積を示すと，網走支庁（北見市：3,740ha，訓子府町：1,370ha他），上川支庁（富良野市：1,500ha他），空知支庁（岩見沢市：1,180ha他）が主要な産地となっている（農林水産省北海道農政事務所統計部―2017年―）

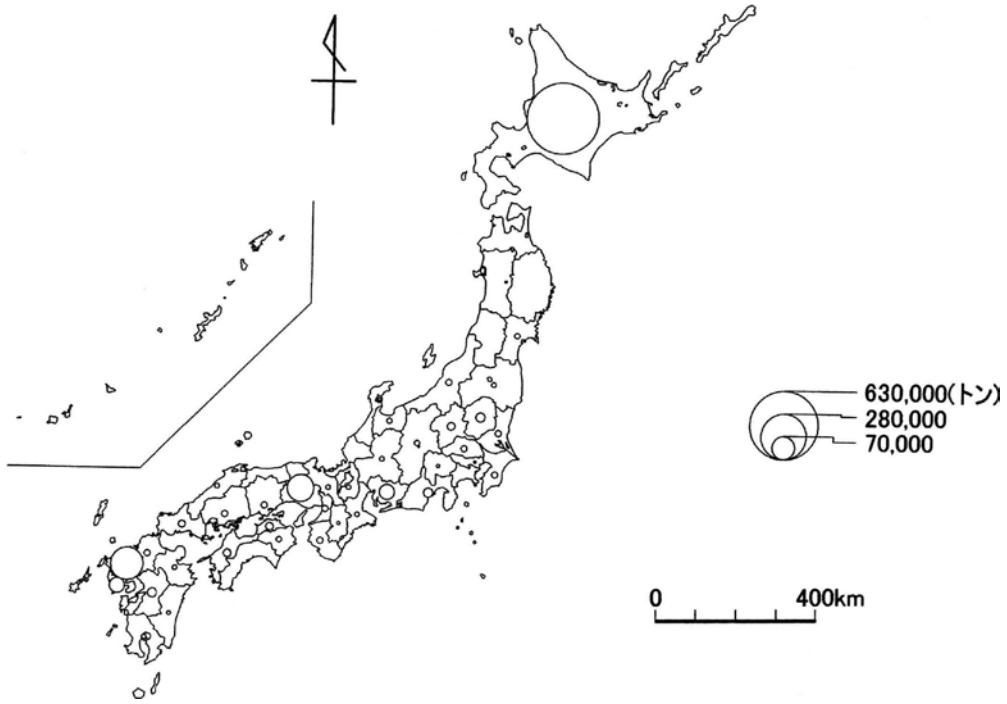


図 1　現代日本の都道府県別タマネギ生産高（2020 年）
―野菜生産出荷統計より作成―

おける都市化の影響で，大阪湾を隔てた対岸の兵庫県の淡路島（特に最大規模の平野が存在する三原平野―現南あわじ市―）に主産地が立地移動し，水田三毛作農業（水稲・タマネギ，他にレタス・キャベツ，ハクサイ等）が展開され，北海道に次ぐ第 2 位の位置を占めていた（筆者：1991）[(6)]。しかしタマネギが重量野菜であることから，当該地域の生産者の高齢化に伴い，次第に生産量が減少し，1990 年代以降になるとより遠隔地の九州の佐賀県に第 2 位の座を渡している（筆者：2018a）[(7)]。佐賀県のタマネギ生産も水田裏作農業であることに変わりはないが，もとは有明海の干拓地として機能した水田に作付られることから，兵庫県（淡路島）と比べると 1 戸当たりの作付面積は大きく，主業，準主業農家を中心に，県レベルでは北海道に次ぐ産地を形成している。しかし，佐賀県もまた水田（水稲）裏作型の生産形態（本州以南型）であることから，タマネギ以外の野菜と組み合わせた生産農家が多く存在し，北海道の 1 年 1 作型（春播き秋収穫）の農業とは大きな違いがみられる（筆者：1998）[(8)]。

(6)　前掲(4)田野宏（1991）および（2017・2018）による。
(7)　前掲(4)田野宏（2017）による。
(8)　前掲(7)

Ⅲ　近代期における北海道のタマネギ生産地域の成立と発展

明治維新政府は1871年（明治4）に東京の駒場と巣鴨に種芸園を設立し，アメリカ合衆国（以下，アメリカと記述）から多くの青果物の種子を購入・試作している。そして青山と麻布に官営農園を設け，欧米の野菜や果物の試作を行っている。日本におけるタマネギの種子はこの時に導入されたものと考えられている。タマネギの経済栽培研究の先駆けとされる武部（1955）[9]は，明治初期の渡来作物はこうした官園で試作され，日本の風土に適するかどうか確かめて漸次地方に移していったことを指摘している。その一方で南（1915）[10]は「明治園芸史」の中で「葱頭」（タマネギの当時の呼称）は1871年（明治4）にアメリカより輸入し，札幌官園（詳しくは官園の前身である偕楽園内の試験場―現在の札幌市北六条西六丁目―と七重開墾場）で試作したことが始まりであるとしている。両者には導入時期に見解の違いはあるものの，明治初期に外来の種子が導入されたことに相違はないだろう。外来の種子（品種）はアメリカ，フランス両国から輸入されたもので，北海道に普及したのがイエローグローブ・ダンバース（Yellow Glove Danverse）と呼ばれるアメリカ北部の春播き秋収穫の品種で，札幌とほぼ同緯度にある土地や気候風土に見合ったものであった。

この時代の北海道開拓使は，黒田清隆次官を中心に，アメリカの農法や技術を輸入し，小麦，大豆，燕麦，馬鈴薯，リンゴ，ナシ等の作物が次々と札幌官園に導入・試作されていった。一方，明治初期から中期にかけて，開拓使は北海道の内陸部開発のための基幹産業を農業に据えることを定めながら，その担い手となる多くの移民を本州以南の各地から受け入れていた。以下，本章では札幌を中心としたタマネギ種子の導入から周辺地域への伝播の動きを，入植農民や商人とのかかわり，また作付に好適な地形条件（自然堤防）の存在，あるいは交通網，特に鉄道輸送等とのかかわりから項目を追って解説する。

Ⅲ-1　タマネギ栽培の核心産地となった旧札幌村の開拓

明治維新政府以前の札幌地域の開拓過程は本稿の目的ではないが，タマネギ種子の導入が幕末期に開拓された地域であるために，その背景について以下に若干の解説を行うことにしたい。幕末期の1866年（慶応2）に行われた幕臣の大友亀太郎による当該地域への開拓事業は，後年の明治維新政府のもとでの様々な事業普及に寄与するところが極めて大きかった。現在の札幌市街地は，豊平川の洪水氾濫により形成された扇状地と，その扇端部より先の低湿地より成り立っている。札幌の開拓の始まりはこの扇状地の扇端部分（おそらく扇端湧水が得られることと関係していたと筆者は考える。）から下流部の低湿地方面にかけて開始されている。この地域は豊平川の支流である創成川や伏古（籠）―ふしこ―川の流れる氾濫原として洪水常習の土地であった。幕臣の大友亀太郎はこれらの河川の掘削，用排水路整備等の技術指導を行い，本州から28戸の移民に対して70余町歩の土地を農地とするための開墾を指導したとされている。また，大友はこの村を当時「察歩呂村」と呼称し，越後出身の移民，高木長蔵を名主とさせて，当該のこの地を元村と名付けたと

(9)　武部善人（1955）：『わが国タマネギ栽培の経済的研究』富民社
(10)　南鷹次郎（1915）：『明治園芸史』大正4年日本園芸研究会編

いわれている(11)。

明治維新により，維新政府の開拓使がこの「察歩呂村・元村」の南西部付近（現在の札幌市街地）に本庁を置くにあたり，1870 年代に多くの開拓移民を当該地域の元村付近に受け入れることになった。すなわちその場所は，旧幕臣大友亀太郎が指導し，高木長蔵を名主とした「察歩呂村」周辺の地域である。「察歩呂村」は札幌元村としばらくの間呼称されたが，その元村の北部に当時の羽前・越後国柏崎県からの召募移民（14 戸）が居を構えることになり，この土地を札幌新村と呼称したようである。元村と新村はその後 1871 年（明治 4）に合併して札幌村となった(12)。

またこの他，山形県（当時酒田県）からの召募移民（96 名）がこの札幌村の東側地域に入植し，苗穂村と呼称することになった(13)。同県からの召募移民はこの札幌村北部にも開墾地を求めて 30 戸（88 名）の農家が入植し，丘珠村を成立させている。

以上に記述した開拓村（札幌村，苗穂村，丘珠村）は，現在の札幌市北部にあって，豊平川扇状地扇端から氾濫原に至る豊平川左岸に位置する現在の札幌市東区に存在している。これらの開拓村は 1902 年（明治 35）の二級町村制実施によって合併し，札幌村と呼称されるようになった。この札幌村は戦後の 1955 年（昭和 30）に札幌市に合併吸収されて今日に至っている。現在の札幌市東区北東部に位置するこれらの旧村が，本稿で述べるタマネギ生産の発祥の地（札幌村）であるとともに伝播を受けて生産が拡大した地域（苗穂村，丘珠村等）である。この地域の近代期におけるタマネギ栽培の導入と成功が，現代における北海道のタマネギ四大産地（網走支庁―北見市―，上川支庁―富良野市―，空知支庁―岩見沢市―，石狩支庁―札幌市―で全国生産の約 60％を占める）の先駆けとなったことを強調しておきたい。

Ⅲ-2　旧札幌村の農作物生産とタマネギ栽培の伝播過程

明治維新後，北海道開拓使次官の黒田清隆は，アメリカの農法を基盤とする政策を展開し，ケプロンの指導の下に，小麦，大豆，燕麦等の穀物や馬鈴薯の他，リンゴ，洋ナシ，さらに多くの西洋野菜の種子を購入し，札幌の官園（現在の JR 札幌駅西方）で栽培し，栽培成績の良好なものを前項で記した旧札幌村の複数の開拓農家に作付奨励を行っていった。

ところで，これらの旧札幌村の入植者の多くは，内地から持参した稲の種籾を開拓地の農地に播いて米の収穫を行う意欲が強かったようである。しかし，当該地域の気候環境がもともと熱帯性作物である稲の生育に適さない寒冷地であることや，作付の対象となる河川流域の自然堤防背後における低湿地（地形学の用語では後背湿地と呼ばれる）の土壌が本州以南の肥沃な有機質に富んだ腐植質土壌とは異なる泥炭土であることが，水稲の作付を困難なものとさせていた。

ここでこの時代における農作物の導入作付状況を示す資料として，1884 年（明治 17）1 月当時の記録が，後の 1927 年（昭和 2）版の札幌村史における苗穂地誌の中に記述されている(14)。以下にその内容を紹介すると，

(11) 札幌村郷土記念館（札幌市東区北 13 条東 16 丁目）資料（元村の開拓）による。
(12) 前掲(11)の資料（札幌新村の開拓）による。
(13) 前掲(11)の資料（苗穂村の開拓）による。

「大麦其ノ質稍美（以下皆同）産出高二百五十国多クワ之ヲ札幌市街二輸出（以下皆同），小麦四十石，玉蜀黍三百二十七石六斗，大豆同七十五石，小豆同三十石，馬鈴薯同千零石四斗八升八合，糯稲同八斗六升五合，麻同一石七十貫目，葡萄同四万三千六百五十貫，牛蒡同七百五十貫目，甘藍同五百零七貫二百目，葱同二千九百三十二貫目，玉葱同十四貫四百目，茄子同五百三十三貫六百五十目，胡瓜同二百貫目，ニラ二十貫目，甜菜同五千八百零二貫目，林檎同四百斤，梨同四百斤」

以上の様に記述されている。前項で紹介した苗穂村の入植は 1870 年（明治 3）当初に 36 戸，1871 年（明治 4）当時 98 戸に増加し，これらの農産物が記録された 1884 年（明治 17）には 117 戸の農家が居住し多くの種類の作物を作付していた。内訳をみると穀菽類 12 種（1,650 石），野菜土物類 12 種，49,103 貫目を算出している。ここでタマネギ　の生産が開始されていたことは判明したが，発祥地である札幌村（元村）の隣村であることからその生産額は小さく，ブドウ，ゴボウ，キャベツ，ネギ，ナス等の青果物の中に混じってマイナークロップにすぎなかったことが読み取れる。

しかしその一方でタマネギは，他の葉物野菜と比べると貯蔵性が高く，北海道が寒冷地であることも相まって，1897 年（明治 12）に着工された幌内炭鉱の労働者向け，あるいは小樽港を利用する船舶向けの食料として需要が生じ始めていた。こうした出荷先を意識して，札幌村の農民の中には地元消費を超えて同外への出荷を試みる 2 人の先覚的農民がいたことを以下にふれておきたい[(15)]。

その 1 人目は札幌村（元村）の中村磯吉である。1880 年（明治 13）に彼は 1 町歩に及ぶタマネギ栽培を自家の畑で行い，函館と東京に出荷したが，その取引は失敗に終わったとされている。2 人目は 1882 年（明治 15）に札幌村（新村）に入植した武井惣藏である。彼は 1883 年（明治 16）に当地にて 6 反歩のタマネギ栽培を開始し，道外の販売に成功したといわれている。その後も武井は栽培を継続し，1903 年（明治 36）にはロシアのウラジオストックまで輸出を行ったことが現札幌市東区の札幌村郷土記念館資料に記録されている。

北海道開拓使は，日本人にとって初めての栽培作物となる西洋野菜の普及の一作物として，タマネギを札幌官園周辺の開拓農村である札幌村（元村）に導入を図ろうとしていた。本項では当該農村から周辺農村へのタマネギ種子の導入と普及拡大過程について説明してみたい。

開拓使のタマネギ種子のアメリカからの導入は，札幌官園での試作を経て開拓移民農家へと普及するわけであるが，その中心的担い手（受け皿）となったのが札幌開拓のはじまりの札幌（元）村であった。また，札幌官園と並んで北海道の開拓農業の発展に寄与した当時の札幌農学校二代目校長，ウィリアム・ブルックス（William Penn Brooks）博士は，アメリカのマサチューセッツ州出身で，この地域原産のイエローグローブ・ダンバース（Yellow Glove Danvers）を札幌に持ち込んだと言われている[(16)]。幕末に大友亀太郎によっ

(14) 札幌村史（1927）「石狩国札幌郡苗穂村地誌」による。
(15) 前掲(11)の資料「中村磯吉」および「武井惣藏」による。
(16) 前掲(11)の資料「札幌黄」および「栽培のはじまり」ならびに，札幌黄ふぁんくらぶ（www.sapporoki.net/feature）2019 年 12 月 31 日現在および，札幌市経済観光局資料（http:www.ja-sapporo.or.jp/agricultural/products/brand-story/Sapporo-yellow/index.html）2019 年 12 月 31 日現在による。

て開拓された札幌村は札幌農学校とも距離が近く，ブルックス本人がこの地域の開拓農家に栽培指導を行っていたようであり，札幌村（現札幌市東区南西部）が北海道産タマネギ生産の発祥地となっている(17)。ブルックスは 1888 年（明治 21）の任期満了で帰国するまでの間，初めて道外市場にタマネギ販売を成功させた武井惣藏（前述）をはじめとする多くの開拓農民に直接生産方法の指導を行うなど，農業振興に多大な貢献を果たしている。

ところで，1894 年（明治 27）に始まった日清戦争は軍需景気を生み出し，タマネギ価格が上昇する傾向にあった。その一方で新しい青果物を導入する過程の中でタマネギと同様に選ばれて，作付の拡大を見せていた作物がリンゴであった。しかし，防除対策が不備な中で導入した結果，病害虫の大量発生の事態をまねくことになり伐採廃棄処分が行われた。その結果として，大幅な生産の減少分をタマネギ栽培の拡大で補われることになった。1890 年代後半になると，札幌村のみで栽培されていたタマネギは同村の武井惣藏の手を経てその種子が，苗穂村の水森大次郎，丘珠村の橋場清次郎，中山政吉らへ分与され，栽培地域が拡大することになっていった(18)。他にも札幌村の阿部春松から篠路村の高見彦助に種子が分与されている。篠路村は札幌村から遠路のため明治・大正の時代にはその生産はわずかであった。また，石狩川下流の洪水常習地であったことが栽培普及の妨げになっていた。しかし，1931 年（昭和 6）に石狩川の洪水工事の進捗によって水害が減少し，またこれに加えて 1934 年（昭和 9）に篠路駅が開設されると，タマネギの栽培を開始する農家が増え始めることになった。

この他，札幌村（現東区）から距離の離れた白石村（現白石区）においては 1892 年（明治 30）頃，佐々木九郎が札幌村から種子を購入して栽培を開始した。この村には札幌元村から移住した農民があり，全耕地をタマネギ畑にしていたことをみた周辺農民が栽培意欲を刺激され栽培面積が拡大したとされている。

以上，札幌のタマネギ栽培の導入と伝播について，伏籠川流域の開拓村と現代の札幌市の位置関係について示したものが図 2 および図 3 である。明治 10 年代に札幌村で札幌開拓使から導入・試作されたタマネギが各村の篤農家，精農家同士のつながりを経て，明治 20～30 年代に周辺の開拓村に伝わっていたことが理解される。

ところで，札幌村の武井惣藏がはじめて道外市場にタマネギを移出し，成功を納めたのは出荷・流通に精通した商人の存在が大きかったと思われる。これに加えて当該地域のタマネギがより本格的に道外の国内，国外の消費地に向けて出荷が可能となったのは，日本が近代化の流れにあって交通，輸送条件の整備とそれに加えて西洋の野菜を受け入れる日本人の食料需要の変化に負うところが大きいというべきである。本稿で述べる札幌郊外のタマネギ生産の始まりをみた明治時代とは，近代・現代日本が青果物の輸送園芸産地を発展させていく過程において，産地形成の黎明期として位置づけられてよいであろう。日本の近代期におけるタマネギ栽培の導入と拡大に詳しい南（1915）は，「1878 年（明治 11），札幌農学校に輸入種子を試作し，この頃，民間において札幌付近で栽培を開始したが，その栽培の発達したるは 1897 年（明治 30）以降」と述べている。では，何故種子が導入

(17) 前掲(11)札幌村郷土記念館前庭の記念碑「札幌玉葱記念碑建立期成会」昭和 53 年による。

(18) 札幌玉葱販売農業協同組合連合会―発行責任者・高木圭助―（1970）：『札玉創立二十年記念誌』pp. 41-42 ならびに 1987 年 8 月当時に筆者が札幌村郷土記念館にて高木圭助氏（当時館長）よりの聞き取りによる。

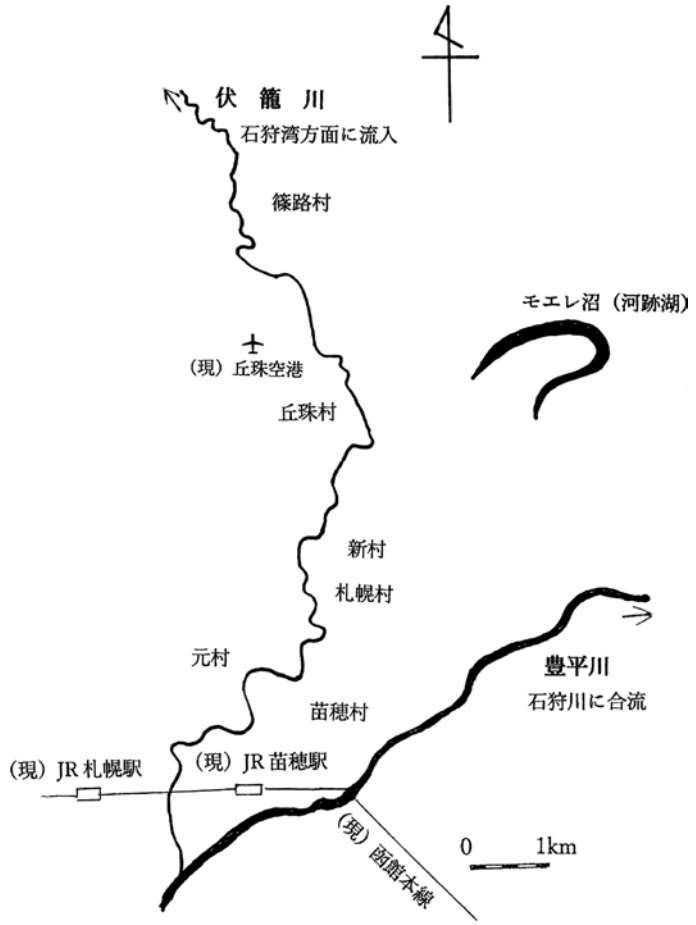


図２　伏籠川流域における開拓村と現在の札幌市の位置関係

されて，栽培開始から生産が本格化するまでに 20 年近くの歳月を要したのであろうか。それらの問題を以下のⅢ-3，Ⅲ-4 の項で述べることにしたい。

Ⅲ-3　物流・輸送体系の拡充と仲買商人ならびに共販組織

タマネギの種子が北海道開拓使，札幌農学校を経て札幌村周辺で生産されたのは明治初年であったものの，大規模な生産は後の時代を待たなければならなかった。このことは消費地に向けての物流や輸送との関わりを考えなければならない。すなわち明治時代中期における北海道は，陸上交通の未発達な時代であったことと関連している。タマネギをはじめとする産物の道外輸出は，全て船舶によるもので，その積出港は小樽と函館であった。ここで，札幌を中心に，鉄道，船舶輸送の発達を時系列的に把握してみよう。鉄道は北海道開拓使の当初は，直接に敷設と運営にあたった官営幌内鉄道の開業がそれにあたる。この鉄道は小樽市の手宮駅から札幌を経て空知郡幌内炭鉱に延びるもので，石炭輸出を主目的にしたものであった。1880 年（明治 13）に札幌―手宮間が開業したことで，石炭以外

旧村名※1 （　）内は入植年	入植者の出身地	タマネギ栽培の開始者	種子の導入先	栽培開始時期
①札幌元村 （慶応 2 年）	東北・越後方面 28 戸	中村磯吉 武井惣藏	札幌官園を経て自家採取	明治 10 年代
②札幌新村 （明治 3 年）	越後方面 22 戸			
③丘珠村 （明治 3 年）	旧酒田県 30 戸	橋場清次郎 中山政吉	札幌村の武井惣藏	明治 10～20 年代
④苗穂村 （明治 3 年）	旧酒田県 36 戸	水森太次郎	札幌村の武井惣藏	明治 10～20 年代
⑤篠路村 （明治 4 年）	南部藩士 10 戸	高見彦助	札幌村の阿部春松	明治 30 年代
⑥白石村 （明治 4 年）	片倉藩士※2 104 戸	佐々木九郎 岩松（某）	札幌村から購入	明治 30 年代

出所：札玉創立二十年記念誌　札幌村郷土記念館資料より作成

※1：札幌村，丘珠村，苗穂村は 1902 年（明治 35）に札幌村と合併し，第二次世界大戦後，札幌市東区に編入篠路村は北区，白石村は白石区に編入，①～⑤は伏籠川の自然堤防に立地，⑥は豊平川流域沖積土に立地，

※2：片倉藩，現在の宮城県白石市

図 3　札幌近郊の開拓村とタマネギの導入の関係

の輸出産業にも恩恵がもたらされることになった(19)。1882 年（明治 15）に開拓使が廃止された後も，1899 年（明治 32）に函館鉄道株式会社が設立され，1904 年（明治 37）には函館―小樽間の陸路輸送が可能になった。さらに加えて 1908 年（明治 41）には青函連絡航路が開設されたことで，両港間が約 4 時間で結ばれている。北海道と本州との輸送方式の直結は，北海道産農産物の本州市場に向けた開拓のハードルを一気に下げることになり，札幌を中心とする産地仲買人の発生を促す契機となっていった。前項Ⅲ-2 で述べた 1883 年（明治 36）の武井惣藏による移出栽培の成功には，商人の存在があったことが札幌村郷土記念館の資料で指摘されているが詳細は明らかではない。そこで以下に仲買人商人の存在と共販組織の発生とその行方について述べることにしよう。

タマネギの道外輸出販売は，1897 年（明治 30）以降，国内向けを中心に，現代日本と異なり，海外（特にロシア領アジア方面）にも出荷が行われるようになっていた。このタマネギ輸出に大きな貢献と役割を果たした人物が一柳仲次郎であった(20)。彼は 1898 年（明治 31）に地元の青果商人 5 名による「北海道輸出組合」を結成し，リンゴとタマネギを中心とする輸出業務を開始した。この組織は 1909 年（明治 42）にはさらに有志の商人を加えて，「北海道果実蔬菜輸出商組合」と改称し，一柳仲次郎が組合長となって，ロシアのウラジオストックを拠点としてロシア本土，ロシア領アジア各地域にタマネギとリンゴ

(19) 北海道の歴史　明治期　www.hokkaido-history.jp/info/info-267　2021 年 12 月 31 日現在による。ちなみに大正期に入ると，第一次世界大戦（1914～1918 年）を契機に，小樽港から石炭だけではなく，タマネギやリンゴをはじめとする農産物がアジアやロシア（シベリア）方面に輸出された。小樽の輸出港としての重要性は第一次世界大戦後も続き，ヨーロッパを中心に豆類の取り扱いにもおよんでいる。

(20) 前掲(11)資料「商人の貢献　一柳仲次郎」および前掲(18)の pp. 64-66 による。

を輸出している。当時このような輸出に関しては78の組織が存在したが，一柳仲次郎の商会が最大の規模であった(21)。彼の商社にはウラジオストック以外にも複数の支店を開設し，主にロシアの沿海州方面での販売に力を注いでいた。同組合はその後，1928年（昭和3）に「北海道青果輸出同組合」，1931年（昭和6）に「北海道玉葱輸出同組合」と呼称され，第二次世界大戦にともなう戦時統制の時代にまで長く継続している。

こうした商人組織に対抗して，生産者自らが立ち上げた共販組織も，消費需要拡大と輸送交通の発達にともない生まれている(22)。1904年（明治37）から1912年（明治45）の間には，北海道農会幹事（長尾平太郎）の勧告を受けて，札幌村の武井磯吉が組合長となり，28名の組合員が「札幌村玉葱輸出組合」を組織化し，組合自身の力で出荷を開始している。また，1907年（明治40）には丘珠村の橋場清次郎を組合長として「興販組合」を発足させているが，1年で倒産している。前者の「札幌村玉葱輸出組合」は組合長の武井磯吉の離脱で一時解散となったが，1922年（大正11）に札幌村農会の指導を受けて，同村の高木健吉を組合長とする「札幌村玉葱出荷組合」が設立された。この共販組織はさらに札幌のみならず，全北海道的なものとして1926年（大正15）には「北海道蔬菜出荷組合」に発展している。しかし，生産と販売に関して企業からの投資金を募り，産地での買い付けの後に，小樽港での倉庫において投機的な貯蔵を行ったことが返って損失の憂き目を招き，組合の共販活動はこれにおいて停止を余儀なくされている。

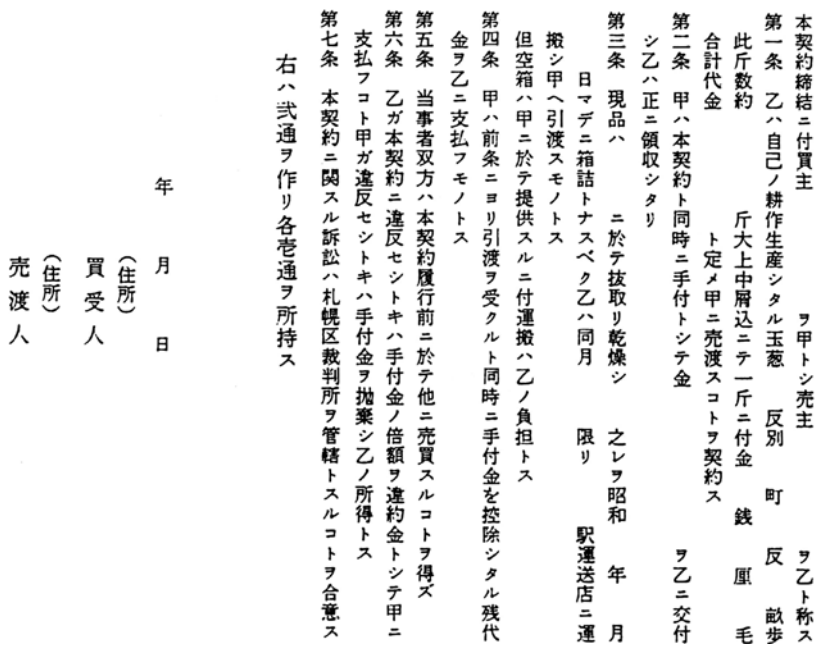
現代において，輸送園芸作物の取り扱いは農協系統を中心にした共選共販体制が主流を占めるが，この時代は販売専門家である産地商人の市場をみる目と状況判断力が共販組織にくらべると経験値の差からみても一日の長があったと考えられる。

一般に商人を相手としたタマネギの売買は，委託売買と圃場売買による2つの方法が存在した(23)。委託売買は，商人が栽培農家の営農資金と生活費の融資を行うもので，秋の収穫後の販売終了によって借金の返済が行われる仕組みであった。タマネギの販売売上額は年次変動が大きく，商人は前年の取引から農家の資金繰り状態を推定して営農資金を貸与し，銀行利子を上回る利率で資金の融資を行っていた。

後者の圃場販売は，収穫以前の立毛状態の中で，取引を行う方法で，いわゆる「青田売り，買い」と呼ばれるものであった。図4は昭和戦前期の時代の買主（甲）―商人―と，売主（乙）―生産農家―との間に取り交わされた玉葱売買契約証書の契約内容を示したものである。甲・乙両者の売買契約が成立すると，商品（タマネギ）の所有権は商人のものとなった。そして，収穫後に商人所有の倉庫までの運搬費用は乙の生産者農家が負担することとし，入庫伝票には生産者の名は運搬人として記載された。こうした青田売り買いは，産地ではかなり広く浸透し，第二次世界大戦以前におけるタマネギ生産農家と商人との間で最も一般的な契約栽培として浸透していた。

委託栽培にせよ青田売買にせよ，明治～昭和戦前期の輸送園芸産地は青果物の価格の乱高下が大きい中にあって，生産農民は収益面では不利な立場に立たされていたというのが一般的である。しかし，零細な生産者が流通販売にまで間口を広げることは難しく，販売

(21) 前掲(18)pp. 64～65による。
(22) 前掲(11)資料「共販運動のめばえ」および前掲(18)pp. 69～70による。
(23) 前掲(18)pp. 69～70による。



玉葱売買契約証書

本契約締結ニ付買主　ヲ甲トシ売主　ヲ乙ト称ス
第一条　乙ハ自己ノ耕作生産シタル玉葱　反別　町　反　畝歩
此斤数約　斤大上中屑込ニテ一斤ニ付金　銭　厘　毛
合計代金　ト定メ甲ニ売渡スコトヲ契約ス
第二条　甲ハ本契約ト同時ニ手付トシテ金　ヲ乙ニ交付シ乙ハ正ニ領収シタリ
第三条　現品ハ　ニ於テ抜取リ乾燥シ　之レヲ昭和　年　月　日マデニ箱詰トナスベク乙ハ同月　限リ　駅運送店ニ運搬シ甲ヘ引渡スモノトス
但空箱ハ甲ニ於テ提供スルニ付運搬ハ乙ノ負担トス
第四条　甲ハ前条ニヨリ引渡ヲ受クルト同時ニ手付金ヲ控除シタル残代金ヲ乙ニ支払フモノトス
第五条　当事者双方ハ本契約履行前ニ於テ他ニ売買スルコトヲ得ズ
第六条　乙ガ本契約ニ違反セシトキハ手付金ノ倍額ヲ違約金トシテ甲ニ支払フコト甲ガ違反セシトキハ手付金ヲ抛棄シ乙ノ所得トス
第七条　本契約ニ関スル訴訟ハ札幌区裁判所ヲ管轄トスルコトヲ合意ス
右ハ弐通ヲ作リ各壱通ヲ所持ス

年　月　日
（住所）
買受人
（住所）
売渡人

図4　昭和戦前期の玉葱売買契約証書
―札玉創立20年記念誌による―

方法に長けた専門家である商人に委託することはやむを得ないものとの判断が，農民の思いの中にはあったのかもしれない。

Ⅲ-4　近代期（第二次世界大戦前）における主産地化に向けたタマネギの品種改良と銘柄化

北海道のタマネギは，前章で述べたように開拓使がアメリカから輸入した種子を札幌官園で試作された後に，札幌村の開拓移民に推奨する形で拡大が進んだと考えられる。作付が開始された当初は，自給用野菜としてのもので，商品作物として位置づけられてはいなかった。当時は，リンゴ，ブドウ，西洋ナシ等の果樹作物が札幌村を流れる伏籠川流域の自然堤防上に栽培された。しかし，前項で述べたように病害虫対策が未熟であったことから，河川堆積物の砂壌土に適したタマネギがこれらの作物にとって代わって作付面積を拡大させていったようである。

南（1915）[24]の記述によると，日本は1871年（明治4）～1872年（明治5）に，欧米諸国から多くの野菜種子を輸入し試作を開始したとしており，タマネギに関するならば，アメリカ，イギリス，フランスから3～5品種が輸入され，この中から日本に土着したものが3品種存在したらしい。その一つがアメリカ北部の春播き秋収穫のYellow Glove Danverse（イエローグローブ・ダンバース）と呼称され，ほぼ同緯度にある北海道の風土に適合したものと考えられる。導入当初は，形質が不揃いで味覚も上質とは言えず，長期

(24) 前掲(10)による。

保存も難しかったようである。しかし，栽培農家が市場販売に向けて品種改良を重ねることで商品作物としての価値を向上させていった。八鍬（1975）[25]によると，1905 年（明治 38）に発行された北海道農事試験場彙報第 1 号に，タマネギの優良品種として記載されたと報じられている。また，その翌年の 1906 年（明治 39）の同彙報第 3 号には，「玉葱札幌黄反当 6.404 斤（約 2.8 トン）が 1903 年～1905 年における平均収量で，―中略―肉能く貯蔵に耐え収量多し。エロー・グローブダンバースなる原種が多年栽培の結果，本道の風土に馴化せるものとす。現今，盛々，府県，海外に輸出せらる」との記述があり，ここに初めて札幌黄という名称が北海道産タマネギの公式な品種として銘柄化されることになった。

Ⅲ-5　明治期から昭和戦前期におけるタマネギ栽培の方法と栽培技術の発達

現代の春播き秋収穫のタマネギは，他の園芸作物と同様に規格化，大量生産・大量出荷によって全国市場に向けた産地ぐるみの対応が進んでいる。生産農家は F1 品種を種苗会社から農協や青果卸商を経て購入し，稲作と同様の移植栽培によって単位面積当たりの収益性を向上させている。そして全国市場の販売情報をホクレン等で得ながら，規格に合わせた出荷量とそれに対応したプール共同計算によって，農家収益が決定するシステムの中で産地の統一が取られてきた。また，わが国の経済規模が大きくなって，国民所得の増加によって，洋風の食事が好まれることと合わせてタマネギの需要が増加したことに対しては，これに伴う安定供給に向けた国の農業政策の展開が，昭和戦後期において北海道を全国一のタマネギ産地の形成に大きな役割を果たしてきたといえる。しかし，第二次世界大戦以前におけるわが国の近代期の時代は，大正期以降，中産階級の増大，市民社会の発展の中で産地化が認められることはあっても，昭和戦後期の経済水準とそれに見合う消費の拡大には限度が存在した。現代にみられる大量生産，大量出荷のための集出荷施設も，近代期当時の時代背景にあっては未発達であり，タマネギのみならず青果物生産の全体が零細経営による労働集約的農業によって成り立っていた。本項では以下の節にて現代における野菜産地形成の土台を築いたと考えられる近代期に着目して，商品作物の栽培形態を主に札玉創立 20 年記念史[26]を中心に紹介することにしたい。

Ⅲ-5-1　耕耘・整地・畝作り

現代ならばトラクターを用いる農地の耕耘作業は，昭和戦前期においては馬を用いてのものであった。北海道の農地は冬季に完全に積雪で覆われるが，4 月中旬に雪解けが始まる。農家は所有する農耕馬にプラウ（plough・plow）と呼ばれる耕起農具をひかせて耕作土を反転させることで土壌の養分を地表に送り，空気にさらし保水力のある耕作土にすることが必要であった。タマネギの種子は細かく，発芽後の苗が軟弱なために砕土と整地は重要な農作業であった。プラウを用いた耕起後に，土塊をハロー（harrow）と呼ばれる砕土機で再び細粒な耕作土にする作業が行われた。一日 1 頭の馬耕による整地作業は，2 反（20a）が限界で，馬車追いを雇用して一斉に行われていた。

耕耘・整地後の畝立てには，畝切り作業が行われた。明治期は二条の糸を張る手作業で

(25) 八鍬利郎（1975）：『北海道のタマネギ』農業技術普及協会による。
(26) 前掲(18)pp. 191～207 による。

行われたが，大正期に入ると二条ずつ人力で後退しながら引く畝立て器が利用されるようになった。その後，畜力用の畝立て器が用いられる等，改良が進んだ。そしてこうした耕耘・整地等の力仕事は主に農家の男性が受け持つ仕事であった。

Ⅲ-5-2　播種と施肥

種播きは明治初期の頃は大方が手作業で行われていた。種の播き方にむらがあると発芽に影響を与えるために，繊細な作業が求められ，主に農家の女性が担当した。1907 年（明治 40）に札幌元村の佐藤嘉吉が手押し型の播種器を開発し，その後改良が進み，手作業での播種は行われなくなっていった。

播種後の施肥は今の時代同様，重要な作業であった。ただし，現代と異なり大正時代までは屎尿，つまり下肥を中心に堆肥を加える施肥が行われていた。各農家は自家のみでは大きく不足する下肥を札幌市街の町家から調達しなければならなかった。これには町家との年間契約で自家生産の野菜と交換する等して，下肥の調達に苦心したようである。下肥の施肥作業は，天秤棒で肥溜めと畑を往復・運搬を行うもので，悪臭と重量に耐えながらの過酷極まりない重労働であったことは言うまでもないことで，主に農家の男性がこれを担当していた。しかし，大正期中期以降になると化学肥料の利用が行われ始める。硫安，過燐酸石灰を基に，魚粕，油粕等の有機肥料が配合されて施肥が行われるようになった。

Ⅲ-5-3　除草と収穫

除草は苗の密植状態を脱するための作業でもあり，6 月上旬から 1 か月以上の期間，農家の女性の手作業で行われた。タマネギ畑を作るには，あらかじめその前年に雑草に強い大豆やデントコーン等を作付することが多かったようである。こうした一連の作業を経て実りの時期を迎えたタマネギは，8 月半ばに仲買商人の手によって収穫された。主な販売は 8 月に入ってからの反売り（または斤売り）による青田売買であった。青田売買が終わると，仲買商人が雇用した収穫人がその畑のタマネギを収穫した。生産農家は業者から指定された製箱工場からタマネギを入れる木箱を搬入すること，そして仲買商人の雇用人がタマネギを収穫し，箱詰めされたタマネギを業者の倉庫に運搬することが求められた。業者が収穫時に雇用した労働者は，主に札幌市街と周辺の町屋から雇い入れた人達で，今の北海道では出面（でめん），パート等と呼ばれるものであろう。収穫作業は現代においては農家自身が出面を雇い機械によるが，昭和戦前期の時代は手作業で行われていた。

Ⅲ-6　札幌産のタマネギ栽培に有効な土壌と地形環境としての自然堤防について

関西地方を中心に，日本のタマネギ生産の作型と作り方を解説した山田（1972）は，泉州タマネギについて，貝塚早生は海岸地帯に粘土が混じった花崗岩の粗砂土，泉州中生は海岸地帯からやや離れた砂質壌土，泉州甲高系は粘質壌土で作付されたことを指摘している。粘質土であっても，砂と粘土が入り混じった砂質の「壌土（じょうど）」が共通した土壌である[27]。

---

(27) 山田貴義（1972）：『タマネギ作型と作り方』農山漁村文化協会による

筆者（1991，2017，2018）は，兵庫県淡路島三原平野のタマネギについて報告しているが，その栽培に関しては，水稲収穫後であっても，水はけの良好な扇状地性の土壌がタマネギ生産と結びついていることを論じた(28)。南・古山（1967・1968）(29)は札幌市，岩見沢市，滝川市，新十津川町におけるタマネギ栽培地の土壌について報告している。主な内容を見ると，作土と心土の土性は壌土，植壌土，微砂質壌土の中粒砂質のものが大半で，粗粒の砂壌土は少ないとしている。しかしその一方で，極度に粘土質のものは少なく，細粒質の場合にも，軽埴土または微砂質埴土であると報じている。加えて，土壌の固相率は大方において35～45%，孔隙率は55～65%の物理性を示すとしている。

こうした事例調査からみて，タマネギ栽培には排水性をもつ砂と保水力をもつシルト質の土性が含まれる「壌土」がその作付に適していると判断できる。この土壌を提供できる日本列島の理想的な地形環境は，第四紀完新世に形成された沖積平野，なかでも山地から出たばかりの場所に形成される扇状地，中流・下流の氾濫原にあっては河川流域に形成される自然堤防，さらに海岸部にあっては海成砂質地形（砂州，およびその周辺の海浜砂地の地形）等が適地であると考えられる。一方，第四紀更新世に形成された洪積台地は畑作土壌として有効ではあるが，その多くが火山灰を被覆させていることが克服すべき課題である。特に酸性の強い黒ボク土の場合には根張りが弱くなる傾向がある。実際に1980年代以降にタマネギ産地の大型化が進んだ北海道ではこれらの土地への作付けが拡大している。わが国最大の産地である北見市では，古くは常呂川流域の沖積平野に作付けが行われていたが，新興拡大地域には黒ボク土が堆積する洪積台地上にも生産が行われるようになっている(30)。この場合は過リン酸石灰を施すことで土壌を中和させることで，生産の安定が図られている。

農業生産は，科学技術の進歩によって，消費需要が拡大すれば作付の不適な土地にまでその生産地も拡大することが多く認められる。いわば，「地理学でいうところの耕境の拡大」である。当然のことながら，そこには差額地代を発生させることになるわけであるが，本報告で取り上げた事例地域は，近代日本の野菜需要が伸び始めたばかりのもので，その作付は，札幌近郊を流れる伏籠川流域に形成された自然堤防を中心に行われてきた。このことに関してこれまで生産地の専門家も生産関係者はほとんど説明していないので，ここで筆者が本項にて説明することにしたい。

まず，自然堤防とは，図5(31)に示した様に洪水による河川の氾濫時には，上流から運搬された流木・草木が数日後の減水時に河川両岸の縁に被覆し，同時に氾濫時の土砂が減水の流れに従って流れ込むことで，川岸の縁にわずかの高まりが形成される。この微高地が自然堤防であり，その主な土壌は砂や壌土からなる。このため畑地の土壌として多く利用される。しかし河川の後背部はやや低い低窪地が出来る。この低い土地が後背湿地である。後背湿地は自然堤防の後背にあり水はけがさえぎられるので湿地となる。したがって主に

(28) 前掲(4)による。
(29) 南松雄・古山芳広（1968）：「北海道における玉ネギの施肥技術改善に関する研究」第1報，養分吸収の特性と施肥法」北海道立農試彙報　17号　pp. 73～86
(30) 前掲(3)田野宏（1989）および（1993a）による。
(31) 籠瀬良明（1990）『自然堤防の諸類型―河岸平野と水害―』古今書院　194ページ

本州以南の温暖地では，この土地は葦等が茂る有機質，腐植土からなる土地条件が形成される。しかし北海道の場合は寒冷地のため，湿地性植物の腐食が進みにくく，light soil と呼ばれ乾燥すると飛散し，降水があるとぬかるむ泥炭地を形成している場合が多く見られる。

本稿（Ⅰ）で取り上げる札幌，次稿（Ⅱ）で取り上げる岩見沢のタマネギ産地は，いずれもこうした自然堤防と後背湿地を土地条件に有する自然立地基盤の上に成り立っている。札幌の場合，開拓使から分配されたリンゴ，西洋ナシ，ブドウ等の果樹作物は，その大半は自然堤防上に作付されていた。しかし，病害虫の駆除手段が未熟であったことから長く続かず，明治 30 年代以降はタマネギに取って代わることになったのである。

表 1 は札幌村における農作物の年代別作付面積の変化を示している[32]。ここで注目す



A自然堤防　B後背湿地　C河川

図 5　自然堤防と後背湿地の地形概念
―籠瀬良明（1990）：「自然堤防の諸類型」による―

表 1　旧札幌村における農産物作付面積の変化

単位：ha

	1925 年（大正14）	1935 年（昭和10）	1962 年（昭和37）	1976 年（昭和51）
米	138	107	239	5
麦	215	65	2	―
燕麦	1,180	770	193	3
雑穀	238	151	72	20
豆	110	203	116	18
タマネギ※	380	634	720	649
バレイショ	47	103	73	12
デントコーン	69	151	107	49
牧草	521	667	599	235
他	168	143	43	50
計	3,066	2,994	2,164	1,041

出所：札幌村郷土記念館資料による
※ 2020 年の札幌市のタマネギ作付面積は「JA さっぽろ」によると 293ha である

(32) 前掲(11)資料「札幌村の農作物の変化」ならびに前掲(18)p. 23「札幌村における作物別栽培面積の推移」をもとに作成。

べきことは，第二次世界大戦以前期は，タマネギの他に燕麦が広い面積を占めていたことである。両者ともに全く関係のない作物のようにも見えるが，この二つの作物は砂壌土よりなる自然堤防上にタマネギ，泥炭土よりなる後背湿地に燕麦という対照的な土地利用形態を示していた(33)。当時の陸軍は苗穂村の東の雁来村に糧秣廠札幌派出所を設置し，軍馬の飼料として周辺農村から燕麦や牧草が大量に買い入れられていた。このことは購入先が安定していたことから，燕麦はタマネギとは異なる形で当該地域における特産物の地位にあったことを意味している。特に 1904 年（明治 37）～1905 年（明治 38）の日露戦争時は軍用燕麦の需要が大きく，作付景気を呼んだようである。

こうした軍馬の飼料供給が後背湿地の泥炭土に燕麦生産をもたらしたことは事実であるが，筆者はそれに加えてタマネギの耕作，農地の耕耘さらには出荷時の運搬において農耕馬の存在は欠くことの出来ないものであったと考える。燕麦栽培は保有する農耕馬の飼料自給につながり，タマネギ栽培の生産費を下げる大切な農業経営上の役割を果たしたことが考えられる。しかしその後，第二次世界大戦後には札幌市の市街地拡大とともに，こうした燕麦をはじめとする米，麦等の粗放的な土地利用型畑作物は大きく衰退している。

本稿（Ⅰ）では，北海道産タマネギ栽培の嚆矢となった札幌市周辺の旧札幌村の産地を中心に，開拓村間の伝播過程と仲買商人の存在と役割，現代と異なる近代期の作付形態の特色，そして栽培に良好な土壌条件を自然堤防の地形を例にして農業生産とのかかわり方を述べた。

次稿（Ⅱ）では，さらに，具体的に近代期におけるタマネギの流通，販売，そして札幌から他の道内産地への伝播過程を具体的な統計資料や実態調査等から裏付けながら，現代の主産地形成にこうした近代期の導入過程がどのような役割を果たしたのかを考察することにしたい。

（2022.1.17 受稿，2022.3.4 受理）

(33) 桑山覚・堀口逸雄（1956）：『北海道農事事展』楡書房　によると，p. 160 に燕麦の栽培は「とくに泥炭地，酸性土壌地などでは他の麦類に比べて生育が良く」と記され，各支庁で平均して広く栽培されていることが記述されている。

〔抄　録〕

現代日本には全国に多くの輸送園芸産地が存在し，農産物市場には年間を通して安定的な青果物の供給が行われている。本稿はこうした輸送園芸産地の先駆けとなった第二次世界大戦以前における地方の園芸産地の成立と発展過程に注目することで，産地形成の素地が築かれた近代期の地域的要因を春播き秋収穫の北海道産タマネギをもとに明らかにしようとしたものである。別の視点からとらえるならば，我が国の文明開化期に欧米諸国から導入された西洋野菜が近代期にどのようにして国内に定着し，第二次世界大戦後の現代期に主産地化に向けてどのような道筋が築かれたのかを，歴史地理学，農業地理学の視座から考察を試みている。

北海道産のタマネギは現代日本においてその生産の 60％以上のシェアを占めるが，その始まりは，明治初年，北海道開拓の先駆けとなった旧札幌村において，北海道開拓使と札幌官園より，アメリカ合衆国産の Yellow Grove Danverse と呼ばれる種子が導入されたことである。その種子は開拓農民達の努力により栽培が定着し，品種改良が行われ，明治後期に「札幌黄」として命名された優良品種の銘柄化が進み，地元だけではなく道外向けに移出栽培が行われるようになった。経済栽培が軌道に乗るにつれて，その栽培は地元の篤農家・精農家の手を経て旧札幌村から周辺開拓村に伝播し，生産の拡大が進んでいった。

しかし，輸送園芸が行われるには，流通を支える鉄道をはじめとする交通網の発達を待たねばならず，本格的な道外輸出は 1897 年（明治 30）以降であった。タマネギの輸出に関しては，生産者自らが立ち上げた共販組織も存在したが，主流は「北海道玉葱輸出同業組合」を中心とする商人組織の力が大きく，栽培農民の農地の売買（青田売買）や委任売買が大半を占めていた。

当時のタマネギ栽培は，播種から収穫まですべてが手作業で行われ，農地の整地，収穫物の運搬は自家所有の農耕馬に依存していた。近代期における当該地域の農産物の記録に注目すると，タマネギと燕麦が目に付く。当該地域の地形は，豊平川扇状地の下流域を流れる支流の伏籠川が蛇行して沖積平野を形成している。開拓村はこの伏籠川が形成した自然堤防（砂壌土）の上に立地し，その土地にタマネギを栽培し，自然堤防の背後の後背湿地（泥炭土）に燕麦を作付していた。両者は無関係に見えるかもしれないが，燕麦は日露戦争の軍馬向けの飼料の需要があっただけではなく，タマネギ栽培において農耕馬への飼料供給を可能にしていたことが考えられる。自然堤防と後背湿地は洪水地形の一つの対を成すものであるが，当時の時代背景に対応する対照的な土地利用形態を示していたといえるのである。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 71-89

〔論　説〕

漢学の革命と革命の漢学
―遠藤隆吉の『漢学の革命』をめぐって―

趙　　軍

漢学の日本での由来は古く，その学問的蓄積の多さと漢学者たちの教養の深さは中国を除くほかの国々に誇るべき境地に達している。清朝晩期の外交官・詩人黄遵憲が至近距離で近代日本を観察した感想を『日本雑事詩』に記録し，その中に日本の漢学の繁盛ぶりと漢学者たちの造詣を下記のように絶賛した。

「西条書記考文篇，　　西条の書記（山井鼎）の考文篇
曽入琳瑯甲乙編。　　曾つて琳瑯（乾隆帝の文庫）の甲乙編に入る
道学儒林尋列伝，　　道学・儒林　列伝を尋ぬれば
東方君子国多賢。　　東方の君子国は賢多し」(1)

しかし一方，黄遵憲はまた明治維新以降の日本において，大勢の日本人が西洋文明を取り入れることに没頭し，「年来西学大行，各藩文廟或改為官署，廃棄者半。一二漢学之士，潦倒不得志於時，猶硜硜抱遺編，守祭器，可哀也已」（近年，西洋の学問が大いにおこなわれたために，各藩の孔子廟が役所に改められたり，とりはらわれたものが半分はある。一，二の漢学者は，落ちぶれて，時に志をえないけれども，やはりおどおどしながら経書をいだき，祭器をまもっているが，きのどくなことである）(2)といった西洋化の風潮が盛んになり，漢学が衰退の一途をたどっている時代の変化を目の当たりにした。

漢学が近代日本において，衰退の運命にさらされる理由について，黄遵憲は「維新以来，広事外交，日重西法，於是又斥漢学為無用，有倡言廃之者。雖当路諸公知其不可，而漢学之士多潦倒摒棄，卒不得志（維新以来，外交を広く展開し，西洋のやり方を重んじ，漢学を無用な長物を見なし，廃棄すべきだと唱えた者も現れた。政府の権力者はその不可を知りながら，漢学の士人の大半はすでに落ちぶれて，鬱々として志を遂げられないでいる）」(3)と述べ，「西洋文化」の前に漢学を代表とする「東洋文化」が「無用」な学問と見なされ排斥されることがその理由の一つであり，その上，「而究其拘迂泥古，浮華鮮実，卒帰於空談無補。有識之士，固既心焉鄙之。一旦有事，終不能駆此輩清流，使之誦経以避賊。復見西人之槍砲如此，聞其国富強又如此，則益以漢学者流為支離無足用，於是有廃之之心（彼らは古い観念にとらわれ，うわべを飾り立て，結論は常に机上の空論に帰す。有識者は固より心から彼らを軽蔑している。一旦有事の場合，これらの清流輩に経典を読ませて敵軍を退けることはできない。且つ西洋人の銃砲の猛威と国力の富強さを見て，益々漢学者ら

(1)　黄遵憲「日本雑事詩」六九，陳錚編『黄遵憲全集』上，中華書局 2005 年，28 頁。日本語訳は実藤恵秀・豊田穣訳『日本雑事詩　東洋文庫 111』平凡社昭和 43 年，114 頁。
(2)　黄遵憲「日本雑事詩」七二，陳錚編『黄遵憲全集』上，中華書局 2005 年，29 頁。日本語訳は実藤恵秀・豊田穣訳『日本雑事詩　東洋文庫 111』，121 頁。
(3)　黄遵憲「日本国志」巻三十二・学術志一，陳錚編『黄遵憲全集』下，中華書局 2005 年，1404～1405 頁。

を無用の輩と見なし，廃棄する念が生じる所以である）」[4]と，漢学と漢学者自身が「伝統」にこだわる余り時代の変化に対応できなくなったこともう一つの理由であると指摘した。

黄遵憲の指摘したこの二点の理由は，「伝統へのこだわり」=「保守的姿勢」→「進取的近代社会への対応の遅れ」=「役に立たない学問」という「時代の結論」という図式でまとめることができる。表面的には問題点が二つ存在しているように見えるが，実際は内部で繋がっている一つの思想的・文化的課題，すなわち，漢学の「近代化課題」である。これこそ近代に入ってから漢学が衰退の一途にたどった根本的な理由である。五・四運動と「新文化運動」の中に中国の知識人たちが「打倒孔家店」を「新文化」提唱の旗印にしたことから見ても，これは日本だけの課題ではなく，漢学の「本場」である中国においても，同じ文化的・時代的課題に直面していた。

その後の歴史から見れば，漢学の近代化という時代的課題に対しては近代日本の漢学者たちの動きが早く，とりわけ 1870 年代から 1910 年代までの間，井上哲次郎，市村瓚次郎，林泰輔，遠藤隆吉ら研究者が漢学に対する反省と改造についてさまざまな試みを行った。本稿は『漢学の革命』（東京育英舎，明治四十四年）を対象として，漢学者・社会学者・教育家など多方面に活躍した遠藤隆吉の「漢学革命論」の概略を整理していきたい。

一，漢学が「有用」か，「無用」か

「漢学無用論」は「文明開化論」と表裏一体の文化的価値観であり，儒学文化中心の国々にとってイデオロギー面での一大転換であった。その転換を促した最大の原動力は「西洋文化」の浸透と影響であった。

1876 年 1 月，朝鮮の宗主国問題で中国に派遣された 29 歳の青年外交官森有礼は，河北省保定にある直隷総督官邸に赴き，清朝外交の実質的責任者である李鴻章を訪ね，国際法などについて議論した際，東西文化の優劣論も話題の一つであった。森は「西国所学十分有用，中国学問只有三分可取，其余七分仍係旧様，已無用了（西洋の学問は十割役に立ますが，中国の学問は僅に其三割が有用で，余の七割は已に旧式で役に立ちますまい）」と述べ，「中国学問」が近代社会においてすでに無用な長物であるという認識を示した[5]。

このような価値観の大転換は，明治政府の上層部や知識人の一部にとどまらず，漢学の教養が深いいわゆる「旧式」日本人知識人の中にも広がりつつあった。

例えば，1884 年 5 月から 1885 年 4 月まで中国各地を訪問した岡千仞は，多くの中国知識人らが古い伝統的学問を固守する姿を見て，「方今風気一変，萬国交通。此五洲一大変局，而拘儒迂生，輒引経史，主張陋見，不知宇内大勢所以至此（方今，風潮が一変し，萬国がこもごも通ずるようになった。これは全世界の一つの大きな変化の局面なのだが，見識の狭い読書人や時代遅れの者たちは，事あるごとに経書や史書を引いて，浅はかな見解を主張し，宇内の大勢が今のような状況に至った所以を知らない）」[6]と嘆き，儒教の経典と呼

(4)　黄遵憲「日本国志」巻三十二・学術志一，陳錚編『黄遵憲全集』下，1409 頁。

(5)　「（二）附件八　李鴻章與森有礼問答節略」，中国史学会主編『中国近代史叢刊　中日戦争』（一），上海人民出版社・上海書店出版社，2000 年，299 頁。日本語訳は王芸生著，末広茂雄監修，長野勲・波多野乾一編訳『日支外交六十年史』第一巻，建設社，昭和 8 年，137 頁。

ばれる「六経」を中国で氾濫していたアヘンと共に「毒」と呼び，「余私謂，非一洗烟毒与六経毒，中土之事，不可下手。六経有可信者，有不可信者。苟信不可信者，流毒無所不至（私は個人的には，阿片の毒と六経の毒とを洗い流さない限り，中国のもろもろの事は，手の下しようがないと考えている。六経には信ずることのできるものもあるが，信ずることのできぬものもある。もし信ずることのできぬものを信じたならば，至る所に毒が流れてしまう）」(7)と書いた。

また，岡が清末の考証学者・文人兪樾の弟子王夢薇〔廷鼎〕と学問談義をした時，王は「聖人之道，自有致富強之法。貴国不求于此，而求於彼，殆下喬木，而入幽谷者（聖人の道には，おのずから富強を成し遂げる方法が備わっています。貴国がこちらに求めず，あちらに求めているのは，ほとんど喬木を下って幽谷に入るようなものです）」と日本の欧米に学ぶことを非難した議論に対して，岡千仞は「嗚呼陸有輪車，海有輪船，網設電線，聯絡全世界之声息。宇内之変，至此而極矣。而猶墨守六経，不知富強為何事，一旦法虜滋擾，茫然不知所措手，皆為此論所誤者（ああ，陸には汽車があり，海には汽船があり，電線を網の目のように張り巡らして，全世界の動静をつなぎ合う。宇内の変化は，このような段階に至り，極まっているにもかかわらず，なおも六経を墨守し，富強の何事たるかを知らず，一旦法虜が騒ぎを起こすと，茫然として対処の仕方を知らないのは，すべてこのような論に誤られているのである。）」と反論し，世の中の変化を見ず，六経を墨守する中国知識人らの迂闊さを批判し，中仏戦争に喫した大失敗の病因はまさにここにあると指摘した(8)。

つまり，明治初期の日本において，朝野を問わず，「漢学無用論」のような考え方はすでに多くの人々に浸透し，次第に社会の共同認知の一つになりつつあった。知識認知に関する価値観のこの大転換は，日本社会における「伝統的学問」としての漢学にとって，まさに危機的局面であった。

遠藤隆吉の『漢学の革命』は，このような「漢学の危機」に直面して打ち出した対策の一つと思われる。

漢学は本当に没落の一途に陥り，固有の学問としての輝きと社会に対する影響力を二度と回復できなくなってしまったのか？

遠藤隆吉は自身が受けた教育により，漢学の素養（儒教思想，易経研究，東洋倫理学など）を持ちながら，社会学，心理学，教育学，ヨーロッパ哲学，政治学など近代西洋文化に関する造詣も深かった。そのため，彼は「漢学の危機」について考える時に，多角的な視点による観察を重んじていた。

『漢学の革命』の中で，遠藤隆吉はまず漢学の二面性について問題提起し，伝統的漢学には「善」と「悪」という二つの側面があり，近代社会を生きる人々にとって，それを見分ける眼力が必要であると力説した。

---

(6)　岡千仞『観光紀遊』巻三，明治 19 年。日本語訳文は，柴田清継ほか「岡鹿門『観光紀游』訳注――その四」，武庫川女子大学大学院文学研究科日本語日本文学専攻 [編]『日本語日本文学論叢』11 号，2016 年 2 月，68 頁。以下同。

(7)　岡千仞『観光紀遊』巻三。日本語訳文は，前掲「岡鹿門『観光紀游』訳注――その四」，68-69 頁。

(8)　岡千仞『観光紀遊』巻三。日本語訳文は，前掲「岡鹿門『観光紀游』訳注――その四」，81 頁。「法虜」とはフランス軍を指す。

「漢学の二字は一面陳腐固陋なるが如く，一面剛健不抜なるが如く善と悪との両極端なる聯想を同時に起し，所謂×の範域なるを以て善と思へば善，悪と思へば悪，何れにも解釈せられ得べければなり。」(9)

漢学の全般をすべて「悪」であると思えば，「漢学無用論」に陥りやすく，すべて「善」と思えば，逆に伝統的学問を「墨守」する立場に陥ってしまう。どちらも時代の需要に対応しきれない姿勢になるので，弁証法的視点で漢学を二分する視点は実際もっとも合理的・科学的手法になる。

遠藤は漢学の中核的存在である孔子の思想を例として取り上げ，その主張の中の「陳腐固陋」な一面はすでに近代社会に適応できないものがあるため，それを取り出した上で継承すべき対象から外せればよいと提案した。

「孔子は封建時代の人であつたからして，孔子の言は必しも人民を重く見ない方の側で，例へば民可使由之，不可使知之と言へるが如きは，決して今日の社会に於て言ふべきことではない。……今日の日本の如き社会に当箝まらぬものがあり，又足らぬものがあると言ふことは明らかである。」(10)孔子は「肉あり血あり人間として尊んで居るのである。故に其尊ぶべき所を尊んで居るだけのことである。直ちに孔子のものであるからと云ふて，一から十まで辯護するといふ必要はないと思ふ。」(11)

すなわち，「君」と「臣」のみが存在し，「国民」と「人民」が存在していなかった時代を生きた孔子に対して，「民主」「人権」に合致する発言を期待することはそもそも無理難題であり，歴史的人物と歴史的文化遺産に対する正しい姿勢ではない。現代人にとっては，孔子のように封建制度に束縛される必要がないため，むしろ政治的立場と時代の制限から遊離し，孔子思想の中の恒久的意義を持つ栄養要素を見いだす作業が重要である。そうすることで，現代人ははじめて孔子の思想の真の価値を眺める学術的「自由」を獲得することができる。「漢学の革命を論ずるに於ては此点に注意すべきであると思ふ。」(12)

岡千仞の「六経有可信者，有不可信者」という考えは，曖昧な表現ではあるものの，すでに儒教経典の中に潜んでいる「負の遺産」の存在を指摘した。しかし，漢学に対する遠藤隆吉の二分法は，比較の視点，両面性による物事への観察法の二点で岡千仞よりさらに一歩前進し，漢学批判の「自由」を手に入れた研究姿勢であると言えよう。

五・四運動と新文化運動の暴風雨を経た中国では，毛沢東が主に政治学の立場から『新民主主義論』などの論著の中に，儒学など伝統的学問には「精華」（遠藤隆吉の言う「善」の部分）と「糟粕」（遠藤隆吉の言う「悪」の部分）が併存し，前者を「継承」し，後者を「揚棄」（止揚）しなければならないという「二分法」を提唱したことがあり，中国の文化人たちがその方針に従って1940年代以降さまざまな模索を行ってきた。しかし，文化大革命後期の1970年代になると，毛沢東は特定の政治的目的から儒学を批判する「批林批孔運動」を引き起こし，「路線闘争の敵」である林彪を批判するために孔子とその学問をも陪葬させた。これはもちろん毛沢東の伝統文化に対する姿勢の大きな変更と路線修

(9)　遠藤隆吉『漢学の革命』（東京育英舎，明治四十四年），「序」頁一。以下，同書を『漢学の革命』と略す。
(10)『漢学の革命』，頁七〇。
(11)『漢学の革命』，頁七三。
(12)『漢学の革命』，頁七三。

正であるが，また，彼が最初から「精華」と「糟粕」の内容をはっきりと区分しなかったことにも原因している。

漢学の中の「悪」の成分を取り除けば，「善」すなわち有用性の部分は顕れる。しかし，漢学は中国をふるさととする伝統的学問である以上，日本人とりわけ近代社会を生きる日本人にとって本当に有益なものなのか，どれほどの「有益性」があるものなのかとは，自然に出てくる疑問である。遠藤隆吉は，

> 「自分の見る所では，漢学も亦日本人に取つては種々の利益がある。即ち日本国の文明の淵源を知らせるといふ意味に於ても，また文字を知らせるといふ意味に於ても，日常の道徳を知らせるといふ意味に於ても，精神修養法を教へるといふ意味に於ても，皆人間の利益ある所のものである。其上人間の思想を高尚にするといふ所に非常に意味がある。」(13)

と言った。つまり，漢学は古代中国知識人たちの知恵の集約だったが，人間の自己修養や社会生活，政治・経済・文化活動など多方面にわたり基本的または根本的な原理・作法などを内包しているため，中国人だけではなく，日本人や世界の人々にも有益性を持ち，「皆人間の利益ある所のものである」。そして，漢学者は漢学に涵養している有益性を明らかにし，実践活動を行うことが「肝要であ」り，これこそ，「漢学の革命と謂ふことの目的は達せられる訳である。」(14)言い換えれば，「実践」「運用」することを第一義的に取り扱うことは，伝統的漢学の問題点を克服する漢学の「再生」であり，「漢学の革命」である。

二，漢学の革命

漢学の革命を論ずるとき，遠藤隆吉は伝統的漢学教育とその応用に関する問題点を指摘し，漢学の思想面での精髄の所在，すなわち漢学の革命の必要性をめぐって２つの基軸から議論を展開した。

漢学のような伝統的学問の近代性に対する価値観的判断について，「善」と「悪」の議論は一つの思想的・文化的システムとして，方法論の角度からの分析は不可欠である。どの思想・文化にもそれぞれの長所と短所があるのは言うまでもないが，漢学のような「東洋的」文化が悠久なる歴史の伝承と深厚なる知見の蓄積を持つ反面，「西洋」の近代文化にある合理主義や検証主義などいわゆる「科学的精神」と「科学的手法」に欠けていることは事実である。その結果，「東洋文化」において，事実に基づいた客観的観察結果より物事の表象に基づいた主観的感想が多く，また，より良い未来を求め続ける「未来志向」と古き良き過去へのこだわりの「尚古主義」も，西洋文化と東洋文化の指向性における大きな違いの一つである。

東洋の思想に存在しているこうした弱点をはっきりと認識すべきことは重要であると，遠藤隆吉は考えている。

> 「西洋の学問は一面に於ては科学即ちサイエンスがあつて，此サイエンスが次第々々に進歩して来たものであるからして此方面に於ては少しも尚古といふことがない。未

(13)『漢学の革命』，頁七。
(14)『漢学の革命』，頁八。

来々々といふて，望を未来に属して益々発達せんことを希望して居つたのである。西洋の進歩主義なることは即ち此所に帰着する。所が東洋に於ては漢学は只管古代のものばかりを望んで凡ての方面に於て古代を理想とすることになつて居る。これが東西洋相違なるの甚しき所である。」(15)

漢学などの東洋思想の長所と短所を合わせて観察することは，漢学を全面的に理解するには必要不可欠な視点であり，同時に漢学の近代化つまり「漢学の革命」を行う際重要な準備作業の一つでもある。

「文明開化」を標榜し，西洋文明を全面的に取り入れることを特徴とする明治維新前後の日本でさえ，「漢学」が生命力を維持できたのは，その長所が発揮されたためで，逆にさらなる発展が実現できなかったのも，その短所があるためであると遠藤隆吉も指摘している。

「維新以来泯びんとして風前の灯の如くなりし者が復たび生命を取り留めて，縦ひ旺盛ならずとするも能く識者の精神を支配しつゝある所以の者は何等か其の長所あるを以てに外ならず。其の大に盛んなるに至らざるも亦何等か其の短所あるを以てに外ならず。」(16)

ここでの「識者」が誰を指すのかについて，具体的な説明がないが，明治維新運動に直接・間接に関わった思想的啓蒙家や政治家を指しているだろうと考えられる。

しかし，日本の漢学教育での知見伝授の方法に関して，やはり幾つかの問題点が存在しており，そのままを放置すると，漢学教養のレベルを下げたり，存在価値の認知を損なったりする恐れがあると遠藤隆吉は見ていた。

伝統的漢学教育の問題点のその一は，「書物の講義」であるという。

「昔から漢学の講義といふと皆書物の講義と極まつて居る。」ここでいう「書物の講義」とは，もっぱら漢籍の文章や文字を講読する教育法である。しかし，漢籍の書物は時代的距離感が大きいだけではなく，その文章も大変難解のものであり，「斯の如くと首ツ引であるからして，漢学の講義を聴きに行くのは余程億劫である。」(17)「書物の講義を仕始めるからしてそれでは直に聴衆をして厭かして了ふ。」(18)聴衆（学生）の立場から考えると，遠藤隆吉は「書物の講義」は聴衆の勉学意欲をすり減らす重要原因であると考えていた。

伝統的漢学教育の問題点のその二は，「文字の学問」であるという。

おそらく実体験の話しと思われる代表例だが，「田舎に行つて見ると，田舎の漢学先生が必ず訪ねて来て，何か議論でも仕掛けるかと思ふと云ふと，十八史略の隅の方にある解らない文字を持つて来て，此文字は何であるかと問ふ。其時其文字が解らぬといふと，東京の学者のくせに誠に無学だと言うて心に嘲つて，共に談ずるに足らざるものとして帰つて了ふ。」(19)「つまり漢学者は字引の様なもので，生字引と漢学者とは同じだと謂うても宜い位になる。……これが先づ田舎学問や又は古代に於ける漢学者に対する一般の考えであ

(15)『漢学の革命』，頁一三。
(16)『漢学の革命』，「序」頁一。
(17)『漢学の革命』，頁一～二。
(18)『漢学の革命』，頁三五。
(19)『漢学の革命』，頁二～三。

つたのである。」[20]確かに，中国においても，もっぱら文字の解釈に没頭する儒学の学派もあった。「支那では，漢唐の頃は所謂訓詁学といふものが盛んで，文字の注釈ばかりに骨を折つたのである。それで日本の漢学者も亦此流れを汲んで，漢学といへば即ち文字の解釈をするのである。……単に文字の解釈のみが漢学の特徴であるかの如くになるのは面白からざる現象であると思ふ。」[21]実際，文字の解釈だけに没頭する学派の発生と興隆には，権力側による言論の自由と学問の自由に対する厳しい弾圧があったという時代的な背景があり，学問の継続に対してある程度評価すべき点があるかも知れない。しかし，それを漢学の主流或いはすべてであると見なすべきではない。「是れでは漢学者といふ範囲も誠に狭いことゝ思ふ」[22]と，遠藤隆吉は「訓詁学」流の漢学を「田舎の学問！」すなわち閉鎖的環境下の学問的空間であると見なし，その現代社会での存在意義に対し否定的な見方を示した。

伝統的漢学教育の問題点のその三は，「読書のための読書」であるという。

「所が普通の漢学者になると云ふと，只書物を読むだけのことであつて，別に何の為に書物を読んで居るかを知らない。只昔の古い書物を読めば，それで自分は天職を完ふして居るか，さう心得て居る。」[23]これはいわゆる「読書のための読書」の行為であり，はっきりした学習目的を持っていないが，読書そのものが目的で「天職」であると考えている人々の学習スタイルである。遠藤隆吉はこのような人々を「普通の漢学者」と表現したが，もっと明快な言い方で言うと，実生活への応用を考えていない「平凡な漢学者」か，または明確な学習目的を持たない「盲目な漢学者」とも言えよう。

問題点その一とその二は主に教える側の問題に対して，その三は教えられる側の問題であり，勉学の効果（社会に対しても，個人に対しても）に直結した問題でもある。なぜならば，遠藤の持論では，「何となれば，凡て学問は人間の便利の為に作つたものであるから，何等か人間の便利にならなければならぬのである。人間の便利にならない学問は皆廃れて了ふのである。」[24]言い換えれば，人間は学問のためのものではなく，学問は人間のためのものであるという「学問」と「人間」との関係上の「人間中心説」[25]を採るべき姿勢である。「読書のための読書」は学問の有用性をほぼ無視して学問そのものを「観賞する対象」「自慢する対象」にしてしまった結果，漢学の持っている有用性がうまく実用化されず，伝統的漢学を時代の変動の中で消滅させてしまう最も重要な原因の一つであると遠藤は考えている。しかし，このために漢学の有用性を否定すべきではなく，むしろ漢学を改造しなければならない理由であるという。「此等は漢学者其人が悪いのであつて，漢学が悪いといふ訳ではないのである。」[26]

上述した問題点はいずれも漢学の日本での発展史とつながっているもので，中国およびほかの儒学文化の影響力の強い国々にも程度の差があっても共通している。

字句にこだわる「学問」は中国古来の儒学的主流であり，伝統的「学問の手法」でもあ

(20)『漢学の革命』，頁三。
(21)『漢学の革命』，頁三～四。
(22)『漢学の革命』，頁四。
(23)『漢学の革命』，頁六。
(24)『漢学の革命』，頁六。
(25)『漢学の革命』，頁七。
(26)『漢学の革命』，頁七。

る。その影響で，日本に伝来してきた「漢学」は，当初は「書物の講義」が中心で，「儒学」そのものとの間には大きな相違がなかったという。「今試みに過去に遡つて考へて見ると，漢の時代の学者は何をして居つたか，又三国六朝より唐に至る迄の学者は何をして居つたかといふと，単に字句を引き出して来て其字句の講義をして居るに止まつたのである。宋以下の学者にしても多くは其れである。所が我が日本に入来つても亦漢学といへば先づ書物の講義をするだけで，其れが人間の思想に取つてどう云ふ利益があるといふことは必しも主とする所ではないのである。それを今より後漢学を書物から引き離して一般の人の精神中に入れやうとするのであるからして，漢学の革命と謂はなければならないのである。」(27)遠藤隆吉がここで述べた「漢学を書物から引き離して」と漢学を「一般の人の精神中に入れやうとする」作業は，いわゆる「漢学の革命」の中身であり，その本質は漢学の知見の「実用化・生活化」さらに一般人民に普及する「大衆化」の方向へ漢学を変身させることを意味している。

> 「されば漢学が生命を保つには，今述べた一般人民の脳髄より外に活路はないのである。之を唯一の活路として之によつて一新生面を開いて大々的活動の余地を存することが出来るのである。」(28)

「漢学の革命」を実現するには，「教育者」（教科書と教育法などを含む）と「学習者」はそれぞれの立場から双方向の努力をしなければならないと遠藤隆吉は考えている。

まず「教育者」側の努力内容について，遠藤隆吉は漢学教育は上述した日本での現状をそのまま放置すると没落の可能性があると考え，大きな危機感を抱いていた。

「若し漢学が単に漢学者に依つて維持されて居るのみであつたならば，此学者の数は時代を追ふて少なくなることであるからして，誠に心細い次第と謂はなければならない，細い生命を繋いで居るに過ぎない。」(29)つまり，漢学を漢学者だけによって維持することは，その裾野はあまりにも狭いので，生命力が弱く没落していく可能性が高い。漢学にとって唯一の活路は，「書物から引き離して」大衆への普及である。このプロセスの中に，教育者は「漢籍」と「大衆」の間に，ただの架け橋となるだけではなく学問的な解釈者と精神的な伝道師の素質を兼ね備えなければならないという。

漢学の中身はほとんど二千年前から蓄積し始めた知見であり，その多くはすでに現代社会に通用しなくなった文章表現（いわゆる「漢文」，中国語では「文言文」）で記録されている。そのため，「書物から引き離す」第一歩には漢籍のテキストに対する「解釈」が必要であり且つ重要である。その上，漢学の精髄が抽象的な内容を中心とする「精神的」面にあるとすれば，現代社会を生きる人々に理解させるには，現代的な要素を取り入れて分かりやすく「解釈」し，場合によっては「翻訳」する必要もある。「殊に精神修養法の如きものは，西洋にはなくして支那にばかりあるのであるからして，これなどはもっとも発揮しなければならない。直接今日に応用することが出来る。また今日に応用できないやうな思想であつても，今日に応用出来るやうに解釈することが必要である。」(30)この「解釈」

(27)『漢学の革命』，頁一二。
(28)『漢学の革命』，頁三四。
(29)『漢学の革命』，頁三三。
(30)『漢学の革命』，頁一九～二十。

の作業を行う際，現在の時代の状況と要請に「当て嵌まる」ことは最も重要な原則である。「言ひ換へれば，今日の時代に当て嵌めて見たなら如何あるかと云ふ様な解釈をして見ることが肝要である。」[31]さらに，遠藤隆吉は孔子の「君君たり，臣臣たり，父父たり，子子たり」の話しを例として取り上げ，それは「天皇陛下が総理大臣に向つて政治の要如何と問はれた時」の政治的提案であると説明した。

漢学の普及において，遠藤隆吉は「聴衆を満足させる」ことが重要であると考え，教育法の改革と工夫も必要であると薦めた。

遠藤隆吉から見れば，漢学の勉強は「学校の講義」と社会人である「一般人民」への「説教」の二つのアプローチ方法がある。「学校の講義」によって育てられるのは「教養」であり，「学生は一般に漢学の書物を読む力を養成する」ことができたが，「別に漢学の思想の影響を受ける必要はない」ので，漢学は「脳髄」に浸透した「栄養分」になっていない。つまり，「修養の方だけがあつて，応用の方はなかつたのである」[32]。そのため，「其学生が社会に立つて活動する場合に当つては，之に広く一般に学んだ所を説教して聞かせなければならぬ」，この「説教」によって漢学は初めて「応用」できるようになる[33]。

漢学「解釈」を行う際，「聴衆を厭ばせるやうな話」をするべきではなく，「只聴衆を満足させる話をしてやりたい」という努力は重要であると遠藤隆吉は考えている[34]。これは聴衆を迎合するのではなく，聴衆に知見と教養を得る喜びを与え，聴衆に人生の糧を獲得した満足感を与えなければならないという目標設定である。漢学はそのような知見に富んでおり，文字と時代の障壁を乗り越えれば，それを手に入れることは可能であり，適切な「解釈」を通してそれを聴衆つまり「一般の人民」の実際の生活に「応用させる」ことができれば，それが漢学普及の到達点と考えられる。

一方，学習者側の努力について，遠藤隆吉は実社会・実生活へのワンランク上の「応用」をめざすべきであり，これを「漢学の革命」の目標と意義の一つとして位置づけた。その具体的な手法或いは心構えとしては，「精神修養法」にあるという。すなわち，どんな知識を身につけるためにも，他人の解釈と説明は重要だが，自己努力も不可欠である。漢学の精髄を身につけるには，自己努力による「精神修養」は最も重要な方法であり，それが漢学の精神重視の特徴に基づく学習法でもある。

ここでの「精神修養」とは玄妙な修行ではなく，ある精神により「自分の情調を養ふ」ことであり，「自分は一切の事に対して動することなく，平々坦々として世の中を渡ることが出来るやうにならうと思ふたならば，矢張り自分の心を陶冶して斯の如き状態に到らしめなければならないのである」[35]。その具体的なやり方の例として，遠藤は「小事に齷齪して居る人が，他人の忠告を聞いて精神を大きく持つといふと，仕舞には其通りになつて来るものである」。「心の広い人を手本にするか，あるいは気の強い人を手本にするか，それは各人理想を懐くがよい」[36]という。ここでは「平々坦々」「精神を大きく持つ」「心

(31)『漢学の革命』，頁二一。
(32)『漢学の革命』，頁三四～三五。
(33)『漢学の革命』，頁三四。
(34)『漢学の革命』，頁三五。
(35)『漢学の革命』，頁五七。

の広い」「気の強い」などは重要なキーワードになる。どれも玄妙な，或いは哲学的な境地ではなく，日常の生活の場によく見かけ，見習いやすく，実践しやすい生活姿勢または人生観である。言い換えれば，修養とは「広い心」と「平々坦々」な態度を持つことであり，「手本」となる人間を見つけて習うことはもっとも身近な手法であると言えよう。

言うまでもなく，「学習者」はさまざまな階層・集団・職業・地域に属しており，性格と人生経験なども人によってまちまちであり，同じような教育効果を得るのはまず不可能である。しかし，「生きる」漢学の知見と教養が「一般人民」の中に根を下ろし，一般人民の思想に浸透することは大きな意義がある。

遠藤隆吉から見れば，「漢学の革命」を実現するには，「一般人民」の中にいかに根を下ろすかが最も重要な条件であり，「革命」の勝敗を左右するかなめでもある。それを実現するためには，キリスト教と仏教が良い手本になっている。「耶蘇教や仏教は皆人間の思想界に其生命を保つて居るのである。其書物を読む者は特別の学者に限ることで，一般の人に至つては其書物は読まないで，只南無阿弥陀仏や南無妙法蓮華経を唱へて居るのみである。」(37)つまり，「教科書」は「学問」と「宗教」の主旨，経典であるが，「一般の人民」にとっては必ずしもそれを精通する必要はない。仏教の信者の場合，「真に仏教が脳髄に這入つて居るといふ者は果たして幾人あるか。釈迦の動機を知って之を腹の中に入れて居る者は殆ど少ないことであらう。仏教の教えに従つて解脱した者といふものも亦少ない」(38)，キリスト教徒の場合も似ている。つまり，堅い信仰の「ココロ」を持てば，教義などに精通する必要どころか，教義の趣旨を代表する理念や合い言葉を口先だけで表せば良いのである。これこそ宗教をめざすことをしない漢学の欠点であり，特徴でもあった。故郷の中国では，終始精神面では「学問家」だけの知識・教養として，実用面では人民の一部である「読書人」の出世（いわゆる「功名」）の道具として伝えられてきた「儒学」は，宗教の特徴に欠けており，宗教的影響力もほとんど持っていない。その関係で，「一般の人民」の「精神の内」には広がっていないのが弱点である。しかし，日本を含む海外に伝わってきた「漢学」は，学問の面では儒家以外の道家・法家などの学派の学問と，朱子学・陽明学など発展型の儒学の学問も取り入れ，伝統的儒学より広い裾野を持っている。また，科挙制度のような文官登用制度がない関係で出世の道具としての役割を持っていないため，そこには儒学以上の親民性の素地が潜んでいると言える。遠藤隆吉のいわゆる「漢学の革命」は，実際に漢学が内包している合理性と親民性を掘り下げて，さらにそれを「一般の人民」に浸透させようとする作業である。「是から先は漢学は一般の人民に知られなければならない。一般の人の脳髄に漢学の思想が這入つて，成程有難い教であると信ずるやうになるといふと，初めて漢学が日本人の中に勢力を有つて，生命を保つといふことになるのである」(39)。

このような社会的・文化的意味を持つ「漢学の革命」は，伝統的学問の復活というだけではなく，伝統的学問に対する再解釈などを通して，近代社会に入ってから次第に多元化

(36)『漢学の革命』，頁五六。
(37)『漢学の革命』，頁三一。
(38)『漢学の革命』，頁三二。
(39)『漢学の革命』，頁三三。

した思想変動の流れの中に，改造されたアジア的・「東方」的価値観を再注入するとも言える文化的プロジェクトである。この「改造」と「再解釈」の作業は，遠藤隆吉が提唱していた「人文東洋主義」の神髄であり，近代社会で叢生した「国粋主義」「日本主義」「アジア主義」など諸思潮との根本的相違点である。これは一人の学者の力ではとても完成できない大掛かりな作業であるが，遠藤隆吉は一連の関連執筆活動を通して有益なスタートを切ることを試みた(40)。

執筆活動のほか，遠藤隆吉は「余は実に会堂を設けて以て之を弘通するの必要あるを信ずる者なり」と言い，自ら講壇に立ち，漢学を解釈・宣伝する「漢学の伝道師」になりたいとも公言していた。「会堂」で漢学を「弘通する」ことは，教会のような大きい場所で大衆に漢学の意義と応用価値などを「弘く」宣伝し，人々がそれに「通ずる」こと（活用できること）を指す「伝道」的活動であろう。しかし，そのようなレベルの活動を実現させるには，時間的・理論的蓄積が必要であり，そのため遠藤は「暫く此意見を発表して以て世の識者に質し」，同時に執筆活動を着手し「最も通俗的なる思想数十条を解説せり」(41)と言って，①執筆活動を通して徐々に影響を広げ，②将来的には大規模的な宣伝活動を展開するといった二段階の「伝道活動」の段取りを考えた。

なぜこれほど漢学の「伝道活動」にこだわったかという理由について，遠藤は「漢学の運命は従来単に読書家の脳裡に制限せられたりしが余は実に此の思想をして一般人民の脳中に於て其生命を保たしめんとす。故に題して漢学の革命と曰ふ」(42)。人民への宣伝，その宣伝を通して「漢学」の教養と知恵を人民の精神的財産となるよう努力する，そして，学問としての「漢学」の「知識としての更新」と「知識としての普及・応用」の二方面において新しい生命力を注入する。この発想は同時代の「漢学者」のなかでもほとんど見られることがなく，独創性に富んだ漢学の革命のカタチと言え，また漢学の革命プランとも言えよう。

三，革命の漢学

確かに，儒学を中心とする漢学には「守旧的」「保守的」なイメージが強く，「革命」とはかけ離れた文化の一つと思われることは多いだろう。しかし，遠藤隆吉の考えでは，それはあまりにも表面的な観察結果であり，漢学の中身をよく見れば逆の結論を導く可能性もあるという。

「孔子の言行は支那古代の封建制度に限らるゝもの多き」(43)というのは事実だが，それもその時の時代の要請に応じて発言・行動した結果として理解すれば，必ずしも孔子とその学問は保守的・守旧的なものであると断言できない。「斯の如き時代に生まれた所の孔子であるからして，其時代の社会を治める様なことを言はれたのである」(44)。むしろ儒学

(40) その一例は老子思想の近代社会への応用の試みであり，拙論「西洋背景下の遠藤隆吉の中国哲学史研究――西洋経験と近代日中交流における思想連鎖の一側面――」（『千葉商大紀要』第 57 巻第 2 号）に参照されたい。
(41)『漢学の革命』，「序」頁二。
(42)『漢学の革命』，「序」頁二。
(43)『漢学の革命』，頁六五。

はその時代の現実に積極的に関与し，リードしようとする学問であり，同じ理由で考えると，「孔子が二十世紀の今日我が日本に生まれたならば必ず違ったことを言はれたであらう，今日の社会に適当することを言はれたであらう」(45)。

漢学が中国・日本そして世界の各地に二千年以上脈々として継承された所以は，思想的・文化的な精髄・精華が内包されているためである。遠藤隆吉のまとめによれば，その精髄は主に以下の数点が取り上げられる。

漢学の精髄のその一は，「真の価値」があるというものである。

時代が激しく変動する近代に入ってから，日本を含む東アジア諸国ではいずれも漢学を敬遠する動きがあった。その理由はいくつか考えられるが，まず考えられるのは，漢学の持っている「尚古」的姿勢である。「漢学の書物は，孔子様初め皆古を貴尚ぶといふ思想であつた」。しかも，時代の発展によって，古今の時代情勢と社会環境が大きく変わっていて，古代聖賢たちの教えはそのまま通用しなくなった場合がほとんどである。つまり「明かに今日の時勢には反対のものである」(46)。漢学者のなかに聖賢たちの昔の教えを無理矢理に今日の時勢に当てはめようとする人が多かったので，「漢学者といへば昔を尚んで居る頑迷固陋の人間である」(47)というイメージが烙印されてしまった。

しかし，「尚古」的傾向はあくまで学問の表面的姿の一つに過ぎず，その尊ばれている「古」の中身は速い変化に慣れた現代人にはよく見落とされ，一律的に「時代に遅れた」ものとしての「保守的」「反近代的」思想傾向として受け止められる。そのような受け止め方には確かに一理あるが，あまりにも一面的な姿勢であると遠藤隆吉は指摘している。「一つ注意せなければならぬのは，漢学は実際昔の方が好いものが多いと云ふことである。」(48)「何となく好い所があつて，後世に至るまで，真に崇敬して措く能はざる所がある」(49)。遠藤はこのような「好い所」を漢学の「真の価値」と呼び，その中身を「自然淘汰の結果」として残された神髄であると考えていた(50)。「古いもの」だから一顧する価値もないものとして漢学そのものを捨ててしまう時勢に反論の旗を立てたのである。

この漢学の「真の価値」はどこに体現されているかというと，「仏教の思想に於ると同じく，やはり精神的滋養分として今日の人を満足させることが出来る」という「精神的滋養分」としての価値にあると遠藤は見ている(51)。しかも，漢学の「滋養分」は「耶蘇教や仏教にも負けない程の分量があ」りながら，「更に耶蘇教や仏教と違つた一つの特徴」がある。それは「宗教的の色を帯びて居らぬと云ふことである」(52)。「宗教的の色」の是非は別の問題としてさて措いても，遠藤から見れば，漢学は宗教思想によく見られる信仰的排他性がなく，もっと大勢の人々に受け入れる可能性があり，その上，外の宗教的伝統

(44)『漢学の革命』，頁六六－六七。
(45)『漢学の革命』，頁六六。
(46)『漢学の革命』，頁一〇。
(47)『漢学の革命』，頁一一。
(48)『漢学の革命』，頁一一。
(49)『漢学の革命』，頁一一～一二。
(50)『漢学の革命』，頁一二。
(51)『漢学の革命』，頁三七。
(52)『漢学の革命』，頁三七。

的思想より純粋な「精神的滋養分」を持ち，これこそ漢学の「真の価値」であるという。その「今日の人に精神的滋養分を与へやうといふことが」，「漢学革命の主とする所」であり，「目的である」[53]。

漢学の精髄のその二は，雄大な「思想」と「精神」が内包されていることである。

漢学がしばしば現代の人々に敬遠される原因の一つはその内容の「古さ」である。けれども，遠藤隆吉はそれは大きな誤解であると説明している。「漢学の思想などといふものは旧世紀のものであつて，新世紀の人間の相手にすべきものではないと言ふであらう。けれども，それは大なる誤解である。漢学の思想と雖も今日に採るべきものが沢山ある。又少くとも今日の人の思想に影響を及ぼすといふことが非常にあるのである。」[54]その具体的な内容は，精神の「雄大さ」にあるという。「其書物を読んで居るといふと，次第々々に精神が広大になつて来るとか，雄大になつて来るとかいふことは能くあることで，孟子が『居ること気を移す』と曰ふたが，それと同じ理合のものである。……つまり不知不識の間に好い文章は好い感情を起して来るのである。」[55]「広大な思想」や「雄大な精神」とは，素朴な「表情」の裏に漢学の持つ視野の広さと洞察力の深さを示す分かりやすい説明であろう。西洋の近代的科学思想の特徴が具体的物事に対する理性的・思弁的究明にあるとすれば，漢学の思想的特徴は世の中の物事に対する巨視的視野での抽象的，ファジー的解釈にあると言える。双方は相対立・相排斥しているものと見て，「洋学派」と「漢学派」，「旧学派」と「新学派」などの対立が近代以来多発したが，実際は相互補完的関係があり得るものであり，近代科学的論理で漢学を再整理・再解釈ができれば，漢学に新しい生命力を与え，近代社会に適応できる思想遺産の創世に繋がると考えられる。それに気づくことができた時に読者が「好い感情を起して来るのであ」ろうと遠藤が推測した。

漢学の精髄のその三は，「道徳」と「感情」を重んじることである。これは場合によって計算しきれない効力を発揮することがある。

「西洋学」と「漢学」の特徴を比較する時，誰もが気づくところの一つは，「西洋の学問はキチンと理屈を立てゝ言ふのが癖であるけれ共，支那の学問はさうでなく，ボンヤリ感情の上から言ふのが癖である」ということである[56]。つまり，西洋の学問は可視的，計算的な「精密性」を持つことに対して，漢学など「東洋の学問」は，表面から把握しきれず，数字や数式では計算・推測できない「朦朧さ」あるいは「曖昧さ」が特徴となっている。また，漢学は難しい社会現象や思考的営為を説明する時，段取りを追って順序よく解いていく倫理学的究明より比喩的な事例を挙げていきなり結論に結びつく比喩的論法が長けており，さまざまな政治的紛糾や社会問題を解決する時，政治的規則・法的拘束力など「外的パワー」より道徳・教養による自己修為を重んじることも特徴である。

漢学のこのような特徴は，大昔の知識人たちが外部世界を理解する際にさまざまな制限に縛られることに由来するものであり，いわば現実の物事に基づいて段階的，数式的に昇華し，そこから論理を立てることが無理であれば，身近にある実例に基づいて分かりやすく，

(53)『漢学の革命』，頁四〇。
(54)『漢学の革命』，頁一八。
(55)『漢学の革命』，頁一八～一九。
(56)『漢学の革命』，頁四一。

手際よく問題を解決しようとする「窮余の策」とも言える。漢の時代から中央集権的政府が道徳的手法を常用な統治手段として重んじたことも，思想的底流の一つになっている。

道徳・教養を重んじる特徴は，孔子など儒家の思想の中に特に色濃く表われている。物事に直面して対応を問われる際，「冷静なる思辨」か「即席的感情中心の対策」かと言えば，儒家の結論は往々にして「論理」より「感情的」判断を下したことがしばしばあり，「斯う云ふ風に孔子の言葉は感情の方面から言はれたのであつて，理屈の上から言はれたのではないのである」(57)。その実例は，孔子が弟子たちに「仁」・「政」などの政治理念の中身について質問された際，その場その場の答えが異なり，学生それぞれの性格や特徴に即した答えを提示することが多かったことである。「孔子の思想は哲学上の思想といふ訳ではないので，自分の境遇の到れる所，若くは自分の精神修養の到れる所を言ひ表したものである」(58)という解釈はこの視点から見れば理解できる。遠藤はさらに老子の「上善如水」の命題を取り上げ，「老子が上善如水といふて，水を以て標準とするといふことを述べたけれども，是とても理屈の上から言つては訳の分からぬことで，全く感情の上からして水を手本にせよと謂ふのである」と論じ，「東洋の哲学は自分の精神の到達した所を言ひ表はすことが多いのであるからして，勢ひ感情の方面から言を立てるやうになつて来るのである」と説明した(59)。

このような回答の「不確定性」あるいは「ファジー的」特徴は，西洋的哲学に見る「１＋１＝２」のような「明確さ」を欠けているため，学習者（弟子たち）に戸惑いや動揺を与える恐れがある反面，弟子たちの主導的思惟の反芻と類推によって，「１＋１≦２」の結果をもたらす可能性も孕んでおり，予想以上の教育効果を得ることも不可能ではない。これはむしろ「東洋哲学」の長所であり，現代社会においても継承して大いに発揚すべき文化的遺産である。

こうして，遠藤隆吉は漢学の「近代化」と「一般の人民」の需要の間の接点を見いだすことができた。「吾人は実に漢学の思想の或者は之を近世的に解釈することに由りて以て一般人の精神的要求を満足し得ることを信じて已まず。」(60)つまり，漢学を近代社会へ応用する可能性があり，それを通して「一般人の精神的要求を満足し得る」こともできるという発見であった。

その具体的な手法を探索するために，遠藤隆吉は『漢学の革命』を著し，「成るべく平易と通俗とを旨とし」，「漢学の思想を普及」しようとした(61)。

例えば，漢学の典籍をテキストとして利用する際，教育者側として教育法の面に気をつけなければならないことは，以下の数点があるという。

①学究的討議，すなわち長くて多義的議論を経ても明確な結論へとなかなか至らない学問的議論を避ける。このような討議は学問的発展には必要不可欠なものとはいえ，「結果」より議論の「過程」がもっとも重要視される傾向があり，一般の学習者の角度から見れば

(57)『漢学の革命』，頁四四。
(58)『漢学の革命』，頁四四。
(59)『漢学の革命』，頁四六。
(60)『漢学の革命』，「序」頁一。
(61)『漢学の革命』，「凡例」頁一。

むしろ敬遠したい「過程」であろう。

②難解な漢文を読み解くには，文法的訓練の外，歴史の知識と出典に関する教養の蓄積が必要なため，漢文典籍の「文章」を理解するだけでも大きな山を乗り越えなければならない。漢文典籍の文章を分かりやすい表現（「平易」）と身近な現象や実例で説明すること（「通俗」）は普及の成敗を左右する要とも言える。漢学の普及（「漢学の革命」の第一段階のもので，その実践者は必ずしも「漢学の革命」を意識・実行している者ばかりではなく，むしろこの段階だけを目標とした者はほとんどだろう）はこの面において日本でも中国でも近代以来多くの人々が実践してきたが，効果はまちまちである。遠藤隆吉の行った実践は量的・質的とも最高レベルのものと言えよう。

③章節など複層的構造は複雑なテーマを論理的に説明するには「論理整然」で有効だが，各テーマの最終結論を理解するには論理面での反芻と整理の工夫が必要で，一般の読者にとっては接しやすいものではない。テーマを一話ごとに分けて順序よく展開していくのは「漢学の普及」にとって「革命的」手法で，読者本位の手法でもある。順序よくテーマごとに論理をうまく展開・発展させていけるかどうかは，執筆者の手腕が問われる課題であろう。

また，学習者側としての漢学の勉強法について，遠藤隆吉も自らの教育実践に基づき，かなり具体的なアドバイスをいくつか提示している。

例えば，「漢学の講義をしやうと思つたならば，成るべく暗誦させることが肝要である。」(62)近代的教育学の視点から見れば，かなり復古的な勉強法と言えるかも知れないが，その理由について遠藤は次の二点を挙げた。第一には，「古書は自然的淘汰を経て今日に存在して居るものであるからして，読み易く又暗誦し易きものである」，つまり，内容の面から言えば漢学の経典などは時代の淘汰を経て精選されたものとして，「学問」としての価値が尊重されるべきであり，第二には，漢籍の多くは「口調が極めて好い」「暗誦出来得れば，口調が好いからして愉快を感じて来る」という勉学の「楽しみ」のような付加価値を持っていることである(63)。科挙制度を官吏選抜の重要手段とした清朝末期までの中国では，儒学の学問を伝承する多くの「私塾」において，暗誦は確かに広く採用された大事な教育法だったが，遠藤隆吉は中華風「私塾」のやり方を踏襲することではなく，第一に，「暗誦と謂ふことは，文章を作る上にも極必要であること」(64)を強調しながら，第二に，「其分量を少なくして暗(そら)に読ませる」ようと，「精読重視」の手法をも提示したのである(65)。「希臘(ギリシャ)や拉典(ラテン)のやうな六ヶ敷(むつかし)いものを一時間に十枚も二十枚も読むといふことは，これは迚も出来難い話しである。……やはり初めから極綿密に之を読まして行く方が宜いのである。即ち一句二句を捉へて十分に之を了解せしめ，殆ど遊ぶ余裕がある位までにして，然る後に他に移るといふと，子供の精神に於ても愉快を感じて来るのである。漢学の講義に就いては自分は特に此点に注意してやうと思ふ。」(66)と自らの実体験を例として教育法を説明し，「其の初めに於ては精密に，残る隈なく恰も硝子を透き通して見るやうに，

(62)『漢学の革命』，頁八〇。
(63)『漢学の革命』，頁八〇。
(64)『漢学の革命』，頁八一。
(65)『漢学の革命』，頁八〇。
(66)『漢学の革命』，頁七七。

極めて徹底するやうに之を読むことが肝要だと思ふ。」(67)と，「綿密」と「精密」がこの「少量精読主義」教育法のかなめであると強調した。

各種の学校での漢学教学法の実態を自らいろいろ見聞した遠藤隆吉は，近代日本の学校での漢学教育の問題点について，第一は，現行の漢文教科書は「多くの人の文章を寄せ集めて来るのであるから格調が違ふ」，「其上内容の聯絡がないからして，何となく精神が雑然として来る」ため，日本の「漢文教科書の不完全なること」であると言わざるを得ないという(68)。その結果，「漢学の教科書は精神を紊乱することと思ふ」(69)。この問題点を克服するために，遠藤隆吉は『硬教育』を執筆し，具体的解決法を示すことになったのである。

その第二は，現行の漢文教科書は「分量主義を採ること」にある(70)。つまり，漢文教科書の編集者たちは漢文学習の「分量」＝漢文の「教養」のような発想から，「漢文教科書は一体の分量が極まつて居つて，一年間に之を講義しなければならぬ」という機械的なやり方を採った関係で，「余り進まぬときには学校に対して具合が悪い」，「又生徒の耳にも入り難いのである」(71)。

こうした問題点に対して，遠藤隆吉は主に以下の3つの改善策を提案した。その第一は，「漢文の教科書を改良する」ことであり，第二には，「教授法としては，成可く進ませず，暗誦せしむる」ことであり，そして第三には，「なるだけ沢山に話をしてやる」ことであるという(72)。これらの改良策は，「教科書」「教授法」の二方面に分けられ，とりわけ第二と第三はいずれも「教授法」にかかわるものである。教授法が改善できれば，「漢文を普通の思想に近づけることが出来ると思ふ。」(73)

いろいろな民族とさまざまな社会に受け入れられやすく，共鳴しやすい世界性を持っていることは，漢学が世界に広がり今日まで強い生命力を持つ理由の一つである。遠藤隆吉は日本人の例を通して孔子思想の世界性を見いだして，「吾々の祖先はみな孔子といへば大聖人であつて，もう日本支那の境はない，世界を併呑して居る，一様に先生と仰ぎ師匠と尊ぶべき所の実に尊い人である」(74)と述べ，また，「論語の如きも自然淘汰を経て今日に至つた書物であるからして，殆ど完全なるものとなつて居り，吾々日本人の祖先が既に数百千年に亘つて之を研究しつゝあつたからして，論語といえばもう子供の時から読むべきものと云ふ様になつて居つて，外国の書物であるとは感ぜられない」(75)と述べた。

しかしそれと同時に，孔子思想の民族性即ち，「中国」という歴史と現実の舞台に誕生・活躍していた事実も忘れてはならない。「孔子が今日の時代に生きて居ると仮定して見よ。即ち支那の流儀の辮髪を垂れて居るであらう。また支那の靴を穿いて居る。また支那人の服も着て居るであらう。……」(76)と，孔子に提唱された思想と文化的外枠はあくまで「中

(67)『漢学の革命』，頁七九。
(68)『漢学の革命』，頁八二－八三。
(69)『漢学の革命』，頁八三。
(70)『漢学の革命』，頁八三。
(71)『漢学の革命』，頁八三。
(72)『漢学の革命』，頁八三－八四。
(73)『漢学の革命』，頁八六。
(74)『漢学の革命』，頁七〇。
(75)『漢学の革命』，頁七二。

華的」なものであり，すべてを借用する必要はないと遠藤隆吉は指摘した。

「支那，日本の社会組織は昔から同じでないのである。日本は万世一系の皇統を戴いて居るし，支那は革命の国である。其上人情風俗が大変違って居る。……故に支那人のいふたことであるからと云ふて，一概に之を日本の土地に持つて来ることは出来ない。よく其状態を測つて之を行はなければならない。支那人のやる所を見ても随分弊害のあることが多いのである。」(77)

「賢人君子が教を立つるにしても其地方に適当な様な教を立つるのである。」(78)

これは主に日中の民族性の違いに着目し，漢学を日本で応用する際，日本人なりの改造を施す必要があるという議論であり，漢学の日本での「現地化」への期待と強調であると言えよう。

四，「漢学の革命」の示唆

岡千仞は清朝中国の外交と対外戦争の失敗の病因を分析したとき，「唯中人不講富強之実政，格致之実学，居今世而行古道，騖虚文而忽実理。其為彼所軽侮，抑有故也（中国人は富強のための実際的な政治や，格致の実学を重視せず，今の世にありながら古の道を行い，形式だけの事柄を努め，実理をゆるがせにしている。彼らがフランス人に軽侮されるのも，そもそも理由のあることなのだ）」(79)と言い，アヘン戦争敗戦後多くの中国知識人が伝統的学問を固守する姿を「居今世而行古道，騖虚文而忽実理」と例え，改革を拒否する姿勢はその最大の病因であると鋭く指摘した。

実際，近代中国では西洋の学問の先進性と有用性に気づき，積極的に西洋の学問から有益な要素を取り入れようとする知識人もいたが，1919 年前後の五・四運動と「新文化運動」までには，圧倒的な影響力と当局者による強力な支援を持つ保守陣営からの攻撃を躱すために，西洋の学問のすぐれたところはいずれも東洋の学問すなわち漢学を源泉とするものであると称し，西洋の学問に漢学の仮面をかぶせて宣伝する手法を採らざるを得なくなったいわゆる「西学東源説」が存在していた。かつて日本の西洋化・近代化を絶賛した黄遵憲でさえ，西洋の学問は実に「墨翟之説」だったと牽強付会に説明したことは好例である。正々堂々と西洋の学問を規範として，ツールとして漢学（中国語では「中学」）を改造して近代社会に適用させる試みは，まさに「離経叛道（儒家の道理・道徳に背く）」のような「大不敬」なことであり，いわゆる「読書人」社会に対する重大な挑戦であり，許されない行為であった。このような社会的環境と文化的雰囲気の影響で，中国における「中学」に対する見直しと改造は，日本より数十年ほど遅れるというタイムラグを生じた。

1898 年，戊戌維新が失敗した後，日本に亡命してきた梁啓超は政治的失意期を迎えたが，知識面では大きな収穫期に恵まれた。彼は日本到着後の当時を振り返って，「広蒐日本書而読之，若行山陰道上，応接不暇，脳質為之改易，思想言論，與前者若出両人（広く日本

(76)『漢学の革命』，頁七一。
(77)『漢学の革命』，頁七四。
(78)『漢学の革命』，頁七五。
(79) 岡千仞『観光紀遊』巻三。日本語訳文は，前掲「岡鹿門『観光紀游』訳注――その四」，94-95 頁。

書を集め読み漁り，まるで山陰地方の道を歩き，景色の変化が応接に暇がないほどのようだ。その為に脳質に変革が生じ，思想と言論は以前とはまるで別人のようになった)」と述べ，日本滞在期の認識と知識面での変貌ぶりを披露した(80)。梁啓超が読んだ「日本書」の中には，日本語に翻訳された「西洋の学問」関連の書籍が大半を占めると思われるが，日本人学者の手によって東西文明の「精華（エッセンス）」を融合して再解釈した「漢学ベース」の近代文明関連の書籍も含まれると考えられる。事実，梁啓超とほぼ同じ時代に日本で活躍していた革命家兼今文経学派（『公羊伝』を通して『春秋』に託された孔子の根本理念（微言大義）を究明する学問をいう）の「最後の大家」とされた章炳麟も重訂本『訄書・訂孔』の冒頭に遠藤隆吉の著書『支那哲学史』を取り上げ，「守旧」的学風への批判姿勢を賞賛した。これは「革命的」中国人儒学者である章炳麟による「漢学の革命」の提唱者である遠藤隆吉に対する認めとご褒美と言えよう。

民間のみではなく，科挙「出身」の清朝政府の高級官僚たちの中にも，近代日本の「政治」「学問」関連の書籍に対して，高く評価した人がいた。

1901 年，地方高官の張之洞と劉坤一は皇帝への上奏文の中に，「縁日本言政言学各書，有自創自纂者，有転訳西国書者，有就西国書重加刪定酌改者，與中国時令，土宜，国勢，民風大率相近。且東文東語通暁較易，文理優長者欲学翻訳東書，半年即成，鑿鑿有拠，如此則既精而且速矣（日本の政治・学問を語る各書籍は，自ら執筆・編集するものがあれば，西洋諸国の書籍を翻訳したものもあり，また西洋諸国の書籍を添削・修正したものもある。中国の時勢，地理，国勢，民俗に大凡近い。且つ日本語は分かりやすく，文系・理系に長ける者ならば半年で理解・翻訳することができ，論理も確かである。誠に正確で速い方法であろう)」と近代日本の出版物が中国の近代化に対して示唆を与えるものが多く，中国で翻訳・出版する必要性を強調した(81)。

これらの動きは，ある程度，遠藤隆吉が提唱した「漢学の革命」を含む近代日本の漢学者たちによる「漢学の近代化」の波が，中国人知識人たちに与えた影響と示唆の表れと見ても差し支えなかろう。

21 世紀の現在，「漢学の革命」は遠藤隆吉によって提唱され，ちょうど 100 年の歳月が経った。伝統的学問としての漢学が時代の進展に従って新しい時代の需要に合わない部分を止揚し，「精華」と見なされる部分をバージョンアップして継承すべきことはすでに今日の社会的常識になってきた。今時の世界情勢を見れば，人類共通の価値観への追求と探索はかなり進んできた状況に見えるが，その反動として，ナショナリズムと自国中心主義の高揚は人類共同知の結集への妨げになる恐れがあることも否定できない。旧来の「学問」に「革命」を起こす発想は，未来社会に生じてくるさまざまな難問に対して，良い示唆を引き続き提供してくれるかも知れない。

＊本論文は，千葉商科大学「2020 年度学術研究助成金」を受けて行った研究成果である。

（2022.1.20 受稿，2022.3.4 受理）

(80)『清議報』第 35 冊，汗浸録，2 頁。
(81)「覆議新政有関翻訳諸奏疏」，張静廬輯注，『中国近代出版史料』二編，中華書局 1957 年，30 頁。

〔抄　録〕

明治初期の日本において，朝野を問わず，「漢学無用論」のような考え方は多くの人々に浸透し，「伝統的学問」としての漢学にとって，危機的局面であった。遠藤隆吉は『漢学の革命』を著し，漢学は古代中国知識人たちの知恵の集約であり，人間の自己修養や社会生活，政治・経済・文化活動など多方面にわたり基本的または根本的な原理・作法などを内包しているため，中国人だけではなく，日本人や世界の人々にも有益性を持つものであると考えていた。彼は，伝統的漢学教育とその応用に関する問題点の指摘と，漢学の思想面での精髄の所在という２つの基軸から，漢学に対する近代的再解釈を中心とする「漢学の革命」の必要性を提唱し，自ら執筆活動と教育実践を行った。「革命的」儒学者である章炳麟ら中国側の知識人たちも遠藤隆吉の関連著述を取り上げ，その「守旧」的学風への批判姿勢を賞賛した。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 91-115

〔論　説〕

NFT（ノンファンジブルトークン）の損失に対する損益通算・雑損控除の適用

―NFT の「生活に通常必要でない資産」該当性―

泉　　絢也

Ⅰ　研究の目的

前稿(1)に引き続き，ノンファンジブルトークン（Non-Fungible Token。以下「NFT」という）の課税関係を考察しつつ，関係法令等の問題点を指摘する。NFT とは，非代替性トークンのことであり，ブロックチェーン上で発行される，トークン自体に固有の値や属性をもたせた代替性のないデジタルトークン（証票）である(2)。ブロックチェーン上のトークンは，通常の場合，一つひとつに個性がなく，同じトークンが多数存在する。これに対して，NFT では，同じものは存在せず，一つひとつのトークンが他のトークンと区別できる個性を付与しうる。この性質を利用して，特定物や特定のデジタル資産を NFT に表章させて，ブロックチェーン上で取引可能なものにできる(3)。両者のつながりは，「表章」，「紐付け」，「裏付け」などの語で表現することができる。

NFT は，通常，裏付けとなる資産の存在しない暗号資産と異なり，トークンによって表章される裏付け資産が存在し，関係当事者はこれも取引の対象としていると解される。そして，今回も，主としてアート（実物絵画と，デジタルコンテンツとりわけデジタル絵画）に紐付けられた NFT を素材として考察を進める。また，実物絵画又はデジタル絵画が NFT に紐付けられており，「NFT に紐付けられた実物絵画の所有権」又は「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」（「NFT に紐付けられたデジタル絵画を一定の方法で利用できる契約上の地位」も含む(4)）のいずれかの権利を表章する NFT を考察の前提とする。NFT それ自体が，暗号資産（資金決済２⑤），前払式支払手段（資金決済３①），又は有価証券（電子記録移転権利等。金商２等）に該当するケースも絶無ではないと解されるが，議論が複雑化するため，このような NFT は考察の対象外とする。

前稿では，営利を目的として継続的に NFT の製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等した「実物絵画と結び付いている NFT」を譲渡した場合は

---

(1)　以下，前稿とは，泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？非課税所得か？」千葉商大論叢 59 巻 3 号掲載予定の論文のことを指す。

(2)　河合健ほか「デジタルマネー・デジタルアセットの法的整理第 3 回　各論 2『ノン・ファンジブル・トークン及びセキュリティトークンに係る法規制』」NBL1161 号 78 頁以（2020），長瀬威志ほか「NFT と法律関係第 1 回　NFT の仕組みと私法上の整理」NBL1202 号 61 頁（2021），天羽健介＝増田雅史編著『NFT の教科書』181 頁〔増田雅史＝古市啓〕（朝日新聞出版 2021）参照。

(3)　河合ほか・前掲注(2)78 頁参照。

「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」という資産を譲渡したことになり，また，「デジタル絵画と結び付いているNFT」を譲渡した場合は「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡したことになり，いずれの場合も，その譲渡による所得は所得税法上の譲渡所得に該当しうるという見解を示した。本稿も基本的にはこのような個人の有するNFTを考察の対象とする。NFTに特有の課税関係を考察する際の着眼点として，①NFTそのもの，②NFTに紐付けられた資産ないし権利，③その紐付けの態様（例えば，コンテンツのデータ等は，オンチェーン又はオフチェーンであるか，HTTP（Hyper Text Transfer Protocol）又はIPFS（Inter Planetary File System）によって管理されているかなど）の3つがあり，どれに着目するかによって見えてくる光景は異なるところ，上記の見解は，基本的には②に着目すべきであることを前提としており，本稿もこれに従う。

譲渡所得該当性が認められるとその先に分かれ道があり，現行法の下では，NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって課税関係が異なりうることも指摘した。すなわち，「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」を有する個人がこれを他人に譲渡した場合において，自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するものであって，その価額が1つ30万円以下であれば，所得税法9条1項9号の適用があり，その譲渡益は非課税となりうる一方，譲渡により損失が出る場合には，同条2項1号により，その損失相当額はないものとされ，損益通算どころか内部通算もできない。

これに対して，「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡した場合の譲渡益については，所得税法9条1項9号の適用はなく，原則どおり課税対象となる代わりに，その譲渡損失については，同条2項1号の適用がなく，その損失相当額がないものとされることはない。所有権の客体は物であり，不動産以外の物を動産といい，物とは有体物をいい（民85，86②，206），かつ動産は有体物に限定されるという理解を前提とするならば，有体物ではないデジタル絵画に対しては所有権を観念できない。NFT，デジタル絵画，これを利用する権利のどれをとっても，有体物ではなく，動産に該当しない。「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」は，所得税法9条1項9号の資産に該当すると解しうるものの，同法施行令25条の生活に通常必要な動産ではないことが明らかであるため，同号の適用はない。それでは，この譲渡損失の取扱いがどうなるかというと，その譲渡損失については，NFTが所得税法施行令178条1項の「生活に通常必要でない資産」に該当するものとして，内部通算はできるものの損益通算が制限されると

(4)　参考として，井上乾介ほか「NFTと法律関係第3回　NFTの著作権法」NBL1207号98頁（2021）における次の見解を参照。

デジタルコンテンツを表章するNFTであるコンテンツNFTの保有を「コンテンツNFTを構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」とした場合，コンテンツNFTの譲渡の法的構成として，次の2つがある。第1に，より素朴な構成として「譲渡人がコンテンツNFTを構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位を譲受人に譲渡する行為」（契約上の地位の譲渡）と構成する。第2に，コンテンツNFTを保有することをデジタルコンテンツの利用許諾の条件とし，コンテンツNFTの譲渡によりコンテンツNFTの保有を失った時点で譲渡人との利用許諾契約が自動的に終了し，コンテンツNFTの保有を獲得した時点で譲受人との利用許諾契約が自動的に発生すると構成する。民法や著作権法は，第1の構成につき著作権者の承諾（著作63②）を要求する以外には特段のルールを示しておらず，いずれの法的構成を採用するかは，関係当事者の合意による。

いう見解も示した。「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」に係る損失については，さらに奥地へと道が続くことになる。本稿では，個人の保有する NFT が「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かという点を中心に考察を進める。

具体的には，実物絵画を NFT に紐付けた場合においては，基本的には，その１つの価額が 30 万円を超えるか否かという形式的な金額基準により，損益通算と雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される一方，デジタル絵画を NFT に紐付けた場合においては，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという，主たる所有目的により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断されるという見解を示す。その上で，両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは，所得税法施行令 25 条において同法９条１項９号の適用対象資産を動産に限定していることが影響していることを指摘するとともに，このような構造を採用することへの疑問を提起する。

Ⅱ　現行制度の概要

所得税法施行令 25 条は，同法９条１項９号に規定する政令で定める資産について，「生活に通常必要な動産」のうち，１個又は１組の価額が 30 万円を超える貴金属等又は美術工芸品等以外のものとしている。かかる同法施行令 25 条による動産限定の影響は，「生活に通常必要な動産」の取扱いのほか，「生活に通常必要でない資産」に係る損失の取扱いにも影響を及ぼしている。「生活に通常必要な動産」を要件に取り込んでいる規定群（以下，「『生活に通常必要な動産』グループ」という）と「生活に通常必要でない資産」を要件に取り込んでいる規定群（以下，「『生活に通常必要でない資産』グループ」という）に分けてその取扱いの概要をまとめると次のようになる。

グループ	各動産又は資産の課税上の取扱い
「生活に通常必要な動産」グループ（30 万円超の貴金属等及び美術工芸品等を除く）	・　譲渡益は非課税である（所得税９①九）。 ・　譲渡損失はないものとされる（所得税９②一）。 ・　災害，盗難又は横領による損失については，雑損控除の適用がある（所得税 72 ①）。
「生活に通常必要でない資産」グループ	・　譲渡益は，非課税規定（所得税９①九）の適用がないため，原則どおり課税される。 ・　譲渡損失は，内部通算は可能であるが損益通算はできない（所得税 69 ②）。 ・　災害，盗難又は横領による損失については，雑損控除の適用はないが（所得税 72 ①），損失を受けた年分又は翌年分の譲渡所得の金額から控除される（所得税 62 ①）。

「生活に通常必要な動産」グループを巡る NFT の課税関係については前稿で考察を行ったため，以下では，「生活に通常必要でない資産」グループを巡る NFT の課税関係を考察する。

１「生活に通常必要でない資産」の災害等による損失

災害，盗難又は横領により，「生活に通常必要でない資産」について受けた損失の金額（保険金，損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く）は，

その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなされる（所得税 62 ①）。「生活に通常必要でない資産」に係る災害等による損失は，後述の雑損控除の適用はないものの，その年又は翌年に譲渡所得がある限りにおいて，各年分の譲渡所得から控除されるということである。

2　損益通算

「生活に通常必要でない資産」に係る損失については，他の所得との損益通算が制限されている。所得税は，納税者の各暦年に生じた所得を 10 種類の所得に区分して把握し，さらに，これを総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額に区分（一定の所得については，申告分離課税とされる）した上で，最終的にはこれを総合した上で租税負担をさせようとしている。この場合，ある所得に損失が生じたときは，これを他の所得から控除して課税対象となるべき所得の金額を確定させるのが，適正な租税負担の考え方に合致する。反面，所得の性質から見て，他の所得から控除するのが適当ではない損失もある。所得税法 69 条は，不動産所得の金額，事業所得の金額，山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額の他のそれぞれの所得の金額からの控除につき，その控除の順序を明らかにするとともに，「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額等については，他の所得からの控除につき一定の制限があること等を明らかにしている。この場合，ある所得の損失を他の所得から控除することを損益通算という[(5)]。

すなわち，総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において，不動産所得の金額，事業所得の金額，山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは，一定の順序により，他の各種所得の金額から控除される（所得税 69 ①）。この場合において，上記損失の金額のうちに所得税法 62 条 1 項に規定する「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは，当該損失の金額のうち競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除するものとし，これ以外の損失及び当該控除をしてもなお控除しきれないものについては生じなかったものとみなされる（所得税 69 ②，所得税令 202）[(6)]。

3　雑損控除

個人又はその者と生計を一にする配偶者その他の一定の親族でその年の総所得金額等が 48 万円以下である者が有する資産について，災害，盗難又は横領による損失が生じた場合（その災害等に関連してその居住者が一定のやむをえない支出をした場合を含む）には，その年における当該損失の金額のうち一定の金額を，その居住者のその年分の総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除することができる（所得税 72）。この雑損控除の対象となる資産からは，所得税法 62 条 1 項の「生活に通常必要でない資産」及び同法 70 条 3 項の棚卸資産や事業用資産等が除かれている。

---

(5)　武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』4522 頁（第一法規加除式）参照。

(6)　対象となる損失の性質は，譲渡による損失がほとんどと思われるが，文言上はこれに限られないという指摘として，岡村忠生『所得税法講義』58 頁（成文堂 2007）参照。

4 「生活に通常必要でない資産」の取扱い

所得税法 62 条 1 項の「生活に通常必要でない資産」とは何か。この点については，同項の委任を受けた同法施行令 178 条 1 項が次のとおり定めている。

> 所得税法 178 条 1 項（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）
> 法第 62 条第 1 項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは，次に掲げる資産とする。
> 一　競走馬（その規模，収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
> 二　通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）
> 三　生活の用に供する動産で第 25 条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの

NFT の課税関係を議論する上では，①射こう的行為の手段となる「動産」（1 号）(7)，②自己及び自己と生計を一にする親族が主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する「資産」（2 号），③生活の用に供する「動産」で所得税法施行令 25 条の規定に該当しないもの（3 号）が，「生活に通常必要でない資産」に該当するということをまず確認する必要がある。特に，各号が「動産」と「資産」のいずれを対象としているのか，という視点をもつべきである。

Ⅲ　規定の沿革・趣旨等

1　昭和 36 年度改正

損益通算の規定は昭和 22 年の改正で設けられた。その後，昭和 36 年の改正で，所得税法 9 条の 3 第 1 項に「（主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。）」という括弧書が挿入された(8)。これを受けて，同法施行規則 7 条の 18 に，次のとおり，損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽

(7)　参考として，京都地裁平成 8 年 1 月 19 日判決（行集 47 巻 11・12 号 1125 頁）は，射こう的行為の手段となる動産に該当するかどうかは，「生活に通常必要でない資産」であるかどうかに照らして判断すべきものであるが，この見地からすると，射こう的行為の手段となる動産とは，専ら射こう的行為の手段となる動産であることが必要であり，そして，射こう的行為の手段となる動産に該当するかどうかの判断に当たっては，対象となる資産の性質，その資産を保有するに至った目的及びその保有・使用状況等を総合的に考慮すべきものと解するのが相当であると判示し，保有するに至った目的を考慮要素に入れているが，所有目的を問う所得税法施行令 178 条 1 項 2 号とは若干ニュアンスが異なるものである。

(8)　なお，「主として個人の趣味又は娯楽のための行為から生じた損失」について，他の所得と損益通算を認めない制度は，雑所得に限って適用されるものではなかったが，「個人の趣味又は娯楽のための行為」から生ずる所得（例えば，趣味で保有する競走馬の賞金や趣味で栽培・飼育している鑑賞用の植物・動物の売却益など）は，通常，雑所得に分類されることが多かったので，実際には，雑所得の計算上生じた損失につき損益通算を認めないという点で実効性を発揮したといわれている。岩﨑政明「雑所得の分類基準と損益通算排除の意義」税務事例研究 7 号 36 頁（1990）参照。

のための行為による所得に関する規定が設けられた。その3号では生活に通常必要でない「動産」が挙げられている。

> 昭和36年所得税法施行規則7条の18（損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽のための行為）
> 法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得は，左の各号に掲げる行為で個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものによる所得（当該各号に規定する資産の譲渡による所得を含む。）とする。ただし，その者が当該以外の所得によつてその生計を維持することができるものと認められる場合に限る。
> 一　競走馬その他射こう的行為の手段となる動産の所有
> 二　鑑賞用の植物又は動物の栽培又は飼育
> 三　第4条各号に掲げる物品その他生活に通常必要でない動産（前2号に規定する資産を除く。）の所有
>
> 〔下線筆者〕

この改正の趣旨については，次のように説明されている(9)。

「所得税法では，原則としてすべての所得を総合して累進税率を適用する一方，個別の所得の計算上生じた損失は他の所得から控除するいわゆる損益通算の制度をとつている。しかし，一時所得の計算上の損失，例えば競馬の馬券が損失とかその他のとばく的行為による損失等については，通常個人の趣味又は娯楽による消費という所得の処分に過ぎない等の見地から他の所得との通算を認めないこととしている。

ところで，一時所得計算上の損失に属さない継続的な行為に基づく損失のうちにも，例えば競走馬の所有者の損失のように本来趣味ないし娯楽と認められる行為から生じた損失があり，その損失が，現在雑所得等の計算上の損失として損益通算により，その者の本来の職業から生じた所得から大きく控除している事例が一部に見受けられる。

しかし，このような行為による損失もその性格をみれば，すでに述べたとおり趣味又は娯楽による消費という所得の処分という面が強いことは変わりがなく，その損失を他の所得から控除するのは不合理であると思われるので，今回このような趣味又は娯楽のための行為から生じた損失については，他の所得との通算を行わないこととすることとなつた。〔下線筆者〕」

ここでは，趣味又は娯楽のための行為から生じた損失については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除するのは不合理であるため，損益通算を行わないという考え方が示されている。所得税法施行規則7条の18は，基本的には，「個人の趣味又は娯楽のための行為」による所得を定めているものであるが，その3号に「生活に通常必要でない動産…の所有」の定めがあることを考慮すると，「個人の趣味又は娯楽のため」という観点と「生活に通常必要でない」という観点が相互に相

(9)　掃部実「所得税法等の一部改正について」『改正税法総解』99頁（大蔵財務協会1961）。

反するものではなく，重なり合う場合があることを前提としているといえよう。生活に通常必要でない「資産」に係る損失が損益通算の対象外となることが所得税法本法に明記されるのは翌年の改正であるところ，このような前提の存在はこの翌年の改正からも窺い知ることができる。

当時の所得税法施行規則4条は，次のとおり，譲渡益を非課税とする同法6条5号の対象となる「生活に通常必要な家具，什器，衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの」とは，生活に用いられる動産で1つの価額が5万円を超える貴金属等又は美術工芸品等以外のものとしている。

> 昭和36年所得税法施行規則4条
> 法第6条第5号に規定する命令で定める資産は，生活に用いられる動産で左の各号に掲げるもの（1箇又は1組の価額が5万円をこえるものに限る。）以外のものとする。
> 一　貴石，半貴石，貴金属，真珠及びこれらの製品，べっ甲製品，さんご製品，こはく製品，象げ製品並びに七宝製品
> 二　書画，骨董及び美術工芸品

所得税法施行規則7条の18は，同規則4条のうち1号及び2号を引用するのみで柱書の括弧書の5万円超という金額基準については引用していない。同規則7条の18は，5万円以下の貴金属等や美術工芸品等であっても，個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものについては，同法6条5号の生活に通常必要な資産には該当しないと整理していたのであろうか。やや判然としない。そして，かような状況はこの翌年の改正においても同様である。

いずれにせよ，所得税法施行規則7条の18は，貴金属等や美術工芸品等であっても，個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものの所有による所得（その譲渡による所得を含む）に対して，明確に，損益通算の制限を設けている。

2　昭和37年度改正

(1) 損益通算

昭和37年の改正において，損益通算について定める所得税法9条の3第1項括弧書（「主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。」）」のうち「又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる」という部分が「若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る」と改められたことに伴い，同法施行規則7条の18は，条文番号が7条の19に変更されるとともに，その見出しや内容が次のとおり，改められた。

> 昭和37年所得税法施行規則7条の19（損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽のための行為等）
> 法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものは，主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供とし，同項に規定する生活に通常必要でない資産として命令で定めるものは，左の各号に掲げる資産その

他の資産で主として個人の趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものとする。
一　競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
二　第 4 条各号に掲げる物品その他鑑賞の目的となる資産
三　通常自己の居住の用に供しない資産

この改正については，前年の改正において，趣味又は娯楽の行為に基づく損失は，それが所得計算上生じた損失であっても，他の所得との損益通算を認められないこととなったが，今回さらに「生活に通常必要でない資産」に関する所得の計算上生じた損失も他の所得との損益通算は認められないこととされ，例えば，その譲渡損失と他の譲渡益とを譲渡所得の計算上通算するように同種の所得内での通算は新たに創設された所得税法 10 条 3 項（後述）によりできることとされた，という説明がなされている(10)。同法施行規則 7 条の 19 のうち，主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供という部分について，「昨年の改正で損益通算の対象外とされた趣味，娯楽のための行為に係る損失は，生活に通常必要でない資産に係る損失と重複するものがあるので，その関係の整備として」定められたものであるという(11)。

かように，所得税法 9 条の 3 は，損益通算が認められる損失から「主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失」を除外し，これを受けて同法施行規則 7 条の 19 は，①主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為(12)に係る所得の損失に関する定めと，②「生活に通常必要でない資産」に係る損失に関する定めの両方を規定している。

ここでは，損益通算の対象とされない「生活に通常必要でない資産」について，所得税法施行規則 7 条の 19 第 2 号は「第 4 条各号に掲げる物品」（貴金属等と美術工芸品等）として，資産の種類・性質という観点から限定的に定める一方で，同条柱書において 1 号～3 号に掲げる資産「その他の資産」として射程を広くとりつつ，資産の所有目的という観点から，「主として個人の趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」という限定をかけている（2 号の「鑑賞の目的となる資産」という定め方とは少し異なることや「鑑賞の目的となる資産」にもさらに所有目的による限定がかけられていることに注意）。「生活に通常必要でない資産」該当性を「主として個人の趣味，娯楽又は保養の用に供する」という所有目的で判断しているのである。この限定部分は，2 号の「第 4 条各号に掲げる物品」に対しても適用がある。第 4 条各号に掲げられている貴金属等及び美術工芸品等については，「主として個人の趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」とそうでないものの両方がありうることを前提としていることがわかる。

また，改正前の所得税法施行規則 7 条 18 第 3 号は，「第 4 条各号に掲げる物品その他生活に通常必要でない動産（前 2 号に規定する資産を除く。）の所有」として動産に限定し

(10) 米山釣一「所得税法の改正について―減税及び所得計算の整備等―」税弘 10 巻 6 号 30 頁（1962）参照。
(11) 渡部周治「所得税法の一部改正について」財経詳報 433 号 8 頁（1962）。
(12) 投資による損失と家事消費との区別が困難であるので，個人の趣味又は娯楽のための行為という用語を用いたと説明する見解として，水野忠恒「損益通算制度」日税研論集 47 号 23 頁（2001），同『大系租税法〔第 3 版〕』337 頁（中央経済社 2021）参照。

ていたが，改正後の同規則7条の19第2号は「第4条各号に掲げる物品その他鑑賞の目的となる資産」として動産に限定せずに広く資産としている点が注目される。もっとも，この改正の趣旨は必ずしも明らかではない。

(2) 雑損控除等

昭和36年12月付け政府税制調査会答申別冊「答申の審議の内容と経過の説明」では，「雑損控除については，その制度の趣旨に従い，おおむね現行の制度を維持するものとし，次のように措置することが適当である」とされ，具体的な措置の1つに「雑損控除の対象となる資産の範囲は，通常生活に必要であると認められる資産に限るものとし，貴石，書画・骨とう，競走馬等のようにその損失が直ちに担税力を減殺しないと認められる資産は除外すること」が挙げられた(13)。

かくして昭和37年の税制改正で上記の「生活に通常必要でない資産」に関する規定が雑損控除等にも挿入されることになった。雑損控除について定める所得税法11条の4が改正され，雑損控除の対象となる資産について，事業に関する損益は事業の所得計算に統合することが適当であるとして事業用の固定資産が除外されるとともに，「生活に通常必要でない資産」も除外されることとなった。同規定は，居住者が，震災，風水害，火災その他命令で定める災害，盗難又は横領により，「資産（商品，原材料，製品，半製品，仕掛品，事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして命令で定めるもの及び第9条の3第1項に規定する生活に通常必要でない資産を除く。以下本条において同じ。）」について損失を受けた場合に一定の金額を総所得金額等から控除することを定めている。

「生活に通常必要でない資産」を雑損控除の対象外とした理由について，次のように説明されている(14)。

「従来，貴石，書画，骨とう，別荘等の生活に通常必要でない資産について災害又は盗難により損害を受けた場合には，雑損控除の対象として課税所得から控除し，また，これらの資産の譲渡による損失等は他の所得の通算が認められていた。

しかし，これら生活に通常必要でない資産の災害等による損失を雑損控除の対象として控除することは，雑損控除額に医療費控除のような最高限度額が設けられていないことと相まつて高額の資産所有者に甘い取扱となるおそれがあり，災害等による異常な損失によつて低下した担税力に即応した公平な課税を実現しようとする雑損控除制度本来の趣旨に反すると認められる。また，生活に通常必要でない資産の譲渡損失等につき給与所得等の他の所得との通算を認めることについても，これらの資産の所有自体いわば個人の趣味，

(13) 同答申別冊553頁。

(14) 渡部・前掲注(11)8頁。柿谷昭男「所得税制の整備に関する改正について」税通17巻6号51頁（1962）も同旨。また，柿谷・同解説52頁は，雑損失が生じた場合の損失額の評価について，「今回の政正において，雑損控除の対象となる損失が生じた場合の雑損控除の対象となる資産の損失の金額は，その損失が生じた日におけるその資産の価額を基礎として計算することが明らかにされた。従来は，雑損失額の評価基準は，法令上明らかにされておらず，ただ実務上の取扱いにおいて雑損控除の場合には損害を受けた資産の時価によることとしていたが，今回，雑損控除の対象となる資産が生活用資産等に限られることになつたことから，担税力の減殺の度合も大きく，早急な回復を必要とすることを勘案して従来の取扱いどおり時価によることとされた」と解説している。

娯楽等のための所得の処分であり，その譲渡損失等は趣味娯楽等の清算の結果生じた損失等と考えられるところから，その損失をその者の本来の職業等から生じた所得と通算することは適当でないと認められる。

以上の趣旨に則り，災害，盗難又は横領により生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額…は，雑損控除の対象から除外して譲渡所得計算上の損失とみなすとともに，譲渡所得等の計算上生じた損失で生活に通常必要でない資産に係る損失は損益通算の対象外とすることに改められた（損益通算の対象から除外されるものであるから，譲渡所得等の同一所得分類内での他の所得からの控除は認められる。）〔下線筆者〕」

この点について，次のとおり，解説するものもある(15)。

「雑損控除は本来納税者の所有する住宅，家財等が災害により異常な損失を蒙つた場合，その現状回復のため，相当の出費を要することに伴い，多分に担税力が減殺されることに着目して設けられた制度」であり，「このような趣旨からすれば，通常生活に必要でない資産の損失まで無制限に雑損控除の対象としている現行制度は適当でない」という(16)。あるいは，「生活に通常必要でない資産」について，「その担税力の減殺度が低く，特に雑損控除として課税上考慮する必要を認めない…例えば，別荘や娯楽用のヨット等は，これに当たるといえ，これらは，災害によって損失を受けたとしても，その所有者の状況等から担税力に影響はないものと認められるので，雑損控除の対象から除外されたものである」

また，同じく昭和37年の改正において，所得税法10条3項に，次のとおり，現行所得税法62条の前身となる規定が加えられた。

> 所得税法10条3項
> 前条第6項に規定する災害又は盗難若しくは横領により第9条の第3第1項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金，損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）は，命令の定めるところにより，当該損失の生じた年分及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす。

この改正の趣旨については，「今回の改正において，生活に通常必要でない資産の損失は，雑損控除制度本来の趣旨からみて雑損控除の対象とすることは適当でないのでその対象から除かれたことはすでに述べたとおりである。しかし，この生活に通常必要でない資産の損失の金額を全然考慮しないことは，これらの資産を譲渡した場合の損失を譲渡所得計算上の損失として処理していることとのバランスを失するので，災害等による損失も譲渡所得計算上の損失とみなす一方，この種の資産の損失は，譲渡による損失も含めて他の所得との損益通算を認めないこと」となった(17)，あるいは「災害等により生活に通常必要でない資産について生じた損失は，今後雑損控除の対象とはならないが，全く救済措置がなくなるのは酷であるので，これを譲渡所得の計算上控除すること」となったと説明されている(18)。

(15) 米山・前掲注(10)29頁。
(16) 後藤正「所得税法の一部改正について」『改正税法総解』53頁（大蔵財務協会1962）参照。
(17) 柿谷・前掲注(14)52頁。柿谷昭男「所得税法答案演習―生活に必要でない資産の損失の取扱について―」税経セミナー9巻5号157頁（1964）も同旨。

これらの災害等の損失に関する改正については，「従来のように高額の資産所有者にも無制限に大きな損害額の控除を認めることは，制度本来の趣旨から適当と思われないという考慮によるものと思われる」という見解も示されている(19)。

「生活に通常必要でない資産」について生じた災害等による損失は，原則的な雑損控除の対象から除外され，損失の年度及びその翌年度の譲渡所得の金額から控除が認められるにすぎない(20)。かかる損失については，生活用資産に係るものほど考慮する必要がない，いい換えれば，納税者の担税力への影響が小さいものの(21)，さりとて全く考慮しないのも酷であるから譲渡所得の金額から控除されることになったということである。

なお，上記規定のうち，「当該損失の生じた年分及びその翌年分の」譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなすという部分については，「大きな災害に遭遇した場合や年末近くの災害の際には，その事後処理としての資産の処分が災害の発生した年に行なわれず，翌年に至つてかなりの額の譲渡所得が発生する場合も予想される等当年のみで損失を打切ることは酷な場合もあること」を考慮したものである(22)。

3　昭和 40 年度全文改正以後

上記のとおり，昭和 37 年の改正により，「生活に通常必要でない資産」グループに係る一連の規定が整備され，現在まで続く「生活に通常必要でない資産」を起点とした統一的な枠

---

(18) 米山・前掲注(10)30 頁。泉美之松『所得税法の読み方―所得税法の基礎―〔増補版〕』291 頁（東京教育情報センター1985）も同旨。所得税法 62 条 1 項の趣旨について，いわば客観的に見れば奢侈品に当たる動産や不動産であっても，被災した納税者が手持ちの他の資産を譲渡して得た資金で損害を被った資産の再取得等を行うことがありうることから，そのような場合に損害を被った納税者の担税力の減少を考慮して租税負担の軽減を行うこととしたものと説明するものとして，佐藤英明「法律相談部の憂鬱」同編著『租税法演習ノート―租税法を楽しむ 21 問―〔第 4 版〕』42 頁（弘文堂 2021）参照。

(19) 岡崎一郎「所得税法の一部改正について」財政経済弘報 928 号 3 頁（1962）。雑損控除に関して，金子宏「序論・所得税における損失の取扱い」日税研論集 47 号 3 頁（2001）は，次のとおり論じている。

「実現した損失のうち，工場の火災による滅失や機械・設備の災害による損壊等，事業用資産の損失が控除されるべきことは，異論の余地のないところであろう。しかし，非事業用資産の損失について，そのすべての控除を認めることに対しては，強い反論が予想される。たとえば時価数億円もするピカソの絵が火災によって焼失する，あるいは時価数十億円の貴金属を盗難によって失った場合に，その控除を認めることに合理的な理由があるであろうか。この問題に，実定制度は，一定の原因に基づき通常生活に必要な資産について生じた損失について雑損控除を認めることによって対応している。雑損控除の認められるべき資産の範囲や損失の原因については，吟味が必要であるとしても，この取扱いは，おそらく合理的な制度として一般的支持を受けるものと考える。」

また，所得税法施行令 178 条 1 項 3 号の動産が雑損控除の対象外とされたのは，これらはいわゆる贅沢品であり，災害等により滅失したとしても直ちにこれらと同等の価値を有する代替品を購入する必要もないから，担税力という観点からの配慮を要しないとの趣旨であるという見解として，田川博「判批」税通 52 巻 5 号 276 頁（1997）も参照。

(20)「生活に通常必要でない資産」の災害，盗難，横領以外の事由（例えば，譲渡，賃貸等）により生じた所得計算上の損失及び主として個人の趣味又は娯楽のための行為により生じた所得計算上の損失は，その年のその損失に係る所得以外の他の所得との損益通算は認められないし，翌年の同種の所得から控除できないと説明するものとして，柿谷・前掲注(14)53 頁参照。

(21) 岡村・前掲注(6)58 頁参照。

(22) 柿谷・前掲注(14)53 頁。

組みが作られた。その後，昭和40年の所得税法の全文改正において，次のとおり整備された。

① 所得税法62条1項：災害等による損失を譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす対象を「生活に通常必要でない資産として政令で定めるもの」とする定め

② 所得税法69条2項：主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為及び「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の損益通算を制限する定め

③ 所得税法72条：「生活に通常必要でない資産」を雑損控除の対象から除外する定め

以下，上記①及び②について補足する。

(1) 所得税法62条1項と同法施行令178条1項

上記①について，「生活に通常必要でない資産」に係る政令委任の規定について，改正前は，損益通算に係る所得税法9条の3第1項に定められていたが，改正後は「生活に通常必要でない資産」の災害等による損失に係る所得税法62条1項に定められたことになる。同項から委任を受けた同法施行令178条は，「生活に通常必要でない資産」について，次のとおり定めている。

> 昭和40年所得税法施行令178条（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）
>
> 法第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは，次に掲げる資産とする。
>
> 一　競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
>
> 二　通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
>
> 三　生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの

所得税法62条1項柱書は生活に通常必要でない「資産」となっているが，同法施行令178条各号を見ると動産又は不動産になっている。改正前の所得税法施行規則7条の19第2号の「その他鑑賞の目的となる資産」が動産や不動産以外の資産として，しかも鑑賞の目的となるものとしてどのようなものを想定していたのか，必ずしも明らかではない（少なくとも本稿で着目しているようなデジタル資産を想定した定めではないであろう）[23]。いずれにしても，昭和40年度改正により，「生活に通常必要でない資産」は，動産又は不動産に限定されたことになるものの，その理由は必ずしも明らかではない。

その後，平成26年度改正においては，所得税法施行令178条1項2号の「不動産」の部分が「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改められた。すなわち，同号は「通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的

(23) 単純に昭和36年所得税法施行規則7条の18第2号の「鑑賞用の植物又は動物」を念頭に置いていたのであろうか。

で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」と改正された。昭和 40 年度改正前においてその他鑑賞の目的となる「資産」としていた点に関する限り，改正前の状態に戻されたと表現することもできるが，改正後は，「趣味，娯楽，保養の目的で所有する資産」として対象範囲がより広くなったことになる。

この改正の趣旨について，立案担当者は次のように説明している。

「生活に通常必要でない資産（不動産・動産）については，その譲渡益は課税対象となりますが，譲渡損失は趣味・娯楽のための行為により生じたものであり，その性質が所得の処分と類似の性格を持つことから，経常的な所得からの控除については制限を設けるべきであるといった理由から，他の所得との損益通算は出来ないこととなっています。また，生活用動産については譲渡益は非課税，譲渡損失はその反射的効果により生じなかったものとされ他の所得との損益通算ができません。他方，類似の性質を有するゴルフ会員権やリゾート会員権等は権利であり，不動産や動産のいずれにも該当しないことから，これらの生活に通常必要でない資産（不動産・動産）や生活用動産のいずれにも該当せず，譲渡により生じた損失について他の各種所得の金額との損益通算が可能となっていました。このような不均衡を適正化する観点から，…生活に通常必要でない資産の範囲に，主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を追加することとされました（所令 178 ①二）。この改正により，ゴルフ会員権やリゾート会員権等は，原則として生活に通常必要でない資産として位置付けられ，その譲渡により生じた損失の各種所得との損益通算及び災害等により生じた損失の雑損控除の対象外となります。〔下線筆者〕」

また，この改正により，「生活に通常必要でない資産」の範囲に，主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産（ゴルフ会員権等）が加えられた理由について，これらの資産は，平均的な納税者から見て贅沢な資産であるから，その譲渡による損失につき他の資産の譲渡益との通算を認めることは理に合わないということによるという理解も示されている[24]。

少なくとも現行所得税法施行令 178 条 1 項においては，動産，不動産，権利を含む広い意味での「資産」という語が意識的に使われていることは明らかである。そして，2 号の括弧書が広く資産とされたことから，1 号や 3 号に定める動産と重複する可能性が生じたために，2 号の末尾に「（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」という括弧書が挿入され，交通整理が図られたのであろう。

(2) 所得税法 69 条 2 項

上記②について，昭和 43 年の改正で雑所得の計算上生じた損失の金額について損益通算を認めないこととなった。この改正は，当時，国税庁が国会議員の政治献金を雑所得に係る収入と解する見解を明らかにしたことに伴い，多くの議員から，政治活動費の超過による雑所得の損失を歳費との間で通算し，歳費に係る源泉所得税の還付請求が行われたことに対して，マスコミ・世論からの批判が高まったことを契機として行われたものである[25]。その趣旨については，次のように説明されている[26]。

(24) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』285-286 頁（弘文堂 2021）参照。

「雑所得の計算上生じた損失の金額について他の所得との通算を認める従来の制度については，もともと雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類であり種々の態様のものを含んでいるものの，全体としてみた場合は必要経費がほとんどかからないか，かかっても収入を上回ることのないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく，また，その他の所得である程度支出を伴うものにつきましても，その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって，これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられるのであります。

そこで，この改正を機会に，これを改め，雑所得の計算上生じた損失の金額につきましては，他の所得との損益通算はできないこととし（法69条1項並びに令198条及び199条），昭和43年分の所得税から実施することになつた（改正法附則第2条）。」

上記説明の中では，雑所得の必要経費とされるものは家事関連費的な支出が多いこと及び必要経費が収入を上回る場合はあまり考えられず，損益通算を存置する実益が少ないことという，雑所得について損益通算を排除する一般的な根拠が示されている(27)。

この改正の際，所得税法69条2項の「主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為」という文言が削除されている。

4　小括

「生活に通常必要でない資産」に係る損失について，損益通算や雑損控除の適用を制限する趣旨はおおむね次のようにまとめることができよう(28)。

・「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは，趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除（損益通算）するのは不合理であること
・「生活に通常必要でない資産」に係る損失は担税力の減殺度合が小さく，雑損控除として課税上考慮する必要は認められないこと

Ⅳ「生活に通常必要でない資産」を巡る論点

1「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」の関係

生活の用に供する資産について，「生活に通常必要な動産」グループでは，「生活に通常必要な動産」に該当することが，譲渡益を非課税とし，譲渡損失をないものとすることの重要な要件となっている。「生活に通常必要でない資産」グループは，譲渡益については原則どおり課税し，損失については控除を制限するものである。注意すべきは，この場合

(25) 岩﨑・前掲注(8)36頁参照。
(26) 掃部実「所得税法の改正」26頁『昭和43年　改正税法のすべて』（国税庁1968）。
(27) 岩﨑・前掲注(8)36頁参照。これに対しては，雑所得に係る家事関連費でない費用に損益通算を適用しないことをも正当化する合理的な根拠とはならないし，雑所得においては必要経費が収入を上回る場合が考えられないのであれば，わざわざ損益通算を排除するまでもないという批判とともに，この改正によって，もっぱら政治献金に係る節税を封ずるだけのために，総合所得課税制度を歪めるという，かえって大きな代償を払ったことになるという指摘がなされている。岩﨑・同論稿36頁参照。

の「生活に通常必要でない資産」は，厳密には，生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているわけではないことである。「生活に通常必要でない資産」は所得税法施行令 178 条 1 項各号の資産に該当するか否かで判断されるのであり，「生活に通常必要でない」という文言そのものに該当するか否かで判断されるのではない。そして，同項 3 号が同令 25 条とつながっていることを考慮しても，「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」は，厳密にはコインの裏表のような関係になっていない。

もっとも，法律と政令を一体的に捉えた場合に，両グループにおける動産と資産という用語の相違には注意すべきであるものの，表裏一体の制度として整合的に解釈されるべきであるという価値判断を解釈論及び立法論の場面で働かせることも十分考えられる。現在では所得税法 62 条 1 項を受けた同法施行令 178 条 1 項 3 号が同法 9 条 1 項 9 号を受けた同法施行令 25 条を引用して「生活に通常必要」という同じ基準を用いているから，これらの規定は統一的に解されることが文理上も必要であるという見解は一定の説得力を有する[(29)]。

「生活に通常必要でない資産」かどうかは，「生活に通常必要でない」という文言そのものよりも，所得税法施行令 178 条 1 項各号のいずれかに該当するかで判断されるべきであるという見解はそれなりに理由がある一方，政令の規定は，委任元である法律のその委任の趣旨に基づいて解釈されるべきであり，かつ，定められるべきであるという見地から上

---

(28) 主として個人の趣味又は娯楽に係る所得の計算上生じた損失（趣味娯楽に係る所得の損益通算）に関して，柿谷昭男「所得税法関係の改正について」税弘 12 巻 6 号 27-28 頁（1964）は，所得税法は総合課税をすることを本則とし，個別所得の計算上生じた損失は，原則として他の所得から控除する損益通算の制度を採用しているが，主として個人の趣味又は娯楽に係る所得の計算上生じた損失については，他の所得から控除を認めないこととしているとした上で，これは，①射こう的行為に不当な利益を与えないようにすること，②その損失は，所得の処分にすぎないこと，③その利益の捕捉が困難で，損益通算を認めれば，損失のみを容認する結果となるおそれがあること等からきているものと思われる，という見解を示している。「生活に通常必要でない資産」の譲渡等による損失は，その家事費的性格から，損益通算の対象となる損失の計算において考慮されないという見解として，清永敬次『税法〔新装版〕』112 頁（ミネルヴァ書房 2013）参照。谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕』364 頁（弘文堂 2021），水野・前掲注(12)『大系租税法〔第 3 版〕』337 頁も参照。

会社役員が購入し，ホテル経営会社に貸し付けていたコンドミニアム形式のリゾートホテルの一室について，通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として保養の用に供する目的で所有するものと認められるため，所得税法施行令 178 条 1 項 2 号の生活に通常必要でない不動産に該当すると判断した東京地裁平成 10 年 2 月 24 日判決（判タ 1004 号 142 頁）は，「生活に通常必要でない資産に係る支出ないし負担は，個人の消費生活上の支出ないし負担としての性格が強く，このような支出ないし負担の結果生じた損失の金額について，損益通算を認めて担税力の減殺要素として取り扱うことは適当でないとの考え方に基づくものと解される」と判示している。

雑損控除に関して，後述するカジノチップ事件の大阪高裁平成 8 年 11 月 8 日判決（行集 47 巻 11＝12 号 1117 頁）は，「一般に，所得控除は，納税者の個人的事情に基づく担税力に適合した課税を実現するとの趣旨に基づく制度であって，その一例である雑損控除も，納税者の資産について災害，盗難，横領等の法定原因によって一定の金額を超える損失が生じた場合には，納税者の担税力が減少するのが通例であるところから，その点に着目して所得金額（課税標準）から一定額の控除を行うこととしたものであって，令 178 条 1 項各号に規定された各資産についての災害，盗難等の場合が除外されているのも，生活に通常必要でない資産が災害等によって失われても直ちに生活の基盤が脅かされるものではなく，納税者の担税力が減少するわけでもないことによるものと解することができる。」と判示している。

(29) 佐藤英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究 6 号 44 頁（1990）参照。

記の見解に反論する試みも成り立つ。

2　施行令178条1項3号を巡る議論

所得税法施行令178条1項3号の生活用動産（生活の用に供する動産）で同令25条の規定に該当しないものの意味するところとして，次の2つの解釈がある(30)。

① 生活用動産のうち所得税法施行令25条の適用される「生活に通常必要な動産」以外のすべてのものを意味する。譲渡所得について非課税とされる「生活に通常必要な動産」以外のすべての生活用動産は「生活に通常必要でない資産」に該当するという考え方である(31)。

② 所得税法施行令25条に規定する生活の用に供する30万円超の貴金属等及び美術工芸品等のみを意味する(32)。この場合，結果的に，「生活に通常必要な動産」，「生活に通常必要でない資産」のほか，それ以外の一般資産なる概念が存在するという見解（三分説）に接続しうる(33)。

会計事務所に勤務していた納税者がレジャーのほか，通勤及び勤務先における業務にも使用していた自動車を譲渡したケースにおいて，その自動車はその使用の態様より見て「生活に通常必要でない資産」に該当すると判断したサラリーマン・マイカー訴訟の大阪高裁昭和63年9月27日判決（判タ685号168頁）においては，納税者側から上記の三分説に基づく主張がなされている(34)。これに対して，判決は，「法・令は，給与所得者が保有し，

(30) 酒井克彦『所得税法の論点研究』68頁（財経詳報社2011）参照。

(31) 所得税法施行令178条1項3号について，同令25条には「生活に通常必要な動産」のうち，貴金属等又は美術工芸品等で単価が30万円を超えるもの以外のものが挙げられていることから，結局，これらのうち単価が30万円を超えるものを含め，生活に通常必要でないとされる動産が生活の用に供されている場合に，同令178条1項3号の資産に当たることがわかるという見解として，佐藤・前掲注(18)38頁参照。また，中川昌泰「生活に通常必要でない資産及び事業用現金の災害，盗難，横領による損失の雑損控除適用の可否」税務事例17巻4号54-55頁（1985），石倉文雄「判解」租税判例百選〔第3版〕55頁（1992），田川博「判批」税通52巻5号276頁（1997），岡本勝秀「カジノ用チップの盗難による損失と雑損控除の適用の可否」税理41巻2号189頁（1998），金井恵美子「所得税法における損失の取扱いに関する一考察―『生活に通常必要な動産』と『生活に通常必要でない資産』の範囲―」税法566号193頁（2011）など参照。

(32) 泉美之松『所得税法の読み方―所得税法の基礎―〔増補版〕』82-83頁（東京教育情報センター1985），北野弘久『サラリーマン税金訴訟〔増補版〕』288頁（税務経理協会1990）〔初出1984〕，三木義一ほか『判例分析ファイルI〔所得税編〕』258頁〔田中治〕（税務経理協会2006），高木英樹「災害減免法及び雑損控除の適用」税理63巻2号41頁（2020）など参照。また，佐々木誠＝田名後正範「所得税法等の改正」『平成26年度税制改正の解説』107頁〔財務省HP〕も参照。https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/index.html. 国税庁タックスアンサー「No.2250　損益通算」もこの立場のように読めるが，当局の主務課の職員が執筆している西野克一ほか『回答事例による所得税質疑応答集〔平成22年改訂版〕』824頁（大蔵財務協会2010）はこれと異なる立場である。https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2250.html. なお，本稿で引用するURLの最終閲覧日はいずれも令和4年2月9日である。

(33) 酒井・前掲注(30)68-69頁参照。所得税法は，生活の用に供する資産として，「生活に通常必要な資産」と「生活に通常必要でない資産」の2種類に包括的かつ排他的に分類しうることについての明示的規定を必ずしも置いているわけではないとの指摘として，福家俊朗「判批」判時1227号174頁（1987）参照。なお，資産をいくつの種類に分けることができるかという点は，所得税法上の資産の分類なのか，譲渡所得の基因となる資産の分類なのかなど，分類する範囲によって変わってくることに留意する必要がある。

その生活の用に供する動産については，『生活に通常必要な動産』（法 9 条 1 項 9 号，令 25 条）と『生活に通常必要でない資産（動産）』（法 62 条 1 項，令 178 条 1 項 3 号）の二種に分類する構成をとり，前者については譲渡による所得を非課税とするとともに譲渡による損失もないものとみなし，後者については原則どおり譲渡による所得に課税するとともに，譲渡による損失については特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものと解するのが相当であって，『一般資産』のような第三の資産概念を持ち込む解釈には賛同することができない。」とし，生活用動産（資産）は「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」に分類されるという二分説の立場を支持した。

この点について，「所得税法施行令 25 条の沿革を確認すると，所得税法は一般資産なるものを少なくとも明文上は規定しておらず，むしろ素直な解釈からすれば，条文にない『一般資産』を観念することは難しい」という指摘がある(35)。もっとも，二分説に対して，「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」とは厳密には表裏の関係になっていないのではないか，少なくとも平成 26 年度改正前において，ゴルフ会員権などのようにいずれにも該当しない資産が存在していたことをどのように説明するのかという疑問を投げかける余地はある。

Ⅴ　NFT と「生活に通常必要でない資産」

1　NFT は「生活に通常必要でない資産」に該当するか

以下では，NFT が「生活に通常必要でない資産」に該当するのかという点を考察する。

前記Ⅱ 4 において，所得税法 62 条 1 項の委任を受けた同法施行令 178 条 1 項は，①射こう的行為の手段となる「動産」（1 号），②自己及び自己と生計を一にする親族が主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する「資産」（2 号），③生活の用に供する「動産」で所得税法施行令 25 条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの（3 号）が「生活に通常必要でない資産」に該当することを定めており，ここでは，特に，所得税法施行令 178 条 1 項各号が「動産」を対象としているのか，「資産」を対象としているのか，という視点をもつべきであると述べた。

営利を目的として継続的に絵画の売買を行っているわけではなく，個人が趣味で又は鑑賞用として保有していた実物絵画を譲渡した場合を例として，考察をしてみよう。

生活の用に供する実物絵画は，所得税法施行令 25 条柱書の「生活に通常必要な動産」に該当し，かつ，同条 2 号の美術工芸品等に該当し，その価額が 30 万円以下であれば，その譲渡益については非課税であり，譲渡損失についてはないものとされる。30 万円を超える実物絵画は，同令 178 条 1 項 3 号の「生活の用に供する動産で第 25 条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」に該当し（この場合，2 号括弧書により同号の適用はない），「生活に通常必要でない資産」となり，譲渡損失が発生する場合には，内部通算は可能であるが，他の所得と通算できない。実物絵画に

(34) 納税者側として鑑定意見書を裁判所に提出した北野弘久教授の見解として，北野・前掲注(32)281-317 頁〔初出 1984，1987，1988，1990〕参照。

(35) 酒井・前掲注(30)70 頁。

ついてはこのように説明されるのが通常である。実物絵画を NFT に紐付けて，当該絵画に係る所有権を表章した NFT を譲渡する取引は，まさに実物絵画を譲渡していることになるという前提を置くならば，基本的には，上記と同じ課税関係になる。

営利を目的として継続的に売買を行っているわけではなく，個人が趣味で又は鑑賞用として保有していた「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡した場合はどうなるか。当該 NFT を譲渡した場合に，ガス代等を含む NFT の取得費及び譲渡費用の合計額が譲渡対価の額を上回ったことにより，譲渡損失が発生したときは，上記所得税法施行令 178 条 1 項該当性が問題となる。前稿で述べたとおり，「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」は，所得税法 9 条 1 項 9 号の資産であると解しうるが，同法施行令 25 条の動産ではなく，「生活に通常必要な動産」に該当しない。

前記Ⅳ 1 で述べたとおり，「生活に通常必要でない資産」は，生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているものではなく，所得税法施行令 178 条 1 項各号の資産に該当するか否かで判断されるものである。そこで，「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」に対する各号の適用関係を考えると，「動産」であることを要件に組み込んでいる 1 号及び 3 号の適用はない。よって，実物絵画の場合のように，「生活に通常必要でない資産」該当性を判断する際に同令 25 条の「生活に通常必要な動産」該当性を検討する余地はない。かくして検討の対象は 2 号該当性に絞られる。

2 号は，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」と規定している(36)。例えば，個人が趣味でデジタル絵画ないしコレクティブルの NFT を集め，Twitter のアイコンとして利用している場合又は Oncyber などの仮想空間で個人的に展示している場合の当該「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」はこの 2 号に該当し，「生活に通常必要でない資産」に当たる可能性が出てくる。この場合，譲渡損失については損益通算の適用は認められないし，災害等による損失についても雑損控除の適用が認められないことになる。

今後，争点となりうる具体的な問題場面を挙げておく。損益通算に関しては雑所得の損失の場合も適用制限があるため，NFT の譲渡が事業所得に該当しない限り，結局は適用できない可能性が高いことも考えると，あまり問題とはならないかもしれない。むしろ，雑損控除の方が問題になりやすい。例えば，災害による NFT の消失，NFT プラットフォームの廃業による NFT の消失，いわゆるセルフ GOX のように誤ったアドレスに NFT を送付してしまった場合の消失，盗難による NFT の損失(37)などが「生活に通常必要でない資産」に係るものとして雑損控除の適用が認められないのかという問題に直面する。

以上，実物絵画を NFT に紐付けた場合においては，基本的には，その 1 つの価額が 30 万円を超えるか否かという形式的な金額基準により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される。これと異なり，デジタル絵画を NFT に紐付けた場合においては，「主

(36) 同号の「所有」とは，所有権の存在を前提としたものであることを中心的な意義として捉えうる一方，有体物以外の資産も対象に含まれている以上，必ずしも所有権の存在を前提としない広い概念であると解しておく。

(37) 高額のコレクションとして知られる Bored Ape Yacht Club 等の盗難事件が既に発生している。Brian Newar「ホットウォレットから盗まれた NFT，オープンシーで取引凍結」（2021.12.31 12：03）参照。https://jp.cointelegraph.com/news/opensea-freezes-2-2m-of-stolen-bored-apes.

として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは，所得税法施行令 25 条において同法 9 条 1 項 9 号の適用対象資産を動産に限定していることが少なからず影響している。

しかしながら，「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは，趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか，「生活に通常必要でない資産」に係る損失は担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では，「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるか。この点は議論の余地があろう。実際，平成 26 年度改正において，所得税法 178 条 1 項 2 号は，広く「資産」を対象とするように改正がなされている（前記Ⅲ 3（1）参照）。

前稿で示したとおり，「生活に通常必要な動産」グループの規定の適用場面において，所得税法施行令 25 条が同号の適用対象資産を動産に限定することに疑問があるのみならず，「生活に通常必要でない資産」グループの適用場面において，かような動産限定の影響を働かせることについても議論の余地があるということである。

この点は，貴金属等や美術工芸品等以外の生活用動産に関しては，所得税法施行令 178 条 1 項 3 号の生活用動産で同令 25 条の規定に該当しないものの意味するところについて，どのような解釈をとるかに左右される面も残されている。前記Ⅳ 2 のとおり，生活用動産のうち同令 25 条の適用される「生活に通常必要な動産」以外のすべてのものを意味するという立場を採用するならば，貴金属等や美術工芸品等以外の生活用動産については，「生活に通常必要な」動産であるか否かにより，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断されることになり（所得税令 178 ①三），主たる所有目的により判断されることにはならないかもしれない。

2 「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有」するかどうかの判断

所得税法施行令 178 条 1 項 2 号における所有目的はどのように判断すべきか。この点に関して，会社役員が購入し，ホテル経営会社に貸し付けていたコンドミニアム形式のリゾートホテルの一室について，通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として保養の用に供する目的で所有するものと認められるため，同号の生活に通常必要でない不動産に該当すると判断した東京地裁平成 10 年 2 月 24 日判決（判タ 1004 号 142 頁）は，次のとおり判示している。

判決は，所得税法 69 条 2 項により，「生活に通常必要でない資産」に係る所得の計算上生じた損失の金額は，競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について限定的に損益通算が認められているほかは，損益通算の対象とならないものであるが，これは，「生活に通常必要でない資産に係る支出ないし負担は，個人の消費生活上の支出ないし負担としての性格が強く，このような支出ないし負担の結果生じた損失の金額について，損益通算を認めて担税力の減殺要素として取り扱うことは適当でないとの考え方に基づくものと解される」と判示した。

その上で，判決は，上記主たる所有目的の認定に当たっては，当該所有者の主観的な意思を最優先すべきである旨の納税者の主張に対して，「個人の主観的な意思は外部からは容易には知り難いものであるから，一般論として，租税法上の要件事実の認定に当たり，客観的事実を軽視し，個人の主観的な意思を重視することは，税負担の公平と租税の適正な賦課徴収を実現する上で問題があり，適当でないというべきである。のみならず，前示のとおり，法69条2項が生活に通常必要でない資産に係る所得の計算上生じた損失について損益通算を認めていないのは，その資産に係る支出ないし負担の経済的性質を理由とするものであるところ，このような支出ないし負担の経済的性質は，本来，個人の主観的な意思によらずに，客観的に判定されるべきものであることからすると，法施行令178条1項2号の要件該当性を判断する上でも，当該不動産の性質及び状況，所有者が当該不動産を取得するに至った経緯，当該不動産より所有者が受け又は受けることができた利益及び所有者が負担した支出ないし負担の性質，内容，程度等の諸般の事情を総合的に考慮し，客観的にその主たる所有目的を認定するのが相当である。」と判示した(38)。

かかる判示によるならば，個人が保有するNFTないしこれを利用する権利が「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するかどうかは，諸般の事情を総合的に考慮し，客観的にその主たる目的を認定することになる(39)。例えば，積極的に好みのNFTを収集しているが，転売する頻度はそれほど多くなく，基本的には仮想空間で個人的に展示しているにすぎないケースなどは，この2号に該当する可能性が高いのではないか。

3　実物絵画は「生活に通常必要な動産」か，「生活に通常必要でない資産」か

上述のとおり，生活の用に供する実物絵画は，所得税法施行令25条柱書の「生活に通常必要な動産」に該当し，かつ，同条2号の美術工芸品等に該当し，その価額が30万円以下であれば，その譲渡益については非課税であり，譲渡損失についてはなかったものとされる一方，30万円を超える実物絵画は，同令178条1項3号の「生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」に該当し（この場合，2号括弧書により同号の適用はない），「生活に通常必要でない資産」となり，譲渡損失が発生する場合には，内部通算は可能であるが，他の所得と通算できない，と説明されるのが通常である。

しかしながら，30万円以下の実物絵画であったとしても，所得税法施行令178条1項2号の「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当することがありうるのではないか。前記Ⅳ1で述べたとおり，「生活に通常必要でない資産」は，厳密には，

(38) 類似事案の判決であるが，仙台高裁平成13年4月24日判決（税資250号順号8884）も同旨。

(39) 平成26年度改正前の叙述であるが，所得税法施行令178条1項2号に該当するかどうかについては時代により，ときにはその者の社会的地位，職業，地域的環境によって異なりうるとし，例えば，一国を代表する政治家であれば，複数の住居を必要とする場合も考えられるし，裁判官や大学教授等の場合には，勤務に必要な書斎用の建物を地域的環境いかんによっては通常の住居とは別に必要となる場合もあるという見解を示すものとして，北野・前掲注(32)287頁〔初出1984〕参照。なお，上記判決の事案に関して，帰属所得が非課税であることとの対称性から，損益通算が否定されることも正当化されるという見解として，浅妻章如＝酒井貴子『租税法』85-86頁〔浅妻章如〕（日本評論社2020）参照。

生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているわけではない。30万円超の実物絵画であれば，3号に該当し2号の適用はないが，30万円以下の実物絵画は3号に該当しないため，2号により「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かを判断する道も残されているのではないか(40)。前稿でも触れたように，30万円という金額基準は，立案担当者が，貴金属等や美術工芸品等又は少なくともその一部が投資的価値のあるものであることを認めつつ，投資的価値のあるものであるか否かを一定の金額基準で形式的に判断する趣旨であったというのであれば，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」であるかを問う所得税法施行令178条1項2号はこれとは異なる観点から「生活に通常必要でない資産」該当性を判断していることになる。

さらにいえば，通常，実物絵画は個人が「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであるといえるのではないか。個人が生活の用に供する実物絵画は，通常，鑑賞目的で所有しているか，あるいは趣味又は娯楽の目的で所有していると考えられるため，特段の事情のない限り，所得税法施行令178条1項2号に該当し，「生活に通常必要でない資産」に該当することになるのではないか。

「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」は，動産と資産という相違には注意すべきであるものの，表裏一体の制度として整合的に解釈されるべきであるという価値判断を働かせるとすると（前記Ⅳ1参照），「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」動産は「生活に通常必要な動産」ではないと理解することになろうか。「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは，趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか，「生活に通常必要でない」資産に係る損失は担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の損益通算や雑損控除を制限する趣旨（前記Ⅲ4参照）とも整合する。

ただし，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」動産は「生活に通常必要な動産」ではないという理解に対しては，上記の実務との整合性が問われることに加えて，次のような反論もありうる。

- 30万円以下の貴金属等や美術工芸品等については，所得税法施行令25条において「生活に通常必要な動産」に該当することが前提とされている。また，同条の前身たる規定は昭和25年に制定され，その後，同令178条1項の前身たる規定が昭和37年（又は昭和36年）に制定されたことからすると，同令25条を優先すべきである。よって，30万円以下の貴金属等や美術工芸品等が同条の「生活に通常必要な動産」に該当する場合，「生活に通常必要でない資産」に該当する余地はなくなる。
- 平成26年度改正前の事案であるが，マカオの賭博場で使用されるカジノチップが所得税法施行令178条1項1号所定の射こう的行為の手段となる動産として「生活に通常必要でない資産」に該当すると判断した大阪高裁平成8年11月8日判決（行集47巻11＝12号1117頁）は，同項2号に規定された資産については，「一定の目的で所有す

(40) 2号括弧書の「次号に掲げる動産」が3号全体，すなわち「生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」を指すことを前提とした見解である。

るものに限ってこれを『生活に通常必要でない資産』に当たるものとしているが，これは，同号に定められたような資産については，その客観的性質だけからは『生活に通常必要でない資産』であるかどうかを判別することができないところから，一定の目的で所有する場合に限ってこれに当たるとしたものである」と判示している。30万円以下の貴金属等や美術工芸品等については，上記判示で述べられているような規定の趣旨に照らしても，30万円という金額基準に加えてさらに所有目的による判断がなされるべきではない。

この点に関して，酒井克彦教授は，「これまで所得税法は，趣味，娯楽，保養の用に供される『資産』全体を『生活に通常必要でない資産』と捉えてきていたであろうか」，所得税法施行令25条の規定内容からすれば，「所得税法のいう『生活』概念には，趣味や娯楽，保養のようなレジャーも含まれていると解するのが正解であろう…かように考えると，まるで『生活』概念にレジャーは含まれないかのような」上記所得税法施行令178条1項2号に係る平成26年度改正には疑問が残るという見解を示される(41)。他方，前記Ⅲの考察を踏まえると，次のような見解も考えられる。

・　所得税法施行令178条1項2号が生活の用に供する資産を前提としていると解するならば，同号は趣味等も「生活」に含まれることを前提としているといえるし(42)，同号が「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」資産を「生活に通常必要でない資産」に含めている点は，主として趣味等の目的で保有する資産から生じる損失を所得の処分として，又は担税力の減殺度合が小さいとして，損益通算や雑損控除の適用制限をかけてきたという立法経緯に沿うといえるのではないか。例えば，主として趣味で大量に収集・保有していた絵画が災害等ですべて破損し，価値を失ってしまった場合に，その現状回復のため，相当の出費を要することに伴い，多分に担税力が減殺されるとして雑損控除を適用すべきであろうか。1つ30万円を超えるか否かにかかわらず，これらの絵画については，「災害等によって失われても直ちに生活の基盤が脅かされるものではなく，納税者の担税力が減少するわけでもない」(43)のではないか。
・　上記立法経緯について，所得税法におけるこのような態度は，少なくとも昭和37年度改正（あるいは昭和36年度改正）に遡るのであり，平成26年度改正が始まりではないことをどのように考えるか。
・　しかも，昭和37年所得税法は，少なくとも形式上，貴金属等や美術工芸品等につい

(41) 酒井克彦「租税法余説第79回　所得税法施行令の二つの条文と『生活』概念」税務事例54巻1号（2022）参照。
(42) 酒井克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題」税大論叢41号392頁（2003）は，生活の概念を限定的に衣食住のみに限定せず，鑑賞という機能を生活から切り離さなければ，貴石や貴金属は生活の用に供する資産となりうるし，所得税法が生活から美術鑑賞を切り離していないことは所得税法施行令25条の書画，こっとう，美術工芸品を「生活に通常必要な動産」と規定していることからも窺えることを指摘する。所得税法施行令178条1項2号が生活の用に供する資産を前提としていると解するならば，同号も美術鑑賞を生活から切り離してはいないことになる。
(43) 大阪高裁平成8年11月8日判決（行集47巻11＝12号1117頁）参照。

て譲渡益の非課税の対象となる当時の5万円という金額基準を上回るか否かを問わず，「主として個人の趣味，娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」については，「生活に通常必要でない資産」に該当するというような規定振りであったし，動産に限定されない「鑑賞の目的となる資産」もこれに該当するという規定振りであったことをどのように考えるか。

ここで挙げたもの以外にも様々な法令解釈の候補が考えられるが，いずれにしても，この辺りの適用関係，優先関係は必ずしも明らかではない。仮に，実物絵画は，特段の事情のない限り，個人が「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであるといえるため，所得税法施行令178条1項2号に該当し，「生活に通常必要でない資産」に当たるとすると，「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用しているという上記1で示した理解については再考の余地が出てくる。

Ⅵ　結びに代えて

本稿では，営利を目的として継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等したNFTについて，損益通算・雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かという点に関して考察を行った。

自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する「通常生活に必要な動産」を譲渡することにより生じた譲渡益は非課税とされる一方で（所得税9①九，所得税令25），その譲渡損失はないものとされ，内部通算や損益通算の道は完全に遮断される（所得税9②一）。「生活に通常必要な動産」に係る災害，盗難又は横領による損失については，雑損控除の適用がある（所得税72①）。他方，「生活に通常必要でない資産」に係る譲渡益については，上記の非課税規定の適用がないため，原則に戻って課税される一方，譲渡損失については，内部通算は可能であるが損益通算はできない（所得税69②）。「生活に通常必要でない資産」に係る災害，盗難又は横領による損失について雑損控除は適用されないが（所得税72①），損失を受けた年分又は翌年分の譲渡所得の金額から控除することができる（所得税62①）。

実物絵画をNFTに紐付けた場合においては，基本的には，その1つの価額が30万円を超えるか否かという形式的な金額基準により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令25，178①三）[(44)]。これと異なり，デジタル絵画をNFTに紐付けた場合においては，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令178①二）。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは，所得税法施行令25条において同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることが影響

(44) もっとも，所得税法施行令25条各号に掲げられている絵画を含む美術工芸品等や貴金属等に該当するかどうかが先行判断されており，その時点で，趣味，娯楽又は鑑賞といった要素や投資の要素を含む動産であるかが問われていると解することもできるため，単純に金額基準のみで判断されているわけでもない。

している。

しかしながら，「生活に通常必要でない資産」に係る損失については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか，担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では，「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるかという疑問を提起しうる（前記Ⅴ 1 参照）。この辺りの論点については，災害による NFT の消失，NFT プラットフォームの廃業による NFT の消失，いわゆるセルフ GOX のように誤ったアドレスに NFT を送付してしまった場合の消失，盗難による NFT の損失などについて，「生活に通常必要でない資産」に係るものとして雑損控除の適用が認められないのか否かという具体的事例を通じて検討することも有益であろう。

もっとも，実物絵画は，特段の事情のない限り，個人が「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであって，所得税法施行令 178 条 1 項 2 号により，「生活に通常必要でない資産」に該当する（「生活に通常必要な動産」には該当しない）と解するのであれば，上記のとおり，「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用しているという理解については再考の余地が出てくる（前記Ⅴ 3 参照）。

最後に，前稿における考察も踏まえて指摘しておく。NFT やデジタル絵画のような新しいものを既存の租税制度の枠組みに落とし込んだ場合，様々な問題点が浮かび上がってくるところ(45)，生活の用に供する資産に関する所得税の法令の各規定振りは非常にわかりにくく，非課税規定，雑損控除，損益通算といった論点につき，統一的に整理する必要がある(46)。

本研究は JSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

（2021.12.3 受稿，2022.3.4 受理）

(45) 暗号資産と所得税法上の損害賠償金に関する規定との関係では，泉絢也「個人が受領する損害賠償金・補償金等と所得課税―ハッキング被害にあった暗号資産交換業者から金銭の補償を受けた場合を素材として―」千葉商大紀要 58 巻 2 号 12 頁以下（2020）参照。

(46) 増井良啓「美術館への美術品譲渡と所得税」税務事例研究 60 号 48 頁（2001）参照。

〔抄　録〕

本稿では，営利目的で継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等したNFTについて，損益通算・雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」に該当するかという点に関して考察を行っている。

実物絵画をNFTに紐付けた場合においては，基本的には，その1つの価額が30万円を超えるか否かという形式的な金額基準により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令25，178①三）。これと異なり，デジタル絵画をNFTに紐付けた場合においては，「主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により，「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令178①二）。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは，所得税法施行令25条において同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることが影響している。

しかしながら，「生活に通常必要でない資産」に係る損失については，趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く，その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか，担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では，「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるかという疑問を提起しうる。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 117–127

〔論　説〕

SPI 模試にみる大学入学前教育の成果と課題
―eラーニングの取り組みの評価―

大　塚　茂　晃

1. はじめに

わが国の大学入学選抜制度は大きく 3 つに分かれている。すなわち，総合型選抜（AO 入試）と学校推薦型選抜（推薦入試）と一般選抜（一般入試）である。それぞれ出願期間が定められており，AO 入試が 8 月 1 日から，推薦入試が 11 月 1 日から，一般入試が 2 月 1 日からを基本としている(1)。また，私立大学における 2020 年度の入学者数のうち，AO 入試が 12%，推薦入試が 44%となっている(2)(3)。これは，大学進学の決定が高校 3 年時のかなり早期に決まっている高校生が一定数いることを示している。いいかえるなら，私立大学の入学者の半数以上が高校 3 年時の冬休みまでに進学先を得られている。

このことは，大学入学が決定してから大学に実際に入学するまでの数ヶ月の間，高校 3 年生の後半に学習の空白期間を生じさせかねない。高大接続が中央教育審議会で叫ばれていたこともあって，私立大学の多くは入学予定者に対し何らかの入学前課題を課すことによって，その期間の学習を支援し，大学入学後の学びに支障をきたさないような取り組みを行ってきている。千葉商科大学においても，e ラーニングを用いた入学前課題を課して，大学での学びに必要な知識の習得や練習を大学入学予定者に求めている。

本稿は，本学におけるその入学前教育としての e ラーニングを用いた入学前課題の有効性について考察を行うことを目的としている。具体的には，入学前課題への取り組みと基礎的な学力との間に関係性がみられるかについてみる。具体的には，入学後すぐに行われた SPI 模擬試験の結果から，e ラーニングを用いた入学前課題をしっかりと行った学生とそうではなかった学生との間にちがいがあるのかを検証する。もし，入学前課題が基礎学力的な向上につながっているという証左が出れば，現在行っている入学前課題を続けていくことは，入学予定の高校生にとってとても有意義であろう。しかし，逆に，そのような結果が得られないのであれば，入学前教育の手法やその内容について再考する必要があるのかもしれない。

本稿の特徴は以下にまとめることができよう。第 1 に入学前教育の成果を大学入学直後に行ったテストを用いて分析を行ったことである。第 2 に，本学の個票データを用いて，

---

(1)　文部科学省（2020）p. 32

(2)　文部科学省 HP「令和 2 年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1414952_00002.htm（2021 年 9 月 29 日閲覧）

(3)　私立大学の 2000 年度入試における AO 入試および推薦入試の合計が 39%程度であった状況から上昇している。（文部科学省（2020）p. 46）

分析をしたことである。第 3 に，出身高校の偏差値や GPA などの内部データを用いて分析したことである。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では先行研究をレビューする。具体的には，本稿が取り上げる，入学前教育やリメディアル教育をみる。さらに，これらのｅラーニングについて書かれたものをみる。くわえて，各大学でも，入学前教育についての様々な効果についての分析がある。これらを紹介する。第 3 節では，千葉商科大学の入学前教育の取り組みを簡単に紹介する。そして，第 4 節では，本学の個票データを用いた分析を行う。そして，第 5 節でこれらをまとめる。

2. 先行研究

2.1　リメディアル教育

まず，リメディアル教育についての先行研究をみよう。特にリメディアル教育の必要性についての考察がいくつかある。寺田（2016）は，リメディアル教育の位置づけについて，中央教育審議会や高大接続システム改革会議の資料から，大学における初年次教育として高等学校で身に付けるべき基礎学力の補習といった声が出ることについて，学力の 3 要素（知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体生・多様性・協同性）を十分に踏まえて議論すべきだと述べている。また，鵜飼（2019）は，AO 入試や推薦入試で入学する学生と一般入試で入学する学生の間には，制度上のちがいから，基礎学力の格差があることを述べている。その上で，この差を埋めるために高大接続として入学前のｅラーニングや入学前課題などによって，それを補おうとしているものの，これらが十分に埋まっていない現状と，それへの改善案を提起している。また，寺田他（2018）は，現代の社会は 18 歳以降に大人になることがあたり前となっており，高校卒業までで生計を立てる道のりが終わっていた時代とは異なっていることから，18 歳以上を対象とした学校が，若年者を大人へつなぐ支援機関としての役割を求められており，そのような教育の必要性を示している。さらに，小野（2021）は，城西大学経営学部の 8 年間の入門講座における数学や社会についての知識を問うた小テストをプールした分析結果を報告している。その結果から，基礎力がないばかりだけではなく，基本的な学習内容を忘れていることが多いということが明らかとなり，忘れている知識を取り戻すための復習の必要性を述べている。また，社会生活全般で使われる日常知識を問う問題に正しく答えられない学生がいることから，基礎知識を補うことに目を向ける教育の必要性を訴えている。

また，リメディアル教育の中身やその目的について考察したものがある。例えば，松林他（2016）は，AO 入試や推薦入試が増加しており，入学生の学力を一定に保つことが困難な状況下での大学教育において，リメディアル教育についての理解を大学教員が示すことが，最もリメディアル教育の推進につながる可能性について指摘している。また，太田（2021）は，明星大学の教育センターの取り組みを紹介しており，その目的は，①大学生活への夢や期待を高める，②学ぶ意欲を引き出す，③基礎学力を向上させる，④学び続けることの重要性を認識させることの 4 つとしている。

リメディアル教育の成果として，大河内（2013）は，入学後の中間テストの結果から，入学前教育に多くの時間を要したグループの学生は，そうでなかった学生よりも点数が延

びている傾向があることを示している。くわえて，伊藤他（2013）・伊藤他（2014）は，大阪国際大学の入学前教育について紹介した上で，入学前教育のドリルと，その後の単位取得状況との間には相関性が高く，一定の効果があると述べている。

2.2　入学前教育やその実施事例

次に，入学前教育については，多くの大学で導入されており，その具体的な事例研究があげられよう（小島（2010）・東光（2007））。

植田他（2021）では，広島文化学園大学学芸学部において，(株)すららネットが提供するオンライン教材でのリメディアル教育を実施した結果，国語と数学では事前と事後の力の差があったが，英語では事前と事後の差はなかったとする報告であった。英語では，それを苦手とする層の学力向上につながっていないと述べている。澤口他（2013）は，2010 年から行っている Moodle を活用した入学前の学習支援システムについて記述している。70％が課題を終了できたが，国語＞英語＞数学の得点となっており，文系学生の典型的な結果となっているとしている。ただ，経済学入門の成績との相関は明らかではなかったと指摘している。

佐々木（2013）は，計算問題や文章問題の数学基礎的な学習の効果があることを示している。また，工学部においても，数学の入学前教育の効果を示しているものもある（當山他（2017））。古川（2018）は，大手門大学における基盤教育科目として開設されている「基礎力リテラシー」におけるノートテイクの取り組みについて，記述したものである。小山他（2014）は，薬科大学という学ぶ目的やその内容がはっきりとしている大学におけるリメディアル教育として，薬学基礎・専門教科の DVD ラーニングの学習効果をみたところ，一定の効果は見られたものの，定員などを理由に 1 人 1 人の学生に教員が避ける時間が限られていることから，これに参加していない学生も多く，課題は残っているとの記述である。

駒見他（2019）では，和洋女子大学において進研アドが提供するプログラムを利用した国語・数的処理・英語の入学前教育の実施の報告がなされている。また，カフェ講座とよばれるお茶を飲みながら教員と学生の対話や交流が，様々なインセンティブ（例えば，カフェに参加すると有料のプログラムに無料で参加できる制度）の影響もあり，学生の学びへの誘因につながっているとの報告である。

英語教育に関する研究も多数ある。執行（2019）では，大学生のリメディアル教育として，Oxford University Press の『Let's Go』のデジタル版のテキストが，EFL(English as a Foreign Language）として，文法面や単語レベルの観点から数値を示し，中学などの範囲を網羅しており，適切な教材であると結論づけている。また，壁谷他（2016）も英語の授業における実践例を紹介している。奥羽（2016）は，高大接続としての入学前教育，特に英語教育についての実践例を示している。しかし，単位が出る等の報酬がない中で，動機付けを維持することが困難な結果，十分な入学前教育ができなかったことを記している。

2.3　e ラーニングを用いた取り組み

e ラーニングを用いた教育についても様々な研究がある。秋山他（2016）は，e ラーニングとして，高校生や大学生に iPad を貸与し，自分の好きな時間・場所で取り組める日本語リテラシーに関する e ラーニングを行った結果，一定の成果はあったと報告している。

しかし，その取り組み方が締切り期限間際に集中するなど，教材や取り組ませ方の課題が浮き彫りになったことも述べている。椋本（2016）は，京都の大学コンソーシアムにおける高大連携フォーラムから，算数と数学の違いが①数の代わりに文字を使うことと，②証明などの演繹的思考の 2 点で，これらが中学生の多くで理解できていないと述べている。そのため，テキストの開発や，e ラーニング教材の使用やアクティブラーニングの観点から授業改善を行うことが，これらの解決となる可能性があることを指摘している。また，當山（2019）は，e ラーニングによる英語課題の学習効果について，因果関係は不明としながらも，要約課題による学習効果との相関があること示している。

本研究の目的も，これらの先行研究と同様，千葉商科大学の入学前課題の成果の有無を検証することにある。

3. 千葉商科大学の入学前課題の取り組み

千葉商科大学でも，AO 入試や推薦入試で合格をした入学予定者を対象とした入学前教育についての取り組みを行ってきた。例えば 2017 年度の入学予定者には，入学前課題として『実践ことば力』や『社説キーワード』などの冊子化したものを配布し，彼らの基礎学力向上を図ってきた。そして，2018 年以降は，e ラーニングを用いて，ラインズ(株)によるドリル「CUC ドリル」を用意し，入学予定者の基礎学力向上に努めてきた。

その中身をみていこう。まず，レベルとして「ベーシック」「ステップアップコース」「SPI 対策コース」と 3 つのコースを用意した。このうち SPI 対策コースを最上位コースとして，入学予定者自身に学ぶコースを自ら選んで学習をしてもらった。また，ベーシックのレベルは，高校までに学習すべき基礎的内容となっている。1 つのコースだけを行うのか，複数のコースに挑戦するかは入学予定者に委ねられている。また，大学からはこの e ラーニングを用いた CUC ドリルの実施を入学予定者に促すことのみにとどめている。各コースへのアクセス数は図表 1 にまとめられる。これをみる限り，多くはベーシックを利用しており，基礎学力に不安をもっている学生が多いと推察できる。

図表 1　CUC ドリル　各コースへのアクセス数
（2021 年度入学予定者）

ベーシック	ステップアップ	SPI 対策
67.8%	20.8%	11.5%

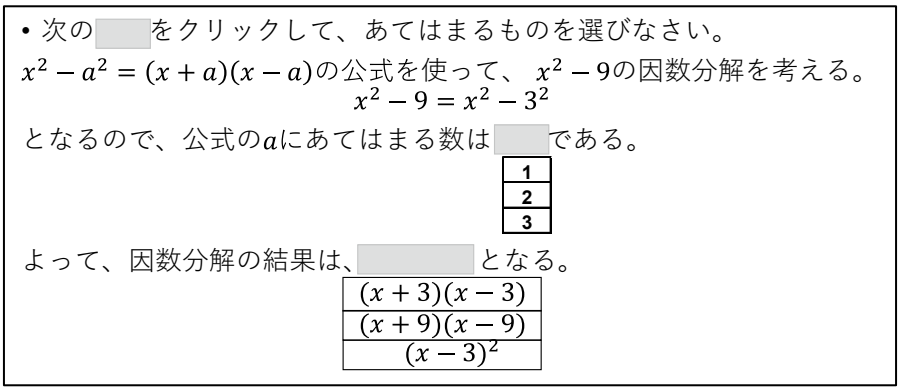
（出典）　筆者作成

この CUC ドリルベーシックの内容は，英語・国語・社会・数学・理科についての基礎的な内容について，それぞれの教科で 6 つのテストに合格をすることを目指すものである。つまり，合計で 30 このテストを行う。また，何度も同じ分野のテストを受けることができる。それぞれの単元にはていねいな解説が付されており，テスト前後に復習ができるようになっている。同じテストを合格するまで何度でも行うことができることから，テストとふりかえりのくりかえしを通じて，基礎力を向上させることを狙っている。

例えば，数学の問題であると，図表 2 のようなもので，■の中から適切な選択肢を選ぶ

ものになっている。またそれぞれの問いには，解説が付されており，テストのあと復習・ふりかえりができるようになっている。

図表 2　CUC ドリルの内容



（出所） CUC ドリル「ベーシック　数学　累乗・2 次方程式」より筆者作成

2019 年度～2021 年度の入学予定者のベーシックコースの利用状況についてまとめたものが，図表 3 である。実施すべき対象者のうちほぼ 100％の学生がログインをして，これらに取り組んでいることがわかる。さらに，図表 3 から，各科目 6 つ全てのテストの合格をした割合は上昇傾向にあることがわかる。これは本学の志望者数の上昇などが影響をした可能性もあろう。ただ，文系の大学だけに，数学と理科の合格率が他に比べて低いのもわかる。

図表 3　CUC ドリルベーシックコースの実施状況とテスト合格者の割合

入学予定者（年度）	ログイン数	実施した対象者の割合	実施人数	英語	国語	社会	数学	理科	5 教科全て
2019	34,857	99.9%	1,347	50.5%	56.8%	42.2%	44.6%	39.9%	36.9%
2020	36,733	99.9%	1,285	68.9%	76.7%	61.8%	62.2%	58.4%	54.2%
2021	36,663	99.7%	1,189	82.6%	85.2%	75.9%	76.9%	72.8%	70.7%

（出典） 筆者作成

4. データ分析

千葉商科大学では AO 試験・推薦試験合格者のうち，入学手続きの 1 部を終えた入学予定者を対象に，前述の CUC ドリルによる e ラーニングを，入学前課題の 1 つとして課し，任意で行ってもらった。また，入学後すぐに，1 部の学生に SPI 模擬試験と中学生までの内容の基礎学力テストを行った。2018 年度から 2020 年度の入学者のうち SPI 試験を実施した学生のデータをプールし，CUC ドリルの実施状況と回帰分析することによって，CUC ドリルの効果があるのかを分析する。また，1 部でもデータが欠いているものは，分析対象から除外した。今回用いたデータは図表 4 の通りである。

図表 4　記述統計量

Mark		Mean	Median	Maximum	Minimum	Std. Dev.	Skewness	Kurtosis	Jarque-Bera
SPI	SPI の正答率	0.443	0.443	0.914	0.129	0.111	0.358	3.217	19.645
SPI_LANGUAGE	SPI の言語部の正答率	0.605	0.600	0.925	0.100	0.126	−0.317	2.968	14.157
SPI_MATH	SPI の非言語部の正答率	0.227	0.200	0.967	0.000	0.147	1.293	5.117	391.785
CUC_PASS	cuc ドリルのテスト合格数	7.868	0.000	30.000	0.000	12.150	1.096	2.378	182.117
CUC_LOGIN_	cuc のドリルを行った時間(分)	24.043	16.000	327.000	0.000	29.970	3.129	21.247	13054.890
BASICTEST_11	基礎学力テスト	0.547	0.627	0.920	0.000	0.248	−1.319	3.640	238.065
GRADE_HIGH	出身高校のグレード	3.393	3.000	8.000	0.000	1.384	0.170	3.166	5.021
SCORE_HIGH	出身高校の内申点	3.598	3.500	4.900	0.000	0.574	−0.810	9.152	1419.822
GPA	GPA	2.667	2.760	3.930	0.210	0.709	−0.642	3.212	59.336
CREDIT	大学の年間平均取得単位数	36.984	42.000	63.000	2.333	11.233	−0.943	2.593	382.390

（出所）　筆者作成

推計式は以下の（1）式であり，これらを最小 2 乗法にて，分析をした。

$$SPI_i = c + BX_i + \epsilon_i \quad (1)$$

なお，X は各学生の属性をあらわすベクトルである。以下の実証分析では，各指標の係数の符号とその有意性を個々に検討する。被説明変数は SPI の結果であり，入学後すぐに行ったものの正答率を示している。具体的には，SPI の正答率（SPI）・SPI の言語部分の正答率（SPI_Language）と非言語部門（数的問題）の正答率（SPI_math）である。

また，説明変数は，CUC ドリルベーシックのテスト（全 30 こ）のうち，合格したテストの数，CUC ドリルのログインしている間の時間（分）を入れた。また，以下のようなものもコントロールするために加えている。まず，入学後すぐに行った中学校までのレベルの確認テスト（基礎学力テスト）である。さらに，出身高校を A〜H までのランキングをつけ，A ランクを 9 点，B ランクを 8 点…，H ランクを 1 点としたものを用いた。くわえて，内申点（5 点満点）もいれている。そして，本学に入ってからの状況をコントロールするため，2021 年 3 月までの累積 GPA（S が 4 点 l A が 3 点…F が 0 点の加重平均）と，大学での年間平均取得単位数（CREDIT）を加えた。なお，データそれぞれの記述統計は図表 4 の通りである。また，説明変数間の相関係数は図表 5 である。

図表 5　説明変数の相関係数

	CUC_PASS	CUC_TIME1	CUC_LOGIN_	BASICTEST_11	GRADE_HIGH	SCORE_HIGH	GPA	CREDIT
CUC_PASS	1.00	−0.38	0.40	0.29	−0.09	0.12	0.18	−0.45
CUC_TIME1		1.00	0.31	0.21	−0.08	0.16	0.08	0.69
CUC_LOGIN_			1.00	0.33	−0.10	0.17	0.19	0.17
BASICTEST_11				1.00	−0.18	0.20	0.05	0.31
GRADE_HIGH					1.00	−0.17	0.26	0.00
SCORE_HIGH						1.00	0.26	0.19
GPA							1.00	0.31
CREDIT								1.00

（出所）　筆者作成

それぞれの符号条件などを確認しておこう。説明変数で用いられるものは，それぞれ教育効果が期待できる。すなわち，これらすべての説明変数は，SPI などの基礎的な学力には正の相関があると期待できる。そのため，図表 6 のように符号条件はすべて正である。

図表 6　符号条件

Mark	CUC_PASS	CUC_LOGIN_	BASICTEST_11	GRADE_HIGH	SCORE_HIGH	GPA	CREDIT
符号条件	+	+	+	+	+	+	+

（出所）　筆者作成

(1)式を最小 2 乗法で推計した結果は図表 7 である。図表 7 から SPI の結果と出身高校のレベルと出身高校の内申点とは正の相関関係がみられる。SPI 試験自身を入学後すぐに行ったため，高校のレベルや高校時の成績が影響した可能性は高い。さらに，学内に入ってからの GPA と SPI の結果とも正の相関を示している。これらから，高校のみならず大学での授業での学びをきっちりと行っている学生は SPI が総じて高い傾向にある可能性が高いといえよう。よって，学生は常に授業に真摯に向かい，そこでの学びを深めていくことが学生自身の力を高めるということがいえるのかもしれない。大学の授業などどうで

図表 7　分析結果

被説明変数	SPI	SPI	SPI_language	SPI_language	SPI_math	SPI_math
C	0.204 ***	0.187 ***	0.328 ***	0.324 ***	0.037	0.004
	(0.028)	(0.028)	(0.032)	(0.033)	(0.038)	(0.038)
CUC_PASS	0.001 ***	0.000	0.001 **	0.000	0.001 *	0.001
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.001)	(0.001)	(0.001)
CUC_LOGIN_	0.000	0.000 *	0.000 *	0.000 *	0.000	0.000
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
BASICTEST_11	-0.013	0.010	-0.016	0.028	-0.010	-0.014
	(0.017)	(0.019)	(0.019)	(0.022)	(0.023)	(0.026)
GRADE_HIGH	0.025 ***	0.019 ***	0.028 ***	0.023 ***	0.021 ***	0.014 ***
	(0.003)	(0.003)	(0.003)	(0.004)	(0.004)	(0.004)
SCORE_HIGH	0.043 ***	0.033 ***	0.051 ***	0.044 ***	0.031 ***	0.018 *
	(0.007)	(0.007)	(0.008)	(0.008)	(0.009)	(0.009)
GPA		0.037 ***		0.038 ***		0.036 ***
		(0.007)		(0.008)		(0.009)
CREDIT		-0.001 **		-0.003 ***		0.001
		(0.001)		(0.001)		(0.001)
adj R2	0.129	0.170	0.121	0.149	0.048	0.075
観測数	772	772	772	772	772	772
F値	20.045 ***	19.559 ***	18.70234 ***	17.810 ***	7.421 ***	8.862 ***

有意水準 *** は 1%以内，** は 5%以内，* は 10%以内である。（　）内は標準偏差である。
（出所）　筆者作成

も良いとするようなことをいうものもあるが，そうではないのかもしれない。

一方で，入学前教育として行った CUC ドリルに関する指標（ログインの時間であるとか CUC ドリルで合格したテストの合計数）と SPI の結果の関係はゼロである可能性が否定できず，また有意であっても上記の高校の成績などと比べるとはるかにその係数は低い値となっている。このことから，CUC ドリルによるリメディアル教育効果はあまりないのかもしれない。よって，e ラーニングの有効性が先行研究ではうたわれているものの，千葉商科大学が行っている入学前教育としての CUC ドリルは SPI の成績という観点からは，その有効性に疑問がもたれる。このことから，入学前教育のあり方やその改善に向けた議論がすでに内部で行われている。

くわえて，SPI の数的問題との関係は，その他の被説明変数ほど有意な結果が得られていない。このことは，もともと SPI 数的問題の正答率がとても低く，その平均が 20％程度であることが影響している可能性があろう。また，係数は小さいながら，大学の平均年間取得単位数（CREDIT）と SPI との間に負の関係が示されているが，これを十分に説明することは難しい。

5. まとめ

本稿では，千葉商科大学における入学前課題の成果について分析を行った。その結果は，入学前課題としての CUC ドリルは，SPI の結果という観点から，基礎学力向上に効果があるとはいいづらいというものであった。つまり，現状の入学前教育が基礎学力向上に十分な効果があるとはいえないのかもしれない。よって，入学前課題の内容について，学内で議論をして，改めていく必要があるであろう。すでに，この点については全学部横断的な学内組織において議論が進められており，2022 年度の入学予定者に対する入学前課題の内容について変更を行った。

一方で，本稿の分析から，高校および大学での成績が上位の学生は，SPI も総じて良い可能性を示しており，当然ではあるが，日々の学修を 1 つ 1 つしっかりと修めることが，人的資本を高めることにつながっている可能性を示すことができたのかもしれない。よって，大学の成績はどうでも良いとするような風潮がみられることがあるが，そうではないのかもしれない。

しかし，本稿の分析においてもいくつもの課題がある。まず，入学直後に行った SPI 模擬試験が基礎的学力を反映しているかどうかについての十分な検討を行っていない中で分析を行った。また，サンプル数の関係から数年分のデータをプールして行ったが，暦年の差異を十分にコントロールしているわけでもない。また，今回の分析は，AO 入試や推薦入試で合格した学生の 1 部を対象としており，そのサンプルバイアスなどについて十分な議論を行わないままである。さらに，e ラーニングを行っているにも関わらず，SPI の結果が良くならない原因についての考察が必要であろう。その原因については一切ふれることができなかった。これら精査の余地があり，今後の検討課題としたい。

〔参考文献〕

秋山英治・仲道雅輝・八木昌生・谷口浩一・松本浩司・三好徹明・光宗宏司（2016）「e ラーニングを活用した日本語リテラシー教育の実践（高大接続に向けて）」『リメディアル教育研究』，第 11 巻第 1 号，pp. 64–75.

伊藤知子・玉井久実代・佐瀬竜一・後和美朝・橋本義郎・正木美知子・黒川清・下野辰久（2013）「入学前教育におけるドリル形式課題の導入に関する一考察」『国際研究論叢』（大阪国際大学），第 26 巻第 3 号，pp. 87–97.

伊藤知子・竹端佑介・山口直範・橋本義郎・正木美知子・黒川清・下野辰久（2014）「入学前教育への取組み状況と 1 年次前期成績との関連」『国際研究論叢』（大阪国際大学），第 27 巻第 3 号，pp. 161–174.

植田敦三・髙西実・伊藤駿・小笠原文・野々村憲・湯浅理枝・大迫知佳子・大野呂浩志・合原晶子・二階堂年惠・八島美菜子・山内優佳・山中翔（2021）「オンライン教材を活用した大学初年次リメディアル教育の検討：学力診断テスト結果の分析を通して」『広島文化学園大学学芸学部紀要』，第 11 号，pp. 1–8.

鵜飼昌男（2019）「高大接続から見た大学の初年次教育のあり方につい て：入試が選抜機能を十分果たさない現状に対する提案 」『関西大学高等教育研究』，第 10 号，pp. 37–46.

奥羽充規（2016）「大学入学前教育における英語リメディアル教育実践に関する一考察：高大接続としてリメディアル教育に関わって」『四天王寺大学紀要』，第 63 号，pp. 55–73.

大河内佳浩（2013）「e ラーニングを利用した入学前教育と初年次教育への接続」『千歳科学技術大学フォトニクス研究所紀要』，第 3 巻第 1 号，pp. 30–31.

太田昌宏・鈴木浩子（2021）「教育実践の取り組みと成果「入学前教育」」『研究紀要』（明星大学），第 11 号，pp. 125–129.

小野正人（2021）「大学生は基礎知識をどこまで理解しているか：授業における数学・社会テストからみた一考察 」『城西大学経営紀要』，第 17 号，pp. 159–170.

壁谷一広・峯島道夫・中村紘子・井上聡・望月好恵（2016）「高大接続システムの方向性とリメディアル教育的実践の応用」『リメディアル教育研究』，第 11 巻第 1 号，pp. 14–22.

小島正明（2010）「岡山大学マッチングプログラムコースの AO 入試と入学前教育」『大学入試研究ジャーナル』，第 20 号，pp. 97–102.

小松川浩（2018）「教育改革の中での「リメディアル教育」の再構築」『リメディアル教育研究』，第 12 巻，pp. 5–7.

駒見和夫・湊久美子・伊藤茂（2019）「基礎学力向上のためのリメディアル教育システムの開発と展開―平成 27（2015）～29（2017）年度和洋女子大学教育振興支援助成報告―」『和洋女子大学紀要』，第 60 号，pp. 183–192.

小山淳子・児玉典子（2014）「神戸薬科大学におけるリメディアル教育の試みとその評価」『薬学雑誌』（乙号，神戸薬科大学），第 134 巻第 12 号，pp. 1357–1366.

近藤恵介（2014）「リメディアル教育における「ビジネス数学」の活用」『日本科学教育学

会年会論文集』，第 38 巻，pp. 331–332.
佐々木英洋（2013）「大手前短期大学におけるリメディアル教育【数学・基礎】の実施報告（7）」『大手前大学論集』，第 14 号，pp. 39–53.
澤口隆・児玉俊介（2013）「経済学部推薦入学生に対する Moodle を用いた入学前教育とその成果」『経済論集』（東洋大学），第 38 巻第 2 号，pp. 143–165.
執行智子・宅間雅哉・大島幸・舩田まなみ・カレイラ松崎順子（2019）「大学生のためのリメディアル英語教材の研究」『東京未来大学研究紀要』，第 13 巻，pp. 75–85,
中央教育審議会大学分科会（2008）『学士課程教育の構築に向けて』（答申）（文部科学省）.
中央教育審議会（2014）「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」『中央教育審議会』，第 177 号。
寺田貢（2016）「大接続改革期におけるリメディアル教育」『リメディアル教育研究』，第 11 巻第 2 号，pp. 201–204.
寺田貢・志田秀史・菊地克彦（2018）「専門職大学とリメディアル教育」『リメディアル教育研究』，第 12 巻，pp. 105–111,
東光正浩（2007）「福井大学 AO 入試「入学前教育」について―入学前教育のより良い方法を確立するために」『大学入試研究ジャーナル』，第 17 号，pp. 9–14.
當山明華・中川幸久（2017）「入学前教育における数学の授業の効果と今後の課題」『長崎大学大学教育イノベーションセンター紀要』，第 8 号，pp. 81–85.
當山明華（2019）「大学入試センター試験を課さない入試区分合格者への入学前教育の効果と課題」『長崎大学大学教育イノベーションセンター紀要』，第 10 号，pp. 1–5.
松林義人・北村拓也・髙橋明美・粟生田博子・押木利英子（2016）「リメディアル教育の実践に向けた教職員への取り組み：中途退学および休学者の軽減に向けて」『新潟リハビリテーション大学紀要』，第 5 巻第 1 号，pp. 15–20.
椋本洋（2016）「高大接続によるリメディアル教育の数学」『リメディアル教育研究』，第 11 巻 1 号，pp. 46–49.
文部科学省（2020）『大学入学者選抜関連資料集』，文部科学省.
古川隆司（2018）「基礎力リテラシーを通したリメディアル教育の実践②」『基盤教育論集（大手門大学）』，第 5 号，pp. 61–71.
EU（2009）“Council conclusions of 12 May 2009 on a strategic framework for European cooperation in education and training（ET 2020）”, *Official Journal of the European Union*, 52.

（2022.1.31 受稿，2022.3.16 受理）

〔抄　録〕

This paper examines the effect of pre-university education at Chiba University of Commerce (CUC). CUC has provided e-learning system to the high school students who pass the Admissions Office entrance examination or get admission based on the recommendations. The students will enter CUC on next fiscal year, so they must study the basic academic skills. The e-learning system expect the students to improve their studying. The empirical results fall into two categories. First, the e-learning system does not support the students' academic skills in terms of Synthetic Personality Inventory (SPI) scores. However, the grade of the high school where the students graduated from and the school scores of the high school ages might be positively related to the SPI scores.

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 129-141

〔論　説〕

日本における市民マラソン大会の動向と今後の展望に関する考察

山　田　耕　生

1. はじめに

1-1　研究の背景と目的

今日，日本では地域活性化の手段としてスポーツを活用するケースが多くの地域でみられる[1)]。例えば，サッカーJ リーグやバスケットボール B リーグでは球団を新設する都市が相次いでいるほか，マラソンやウオーキングイベント，自転車のロードレースを開催する地域も増加傾向にある。この背景としては地域活性化の目的のほかにも，国内でのレジャーの多様化や健康志向の高まりとともに，旅先でのスポーツを目的とした旅行，いわゆるスポーツツーリズムが広まりをみせている点がある。スポーツツーリズムとは，Hall（1992）によると「日常生活圏内から離れてスポーツに参加することや，スポーツを観戦するために行われる非商業的な旅行」と定義される。スポーツツーリズムの主な分類として「みるスポーツ」＝観戦型，「するスポーツ」＝参加型，「ささえるスポーツ」＝ボランティア型，がある。このうち，観戦型のスポーツツーリズムではプロ野球や J リーグ，B リーグ等のプロスポーツの観戦を目的とした旅行のほかにも，全国高校野球選手権大会（いわゆる甲子園大会）の観戦や高校や大学等のサッカー，ラグビー，駅伝などの観戦のために旅行するケースなどがある。参加型のスポーツツーリズムにはマラソンやウオーキング，自転車のイベントのほかにも古くからスキーやゴルフ，マリンスポーツのための旅行が盛んに行われてきた。

これら参加型のスポーツツーリズムのうち，例えばスキーは高度経済成長期に冬季のレジャーとして広まり，その一方でスキー場での就労は農山村地域における冬場の雇用創出にもつながることから東北や新潟県，長野県の積雪地域を中心にスキー場が新設された。その後 1980 年代から 90 年代半ばにかけて各地のスキー場では入込客がピークを迎え，スキー場周辺には民宿やペンションなどの宿泊施設も増加し，冬期のレジャーの主流として賑わいを見せた（呉羽 1999）。しかし 2000 年代に入るとレジャーの多様化と長引く景気低迷により，他のスポーツに比べると居住地からスキー場までの移動や道具等に費用がかかることもありスキー人口が減少していった。そして各地のスキー場でも入込の減少が止まらず，一部では夏場の冷涼な気候を生かしたハイキング，グリーンツーリズムなどの観光を導入して活路を見出した地域もあるが，多くでは閉鎖に追い込まれているのが現状である。

本研究の対象である各地の市民マラソン大会は参加型のスポーツツーリズムとして 2000 年代に入り開催が増加している。特に 2007 年から始まった東京マラソンが活況を呈している影響もあり，2010 年以降では各地方の中心的な都市において開催されるようになった。本研究ではこの点に着目し，市民マラソン大会開催の動向を整理し，その特徴を

明らかにする。また，各地方の中心的都市のなかで参加ランナーからの評価が高い市民マラソン大会として 6 事例を取り上げ，開催の特徴や課題を比較考察する。さらに同じ参加型スポーツツーリズムのスキーの動向を踏まえながら，今後の市民マラソン大会について展望を試みる。

なお，本研究では「市民マラソン大会」の対象として，①参加者を陸上競技連盟登録者に限定せず，広く一般のランナーから参加募集を行い，参加費を集めているマラソン大会，②河川敷や運動公園内，特定の施設の敷地内だけを走るのではなく，一般の公道（国道や市町村道）をコース中の多くの部分で使用しているマラソン大会，③毎年同時期に継続して実施されているマラソン大会，④種目の中にフルマラソン（42.195km）が含まれているマラソン大会を指している。この基準を用いると，2019 年時点で市民マラソン大会は全国で 116 大会[2)]となっている。

1-2　参加型スポーツツーリズムおよび市民マラソン大会に関する研究動向

前述の通り，各地でプロスポーツチームの発足が増加していることやスポーツイベントによる地域活性化への取り組みが増加していることもあり，スポーツツーリズムに関する研究は増加傾向にある。なかでもスポーツツーリズムの定義や類型化を論じた研究は原田（2003），工藤・野川（2002），村田（2012）をはじめとして盛んに行われている。また，スポーツツーリズムのよる地域活性化への効果や意義を考察した研究としては野川・工藤（1998），天野（2009）のほか多くの研究がある。そこではスポーツの種目ごとにスポーツツーリズムの動向を明らかにしているほか，事例を用いてスポーツツーリズムと地域への効果や影響を考察している。

本研究の対象である市民マラソン大会に関するものとしては，江頭（2016）は宿泊または日帰りの参加者の立場からの地域への経済効果を分析している。神野・福島（2018）は市民マラソン大会への継続的な参加のための課題を抽出している。また，市民マラソン大会の諸効果については入江（2020）や胡ほか（2020）が経済効果を明らかにしている。その他には大橋（2018）による北海道内のマラソン大会の現状をまとめた研究や，山本（2020）によるマーケティングの観点から市民マラソン大会を考察した研究などがある。本研究ではまだ研究の蓄積が少ない，参加者および開催側（受け入れ組織）の両方の視点を意識しながら考察を進める。さらにマクロ（全国的な動向）およびミクロ（個別の市民マラソン大会事例）の状況を明らかにし，特徴や展望を考察していく。

2. 市民マラソン大会の仕組みについて

本章では市民マラソン大会への参加者と開催側双方の立場から，市民マラソン大会にどのように関わっているかについて整理を行う。

2-1　参加者から市民マラソン大会への関わり

一般的に市民マラソン大会は，例えば 2 月第 2 日曜などのように毎年同時期に開催される。そのため，参加を検討する場合はあらかじめどの市民マラソン大会がいつ頃開催されるか事前に把握することが出来る。多くの場合，申込期間は市民マラソン大会の約半年前

から約１か月間の範囲で始まる。申込多数の場合は東京マラソンのように抽選となるケースもあるが，先着順で受付を終了することが多い。また，申込と参加費の支払いが同じタイミングである場合が一般的である。約半年前に参加登録が完了してからは市民マラソン大会直前までは特段参加者側の手続きは生じないが，宿泊を伴う場合は開催地までの交通機関や宿泊施設の手配が必要となる。

市民マラソン当日は，自宅から会場までの距離が日帰り圏で，集合時間まで間に合う場合は，早朝自宅を出て市民マラソン大会会場に向かい，レース終了後に帰宅するというケースが一般的である。開催地が日帰り圏を出て遠距離になる場合，前日に現地入りし，ホテルに１泊して翌朝会場に向かい，レース終了後に帰宅する。

東京マラソン等の参加者数が１万人を超える場合，会場での参加手続き[3)]が前日行うケースもある。その場合は遠方の参加者は必ず会場近くに宿泊することになる。

2-2　開催側から市民マラソン大会への関わり

市民マラソン大会を開催するとなると開催側にとってさまざまな準備すべきことがあるため開催までに１年以上の準備期間を置かなければならない。まず資金集めであるが，地元企業のほか，大手スポーツ用品メーカー，健康，飲食分野などの企業に掛け合い協賛をお願いして資金を得る。また地元行政が主催や後援の場合は行政からの補助金を得ることができる。さらに，レース参加者からの参加費用を徴収することで資金に充てる。

マラソンコースの設定については，開催当日は数時間にわたって公道を使用するため，交通規制をとらなければならない。そのため地元警察からの許可を取る必要があるほか，事前に地元住民にレース開催と交通規制の情報を伝えておく必要もある。さらに，レース時における怪我や事故，体調変化に備えて地元の医療機関との連携も欠かせない。

さらに市民マラソン大会では多くの参加者が長時間，長距離を移動するため，レース当日，コース沿道やスタート・ゴール付近でのかなりの人数の運営スタッフの人手が必要となる。多くの場合は沿道の町内会組織や学校などの協力を得て，コース整理，エイドステーション（給水，給食など）のボランティアスタッフとしてレース中に現場対応をしてもらっているのが現状である。また，地元の陸上連盟，陸上愛好者組織（走友会など），中学高校大学の陸上競技部の協力を得て沿道整理に当たっている。

そのほか，参加賞や完走メダルなどのグッズの用意や，参加者募集のための PR（主にインターネット HP など），話題を集めるためのゲスト誘致（有名人，名ランナー）や特典（参加者への地元名物料理の提供など）なども企画し，参加者の応募増につなげている。

3. 国内のマラソン大会の動向

本章では 2019 年時点で毎年開催されている国内のマラソン大会 116 大会について傾向や特徴を明らかにしていく。

3-1　時系列的な分析による特徴

マラソン大会は公道を利用するため交通規制を敷かなければならないが，できる限り短い時間の規制にとどまることを考慮し，当初は陸連登録者など競技者用に参加を限定して

開催されてきた。また，この時代まではまだフルマラソンを完走する一般ランナーは少なかったと思われる。そのため一般ランナーに門戸を開放した大会は 1970 年代まではごくわずかであった。

1980 年代に入り，レジャーやレクリエーションの大衆化が進み，スポーツを身近なレジャーと捉えて楽しむ機運が広まった。また箱根駅伝や競技マラソン大会のテレビ放映[4]が開始されると，日本選手の活躍もありジョギングを楽しむ人が増加した。その他，バブル景気なども重なり，各地で市民マラソン大会が新設されていった。90 年代，2000 年代に入っても人々の健康志向など追い風となって一般マラソンの愛好者も増加していき，各地でのマラソン大会は引き続き増加していった。2000 年代にはいわゆる「平成の大合併」を記念して新設された市民マラソン大会がいくつかある。また，東京マラソンは 2007 年に第 1 回大会が開催されている。

2010 年代に入ると東京マラソンでは申込者数が定員を大幅に上回り，抽選倍率も数十倍になるほどの人気となった[5]。また，沿道に多くの応援客や観戦客が集まっている光景がテレビ等で紹介されると地域経済効果も注目され，各地の政令指定都市や中核市といった規模の都市で市民マラソン大会の開催が急増した。この時期に市民マラソン大会が急増したもう一つの背景としては，インターネットの発達がある。これまでは電話やハガキ等での応募に限られたケースも多かったが，ホームページやマラソン情報サイトなどから参加手続きが可能になるなど手間の軽減が参加者増加に大きく関わっている。さらに大会情報もホームページなどによって広まるなど，参加者を集めやすくなった（図 1）。

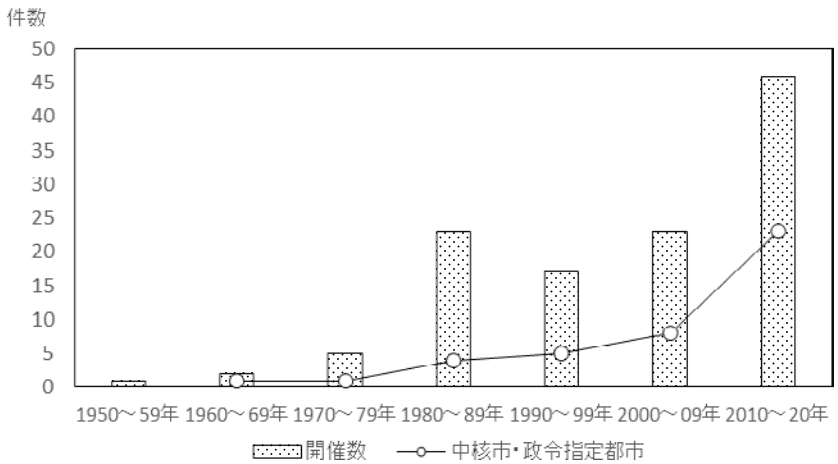


図 1　市民マラソン大会の開始年

出所）筆者作成

3-2　地域・時期の分析及び傾向

月別の開催状況についてみると，10 月から翌年 4 月にかけてマラソン大会が集中している。一般的にマラソンは冬のスポーツであるため，オンシーズンである冬季を中心に開催が多い。地域別では北海道から沖縄県まで各地で開催されているが，地域によって開催時期には大きな違いがみられる。

北海道や東北をはじめ，日本海に面している積雪地域では 12 月から 3 月にかけてマラソン大会が開催されることは稀である。しかし関東や近畿など他地域と相対的に冷涼な気候を生かして 5 月から 10 月（8 月を除く）にかけては最もマラソン大会を多く開催している。

関東や近畿，中国・四国，九州・沖縄では 11 月，12 月，2 月，3 月にマラソン大会が集中している。同じ地方においては市民マラソン大会の開催日が重ならないように他の大会の動向を見ながら開催するため，これらの月では同じ地方において毎週どこかで市民マラソンが開催されている状況である。なお全国的に島しょ地域，特に島内に周回できるような主要道路があり，マラソンコースの設計に見合う距離や道路幅である場合はマラソン大会を開催しており，現在 12 島においてフルマラソン大会が開催されている。

近年の注目すべき動向としては，東京や大阪，名古屋など大都市圏の河川敷や大規模運動公園を利用した地域ランニングクラブや民間スポーツイベント企画運営会社などによる市民マラソン大会開催が急増している点である。本研究で対象としたマラソン大会に該当しないため図には表されていないが，これまで開催されていなかった夏季の 7 月や 8 月を含め，年数回マラソン大会を開催しているケースも多い。これらのマラソン大会は従来の市民マラソン大会と比べると参加費が安い，参加定員が少ない（数十人から数百人），コースが単調（河川敷や大規模公園の周回コースを利用）といった特徴がある。大都市圏で生活する人々にとり，手軽に参加できるマラソン大会として認知が広まりつつある（図 2）。

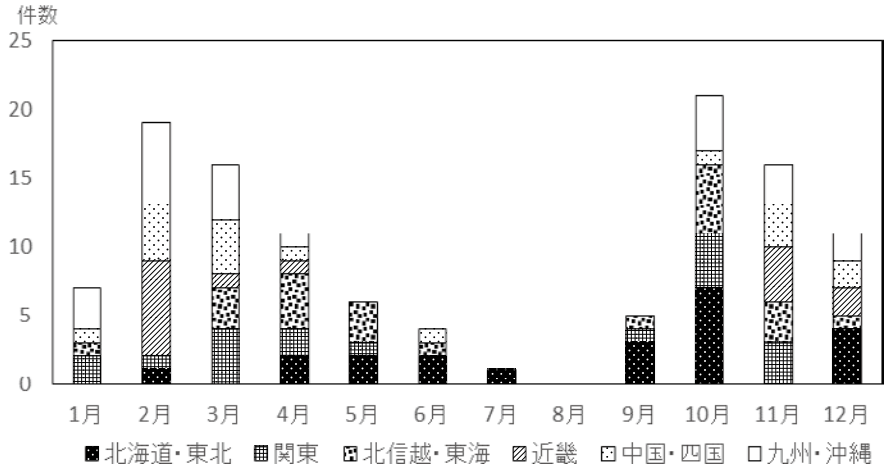


図 2　地域別・月別のマラソン大会開催件数

出所）筆者作成

4. 主催側から見るマラソン大会の特徴

本章では，市民マラソン大会の情報サイト「RUNNET」が実施したマラソン大会参加者の評価が上位の 6 つのフルマラソン大会について，各大会の開催組織へのヒアリング調査[6)]を行い，開催プロセスや実施，運営などを明らかにした。また，6 事例を比較しながら特徴や課題の考察を行った。

表 1　RUNNET　マラソン大会ランキング

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
1	徳島・海陽究極の清流海部川風流マラソン	徳島・海陽究極の清流海部川風流マラソン	徳島・海陽究極の清流海部川風流マラソン	徳島・海陽究極の清流海部川風流マラソン	徳島・海陽究極の清流海部川風流マラソン
2	**愛媛マラソン(愛媛県)**	**愛媛マラソン(愛媛県)**	**熊本城マラソン**	はが路ふれあいマラソン（栃木県）	大田原マラソン（栃木県）
3	ボストンマラソン	いわきサンシャインマラソン（福島県）	オホーツク網走マラソン	**おかやまマラソン**	カーター記念黒部名水マラソン（富山県）
4	はが路ふれあいマラソン（栃木県）	さが桜マラソン（佐賀県）	カーター記念黒部名水マラソン（富山県）	カーター記念黒部名水マラソン（富山県）	オホーツク網走マラソン
5	さが桜マラソン（佐賀県）	香住ジオパークフルマラソン（兵庫県）	**愛媛マラソン(愛媛県)**	**愛媛マラソン(愛媛県)**	はが路ふれあいマラソン（栃木県）
6	下関海響マラソン（山口県）	**世界遺産姫路城マラソン（兵庫県）**	長野マラソン	いわきサンシャインマラソン（福島県）	別府大分毎日マラソン（大分県）
7	北九州マラソン（福岡県）	はが路ふれあいマラソン（栃木県）	いわきサンシャインマラソン（福島県）	東京マラソン	**愛媛マラソン(愛媛県)**
8	柏崎潮風マラソン（新潟県）	長野マラソン	**金沢マラソン(石川県)**	大田原マラソン（栃木県）	**金沢マラソン(石川県)**
9	**熊本城マラソン**	京都マラソン	**おかやまマラソン**	**金沢マラソン(石川県)**	**熊本城マラソン**
10	榛名湖マラソン（群馬県）	北九州マラソン（福岡県）	はが路ふれあいマラソン（栃木県）	**熊本城マラソン**	長野マラソン

太字は本研究で事例に取り上げた市民マラソン大会
（RUNNET ホームページより作成）

4-1　マラソン大会の開催プロセスと大会規定

4-1-1　函館マラソン

2016 年に第 1 回大会が開催された函館マラソンのルーツは 1991 年から始まったハーフマラソンである。ハーフマラソンが開催されてから 20 年が経過した 2011 年，北海道新幹線開業（2016 年）に向けたイベントの一つとして規模を拡大させたフルマラソン化を目標とする「フルマラソン検討委員会」が設置され，もともと行われていたハーフマラソンにフルマラソンを加える形で開催する方向で準備が進められた。現在の函館マラソンは毎年 7 月第 1 日曜日に開催され，参加定員はフルマラソン 4,000 人，ハーフマラソン 4,000 人の合計 8,000 人である。以前は毎年 9 月にハーフマラソンが開催されていたが，マラソンシーズン前の合宿の時期ということもあり，企業に所属するトップレベルの選手は参加していなかった。そこで上位選手の参加による大会自体のレベルアップも考慮しつつ，地元函館地域の経済会とも協議を重ね，7 月に開催を決定した。コースは陸上競技場をスタート・ゴールとし，函館市内を巡る市街地型である。フルマラソンのスタート時間は午前 9 時 10 分で制限時間は 5 時間 30 分となっている。

4-1-2　金沢マラソン

金沢マラソン開催のきっかけは 2010 年の金沢市長選挙である。当時，スポーツによるまちづくりをマニュフェストに掲げた候補者（現市長）が当選し，市長就任を契機に大規模市民マラソン大会が発案された。もともと金沢市で毎年 11 月第 2 日曜に金沢市民マラ

表 2　各マラソンの概要（2019 年）

	函館マラソン	金沢マラソン	世界遺産姫路城マラソン	おかやまマラソン	愛媛マラソン	熊本城マラソン
開催都市	函館市	金沢市	姫路市	岡山市	松山市	熊本市
開催日	7 月第 1 日曜	10 月 27 日（日）：10 月最終日曜日	2 月第 4 日曜	11 月 10 日（日）：11 月第 2 日曜	2 月第 2 日曜	2 月 17 日（日）：2 月第 3 日曜
応募時期	2 月 25 日 ～ 4 月 19 日（2019 年）	4 月 6 日～5 月 15 日（2019）	7 月 23 日 ～ 8 月 21 日（2019 年）	4 月 8 日～5 月 18 日（2019）	8 月 5 日～8 月 31 日（2019 年）	7 月 29 日 ～ 9 月 13 日（2019 年）
開始年	2016 年	第 5 回（2019 年）	2015 年	第 5 回（2019 年）	第 57 回（2019 年）	第 8 回（2019 年）
種目	フル，ハーフ	フル	フル，ファンラン（1km～5km）	フル，ファンラン（5.6km）	フル	フル，30km，ファンラン（約 3km）
参加定員	フル 4,000 人，ハーフ 4,000 人	フル 13,000 人	フル 7,000 人，ファンラン 4,720 人	フル 15,000 人，ファンラン 1,400 人	フル 10,000 人	フル 13,000 人，30km150 人，ファンラン（約 3km）1,500 人
制限時間	5 時間 30 分	8 時 40 分（7 時間）	9 時（6 時間）	8 時 45 分（6 時間）	10 時（6 時間）	9 時（7 時間）
コース	陸上競技場をスタート・ゴールとした市街地型	金沢市中心部スタートし，市街地から郊外の陸上競技場をゴールとした混合型	姫路城スタート・ゴールとした郊外型	陸上競技場をスタート・ゴールとした郊外型	松山城付近をスタート・ゴールとした郊外型	熊本市役所前をスタート，熊本城をゴールとした郊外型
主催	北海道陸協，道南陸協，北海道新聞，函館市，函館市教育委員会，函館マラソン大会実行委員会	金沢マラソン組織委員会	姫路市，兵庫陸上競技協会	おかやまマラソン実行委員会	愛媛陸協，南海放送，愛媛新聞，松山市	熊本城マラソン実行委員会／熊本市／熊本日日新聞／熊本陸協
事務局	函館市教育委員会スポーツ振興課	金沢市金沢マラソン推進課	姫路市観光交流局姫路城マラソン推進室	おかやまマラソン実行委員会事務局	南海放送	熊本市イベント推進課

データは 2019 年度時点のもの。現地でのヒアリング調査より作成

ソンが行われていたものを発展させる形で検討が行われた。開催時期については 11 月だと寒く，運営スタッフが大変だということで 10 月最終日曜に決定された。2015 年の第 1 回大会から当初はフルマラソン（参加定員 13,000 人）のみで開催されてきたが，2020 年からは地元市民も気軽に参加しやすくするために 1.5km のファミリーラン（定員 300 人）も開催することになった。コースは金沢市中心部をスタートし，市街地を走った後に郊外にある陸上競技場のゴールを目指して郊外を走る設計になっている。スタート時間は午前 8 時 40 分で，制限時間は 7 時間となっている。

4-1-3　世界遺産姫路城マラソン

姫路市ではもともと正月に市内の子供を対象とした 1～3km の「姫路城下町マラソン」と競技者を対象とした 10 マイルの「姫路城ロードレース大会」が実施されていた。2009 年から開始された姫路城大天守保存修理事業が 2015 年に完成するのに合わせ，その記念事業として同年，第 1 回のフルマラソン大会を実施した。かつてのロードレース大会をフルマラソンに，城下町マラソンはファンランにそれぞれ種目変更して開催されることとなった。日程については，従来行われていた正月から 2 月第 4 日曜に移動して毎年同開催

されている。これは，近畿地方，とりわけ姫路市の周辺地域での主要なフルマラソン大会との重複や，競技役員を確保するために兵庫県陸上競技協会が関係する主要大会を避けた結果，同時期の開催となっている。参加定員は，フルマラソン 7,000 人，ファンラン 4,720 人の合計 11,720 人である。定員については，マラソンコースに一部狭小な区間があるため，混雑度や安全性を考慮して決めている。2015 年の第 1 回大会ではフルマラソン定員は 6,000 人であったが，参加応募者数が多かったため，2017 年の第 3 回大会から 7,000 人に増員した。コースは市街地にある姫路城前をスタートしたあとは郊外を走り，再びゴールの姫路城に戻ってくる郊外型となっている。スタート時間は午前 9 時で，制限時間は 6 時間となっている。

4-1-4　おかやまマラソン

岡山県内には 2010 年頃までは参加者数 1 万人を超える大規模市民マラソンが行われていなかった。2011 年 11 月に県知事（当時）と岡山市長（当時）によるトップ会談が開かれた際に，岡山県内に大規模なスポーツイベントを作ろうとの提案があった。さっそく同年，県と市からの職員で構成されたマラソン大会実行委員会が組織され，岡山市でのマラソン大会の検討を開始し，2015 年に第 1 回フルマラソンが開催された。日程については，もともと近隣地域で行われていた総社吉備路マラソン（フルマラソン 3,500 人を含む参加定員約 25,000 人）は毎年 2 月末に開催されるので，その時期を避けるように 11 月第 2 日曜に設定された。おかやまマラソンの参加定員はフルマラソン 15,000 人，ファンラン 1,400 人である。フルマラソンでは中四国最大規模のマラソン大会にしようという思いが込められている。コースは市街地にある陸上競技場がスタート・ゴールで，スタート後に郊外に抜けて，ゴール近くになると再び市街地に戻ってくる郊外型となっている。スタート時間は午前 8 時 45 分で，制限時間は 6 時間となっている。

4-1-5　愛媛マラソン

松山市では 1963 年に第 1 回のフルマラソン大会が開催され，毎年開催されてきた。2009 年の第 47 回大会までは陸連登録者選手のみを対象とした参加人数 1,000 人以下の大会であった。当時は丘の上にある県総合運動公園を発着するコースで設定されていたため高低差が大きいうえ，制限時間が 3 時間 40 分と競技者向けの大会であった。2007 年にマラソン検討委員会を設置し，開催規模の拡大に向けて動き出した。そして 2010 年，第 48 回愛媛マラソンから陸連登録者以外の一般ランナーも参加可能で時間制限を 6 時間とした 5,000 人規模の市民マラソンとしてスタートさせた。日程については観光入込等の閑散期に経済効果を見込んで 2 月に開催している。同期間の市内のイベントや祭り重ならないように調整して決定している。参加定員は第 48 回大会の 5,000 人から段階的に増加させており，現在は 10,000 人である。コースについては市街地にある松山城前の広場をスタートした後に郊外を走り，再び松山城前のゴールに戻ってくる郊外型となっている。スタート時間は午前 10 時で制限時間は 6 時間となっている。

4-1-6　熊本城マラソン

熊本市ではもともと本格的な競技ランナーの陸連登録者を対象とした金栗 30 キロロー

ドレースが長年開催されてきた。2008 年に地元の愛好者団体，熊本県および熊本市レクリエーション協会を中心に熊本市でのシティマラソン開催に向けた検討を開始し，翌年に開催が決定した。約 2 年間の準備期間を経て，2012 年に第 1 回大会が開催された。開催時期は毎年 2 月第 3 曜日で，参加定員はフルマラソン 13,000 人のほか，ファンラン 1,500 人，30 キロロードレース（陸連登録者）150 人の合計 14,650 人である。コースは市街地にある熊本市役所前をスタートした後に郊外に抜け，その後市街地にあるゴールの熊本城に戻ってくる郊外型となっている。スタート時間は午前 9 時で制限時間は 7 時間となっている。

4-2　運営の特徴

4-2-1　主催および共催，事務局

すべての場合において主催者として市が入っている。または市および県からなるマラソン大会のための委員会が組織され主催者になるケースもある。その他，主催または共催には市や周辺地域の陸上競技協会（陸協）が加わり，コース運営のサポートや円滑な大会の進行に向けた現場サポートを行っている。さらに多くの市民ランナーが参加することもあり，マラソン大会当日は地方テレビ局によるテレビ放映が長時間行われるケースも多い。またマラソン大会の結果について地元新聞では多くの紙面を割いて報道することが一般的である。そのため地方テレビ局や地方新聞社が主催や共催として大会に参画することも多い。

事務局としては開催する都市の市役所内のスポーツおよびイベント関連部局が窓口になっているケースが多い。愛媛マラソンでは地元テレビ局が窓口を担当している。

4-2-2　運営スタッフと予算

マラソン大会開催に関する運営資金の管理，PR と参加者募集および手続き，警察や医療機関への協力要請などの大会運営に関する事務局スタッフとしては 10～30 名が常駐して業務を行っている。一方で，マラソン大会前日や当日の会場運営に関しては数千人のボランティアスタッフが担当しており，会場やコース沿道の整理にあたっている。ボランティアは主に地元の陸上競技連盟がコース沿いでレースの管理を行い，高校や大学の陸上競技部員や沿道の町内会がコースの管理や給水所，給食所で選手へのサポートを行っている。

マラソン大会開催の予算については 1 億 5 千万円から 4 億円まで大会ごとに開きがある。内訳については大会による違いはあるものの，おおむね行政からの補助金，大会参加費，企業からの協賛金がそれぞれ 1/3 の割合である。

4-3　各大会の特色および課題

4-3-1　各大会の特色

事例に挙げた 6 大会は参加者からの評価されているポイントについて，運営側へのヒアリング調査に基づいてまとめると以下の通りである。

まずいずれの大会でも沿道からの途切れることない声援を挙げている。実際には自動車専用道路や歩道がなく人の立ち入りが難しい区間もあるので，完全に沿道から途切れなく声援を送ることが不可能である。とはいえ，主に沿道近くの地域住民が協力的でマラソン大会を盛り上げていることがランナーに伝わり，気持ちよく走ることにつながっているといえる。またコースに設置された給食所における地域特産物の提供も特色として挙げられ

ている。例えばおかやまマラソンではシャインマスカットや白桃，函館マラソンでは海鮮丼といった地域の特産部が提供されることがランナーの楽しみにもつながっている。その他，参加および完走記念のグッズにも特色を出し，ランナーから好評を得ているケースもある。例えば愛媛マラソンでは完走記念に今治タオルを提供している。さらに，姫路城前をスタート・ゴール地点とした世界遺産姫路城マラソンや，ゴール地点が熊本城境内とした熊本城マラソン，金沢城や金沢駅鼓門前を通る金沢マラソンなど，地域の観光資源をコースの要所に配置して特色を出している。

以上のことから，特産物や料理などの食や観光資源といった地域独自の魅力をマラソン大会に結びつけている点，沿道の住民やボランティアスタッフなど地域住民の協力体制が得られている点，高低差を小さくした比較的平坦なコース設計や沿道に設置された km 表示など走りやすさを追求している点，などがランナーにとって魅力に映り，高評価につながり多くの参加者を集めることにつながっているといえる。

4-3-2　各大会の課題

いずれの大会において，課題は大きく 2 点が挙げられている。まず 1 つ目は運営スタッフの人材確保である。マラソン大会では一度に多くの参加者に対応し，広範囲にわたってレースが展開されるために多くのボランティアスタッフが必要となる。例えば熊本城マラソンや姫路城マラソン，岡山マラソンでは 4,000 人以上のボランティアスタッフが沿道の管理やスタート・ゴール時の対応などにあたっている。前述した通り，ボランティアスタッフには地元高校や大学の陸上競技部員，陸上競技連盟，沿道の自治会組織，医療機関など，100 以上の組織や団体が関わっている。これら多数の組織や団体に毎回参加してもらうための関係づくりが必要であり，ボランティアスタッフを含めた運営スタッフの満足度やモチベーションの維持が課題となっている。また，マラソン大会の運営予算の確保も課題として挙げられている。運営費の 1/3 を占める民間企業からの協賛金については企業の業績や景気なども左右されるため，なかなか安定的に資金援助が得られるとは限らない。企業側としては地域貢献の意味合いも込めて協賛金を出すわけであるが，マラソン大会が注目されて多くの参加者を集める魅力ある大会であるかにもかかってくる。そのために前項で示した特色づけをさらに増して多くの企業や組織が協賛する取り組みは重要である。

5. まとめ

本研究で明らかにされたことは以下のとおりである。

①各地の市民マラソン大会の開催状況をみると，1980 年代以降に一貫して増加しており，ここ数年では特に地方の中心的な都市での開催が増加していることが分かった。②地域によって市民マラソン大会の開催時期が異なるものの，同じ地域でも開催数が増加傾向にあることが明らかになった。③東京や大阪，名古屋といった大都市圏では河川敷や大規模運動公園を利用した私設組織による小規模なマラソン大会が急増していることが分かった。④ランナーからの評価が高い 6 事例をみると，地域の特徴や観光資源を活用しながら独自の魅力をマラソン大会に結びついているものの，ボランティアスタッフや運営予算の確保といった問題を恒常的に抱えていることが明らかになった。

本研究では対象に含めなかったが，③で述べた大都市圏での私設組織のマラソン大会は急増しており，小規模ながらも大都市住民にとっての身近なマラソン大会参加機会となっている。この傾向が続くようであれば，各地の市民マラソン大会では大都市住民の参加が減少することもありうると予測される。また，市民マラソン大会が一貫して増加傾向にある現状と日本の総人口が減少している状況を合わせて考えると，市民マラソン大会の参加者募集の競争は激しくなると予想され，開催終了を余儀なくされる大会も出てくると思われる。市民マラソン大会の参加者確保や維持に向けては，マラソン大会そのもの内容充実を図るほか，「この町，この都市で走りたい」と思わせるための開催地の観光魅力の向上に向けた取り組みが必要になると言える。

〔注〕

1）スポーツによる地域活性化に関する研究として、山田（2009）がある。
2）各大会のホームページ，市民マラソン大会の情報サイトより，2019 年度に開催された市民マラソン大会を集計した。
3）参加手続きとしては，例えばゼッケンナンバーや参加記念品の受け渡しなどがある。
4）箱根駅伝は 1987 年大会から日本テレビによる往路復路の完全生中継が開始された。
5）フルマラソン一般参加者の抽選倍率は 2013 年の第 7 回大会から 10 倍を超えている。
6）事例に取り上げた各マラソンのヒアリング調査先と時期は次の通り。函館マラソン（函館マラソン大会実行委員会事務局，2019 年 12 月），金沢マラソン（金沢マラソン組織委員会事務局，2020 年 3 月），世界遺産姫路城マラソン（世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局，2019 年 12 月），おかやまマラソン（おかやまマラソン実行委員会事務局，2020 年 2 月），愛媛マラソン（愛媛マラソン実行委員会，2019 年 10 月），熊本城マラソン（2019 年 11 月）

〔参考文献〕

山田耕生（2009）プロサッカークラブの本拠地におけるサッカーのまちづくり，共栄大学研究論集 7，107・122.
Hall, C.M.（1992）Adventure, sport and health tourism. In: Weiler, B. and Hall, C.M.（eds.）Special Interest Tourism. Belhaven Press: London, pp 141-158.
呉羽正昭（1999）日本におけるスキー場開発の進展と農山村地域の変容，日本生態学会誌 49(3), 269-275
原田宗彦（2003）スポーツ産業論入門．杏林書房：東京.
工藤康宏・野川春夫（2002）スポーツ・ツーリズムにおける研究枠組みに関する研究―“スポーツ”の捉え方に着目して―，順天堂大学スポーツ健康科学研究 6, 183-192
村田周祐（2012）スポーツ・ツーリズム研究の現代的再構成，体育学研究 57(2), 471-482
天野宏司（2009）スポーツイベントの創出と観光振興に関する研究―スポニチ佐渡ロングライド 210 を事例に，文化情報学 16(2), 35-52
野川春夫・工藤康宏（1998）スポーツイベントと地域活性化に関する研究―スポーツ・ツー

リストの観光行動の視点から―，鹿屋体育大学学術研究紀要 19，9–19
山本智恵子（2020）スポーツツーリズムイベントの構造分析：能登和倉万葉の里マラソンのマーケティング戦略，金沢星稜大学人間科学研究 13(2), 77–84
江頭満正（2016）スポーツツーリストとエクスカーショニストの経済効果比較：小江戸川越マラソンを事例に，尚美学園大学総合政策研究紀要 27, 89–105
大橋美幸（2016）マラソン大会と観光に関する研究：函館ハーフマラソン、奥尻ムーンライトマラソン、大沼グレートラン・ウォークの調査，函大商学論究 48(2), 61–126
神野賢治・福島洋樹（2018）大規模市民マラソンへの継続的な参加要因の検討：スポーツツーリズムの推進を視座に，富山大学人間発達科学部紀要 12(2), 63–74
入江雅仁（2020）北九州マラソンの経済波及効果，九州共立大学地域連携推進センター研究紀要 4, 39–49
胡威・二宮浩彰・備前嘉文（2020）都市型市民マラソン開催による経済波及効果の推計：奈良マラソンの開催経費からみた費用対効果，スポーツ産業学研究 30(3), 315–323

（2022.1.20 受稿，2022.3.15 受理）

〔抄　録〕

本研究では市民マラソン大会開催の動向を整理し，その特徴を明らかにした。また各地方の中心的都市のなかで参加ランナーからの評価が高い市民マラソン大会として 6 事例を取り上げ，開催の特徴や課題を比較考察した。各地の市民マラソン大会の開催状況をみると，1980 年代以降に一貫して増加しており，ここ数年では特に地方の中心的な都市での開催が増加していることが分かった。②地域によって市民マラソン大会の開催時期が異なるものの，同じ地域でも開催数が増加傾向にあることが明らかになった。③東京や大阪，名古屋といった大都市圏では河川敷や大規模運動公園を利用した私設組織による小規模なマラソン大会が急増していることが分かった。④ランナーからの評価が高い 6 事例をみると，地域の特徴や観光資源を活用しながら独自の魅力をマラソン大会に結びついているものの，ボランティアスタッフや運営予算の確保といった問題を恒常的に抱えていることが明らかになった。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 143-160

〔論　説〕

貧困問題から格差問題へ
―ベトナムの貧困・格差政策の動向―

グェン　トゥイ

1. はじめに
  a. 問題の所在
  b. 本稿の構成
2. ベトナムにおける貧困・格差の過去と現在
  a. 貧困の諸相：農村貧困と少数民族問題の顕在化
  b. 所得格差の動向：地域への視点
3. ベトナムにおける貧困・格差政策の動向とその特徴
  a. 経済成長と貧困削減政策
  b. 貧困問題から格差問題へ：多次元貧困の概念と農村・少数民族
4. むすびに

1. はじめに

a. 問題の所在

本稿は近年アジアの中でも経済成長著しいベトナムに焦点をあて，貧困と格差の動向を確認するとともに，それに対応してベトナムの政策や研究がどのように推移してきたのか，その特徴を明らかにする。具体的には近年におけるベトナムの貧困・格差政策の焦点がかつての経済成長と貧困削減を重視する方針から地域格差是正の中で農村と少数民族に問題を絞った貧困削減に焦点があてられるようになったことを示す。

1986 年にベトナムは共産党第 6 回大会においてドイモイ（Đổi mới：刷新）政策が提起され，それ以降社会主義市場経済の路線をとることで急速に経済成長を達成してきた。現在は新型コロナウイルスの感染拡大により経済成長はやや停滞しているものの，それでも新型コロナウイルスのパンデミック前には年率 7％を上回る驚異的な経済成長を達成しており(1)，ベトナムが世界経済におけるプレゼンスをアジアの中で発揮してきたことはもはや疑う余地もないであろう。

1976 年に南北ベトナムが統合されて，1980 年代初頭までは後述するように「貧しさを分かち合う社会主義」（古田，2009）の下で国全体が貧しいけれども所得格差がない状況にあった。しかしドイモイ政策後に社会主義市場経済路線がとられるようになると，一国全体での貧困削減は上述の経済成長とともに順調に進むことになるが，他方において所得

(1)　ベトナム統計総局によれば 2010 年不変価格で評価した GDP（以下本稿ではこれを実質 GDP と同等のものとして扱う）の対前年比成長率は 2018 年で 7.08％，2019 年で 7.02％である。コロナ禍に見舞われた 2020 年は 2.91％となった。https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）。

格差も問題が顕在化するようになった。皮肉なことに「貧しいけれども平等だった社会・経済から豊かにはなったけれども格差が顕在化した社会・経済」へとベトナムは変化してきたのである。2000 年代に入るとベトナムは WHO へ 2006 年に加盟するなどグローバル化の様相を強め，国際市場に国内経済が統合される度合いが強まってきた。それとともに国内の所得格差やその他の格差がより高まってきたことが観察される（第 2 節参照）。しかしながら，そうした現状に対してどのようにベトナムは政策的に対応してきたのか，あまり包括的な議論がなされていない現状がある。ゆえに冒頭で述べたように本稿はこの認知の間隙を少しでも埋めるため，近年におけるベトナムの貧困・格差の動向を追うとともに政策はどのように対応してきたのか明示することを目的とする。そしてベトナムを対象とする研究はどのような変遷をたどってきたのか，整理し，今後の研究展望を述べる。

b. 本稿の構成

本稿は上記の問題設定と目的に鑑み，以下のような構成で論を進める。まず第 2 節ではベトナムにおける貧困・格差の状況が過去から現在にかけて，どのように変化してきたのか概観する。先述のように貧しいけれども平等だった社会・経済は戦争と社会主義の理想によって貧しさが覆い隠されていた状況といってもよく，ドイモイによる経済成長はそれを由としない状況へとベトナムを変化させた。その後，2000 年代に入ると貧困削減がある程度達成される中で，その問題が農村，少数民族に集中するようになり，同時に格差の問題が地方格差として顕在化するようになった。こうしたベトナムの貧困・格差の状況がどのように変化してきたのかを述べる。続く第 3 節では，農村貧困が顕在化，少数民族が経済発展から取り残されている現状に対し，ベトナム政府はどのような対応をとってきたのか，その政策対応について議論する。その中で貧困削減の視点から格差を解消する問題へとベトナム政府の関心が強まっており，そのような格差解消の方針の中で農村，少数民族の問題を解消することが国家的な目標になっていることを示す。

2. ベトナムにおける貧困・格差の過去と現在

a. 貧困の諸相：農村貧困と少数民族問題の顕在化

ベトナムは，1990 年代にドイモイによる市場経済化が進み急速な経済成長をとげた。2000 年代に入ると国際化の動きが顕著となり，国際市場に統合されるグローバリゼーションを経験した。そうした背景もあり，既述の通り近年は経済成長率も年率で 7% を超えるほどの高い伸びを示している。図 1 は 2000 年代に入り，2005 年以降の実質 GDP の動向を新型コロナウイルスのパンデミックが起こる前，2019 年までの産業別付加価値の動きと併せて示したものであるが，ここからもわかるように 2005 年以降一貫して実質 GDP は増加しており，工業（建築業含む）部門の付加価値が順当に伸長し，工業化が進展していることがうかがえる。興味深いのはサービス部門の付加価値が工業部門よりも上回っていることで，トラン・苅込（2019）が指摘する「未熟な脱工業化（premature deindustrialization）」の傾向がないか気になるところではあるが(2)，工業部門の付加価値の伸びも続いていることから，当面はその心配はないと考えられる。

さてでは上記の経済成長の動向をみたうえで，近年のベトナム政府策定の所得貧困率を

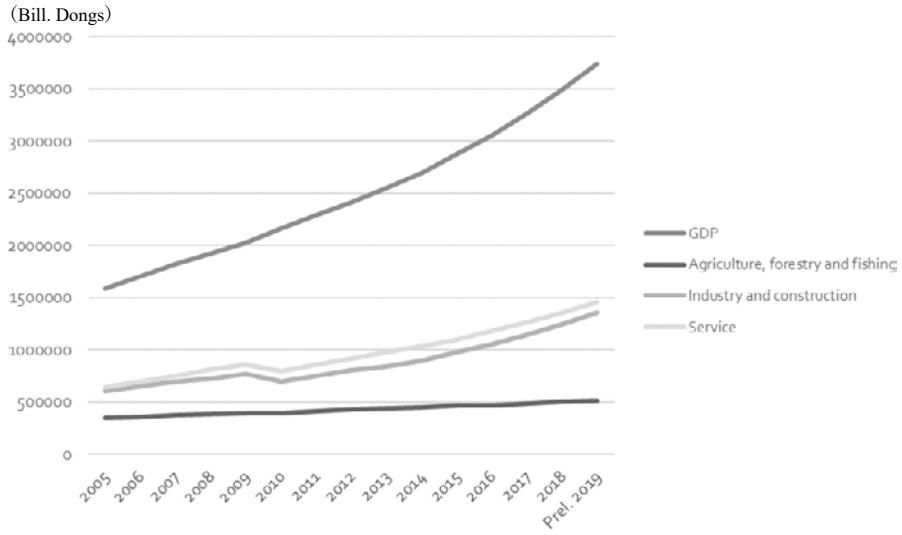


図１　産業部門別にみたベトナムの経済成長

出所）General Statistics Office of Vietnam　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）よりグェン作成。

注）2010 年不変価格で評価。単位は 10 億 VND（＝480 万円ほど）。

表１　ベトナムにおける貧困率の推移

（%）

	1998	2002	2004	2006	2008	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
WHOLE COUNTRY	37.4	28.9	18.1	15.5	13.4	14.2	12.6	11.1	9.8	8.4	7	5.8
Urban	9	6.6	8.6	7.7	6.7	6.9	5.1	4.3	3.7	3	2.5	2
Rural	44.9	35.6	21.2	18	16.1	17.4	15.9	14.1	12.7	10.8	9.2	7.5
Red River Delta	30.7	21.5	12.7	10	8.6	8.3	7.1	6	4.9	4	3.2	2.4
Northern midlands and mountain areas	64.5	47.9	29.4	27.5	25.1	29.4	26.7	23.8	21.9	18.4	16	13.8
North Central area and Central coastal area	42.5	35.7	25.3	22.2	19.2	20.4	18.5	16.1	14	11.8	9.8	8
Central Highlands	52.4	51.8	29.2	24	21	22.2	20.3	17.8	16.2	13.8	11.3	9.1
South East	7.6	8.2	4.6	3.1	2.5	2.3	1.7	1.3	1.1	1	0.7	0.6
Mekong River Delta	36.9	23.4	15.3	13	11.4	12.6	11.6	10.1	9.2	7.9	6.5	5.2

出所）General Statistics Office of Vietnam　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）

注）2011–2015 年に対応する政府策定貧困線は，消費者物価指数（CPI）により更新された家計構成員 1 人あたりの平均月収に基づいて計算されている。2010 年：農村部は 40 万ベトナムドン，都市部は 50 万ベトナムドン。2013 年：農村部は 57 万ベトナムドン，都市部は 71 万ベトナムドン。2014 年：農村部は 60 万 5000 ベトナムドン，都市部は 75 万ベトナムドン。2015 年：農村部は 61 万 5000 ベトナムドン，都市部は 76 万ベトナムドン。2016 年：農村部は 63 万ベトナムドン，都市部は 78 万ベトナムドン。

確認してみよう。表 1 は 1998 年から 2016 年までの 2 年おきの所得貧困の推移を都市農村別，地域別にみた表である[(3)]。2 年おきになっているのは，この表のもととなっているベトナム統計総局の所得データが現在 2 年おきに実施されている VHLSS（Vietnam Household Living Standards Survey）をもとにしているからである[(4)]。表 1 からまずうかがえるのは

(2)「未熟な脱工業化」とは発展段階が十分ではない状況，すなわち工業化が十分進んでいない段階で工業部門が縮小に向かい，生産性の低いサービス部門に雇用が吸収されていくような状況を指す。

全体としての貧困率は減少しているということである。これは上述の経済成長に伴い順調に貧困削減が進んできたことを示している。しかしながら，所得貧困率を都市部と農村部に分けてみると，ある問題に気づく。すなわち，都市部の貧困率も農村部の貧困率も経年では下がってきているが，依然として農村貧困の割合は都市部より高いのである。例えば 2016 年は都市部で 2%であるが農村部では 7.5%となっており，それなりに開きがある。また地域別にみてみると，北部山岳丘陵地域（Northern midlands and mountain areas）および中部高原地域，北中部沿岸地域など都市部から離れた遠隔地の貧困率が，ハノイがある紅河デルタ（Red River Delta）やホーチミンシティがある東南部（South East），ベトナム屈指の穀倉地帯で農業が発展しているメコンデルタ（Mekong River Delta）に比べて高いことが注目される。また貧困線近傍にある世帯で貧困を一度脱却しても何らかのリスクでまた貧困状態に戻ってしまう世帯は脆弱性（vulnerability）にあるというが，この世帯が多い地域は山岳部や北中部，南中部，メコンデルタなど農村部が多い地域であり（図 2 参照），特に近年自然災害被害に農村部が苛まれていることからも脆弱性の観点からも農

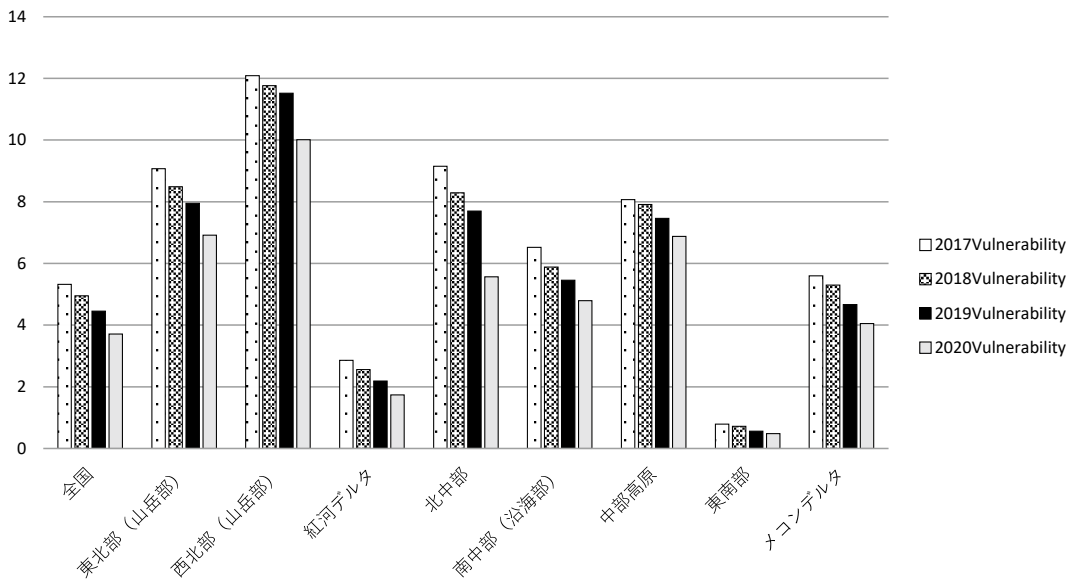


図 2　地域別にみた脆弱家計の推移

出所）*Quyết định số 576/QĐ-LĐTBXH của Bộ Lao động, Thương binh và Xã hội：Công bố kết quả rà soát hộ nghèo, hộ cận nghèo năm 2020 theo chuẩn nghèo tiếp cận đa chiều áp dụng cho giai đoạn 2016–2020*（2020 年の貧困及び脆弱世帯の結果報告決定 576/QĐ-LĐTBXH2021）https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=203278（2022 年 1 月 27 日閲覧）

(3)　ベトナムの地方行政区画は，省（province：tỉnh）レベル→県（district：huyện）→行政村（社）（commune：xã）レベルの順で管理されており，末端行政区画は行政村レベルである。行政村レベルの行政単位としては行政村（社）の他，坊（ward：phường），市鎮（town：thị trấn）があるが，このうち行政村（社）が統計上は農村とされる。なお政府により策定された所得貧困線は地域別に異なる。詳しくは表 1 の注を参照のこと。

(4)　VHLSS は 2 年おきに行われている家計を対象にした生活水準調査で 2002 年から実施されている。その前身は 1992–1993 年と 1997–1998 年におこなわれた VLSS（Vietnam Living Standards Survey）であり，今日多くの研究者により用いられているデータである。

村部が大きな問題を抱えていることがわかる。

実はこの北部山岳丘陵地域，中部高原地域などは少数民族が集住する地域である（図 3 参照）。衆知のようにベトナムには 53 の少数民族（図 3 と同じくベトナム統計総局によれば全人口の 14%，残りは主要民族であるキン族である）がおり，こうした山岳地域などで棚田での水稲栽培や焼き畑などの独自の農業などを営みながら暮らしている。すなわち少数民族の居住地において貧困率が高い。後に所得貧困ではとらえきれない貧困の諸相を把捉するため導入された多次元貧困の概念に触れるが，この概念も明らかに少数民族の貧困を想定して導入されたものである。すなわち現在のベトナムの貧困は農村と少数民族に集約された形で顕在化しているのである。



図 3　少数民族の人口分布（2019 年）

出所）GSO（2020）*Completed Results of the 2019 Viet Nam Population and Housing Census*. Ha Noi：Statistical Publishing House をもとにグェン作成。

注）Cần Thơ 市，Hậu Giang 市のデータは地図中に表示されていない。

b. 所得格差の動向：地域への視点

次に所得格差の動向を確認してみよう。図 4 は 2002 年からの VHLSS の所得データに基づき計算されたジニ係数の推移である（2019 年は予測値）。全国的には所得格差の動向は 0.42 近辺で一定となっており，あまり大きな変化はないようにみえるが，都市・農村別にみるとベトナムの所得格差の現状が浮き彫りとなってくる。すなわちジニ係数が高いほど格差が大きいことを示しているから，2010 年頃までは都市部の方が農村部のジニ係数を上回っており，主に都市部における所得格差が問題であったことがわかる。しかし 2010 年を境に都市部の格差は縮小傾向にあり，農村部の格差が拡大傾向にあることが見てとれる。すなわち農村内での格差が現在は問題となっている。

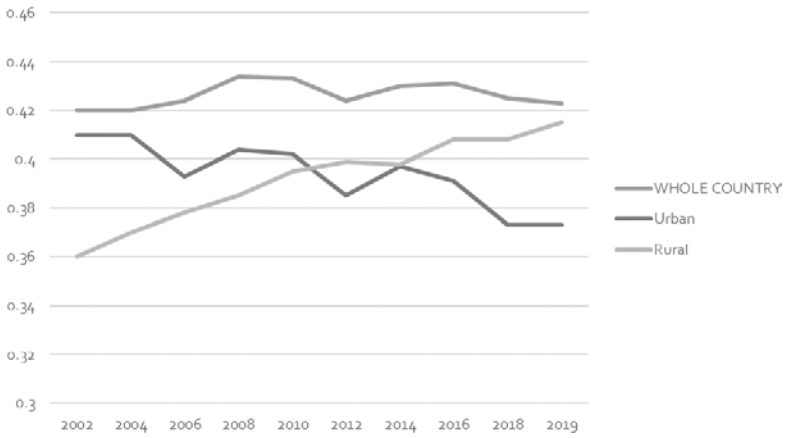


図 4　都市・農村別ジニ係数の推移

出所）General Statistics Office of Vietnam　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）よりグェン作成。

では地域別に見た場合はどうであろうか？図 5 は同じく VHLSS のデータから先の 6 地域についてジニ係数の推移を確認したものである。この図からわかることは次の 2 点である。第一に 2014 年を境にして，ジニ係数が高まり格差が拡大する地域と，ジニ係数が低下ないしそれほど変化せず，格差が縮小ないし一定の地域に分かれること，第二に格差が拡大しているのは，北部山岳丘陵地域と中部高原地域の 2 地域であり，先ほどふれた所得貧困率が最も高い傾向にあり，また少数民族が居住している，ということである。以上のことからベトナムの格差問題は先の貧困問題と同じように農村において顕在化しており，特に少数民族が深刻な影響を被っているといえよう。図 6 は少数民族の省別人口比率と所得貧困率の関係を示したものであるが，強い正の相関関係があることがわかる。要するに少数民族が多い省は高い貧困率に窮している現状がうかがわれる。

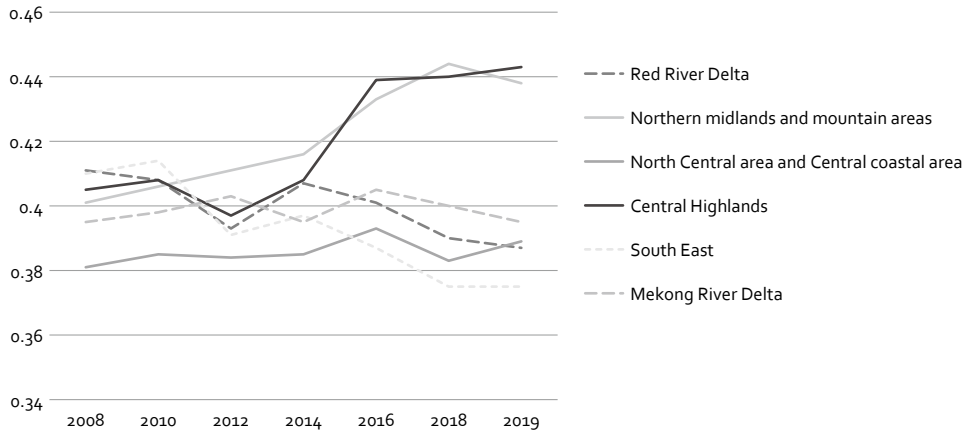


図 5　地域別ジニ係数の推移

出所）General Statistics Office of Vietnam　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）よりグェン作成。

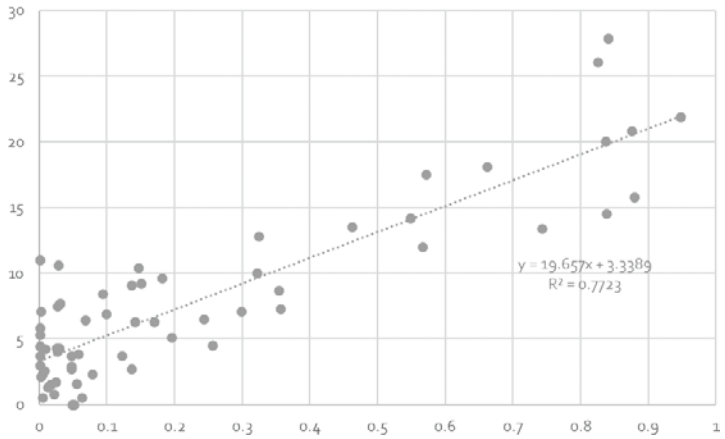


図 6　少数民族の省別人口比率と所得貧困率の関係

出所）General Statistics Office of Vietnam　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日）をもとにグェン作成。

注）横軸は少数民族の各省人口比率（2019 年），縦軸は相対的貧困率（2016 年：%）。

それではこのようなベトナムの貧困・格差問題に対し，政府はどのような対策をとってきたのであろうか？以下は，これまでベトナムが採ってきた貧困・格差政策の路線についてその特徴をまとめていく。

3. ベトナムにおける貧困・格差政策の動向とその特徴

a. 経済成長の中での貧困削減―2000 年代初頭までの貧困・格差政策―

ベトナムでは経済成長を進めるとともに貧困層にターゲットをあて貧困削減を精力的に進める政策が 1992 年以降，精力的に進められており[(5)]，多くの行政組織や社会団体の様々なプログラムと結びつけられて，それなりに効果をあげてきた。他方，工業化，市場経済化の進展とともにベトナムの人口も伸び，全人口の 6 割強が居住する農村部では人口増大とともに失業も顕在化しはじめ[(6)]，前節でみたように農村における貧困が問題視されるようになった。ベトナムの多くの農村家計が貧困である原因は，生産に対する資本不足，生産ノウハウおよび経験の不足，自然災害や疾病等に起因するリスクの多さ，などである。特に台風や洪水に代表される自然災害は，収入の多寡が自然条件に大きく依存する農村家計の貧困を招く。

ベトナムにおける貧困撲滅の思想は，初代国家主席ホー・チ・ミン（Hồ Chí Minh）の大きな影響を受けている。彼は，「国民全てが食を満たし，衣服を着用し幸福を享受する。そして教育を受けることができる」ことを絶対的な条件とし，「国民が貧困に陥ればそれは共産党や政府の誤り，［衣服がなく］国民が寒さに震えるならそれも党や政府の誤り，そして国民が学校へ行けないのであればそれも党や政府の誤り」という名言を残した。つ

(5)　この詳しい背景については例えばトラン（2010）の第 12 章なども参照のこと。

(6)　https://www.gso.gov.vn/（2022 年 1 月 27 日閲覧）の人口データを参照されたい。

まり貧困削減という問題は，ホー・チ・ミンの時代から国家的課題としてベトナムでは意識されていた(7)。1975 年にベトナム戦争が終結した後，等しく貧しい状況にあった国民全てが抗戦から経済復興という新たな現実に直面することとなり，1986 年からドイモイが開始された。改革が進行するなかで，市場経済化の影響によって国民間での貧富格差が次第に生じ，貧困問題が国家の重要課題として浮上し始めたのである。

1991 年 6 月のベトナム共産党第 7 回全国大会では，「ドイモイによる経済発展とともに，貧困削減や社会の平等を求め，格差が許容線を越えないものとする」という主張が党指導部からなされ，ドイモイ改革の開始後，初めて貧困問題が政治指導層によって意識されるようになった(8)。その主張をうけて 1992 年初めには，ホーチミン市政府にあたる同市人民委員会が郊外の 4 区部からパイロット・サーベイを展開し，これがベトナム最初の貧困削減活動の実施といえる。

同年 9 月，第 7 期ベトナム共産党中央執行委員会第 5 回会議では「貧困者を支援し，各地方で貧困削減金庫（Quỹ xóa đói giảm nghèo）を設置して，富裕世帯を増やすと同時に貧困削減を実現する」などの内容の決議を採択した(9)。この決議を機に，各省が参加する本格的な貧困削減活動が始まり，ようやく「貧困削減政策」という独自の政策としての様相を見せ始めた(10)。

国際的には，1993 年 9 月にタイのバンコクで開催された国連アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific：ESCAP）における貧困削減会議が重要である。この会議にはベトナムから MOLISA のグエン・ティ・ハン（Nguyễn Thị Hằng）大臣（当時）が出席し，貧困概念・貧困定義・貧困基準・貧困削減法などについて話し合われた。その結果，「貧困とは一部の住民が，地方の習慣等によって，社会的に認められた人間の基本的な欲求が満足できなく，経済発展の恩恵も享受できない状況にあること」という貧困の定義が定められた(11)。これによってベトナムにおける貧困の定義として初めて定められた，具体的には，貧困世帯は一人当たり月収が農村部で米 15 キログラム，都市部で 20 キログラム以下，飢餓世帯は同様に 8 キログラム，13 キログラム以下とされた。こうした基準の明確化をへて，MOLISA を中心としてベトナムにおける貧困削減政策が活発化していき，1995 年 4 月には MOLISA から過去 3 年間の貧困削減運動結果報告が出された。

特筆すべきことは，1996 年 7 月の第 7 期共産党第 8 回全国大会において，「社会経済発展計画 1996–2000」（1996–2000 年 5ヵ年計画）の中に貧困削減に関する項目が入れられたことである(12)。具体的には当該計画期の初めの 2〜3 年で飢餓貧困の削減，貧困世帯への融資金利優遇，仕事の生産性を向上させるための助言，貧困世帯の学費免除，保険証の供

(7)　ホー・チ・ミンの発言については Hồ Chí Minh（1945–1946）による。特に 1942〜45 年のいわゆる 200 万人飢餓がそうした思想の形成に影響を与えた可能性は否めない。

(8)　*Nghị quyết Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ 7 của Đảng thông qua báo cáo chính trị Ban chấp hành Trung ương khóa 6,ngày 27 tháng 6 năm 1991.*

(9)　なお貧困削減金庫の財源には 1）地方予算の 1〜2%が充てられ，そのほか 2）個人からの寄付，3）社会組織（企業など）の寄付，4）銀行，5）開発援助が主なものであった。

(10)　例えば，1992 年に MOLISA による貧困削減の研究や地方訓練などの活動があった。

(11)　Nguyễn Thị Hằng（1996, p. 43）。

与などを実施することがあげられた。すなわち国の経済発展計画の中に具体的な貧困削減の課題が取り入れられることとなったのである。続く 2001 年 4 月の第 9 回共産党大会で定められた「社会経済発展計画 2001-2005」（2001-2005 年 5ヵ年計画）では，着実な経済発展，国民生活水準の改善と安定，工業部門への労働移動の促進，経済面での国際関係拡大，失業の減少，飢餓削除と貧困削減の目標が掲げられた(13)。さらに，この第 9 回共産党大会は国の貧困削減政策にとって非常に重要な大会となった。すなわち 5ヵ年計画とは別に経済発展と貧困削減政策を有効に実現するためのグランドデザインとなる「2001-2010 年社会経済発展 10ヵ年戦略」（以下 10ヵ年戦略と呼称）が定められ(14)，2020 年までにベトナムが工業国になるための基盤作りを目標に掲げたのである。そこでは長期的な貧困削減も視野に入れられており，農村の工業化を重視している点も興味深い。

10ヵ年戦略の中で貧困削減の促進を具体的に実施するものとして位置づけられたのが，「2001-2005 年国家貧困削減目標・職業プログラム」である。このプログラムの濫觴は，MOLISA 大臣や MPI 大臣の提言を基に 1998 年に初めて貧困削減に関する国家目標プログラムとして公布された首相決定 133 号，「国家貧困削減目標プログラム 1998-2000 年の公布について」である。これは総合的かつ部門連関的なプログラムであり，2000 年に全国の貧困世帯率を 10%に減少するという具体的目標を掲げていた。この目標達成のために，1）インフラ設備への投資，2）小規模手工業生産と開発への補助，3）貧困者に対する信用供与，4）教育への補助，5）保険医療への補助，6）貧困者に対する農林水産業の奨励，7）貧困削減政策に従事する幹部や行政村幹部の知識を高めること，8）新経済区への移住の促進，9）特別困難少数民族への補助，などの実施項目が組まれた(15)。そして 2001 年に首相決定 143 号「2001-2005 年国家貧困削減目標・職業プログラム」として発展継承されることとなったのである(16)。発展継承されたプログラムの目標は毎年貧困世帯率を 2%ずつ減少させるものとし，実施項目として貧困行政村へのインフラ設備（電気設備，道路，生活水など）の構築などが定められた。さらに毎年 140～150 万人に職業機会を与えること，都市部の失業率を 2005 年までに 6%へ減少させること，農村部の就労機会を高めることが新たに職業支援に関する項目として加えられ，貧困層への自助努力を重

---

(12) *Phương hướng nhiệm vụ kế hoạch phát triển kinh tế xã hội 5 năm 1996-2000, Báo cáo của Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa 7 Đại hội đại biểu tòan quốc lần thứ 8 của Đảng, ngày 28 tháng 6-ngày 1 tháng 7 năm 1996.*

(13) *Phương hướng nhiệm vụ kế hoạch phát triển kinh tế xã hội 5 năm 2001-2005 Báo cáo của Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa 8, Đại hội đại biểu tòan quốc lần thứ 9 của Đảng, ngày 19 tháng 4-ngày 22 tháng 4 năm 2001.*
この貧困削減の方針は，2010 年までに現代的な工業国になることを謳っていた「社会経済発展計画 2006-2010」（2006-2010 年 5ヵ年計画）にも引き続き取り入れられた（*Phương hướng nhiệm vụ kế hoạch phát triển kinh tế xã hội 5 năm 2006-2010 Báo cáo của Ban chấp hành Trung ương Đảng khóa 9. Đại hội đại biểu tòan quốc lần thứ 10 của Đảng, ngày 14 tháng 4-ngày 25 tháng 4 năm 2006*）

(14) *Chiến lược phát triển kinh tế-xã hội 2001-2010*. 10ヵ年戦略が出された背景には，経済成長を優先する中での貧困削減の推進というベトナム政府の考え方がある。これについては石川（2006，198-201 頁）が詳しくふれている。

(15) *Số 133/1998/QD-TTg Quyết định của Thủ tướng chính phủ về việc phê duyệt chương trình mục tiêu quốc gia xóa đói giảm nghèo trong giai đọan 1998-2000, ngày 3 tháng 7 năm 1998.*

(16) *Số 143/2001/QD-TTg . Quyết định của Thủ tướng chính phủ về việc phê duyệt chương trình mục tiêu quốc gia xóa đói giảm nghèo và việc làm giai đọan 2001-2005, ngày 27 tháng 9 năm 2001.*

視したものとなっている。2007年2月には首相決定20号「2006-2010年国家貧困削減目標・職業プログラム」としてさらに継続されることとなり(17)，5年間で貧困世帯を半分に減少，貧困世帯グループの収入を2005年比で1.45倍に増加，2010年までに特別困難行政村を半分に減少といった目標が掲げられている。そのための方策として，15万人の貧困学生の学費全免あるいは減免，すべての貧困者への保険証供与，貧困削減関連プログラムに従事する17万人の職員に対する教育訓練，50万の貧困世帯に対する住居建築の補助など数値目標を定めたより具体化した実施項目を定められた。

ベトナムの貧困削減政策にとってはもう一つ重要なプログラムがある。それは1998年7月に計画投資省，MOLISA（労働傷病兵社会省：Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs），農業農村開発省，財務省の各省と山岳少数民族委員会の提案により公布された首相決定135号，「特別困難山岳地域の行政村の社会経済発展プログラム」（通称135プログラム）である。これは，「山岳地域，特に困窮に苦しむ行政村の民族の生活水準を高め，これらの地域が低迷，貧困から抜け出し，国の発展に参加すること，それにより治安維持を達成すること」を目標とした。具体的には，1998-2000年期に，1）飢餓世帯の基本的な消滅化，2）貧困世帯の毎年4%から5%程度の減少，3）生活水の供給，4）就学学齢層の子供の通学化，5）危険な病気の観察，6）行政村への交通道の整備，7）情報・文化的生活の享受を，次の2000-2005年期に，1）2005年までに全ての行政村に対する特別困難行政村の比率を25%以下に減少(18)，2）生活水の十分な供給，3）就学年齢層の70%以上の通学化，4）大部分の人の生産活動の経験，5）文化知識の享受，6）危険な病気の観察，7）行政村での幅員の大きい道路の建設，8）農村市場の発展を，それぞれ実現することを課題とした。実際には，当時特別困難行政村は1715あり，そのうち1000行政村はこのプログラムの対象となったが，残りの715行政村は他の国家目標や発展プログラムを通じて優遇投資を受けることとなった(19)。両期を合わせた1998-2005年の135プログラムの成果により，少数民族の多い山岳地域の様相も改善された。ただし当時新たに1644行政村が特別困難行政村とされ(20)，135プログラムはそれらを対象にして延長措置がとられ，2006年以降も継続された(21)。

なお，以上の動きとは別に世界銀行・IMFの1999年9月の合同委員会において，途上国への債務削減と融資金利優遇の条件としてPRSP（貧困削減戦略文書：Poverty Reduction Strategy Papers）の作成が義務付けられ，ベトナムでは「包括的貧困削減成長戦略（Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy：CPRGS）」が2002年

(17) *Số 20/2007/QD-TTg Thủ tướng chính phủ,Quyết đinh phê duyệt chương trình quốc gia giảm nghèo giai đọan 2006-2010, ngày 5 tháng 2 năm 2007.*

(18) 特別困難行政村とは貧困世帯が60%以上行政村内に存在すること等の基準が設けられた行政村である（MOLISA and GTC，2004，p. 46）。

(19) *Số 135/1998/QD-TTg Quyết định của Thủ tướng chính phủ Phê duyệt chương trình kinh tế- xã hội các xã đặc biệt khó khăn vùng núi và vùng xa, ngày 31 tháng 7 năm 1998.*

(20) 困難行政村とは25%以上貧困世帯が行政村内に存在すること等の基準に該当する行政村を指す（MOLISA and GTC，2004，p. 48）。

(21) *Số 07/2006/QD-TTg Quyết định của thủ tướng chính phủ phê duyệt chương trình phát triển kinh tế xã hội các xã đặc biệt khó khăn vùng đồng bào dân tộc và miền núi giai đọan 2006-2010, ngày 10 tháng 1 năm 2006.*

に公布された(22)。坂田（2004，429-431 頁）によると「貧困削減国家目標・職業プログラム」と CPRGS とはほとんど独立なものとして立案されていたが，最終的には「貧困削減国家目標・職業プログラム」ならびに 135 プログラムは CPRGS の中の実施プログラムの一部というように位置づけられたとされる。つまり CPRGS が社会経済発展 10ヵ年戦略ならびに 5ヵ年計画における政策や目標を具体化する行動プログラムとして位置づけられていた（図 7 参照）。

以上のようなベトナムにおける貧困削減政策を概観すると，社会的弱者に配慮した政策に重きを置くようになり，かつ機会の平等に基づき自助努力を促す形になってきたことが基本的な流れであることがわかる。根幹となる貧困削減政策である CPRGS ならびに其の実施プログラムの 1 つである「国家貧困削減目標・職業プログラム」には，職業訓練や優遇的な信用供与などの項目が盛り込まれ，それによってまず貧困層を成長のスタートに立たせようとしていたことがうかがえる。他にも 135 プログラムを契機に，社会的弱者に対

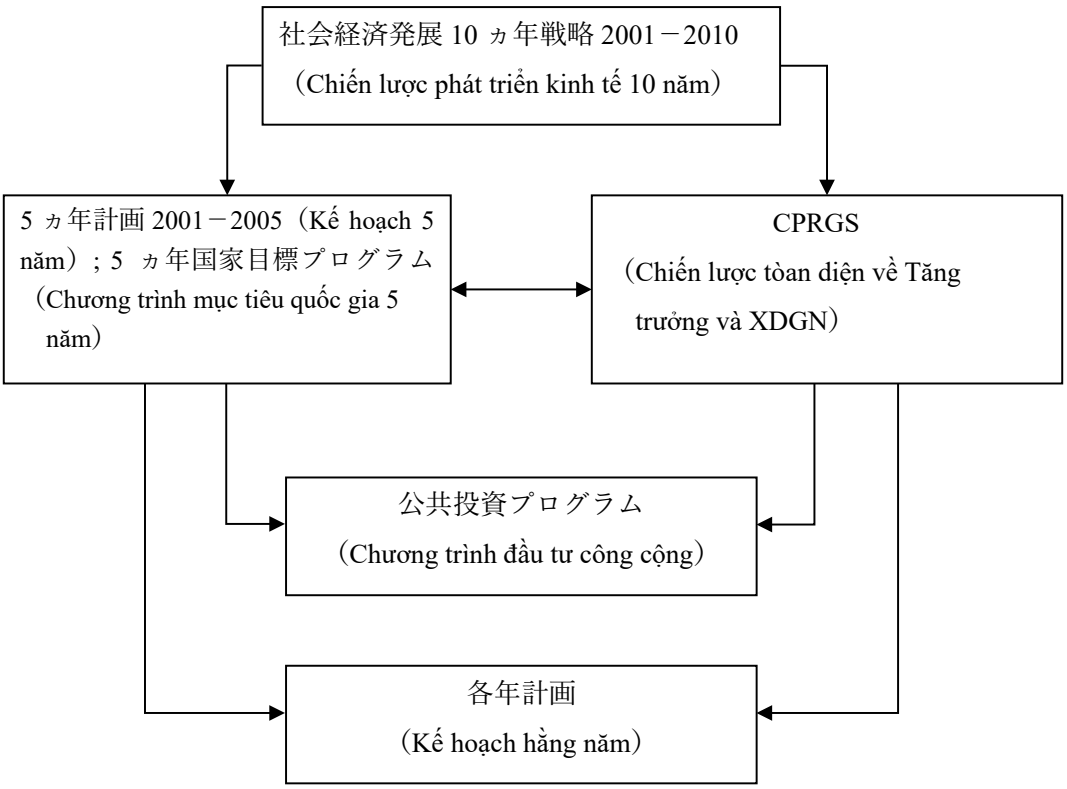


図 7　ベトナムにおける CPRGS の位置づけ（2001 年）

出所）*Chiến lược toàn diện về tăng trưởng và xóa* đói *giảm nghèo, Hà Nội tháng 5 năm 2002,* p. 3.

注）5ヵ年国家目標プログラムとは以下の 6 つを指す。1）国家目標貧困削減プログラム，2）国家目標水資源・農村環境プログラム，3）国家目標人口・家族計画プログラム，4）国家目標社会疾病・HIV/AIDS 撲滅プログラム，5）国家目標文化プログラム，6）国家目標教育訓練プログラム。

(22) *Chiến lược tòan diện về tăng trưởng và xóa đói giảm nghèo, Hà nội tháng 5 năm 2002.*

する貧困削減政策が次第に増え始め，例えば 2000 年には，ベトナム女性連合や農業農村開発省の共同決議「農村女性の生産発展・生活水準向上のための支援」が出され，知識階層の女性，女性労働者，農村における農業従事女性の団結を強固にし，発展させることが目指された。具体的には，1）農林業の奨励活動を行い，農村女性の知識を高め，大規模農園経営（Trang Trại）などを創出させる，2）農村女性，特に山岳地域の農村女性を中心に，貧困削減や生活改善を行う，とするものである。また 2004 年には，「少数民族および特別貧困家計に対する生活水，住居，土地の支援に関する首相決定」（通称 134 プログラム）が公布され(23)，少数民族や特別貧困家計に対し，住居や土地などといったベーシック・ヒューマンニーズ（Basic Human Needs：BHN）の提供が行われるようになったのである。

ベトナムにおける貧困削減政策は，このように主として 1990 年代から 2000 年代にかけて，国際的に貧国削減政策が実施されたこともあって積極的に実施された。その内容としては，貧困層に所得向上のための機会を平等に与え，自助努力により貧困から抜け出す方針へと徐々に移行させるものであった。この点についてはベトナムの貧困基準の変遷にも表れている。ベトナムの貧困ラインの設定および改訂は貧困削減政策を担う MOLISA によって行われ(24)，2005 年まで島嶼山岳部，農村，都市部と分けられていたものが，2006 年より農村部と都市部の二つのみの基準となった（表 2 参照）。既に前節でふれたように島嶼山岳部は少数民族が多く住む地域であり，その地域を通常の農村と同じ基準にしたということは，社会的弱者を特別視するのではなく，普通の人々と同じ基準にたって貧困を

表 2　ベトナムにおける貧困基準の変遷（MOLISA 基準）

期間	貧困		飢餓		
	都市部	農村部	山岳島嶼部	都市部	農村部
1992–1994	20kg 白米/人/月	15kg 白米/人/月	—	13kg 白米/人/月	8kg 白米/人/月
1995–1997	25kg 白米/人/月	20kg 白米/人/月	15kg 白米/人/月	13kg 白米/人/月	
1998–2000	25kg 白米/人/月（90,000 ドン）	20kg 白米/人/月（70,000 ドン）	15kg 白米/人/月（55,000 ドン）	13kg 白米/人/月（45,000 ドン）	
2001–2005	150,000/人/月	100,000 ドン/人/月	80,000 ドン/人/月	—	
2006–2010	260,000 ドン/人/月	200,000 ドン/人/月	—	—	

出所）Nguyen Thi Hang（1998, p. 22），MOLISA and GTC（2004, pp. 32–33），公文書 No. 1751/LĐTBXH，MOLISA 通達 No. 143/2000/QĐ-LĐTBXH 2000 年 11 月 1 日，首相決定 No. 170/2005/QD-TTg 2005 年 7 月 8 日.

注 1）1993–1995 年はじめの米価格の変動は 2200 ドン/kg から 2500 ドン/kg だが，1996 年初は 4000 ドン/kg である。

2）1998 年からは，1995–1997 年と同様，米で基準を計算しているが，米価の変動が不安定のためベトナムドンで換算された。具体的には 1997 年の物価で米からベトナムドンに換算された。

3）MOLISA の貧困基準はこれまで地域別に 3 基準あったが，2006 年の基準では都市部と農村部の 2 基準となった。

4）2005 年までベトナムでは MOLISA と統計総局の二つの貧困基準が存在したが，2006 年からは同じ一つになった。この基準で貧困率を求めると，2006 年における GSO の生活水準報告（*Kế quả tóm tắt khảo sát mức sống hộ gia* đình *2006, Hà nội, 26/12/2007*）によると農村部は 17.0%，都市部は 7.7%となっている。地域別には紅河デルタ 10.1%，東北地域 22.2%，西北地域 39.4%，中央北部沿岸地 26.6%，中央南部沿岸地域 17.2%，中央高原地域 24.0%，北東南地域 4.6%，メコンデルタ地域 13.0%である。

(23) *Số 134/2004/QD-TTg Quyết định của Thủ tướng chính phủ Về một số chính sách hỗ trợ đất sản xuất, đất ở, nhà ở và nước sinh hoạt cho các hộ đồng bào dân tộc thiểu số nghèo đói sống khó khăn, ngày 20 tháng 7 năm 2004.*

評価するという思想が反映されていると見ることができる。換言すれば，それは機会の平等に基づく自助努力により，農村部の人々，とりわけ少数民族の人々がこの当時，貧困から抜け出す方針を政府が貫く姿勢を強めたことの表れといえよう。

b. 貧困問題から格差問題へ：多次元貧困の概念と農村・少数民族

以上のように1990年代から2000年代にかけては，世界銀行など国際援助コミュニティが貧困削減に注力していたこともあり，ベトナムも高い経済成長を維持しつつ貧困削減を実現するため，ターゲットを農村と少数民族に設定した貧困削減プログラムを実施してきたことを確認した。他方，2010年代になると貧困削減の問題も重視されるが，貧困削減の課題は格差問題を解消するための一つの方策としての側面が強まることとなる。既述のように農村部の格差が都市部の格差の程度を上回ったのは2010年頃であり，また地域別に見た場合に北部山岳丘陵地域と中部高原における所得格差が拡大していったのが2014年頃であった。つまり1990年代から2000年代の機会の平等に重きを置く貧困削減政策というよりは，明らかに格差の拡大を背景に，少数民族居住地地域や少数民族の人々が経済発展から取り残されていることをベトナム政府が認識したうえで一連の政策が行われていると理解できる。

ベトナムの貧困・格差政策の中での農業や農村に対する政策は，2008年頃に大きな転機があったと考えられる。その理由としては，第一に既に何度も触れているように2000年代はベトナムが国際市場に統合されていき，都市と農村の格差が顕在化していったこと，そして第二にMarzin and Michaud（2016）が触れているように2007年から2008年に世界食糧危機が起こり[25]，農林水産業へ依存した発展に政府が危機感をもったこと，などがあげられる。特に農林水産業改革を急ぐ政府の危機感については坂田（2012）が触れているところであり，例えば2000年6月15日の政府決議9号（09/2000/NQ-CP）では[26]，稲作に適した地域とそうではない地域を分けて，低地や沿岸地域では水産養殖，都市部に近い地域では蔬菜や花き，果樹栽培などに切り替え，それまでの米生産に集約する農業からの転換を強調して，できるだけ付加価値の高い作物栽培への切り替えることを企図していたことがうかがわれる。また坂田（2012）は同じく2008年8月5日の第10期第7回共産党中央委員会総会決議26号（26-NQ/TW）を「三農（tam nông）」問題に具体的に最初にふれた決議として非常に重視する。すなわちこの決議では農業（nông nghiệp），農民（nông

(24) ベトナムの貧困ラインは従来MOLISAが独自に定めた基準と，CPRGSでふれられている国際基準の二つが並存している状態であった。後者の国際基準（統計総局による基準）は1992/93年，1997/98年ならびに2002年，2004年に行われた既述の全国的な家計調査Viet Nam Living Standards Survey（VLSS；2002年以降はVietnam Household Living Standards Survey：VHLSSと改称）に基づき計算されたものである。しかし2006年にMOLISAの基準に統一された。

(25) 2007年から2008年にかけて起こった世界食料危機において，ベトナムがとった米輸出規制等の詳しい内容については塚田（2009）を参照のこと。

(26) *Nghị quyết số 09/2000/NQ-CP của Chính phủ*：*Một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp*（https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-quyet-09-2000-NQ-CP-chu-truong-va-chinh-sach-ve-chuyen-dich-co-cau-kinh-te-va-tieu-thu-san-pham-nong-nghiep-8415.aspx）（2022年1月22日閲覧）

dân），農村（nông thôn）の「三農」問題に初めて焦点があてられたためである。

「三農」問題を解決する方策としては行政村を基とする「新農村（nông thôn mới）」を建設することが目指された。これは 2010 年 6 月の「2010～2020 年新農村建設に関する国家目標計画（National Target Programs for New Rural Development（*Chương trình mục tiêu quốc gia xây dựng nông thôn mới*）：NTP-NRD）」として体現されることとなる（Marzin and Michaud，2016；坂田，2012）(27)。ここでの「三農」問題とは例えば上記の国家目標の冒頭に記載されていることをまとめると，農業の付加価値の低さと成長の鈍化，農村部の社会経済インフラの弱さと都市と農村の格差，農村住民の生活水準の低さ，とりわけ少数民族が居住する遠隔地農村における貧困率の高さ，ということになる。すなわち，2008 年以降の農業，農民，農村には「三農」という形で貧困と格差の問題が集約しているとベトナム政府には認識されており，それを解決することが重要であるということから，この時点で国家目標となったといえよう。そしてそれを解決するのが「新農村」を築くこととされたのである。この「新農村」建設については後述するように現在でもベトナムの主要な国家目標となっているが，坂田（2012）が指摘するように農村に対するインフラ投資が集中することになるため，本稿でも既にふれた少数民族向けの「プログラム 135」などといったインフラ建設プロジェクトと重複することが懸念される。この問題については，ベトナム政府も認識しているようであり，少数民族支援や「新農村」建設は独立した別々の国家目標として現在は進められているが中央政府が管理できるように対応がなされている。この点は本稿でも後述する。

次に貧困・格差のターゲットとしてベトナムの政策で重視されてきたのは少数民族である。少数民族の貧困政策については先述の 135 プログラムが実施されているが，近年少数民族の貧困削減，とりわけ所得以外の教育，保健・衛生などの側面においてもベトナム全体の平均から水準が遅れていたことから(28)，2011 年にベトナム政府は少数民族や農村，地域的な格差を意識して政府決議 80 号（80-NQ/TW）を発出した(29)。これは 2011 年から 2020 年にかけての持続的な貧困削減方針についてふれたものであり，国家目標が 2%の貧困削減目標であるところ，対象となった貧困削減地域では年 4%の貧困削減を目指すものであった。また 2012 年 10 月には 2012 年から 2015 年までの持続的な貧困削減を達成する国家目標計画（National Targeted Program on Sustainable Poverty Reduction（*Chương trình mục tiêu quốc gia Giảm nghèo bền vững giai đoạn*）：NPT-SPR）が政府により承認された。この NPT-SPR と先述の NTP-NRD は農村所得と生産性の向上，および都市農村間の格差を意識した国家戦略の要として位置づけられており，NTP-SPR は 2016 年から 2020 年にかけて第 2 フェーズへ移行，最近になり 2021 年から 2025 年にかけての次のフェーズとなる NTP-SPR が 2021 年 7 月 28 日付第 15 期国会決議第 24 号（24/2021/QH15）により正

(27)「新農村」建設とは生産や労働，教育，保健，政治組織などの幅広分野で基準値を設定し，基準を超えた行政村を「新農村」と認定するものである（坂田，2012，p. 122）。

(28) Asian Development Bank による Summary Poverty Reduction and Social Strategy：Vietnam による（https://www.adb.org/sites/default/files/linked-documents/48118-002-sprss-vie.pdf，2022 年 1 月 27 日閲覧）。

(29) https://www.vn.undp.org/content/vietnam/en/home/operations/projects/poverty_reduction/Support--to-the-implementation-of-the-Resolution-80.html Project Document – AWP 2012–2013（2022 年 1 月 27 日閲覧）。

式に承認された[30]。2021年12月13日には首相決定36号（36/2021/QD-TTg）によりNTP-SPRに基づきターゲットとなる貧困地域についての基準が設けられている[31]。またNTP-NRDについては経済発展に伴い「新農村」の基準を適宜政府が見直し，変更しつつ現在も農村発展の中心的施策として位置づけられている[32]。

他にも少数民族に対する貧困削減および少数民族が集住する地域と他の地域の格差をなくすための方策は近年相次いでいる。例えば民族委員会（Ủy ban Dân tộc）が担当する2021年から2030年まで（第1フェーズは2025年まで）の「少数民族居住地および山岳地域における社会経済発展のための国家目標計画（National Target Program on socio-economic development in ethnic minority and mountainous areas（*Chương trình mục tiêu quốc gia*（*MTQG*）*phát triển kinh tế-xã hội vùng đồng bào dân tộc thiểu*）：NTP-SEDEMA）」が2020年6月19日の第14期国会決議120号（120/2020/QH14）によって承認された。これは少数民族の貧困と格差を削減することが明確に国家目標となったことを象徴するものである[33]。また先述の24/2021/QH15では，国家目標として上記の3つ（NTP-NRD，NPT-SPRおよびNTP-SEDEMA）が特に重視されており，NTP-NRDについては農業農村開発省，NTP-SPRについてはMOLISA，そしてNTP-SEDEMAについては民族委員会が主導して，互いにプログラムの適用範囲，目標が重複することなく効率的に運用できるようにプログラムの実行委員会を設立し中央政府が管理できる体制が整えられた。これは，すなわち農村と少数民族の貧困削減，地域の格差（所得格差のほか教育格差や保健・衛生格差を含む）問題が明確に政府に認識されたことを意味しよう。

さらに少数民族の貧困削減から地域格差をなくすという方針を考えたときに，多次元貧困（multidimensional poverty：MDP）の概念がベトナムに導入されたことは大きな意味を持っていると考えられる。ベトナムは2015年11月にアジアの中でも先んじてMDPを導入した（UNDP，2018）。MDPは世帯や個人の貧困を生活水準（所得）のみならず保健，教育といった非所得面おける貧困の頻度や程度も捉える概念である。図8は少数民族籍の人々の5年間における生活水準改善理由であるが農業所得，非農業事業環境，季節雇用，居住する行政村（ベトナムにおける末端の行政区画）のインフラの変化に加え，教育環境の変化が重要な理由となっている。特に注目されるのは教育環境の改善面であり，少数民族の場合，この点で遅れていたことを示しているともいえる。つまり教育へのアクセスが低水準なケースも捉えうる多次元貧困指標が導入された背景には，少数民族の貧困をなくし，地域的な格差をなくそうとするベトナム政府の強い意志が反映されていたと考えられよう。

（30）https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Nghi-quyet-24-2021-QH15-chu-truong-dau-tu-Chuong-trinh-muc-tieu-quoc-gia-giam-ngheo-ben-vung-484262.aspx（2022年1月26日閲覧）。

（31）https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Van-hoa-Xa-hoi/Quyet-dinh-36-2021-QD-TTg-tieu-chi-xac-dinh-huyen-ngheo-vung-ven-bien-va-hai-dao-479455.aspx（2022年1月26日閲覧）。

（32）NPT-SPRの現在に至る経緯について詳しくは以下の統計総局のウェブページを参照のこと。https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2021/09/xay-dung-nong-thon-moi-dat-ket-qua-to-lon-toan-dien-va-mang-tinh-lich-su/（2022年1月26日閲覧）。

（33）https://chinhphu.vn/?pageid=27160&docid=200513&type=1&tagid=4（2022年1月26日閲覧）。

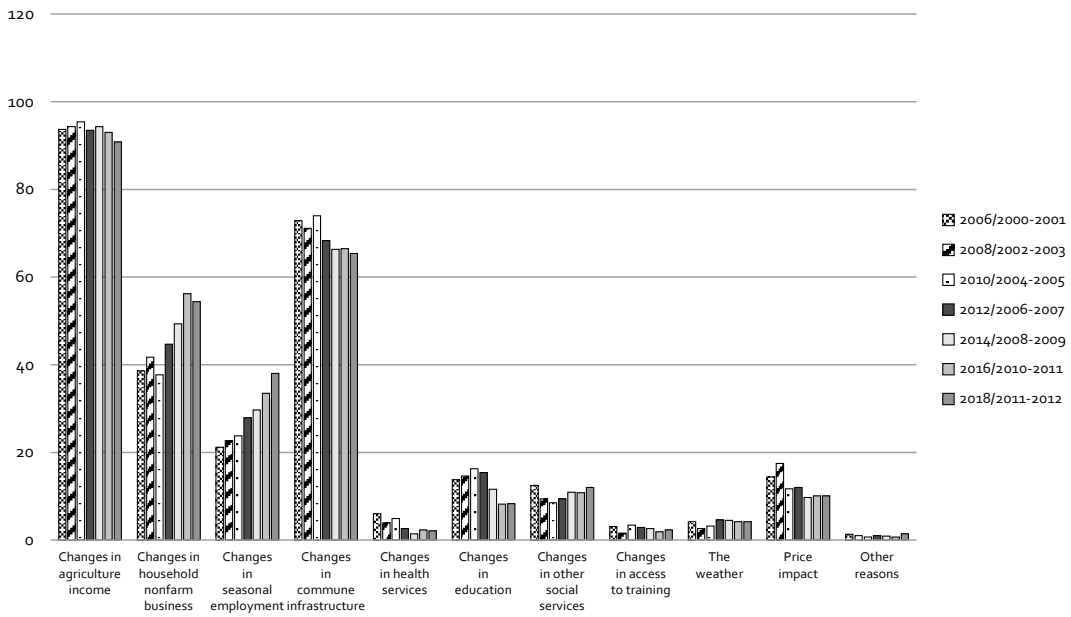


図 8　少数民族籍の人々の 5 年間における生活水準改善理由

出所）GSO(2019)Result of the Vietnam Household Living Standards Survey 2018. Ha Noi : Statistical Publishing House をもとにグェン作成。

注）単位は %。

4. むすびに

以上，貧困と格差の動向を確認するとともに，それに対応してベトナムの政策や研究がどのように推移してきたのか，本稿では確認してきた。ベトナムでは 1990 年代から 2000 年代にかけては高い経済成長の一方で問題となっていた貧困問題について，国際援助コミュニティの方針，支援も得ながら貧困削減に関する一連のプログラムが進められてきた。2010 年以降になるとベトナムもグローバル化が進み，7% を超える高い経済成長率も達成されるようになってきたが，他方において農村部の貧困，とりわけ少数民族や山岳・丘陵地帯が発展から取り残される状況が強く現れるようになった。そのため農村，少数民族をターゲットとした一連の貧困削減プログラムが実施され，拡大する地域格差をなくす方向へと舵が切られたのである。要するに経済成長の中での貧困削減問題から格差縮小のための貧困問題が重要な論点となってきたのであり，そのターゲットが主として山岳地帯の農村部に居住する少数民族となっている。現在この方針のもと，3 つの国家目標プログラム，すなわち NTP-NRD，NPT-SPR および NTP-SEDEMA が独立して進められており，少数民族の貧困をなくし地域格差を縮小することはベトナムにとって最重要の課題となっていることがわかる。こうした国家目標プログラムが適切に進展しているかを評価するために MDP 指標もアジアでは先駆けて導入されている。現在，国際的に進められている持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の理念は「誰一人取り残さない」ことである。ベトナムの方針は SDGs の理念に即した経済発展の道を模索し，実行してい

るといってもよく，SDGs を達成する観点からも非常に注目される事例である。この上記3プログラムの動向は SDGs のベトナムにおける達成状況も踏まえつつ，今後も見守る必要がある重要な研究対象といえよう。

〔参考文献〕

〈英文・越文〉

Hồ Chí Minh（1945–1946）*Hồ Chí Minh toàn tập*, T.4. Hà Nội：Nhà xuất bản Chính trị quốc gia

Marzin, J. and A. Michaud（2016）*Evolution of Rural Development Strategies and Policies*：*Lessons from Vietnam*. Document de travail Art-Dev 2016–5.

Ministry of Labour, Invalids and Social Affaires（MOLISA）and German Technical Cooperation（GTC）（2004）*Statistics on Hunger Eradication and Poverty Reduction for the Period of 1998–2000 and 2001–2003*. Ha Noi：Labour and social Affairs Publishing House.

Nguyen Thi Hang（1996）“Thực hiện 5 năm xóa đói, giảm nghèo（貧困削減の5年間の実情）.” *Tạp chí Cộng sản*. 21（tháng11）, pp. 43–46.

Nguyen Thi Hang（1998）“National Programme of Poverty Alleviation.” Poverty Alleviation in the Time of Globalisation（Special Supplement of World Affairs Weekly）. Oct. 5：pp. 22–23.

UNDP（2018）*Multidimensional Poverty in Viet Nam*：*Reducing Poverty in All Its Dimensions to Ensure a Good Quality Life for All*. Hanoi：UNDP.

〈邦文〉

石川滋（2006）『国際開発政策研究』東洋経済新報社.

坂田正三（2004）「ベトナムの貧困削減政策―ベトナム指導層の認識とその変化の背景―」石田暁恵・五島文雄（編）『国際経済参入期のベトナム』アジア経済研究所.

坂田正三（2012）「ベトナムの農業・農村開発政策―2008年の政策転換と第11回党大会で示された方向性―」寺本実（編）『転換期のベトナム―第11回党大会、工業国への新たな選択―』アジア経済研究所.

塚田和也（2009）「ベトナム―コメ輸出国の食料安全保障―」重冨真一・久保研介・塚田和也『アジア・コメ輸出大国と世界食料危機―タイ・ベトナム・インドの戦略―』アジア経済研究所.

トラン・ヴァン・トゥ（2010）『ベトナム経済発展論―中所得国の罠と新たなドイモイ―』勁草書房.

トラン・ヴァン・トゥ・苅込俊二（2019）中所得国の罠と中国・ASEAN』勁草書房.

古田元夫（2009）『ドイモイの誕生―ベトナムにおける改革路線の形成過程―』青木書店.

（2022.1.31 受稿，2022.3.7 受理）

〔抄　録〕

本稿は近年経済成長著しいベトナムに焦点を宛て，貧困と格差の動向を確認するとともに，それに対応してベトナムの政策や研究がどのように推移してきたのか，その特徴を明らかにすることを目的とするものである。2010 年頃からベトナムはグローバリゼーションが進み，経済成長もさらに進んだが，その一方で貧困・格差問題には新たな側面がみられるようになった。すなわち農村部の貧困，少数民族の貧困，および地域間格差の問題である。1990 年代から 2000 年代にかけては急速な経済成長の中で，国際援助コミュニティーの支援とともに貧困削減政策がとられてきた。そこでの貧困削減政策は主に機会の平等を付与する形で進められた。しかし 2010 年代以降は地域間格差の是正に焦点があてられ，その枠組みのなかで農村部の人々，特に少数民族の人々が経済発展から取り残されていることを政府が認識する形で貧困削減が進められている。今日，地域間格差を解消し貧困削減を進める枠組みとして「持続的な貧困削減を達成する国家目標計画」が実施されており，農村開発と少数民族支援とともに 3 大国家プログラムとして位置づけられていることはまさにその証左といってよいであろう。

千葉商大紀要　第 59 巻　第 3 号（2022 年 3 月）pp. 161-163

2021 年学外研究活動報告

（2021 年 1 月～2021 年 12 月）

本報告は会員から報告のあったものを掲載してあります。――◇**運営委員会**

〔学会報告〕

報告者名	題目	学会名	月
師尾晶子	「歴史家」の顕彰とポリスの歴史の創造――競合とネットワーク	科研費合同研究会	3
川崎知已	学習のつまずき感から克服に至るプロセスについての検討―現大学生の回顧的インタビューを基に M-GTA を用いた質的研究―	日本学校心理学会	9
杉田文	「市民協働による地下水調査とその活用」	日本学術会議公開シンポジウム「「水」と「水循環」の研究最前線―21 世紀の多分野協創研究にむけて」	9
Akiko MOROO	Keeping the Sacred Landscape Beautiful and Elaborate: Maintenance of Sanctuaries in Ancient Greece, Panel: Sacred Landscapes in Archaeological Contexts	2nd International Conference on Global Issues of Environment and Culture, 17－19 September 2021 (Sino-Hellenic Academic Project), Delphi, Greece (Zoom)	9
中村元彦㊐	「監査における ERP 導入の諸問題」	日本監査研究学会	9
中村元彦㊐	「内部統制の教材としてのオープンソース ERP」	日本内部統制研究学会	10
中村優介	ウィンストン・チャーチルにおけるフランス再興の構想，1940-1945 年――英米関係と英仏関係の狭間で	日本国際政治学会 2021 年度研究大会分科会 D-1 欧州国際政治史・欧州研究分科会「イギリスの戦後ヨーロッパ秩序構想」	10
趙軍	「梅屋庄吉の中国革命支援に関する若干の考察」	中村弥六研究会・科研費研究プロジェクト「グローカル・ヒストリーの中のアジア主義者・中村彌六―未公開資料に基づく基礎的研究」共催「中村弥六研究会 2021 年 10 月例会」（オンライン式）	10

Akiko MOROO	The Memory of the Persian Wars and its Use for the Creation of the Collective “Greek” Identity	The 12 th Korea-China-Japan Symposium on Ancient European History: War, Peace and Hegemony in Antiquity, 22－23 October 2021 , Seoul, Korea（Zoom）	10
趙　　軍	「従同床異夢至異床異夢――大亜洲主義在近代中国的伝播，変異與改造，対抗」（中国語）	中国社会科学院主催，中国史学会・湖北省社会科学会聯合会ほか共催「記念辛亥革命 110 周年国際シンポジウム」（中国・武漢，オンライン参加）	11
趙　　軍	中山艦博物館と武昌市内の革命関連史跡	南山大学アジア太平洋研究センター・武漢史研究会共催「武漢史研究会第二回勉強会」	12

〔寄稿〕

執筆者名	論　文　名	掲載誌名その他	月
中　村　元　彦	未来の監査における IT の利用	青山アカウンティング・レビュー　第 10 号	2
中　村　優　介	英仏協調の再興へ向けたイギリス外交，1940 ～ 1942 年――フランスの将来をめぐる英米の対立	日仏政治研究第 15 号	3
田　中　信一郎㊒	論文名：自治体の立地適正化計画と関連する行政計画との関係―長野県上田市の事例	『計画行政』第 44 巻第 3 号（通巻 148 号）	8
杉　田　　文	書評「環境保全のための地下水水質化学―地球化学，地下水および汚染―　上，下」C.A.J. アペロ，D. ポストマ（著）／中川啓（監訳）	日本水文科学会誌 2021 年 51 巻 2 号 p. 43-44	8
常　見　陽　平	「新型コロナウイルスショックの大卒者の就職活動に関する影響に関する考察」	連合総研「DIO」368 号	8
松　田　和　久	取締役の会社に対する責任	商事立法における近時の発展と展望（丸山秀平先生古稀記念論文集）	10

〔著書〕

執筆者名	書　　名	発行所	月
趙　　軍㊒	『全地球時代からの人文主義　歴史，文学，植民地教育史研究の還流　田中寛教授古稀・退職記念論集』『新世紀人文学論究』第 4 号特別記念号	新世紀人文学研究会事務局	3
師　尾　晶　子㊒	地中海圏都市の活力と変貌	慶應義塾大学文学部	3

川　崎　知　已㊒	いじめ予防スキルアップガイド：エビデンスに基づく安心・安全な学校づくりの実践	金子書房	4
田　中　信一郎	国家方針を転換する決定的十年―新自由主義から社会的共通資本へ	現代書館	5
齊　藤　紀　子㊒	市民による訪問型生活支援サービス－有償ボランティアで取り組む人に	学事出版	9
川　崎　知　已㊒	新・教職課程演習　第９巻　教育相談	共同出版	11
Akiko MOROO㊒	Transmission and Organization of Knowledge in the Ancient Mediterranean World	Phoibos Verlag, Wien	12
常　見　陽　平㊒	『博報堂生活総研のキラーデータで語るリアル平成史』	星海社	12

〔訳書〕

執筆者名	書名	発行所	月
NGUYEN THI THANH THUY（グェン ティ タン トゥイ）	訳書名：ベトナム統計年鑑 2019 原著者名：General Statistics Office 原書名：Statistical Yearbook of Viet Nam 2019	ビスタ ピー・エス	5

千葉商科大学国府台学会
運営委員会委員
（ABC 順）

荒　川　敏　彦（商 経 学 部）
藤　井　紘　司（人間社会学部）
藤　原　七　重（商 経 学 部）
五反田　克　也（国際教養学部）
平　原　隆　史（政策情報学部）
越　川　靖　子（商 経 学 部）
○小　杉　亮一朗（商 経 学 部）
久　保　裕　也（国際教養学部）
久保田　俊　介（基盤教育機構）
丸　浜　千　紘（人間社会学部）
新　田　耕　平（商 経 学 部）
小　黒　岳　志（商 経 学 部）
大矢野　　潤（政策情報学部）
大　下　　剛（サービス創造学部）
◎相　良　陽一郎（商 経 学 部）
土　屋　清　人（商 経 学 部）
鷲　谷　浩　輔（基盤教育機構）
横　山　真　弘（サービス創造学部）
朱　　珉（商 経 学 部）

◎委員長
○副委員長

Ⓒ

2022 年 3 月 31 日発行

千葉商大紀要　第59巻 第 3 号

（通巻第 193 号）

編集発行者　千 葉 商 科 大 学
　　国 府 台 学 会

発行所　千葉県市川市国府台 1-3-1
　　（〒272-8512）
　　電 話（047）372-4111（代）

印刷所　株式会社 CUC サポート
　　ドキュメントセンター
　　千葉県市川市国府台 1-3-1
　　（〒272-8512）
　　電 話（047）710-4672

ISSN 0385-4566

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 59 No. 3 March 2022

Articles

Creation of Tradition and Worldly Interests in Relation to Visiting Graves
—From the Surveys of People's Attitudes Toward Everyday Life in Tokyo's 23 Wards—
…… *ARAKAWA, Toshihiko* (1)

Study on Effective Training Methods Before / After the Educational Practice
—Moral Attitudes of Students Required in the Practice (1)— …… *SAGARA, Mari* (21)
SAGARA, Yoichiro

A Study on Identification of Children with Learning Difficulties in
English Listening Comprehension …… *SAKAI, Shien* (37)
TSUCHIYA, Kagari

Relationship Between the Process of Introduction for Foreign vegetables and the Formation of Chief Producing Area in Modern Japan
—In the Case of Onion Producing region in Hokkaido, Japan— …… *TANO, Hiroshi* (53)

Sinological Revolution and Revolutionary Sinology
—On Endo Ryukichi's "Sinological revolution"— …… *ZHAO, Jun* (71)

Application of the Aggregation of Profit and Loss, and the Miscellaneous Loss Deduction, for NFT Loss
—Is NFT Classified as "Assets Not Ordinarily Necessary for Daily Life"?—
…… *IZUMI, Junya* (91)

Empirical Analysis of Pre-university Education at Chiba University of Commerce
—Evaluation of E-learning Efforts— …… *OHTSUKA, Shigeaki* (117)

A Study on the Trend and Future Prospects of Citizen's Marathon Events in Japan
…… *YAMADA, Kosei* (129)

What Are the Development Policies Priorities?
—The Trends in Poverty, Inequality, and the Vietnamese Government's Response—
…… *NGUYEN,Thuy* (143)

News

Research Activities outside the University …… (161)

KONODAI INSTITUTE
Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan